

石 鹼 統 制

昭和十七年度に於ける石鹼界は、油脂統制會の設立によつて原料部門の綜合的需給計畫が樹立され、同時に石鹼工業の企業整備によつて製造部門の再編成を斷行、最後に日本石鹼配給統制株式會社の創立によつて全國に跨る配給機構の整備を完了した。従つて石鹼に關する業界の再編成は完全に終了を告げた譯で、これに伴ひ幾多の工場が閉鎖或ひは合併され、又、卸業者は大小を問はずその業務を新機構に譲渡するに至り、石鹼界はこゝに劃期的改革を遂ぐるに至つた。即ち本年鑑に於いては「業界一年史」中より石鹼を分離し、從來の慣例に従はず單獨の一項目として取上げた次第である。

一、製造部門整備

企業整備好調裡に完了

石鹼工業は、昭和十六年七月商工省より日本石鹼工業組合聯合會に諮問があつたことに

端を發して、ここに企業整備の問題に突入、工聯當事者は自ら各地方石鹼工組に出張して地區別懇談會を開催しては、當局の意嚮を傳達するとともに業者の希望を聴取することに努めた。

かくて各工組より整備案の提出を求め、それを綜合して當局への答申を作成、業者側の具體案を申達した。次いで十月三日企業整備

あたり、人員に於いては八千五百餘人が四千二百二人即ち約五十二％に減減した。次に資産方面では四百六十八萬五千圓即ち一人當り一萬二千八百七十圓が整理されたことになる。

石鹼工業組合の一元化

商工省では石鹼工業整備の完了により、從來五百有餘を算した工場が全國を通じて八十二企業體に縮少されたので、それに伴ふ業界機構を整備するため既設の日本石鹼工業組合聯合會及びそれに屬する東京、神奈川、中部、北海道、新潟、長野、西日本の各石鹼工業組合を發展的に解消せしめて、新たに内地一圓を單位とする日本石鹼工業組合を設立することの方針を定め、四月四日商工省化學局長及び同振興部長の連名を以つて左の如き通牒を地方長官並びに石鹼工業組合聯合會理事長宛に送達した。その内容を一言にして言へば新組合の組合員たる資格は企業整備後の殘存業者に限られ、浴用石鹼、固形洗濯石鹼、粉末石鹼及びその他の石鹼等の部制を組合内に設け、生産並びに配給に關する統制の萬全を期し事務の簡捷を策したものである。また地區

要綱の發令となるや工聯は直ちに企業整備常任委員會を構成し、また整備推進の中核體として企業整備委員會及び評價委員會を各工組に設置して殘存企業體の銜衡を第一次第二次と進める一方、中心工場の資格を得たもの以外の工場に適用すべき能力査定標準を決定してこれが調査を進めた。

最初この整備は、小企業濫立のため相當の波瀾を豫想されたのであるが、業者の理解と協力によつて意外に順調に進捗し、整備要綱發令以來五ヶ月目の昭和十七年二月二十五日を以つて完了した。これにより整備前五百二十を數へた企業體は僅々八十三に縮少された。(個々の殘存企業體に就いては)

その整備状況を組合別に見ると、北海道は二十一企業體が一企業體に壓縮新潟は八企業體が一つになる。東京は百三十六業者が三十企業體にまとまつた。また長野では二十二を一企業體に整備し、神奈川では三十二工場が一つに合同した。中部に於いては五十六業者が六企業體に減少し西日本の百八十四名は四十一企業體に整備され、なほ組合外のアウトサイダー六十一業者が二企業體に統合された。その整理率を工場數から見ると八十五％に

内を二つに分けて愛知縣以東を東部支部、それ以外の地を西部支部となしそれぞれ組合員間の連絡を圖るための施設を設けることになつてゐる。

昭和十七年四月四日

商工省化學局長
商工省振興部長

石鹼工業組合 結成に關する件

石鹼工業に關しては今般生産統制の必要上左記要領に依り全國單位の石鹼工業組合を結成せしめ、全國的生産機構の整備を圖ること、相成り同時に既設日本石鹼工業組合聯合會及び所屬工業組合(東京、神奈川、中部、北海道、新潟、長野、西日本)を解散せしむること、相成候に付ては、これが設立及び解散に關し至急何分の措置相成度此段及通牒候也。

追而組合員たる資格を有する者は昭和十六年十月三日附一六振第七、一五〇號石鹼工業の整備に關する件通牒に依る殘存者に有之候條右該當者に對し資格證明相成度申添候。

記
一、組合の名稱 日本石鹼工業組合

工業組合整備の問題は企業再編成の進捗につれて業者の間に漸次有力化してきたのであるが、その機熟してここに當局の通牒となつて現れたのであつた。よつて東京石鹼工組では五月一日、日本石鹼工聯では同四日、大阪石鹼工組では同十日と相次いで總會を開催の上組合解散を決議、新體制へと歩調を早めた。

- 二、組合の地區 内地一圓
- 三、組合員の資格 石鹼の製造を業とする者(纖維工業用石鹼を除く)
- 四、統制に關する部制及び連絡に關する地區制
 - イ 本組合員の製造する石鹼の品種別生産統制を圖る爲本組合に左の部を設くること
 - ① 浴用石鹼部
 - ② 固形洗濯石鹼部
 - ③ 粉末洗濯石鹼部
 - ④ 其の他の石鹼部(纖維工業用石鹼を除く)
 - ロ 本組合員間の連絡を圖る爲左の支部を設くること
 - ① 東部支部(愛知縣以東地區)
 - ② 西部支部(東部支部以外の地區)

そして日本油脂社長村山威士氏を委員長とする設立準備委員の努力により、一切の準備を完了して六月一日大東亞會館に於いてその創立總會が開催された。當日參集の業者は有資格者七十六名中五十二名にして、來賓としては商工省化學局志村有機課長、池高事務官、藤田技師及び振興部工務課篠原事務官等が顔を見せ、村山氏を議長に推して経過報告の後議事に入るや

第一號議案 定款制定の件

第二號議案 事業計畫決定の件

第三號議案 理事及び監事選任の件

第四號議案 組合の負擔に歸すべき創立費及びその償却方法承認の件

第五號議案 各組員よりの出資口數承認の件

第六號議案 事務所決定の件

第七號議案 取引銀行決定の件

第八號議案 決議の本旨に反せざる範圍の字句の修正を發起人總代に一任するの件

等を審議原案通り可決した。事務所は當分の間本所區江東橋の舊東京石鹼工業組合内に置かれ、左の役員陣容がこれを率ゐることに決定した。

理事長 久保田四郎、副理事長 保々誠次

郎、常務理事 佐治忠吉、高橋鐵治、理事 石川正勝、小池一郎、杉浦與一郎、竹井俊郎、藤川貞三郎、松本昇、宮崎寅四郎、山崎高晴、監事 泉彌一、三木巳之吉、顧問 村山威士、參與 長瀬鐵男

田中、桑原正副理事長並びに日南田事務理事の出頭を求め、化學係長尾警部より最近の市場に於ける石鹼配給の不圓滑に就いて種々懇談があり、特に品物拂底につけ込み抱合せ又は條件付販賣等が盛んに行はれてゐるからその是正に就いて組合としても極力協力されたいといふ話があつた。當局のこの態度は懇談的とは言ひながら警告の意味を含むもので、故意に儲けの多からんことを圖るやうな行爲があれば容赦なく峻厳なる取締りに出る旨を言渡された。小賣部門に關しては醫藥品小賣商業聯合會及び小間物小賣商業組合等の首腦者がそれぞれ招致され同様の趣旨の注意を受けたわけである。かうして石鹼の配給をどうにかしなければこれは大變な問題になるといふ氣運が次第に濃厚になりつゝあつた。その後石鹼飢饉の風潮はますます甚しく、石鹼が手に入らないといふ聲が全國を風靡するに至つたので、警視廳では指詰め府下の窮狀を何等かの方法によつて打開すべく、東京府、東京市等と諮つて日本油脂、大日本油脂ライオン油脂、旭電化等、主なる石鹼生産業者を招致して業者側の意圖を徴するなど對策を考究中であつた。これに歩調を合せて業界でも三月三十日濱町の日本橋俱樂部に於いて

二、配給機構整備

東京石鹼臨時配給協會

石鹼工業再編成の進捗に伴ひ、業界の動搖、原料及び勞務等の不足も手傳つて浴用、洗濯或ひは粉末の種類を問はず石鹼類の入手難は、昨年末より今年にかけてますます甚だしく、勢ひの赴くところ情實裏りや抱合せ販賣が横行して一般消費者の窮狀をこのまゝ放置するに於いては衛生上由々しい問題にまで進展しやうな形勢にあつたので、これが取締りの任に當る警視廳經濟警察部經濟第三課では、一月十七日東京石鹼化粧品卸商業組合の

て各案の忌憚なき検討に入つたが、註文券付切符は複雑過ぎるといふ理由からこれを取消すことになり、更に研究の上單券案及び花王石鹼案の兩者からその一つを選ばばいいといふことになつた。ところがこの計畫を知つた商工省は、目下石鹼配給機構の根本的整備を研究中の矢先に當つてかかる切符制を實施することは好ましくないといい態度に出て來た。そこで懇談會から三名の陳情委員が商工省を訪問、今回の切符制は市民の不案を解消するための臨時的措置であつて、現在の石鹼難を合理的に解決するにはこれより外に方法がないことを情理を盡して具申した。しかしながら、この東京石鹼臨時配給協會による石鹼の切符配給は、どうしても商工省當局の賛意を得ることが出来なかつた。即ち商工省自身の配給機構整備要綱が近々中に發表されようとしてゐる時に、このやうな配給制度を暫定的ながら實施することは、商工省の整備案と喰違ひを生ずる處れが多分にあり、且又東京府下だけはこの切符制によつて圓滑に行くにしても、他府縣の場合を考慮に入れれば中央官廳たる商工省の立場上、東京府のみの便宜を容認することは出来ないといふのである。そして若し協議會が何うしても活動した

東京石鹼工業組合主催の下に石鹼の配給統制に關する官民懇談會を開催、警視廳、東京府、東京市の各係官をはじめ、生産業者代表及び配給業者代表三十有餘名が出席の上、石鹼工組竹井理事長よりこの協議會を開くに至るまでの経過に就いて報告があつて後、花生堂桑原啓造氏を座長に推して一、配給機構の問題、二、割當の問題、三、配給方法の問題、四、實行期間の問題、五、その他の問題等に關して意見を交換の結果東京石鹼工業組合指名の配給業者を以つて東京石鹼臨時配給統制協議會を結成することになり、四月二日及び同六日の二回にわたり京橋のニツサン石鹼販賣株式會社で準備委員會を開き、消費者に對し石鹼を公平に配給し得る具體的方法に就いて慎重な研究を遂げた。その結果

一、切符制を採用すること
二、現在の配給機構を尊重すること
以上の二項目に就いては意見の一致を見たが、切符の種類を何にするかに就いて單券案と註文券案とが對立して容易に結着を見ず、委員會は右兩案を作成して四月十日日本橋俱樂部に開かれた二度目の官民懇談會にその採決を求めたのである。いまそれぞれの得失を要約すれば

第一案 單券制の特長
1、現在の配給機構に變革を加へずして運用可能
2、最も迅速實行可能
3、他府縣よりの移入量の確保可能
第一案の缺點
1、現品の數と切符との數が地區的不一致を來すの虞れあり
第二案 註文券附の特長
1、現品の數と切符の數との一致が地區的に可能
第二案の缺點
1、現在の機構に大なる變革を來すの虞れあり
2、準備期間に相當の日數を要し急迫せる現在の事態に即應し難き憾みあり
3、他府縣よりの移入量に變化を來し確保量減退の虞れあり
然るに十日になると委員會作成の二案の外に花王石鹼より卸商業組合並びに小賣商業組合を活用すべしといふ別個の案が提出された。ここに於いて懇談會はその三案の内何れかの一つを選ぶといふことになり、前回同様桑原啓造氏を座長として委員會の苦心になる二案を發表後、併せて花王石鹼案をも紹介し

い望みを捨てないならば、配給切符によらず他の方法に依るべしと強硬に主張して熈まなかつた。よつて業者側は當局の意圖に従ひ種々研究を重ねたが、配給切符利用を除いては早急に石鹼配給の圓滑を期し得るやうな手段を見出すことは困難なので、寄々協議の結果、東京石鹼臨時配給協議會の解散を決議、本問題は一應白紙に還ることになつた。

以上の経緯によつて警視廳の態度に基づく石鹼の配給案はその實を結ばなかつたけれども、これが契機となつて商工省の石鹼配給機構整備は著るしく促進され、やがて次に來る配給機構の全面的革新へと發展したのである。

配給機構整備 備通牒出づ

時日の経過とともに昂まりくる石鹼の入手難を防止する唯一の希望は、かくして當局の石鹼配給機構整備要綱の發表を待つより外に方法がなく、全業界が鶴首してそれを待望中のところ、五月二十日商工省は業者代表を魚油統制會社會議室に招致して當局案の内示を行つた。即ち商工省側よりは化學局有機課志

村課長、同池高事務官、藤田技師及び振興部根岸技師等臨席の上、志村課長より當局の原案を示して説明を加へ、業界代表よりの質問に對してもそれぞれ應答があつた。當日の業者側出席者は次の通りである。

- ▽生産者 日本油脂久保田四郎、日華製油藤川貞三郎、大日本油脂山崎高晴、旭電化小池一郎、ライオン油脂竹井俊郎、舊工聯理事長保々誠次郎、同理事宮崎寅四郎
- ▽元賣業者 清水信三、小畑百合藏、長瀬六郎、館野榮吉、角倉秀雄、中村茂八、島田新助、森友徳兵衛、桑原啓造、田中吉兵衛

この日示された當局案の内容は、中央に日本石鹼配給統制株式會社を設立して、これに製造業者の營業部門及び元賣業者を株主として参加せしめ、その下部機構として府縣單位の商業組合若しくは販賣會社を設立するといふ骨子を持ち、中央の配給統制機關に参加し得る元賣業者は昭和十六年度に於いて二十萬圓以上の元賣實績あるものに限るとあつた。次いで六月六日商工次官名を以つて各地方長官あて石鹼配給機構整備に關する通牒を發してその方針を明かにした。即ち

- 一、石鹼、洗剤及び石鹼生地の製造業者及

び元賣業者を以つて日本石鹼配給統制會社を設立する

- 二、石鹼等の卸賣業者を以つて道府縣別に地方石鹼卸賣商業組合を設立し、各道府縣の實情によつては既存の荒物雜貨卸賣商業組合を活用する、又他府縣の卸賣業者が當該府縣の實績を有するときはその府縣の卸賣商業組合に加入できる
- 三、石鹼の小賣については既に改組整備した商業組合を活用するが、已むを得ざる事情があれば従來の商業組合等を利用することができらる。

以上によつて當局は何んな形態の下に配給組織を整備しようとしてゐるか、その大綱が略々明かになつてきたので、東京石鹼化粧品卸商業組合では、來るべき新事態に對して注視を怠らず連日のやうに役員會を開催して情報の蒐集意見の交換に努めてゐた。

一方商工當局では次官通牒を以つて傳達したこの機構整備を圓滿に遂行せしめるため、全國を三地區に別けて事務打合せ會議を開き萬遺漏なきを期してゐたのである。

即ち六月十二日商工省日比谷分室に於いて東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、静岡、新潟、富山、北海道

青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島等東北中部地區の關係官參集の上、化學局有機課長より説明を聞き、また十八日には大阪府廳に於いて大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、三重、愛知、福井、石川、岐阜、岡山、廣島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知等關西中國プロツクの會議を開催したが、これに先立つて同月十五日福岡、山口、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各府縣は福岡縣廳に參集してそれぞれ打合せを遂げた。かうして府縣單位の配給機構が着々軌道に乗つて來つたものと平行して、中央に於ける石鹼配給統制會社の設立準備も次第に具體化して來た。

日本石鹼配 給統制會社

機は熟して六月下旬に入ると同時に石鹼の配給機構に關する問題は急激に進展、中央の日本石鹼配給統制株式會社は左の設立準備委員決定によつていよいよ具體的の運びが開始された。

- 村山威士 (日本油脂) 小池一郎 (旭電化)
- 山崎高晴 (大日本油脂) 竹井俊郎 (ライオン)

ン油脂) 久保田四郎 (日本油脂) 保々誠次郎 (芳誠舎) 館野榮吉 (館野商店) 中村茂八 (中村商店) 桑原啓造 (花生堂) 島田増次郎 (山十商事) 松本昇 (養生堂) 藤川貞三郎 (日華製油) 小畑百合藏 (日華販賣) 清水信三 (日本石鹼販賣)

即ち六月十日魚油統制會社に於いて第一回委員會を開催、新會社の機構に就いて協議を遂げ、なほ資格者の實績調査及び定款起草等を急ぐことを申合せた。これに續いて再三委員會を開いて準備を進め、二十七日化學局志村有機課長、池高事務官、藤田技師等立會の下に委員會を開き、ここに統制會社の大綱を決定した。

第一にその社名は日本石鹼配給統制株式會社と稱し、資本金は五百萬圓半額拂込の豫定のところ、後にこれは三百萬圓全額拂込と變更された。また職制は會長制を取り、その下に社長及び二名の常務取締役を置いて社業を統率することになり、重役陣は取締役十三名、監査役四名といふ構成である。株主資格としては石鹼生産業者及び昭和十六年一月より同十二月までの元卸實績二十萬圓以上の元賣業者に限り、會社の取扱品目は洗濯石鹼、浴用石鹼、粉末石鹼、工業用石鹼及び洗劑類

等にしてその配給統制を一手に管掌するのであるから、右の品目は全部この會社に收買されることになる。

越えて七月十五日その創立總會が丸の内大東亞會館に於いて開かれ、商工省化學局志村有機課長、農林省資材部油脂課大野技師をはじめ關係官多數臨席の下に

- 一、創立に關する事項報告の件
- 二、定款承認の件
- 三、取締役監査役選任の件
- 四、取締役中より會社を代表すべき取締役選任の件
- 五、取締役及び監査役の調査事項報告承諾の件
- 六、取締役及び監査役報酬の件

以上の議案を附議可決して總會を終了した。統制會社新重役の顔觸れは次の通りである。

- ▽會長 磯部愉一郎▽社長 山崎高晴▽常務取締役 田尾松太郎、神田喜伴▽取締役 大阪支店長 清水信三▽取締役 石川正勝、小野茂平、小畑百合藏、久保田四郎、竹井俊郎、館野榮吉、保々誠次郎▽監査役 島田増次郎、藤川貞三郎、松本昇、三輪善兵衛、吉田久四郎▽相談役 村山威士

暫定的ながら本社を日本橋區本町一の七魚油配給統制株式會社内に置き、大阪に支店、九州及び北海道に出張所を設ける構想の下に八月より業務を開始し、別項の臨時配給に關する割當を行ったが、後本社を京橋區京橋二の一ニッサン石鹼販賣會社跡に移して機構を擴充し、中央配給統制機關たるの陣容を完成するに至つた。

東京府の七月臨時配給

商工省の次官通牒以來石鹼配給機構の整備運動は全國的に展開されて、業界が未だ曾て經驗したことの無い革新時代來るの感を抱かしたためであるが、この本格的な機構整備を待たないほど石鹼の逼迫はいよいよ激しくなりつつあつた。そこで事態容易ならずと見て取つた商工省は、七月一ヶ月を目標に朝鮮臺灣を除く全國のあらゆる世帯に對して家族數に關係なく浴用石鹼一個洗濯石鹼一個都合二個づつを洩れなく配給するといふ臨時的措施を取ることにあつた。

その方針を承繼いだ東京府は直ちに有力卸業者八十餘名をして東京府石鹼臨時配給統制

協議會を結成せしめ、これが配給を可及的速かに運ぶことになつた。業者側としては石鹼化粧品卸商業組合の擴充整備問題を一方に控へながら、またこの重大責務を負はされることになつたので、委員を擧げて全幅の信頼の下に東京府の方針に基く機構を固め、石鹼取扱ひ業者としての職域奉公に邁進すべく決意した。今回の措置はどきまでも臨時のものであるため、現在の配給機構をそのまま活用して製造會社の供出する石鹼を元賣、地方卸又は全購聯等を通じて各府縣に流し、それを受取つた卸業者は共同計算によつてこれを各小賣商業組合に渡すといふ建前であつた。協議會では研究の結果東京府當局の諒解を得て各區に一ヶ所以上の配給所を設置し、小賣商業組合所屬の小賣店をして配給所に荷を受取りに來させる方法を取り、公定價格の規定する小賣店々頭渡しに就いては運賃だけの歩引を行つてこれを調節することにした。その具體的な内容を陳べれば配給量は府下の全世帯に對して浴用一個、洗濯一個を原則とし、この外に九人以上の世帯に對しては浴用一個、また一年未満の乳幼児のある家庭に對しては洗濯一個の特別割當がある。普通割當を受け

るには十七號の集成切符を以つて荒物醫藥品

乃至は小間物等の小賣商業組合に加入してゐる業者に、期日までに申込みば商業組合よりその業者に對して受取つた注文だけの購入票が廻つて來ることになつてゐた。なほ特別割當の分は町會より隣組を経て該當世帯に切符が届けられた。

以上の方法によりこの臨時配給は、石鹼配給機構整備とは何等關係なく七月末日までに無事完了して石鹼配給制度の尊い試練の役を果し九月二十九日臨時配給統制協議會は目出度く解散した。その際東京市内の配給所として選ばれた問屋は次の通りである。

麴町田安商店、神田山形屋草壁竹藏、日本橋森友商店、京橋丸山松治中原久太郎兩店共同、芝山崎嶋太郎、麻布東京堂出張所、赤坂三勇商店、四谷木下信雄、牛込旭光舎本郷吉川棗司、本郷旭光舎、下谷平野石鹼淺草田中石鹼、本所芳誠商事、深川川野喜四郎、品川芥田商店、目黒熊澤松雄、荏原伊東敬之、大森大木貞助、蒲田日鹼商事、世田谷杉山鐵五郎、澁谷淺井芳之助、澁橋岩田勘良、中野木下清吉、杉並高橋作治、豐島武孝商店、瀧野川船津林三、荒川田中銀三郎、王子中村與市、板橋榎本治郎吉、足立澁谷文吉、向島帝國石鹼、城東丸共出

裏所、葛飾川合吉三郎、江戸川大野吉藏

東京府の配給機構解決

商工省は前述の如く六月六日石鹼配給機構整備に關する次官通牒を發してその方針を各地方長官に指示したが、それから後の具體的事項に就いてはそれぞれの事情に應じて地方長官が適宜に裁量することになつてゐるのて、既存の卸商業組合をそのまま活用するか、或ひは石鹼單一の卸商業組合を新しく設立せしめるかに就いては各地とも相當の難問であつた。殊に全國注視の的である東京が何んな行き方をするかといふことは凡ゆる方面から非常な關心を拂はれてゐたわけである。東京にはもともと東京市を一團とする東京石鹼化粧品卸商業組合があり、これが東京府下に於ける石鹼の配給を擔當すべきが當然の如く見たのであるが、この組合と對立的立場を取つて來た業者の一派は彼等の有する巨大な實績を楯に石鹼單一組合の新設を主張して譲らず、東京府の方針決定を前に卸業者の動きは二派に分れて混沌たる有様を呈した。

ここに於いて東京石鹼化粧品卸商業組合で

は、六月二十四日馬喰町の組合事務所に於いて開催の定時總會の席上、當面の重大問題たる石鹼配給機構整備を取上げ、石鹼配給統制の實施に際しては府單位の本組合がその機關に任ずべきであるとの信念の下に、全組合員がいよいよ結束を堅くして所信に邁進すべきことを決議した。左の決議文は當時の事情を物語る貴重な資料である。

決議

東京石鹼化粧品卸商業組合は一昨年の秋既に今日あるを期してその改組復活を行ひ是れが機構を新たにして石鹼の配給統制に即應せむとする體制を整へ、全部の同業をしてその傘下に結集せしめ、以つて現在に至れり。今や石鹼配給統制の實施に直而してその使命いよいよ重大を加ふるの秋、われ等組合員は組合の全機能を發揮して國策に協力し、以て職域奉公の實を擧げむことを期す。

一、府單位の石鹼配給統制機關としては東京石鹼化粧品卸商業組合をしてこれに當らしむるの外、絶対にその方法なし、依つてわれ等は極力その實現を期す

ところが、東京府では一ヶ月に近く苦心研

究の末、東京石鹼化粧品卸商業組合を活用することを以つて最も妥當なる方策と認め、七月二日東京府廳に

▽組合側 桑原啓造、池田六三郎、山本吉五郎、日南田慶富

▽元賣側 安達龜三郎、木下泰三、小池清未加入者側 小林捨次郎

▽府下代表 城所莊藏

全購聯、府購聯及び市購聯の各代表者以上を招致して經濟部秋山日用品課長、麻積事務官、小峰主事以下各係官、警視廳經濟第三課長尾警部及び東京市係員等列席の上、秋山課長より一場の挨拶があり、次に小峰主事より東京府に於いて決定した整備方針の提示を受けた。その全文は次の如し。

東京府石鹼配給統制團體の整備方針

本府は昭和十七年六月五日附一七化第五三二二號商工次官通牒に基き石鹼、洗劑等の需給調整を圖るため左記に依り統制機關の整備をなすものとす

一、卸賣機關は左記三團體を以つて之に充つ

東京石鹼化粧品卸商業組合（以下石鹼卸組合と謂ふ）

保證責任東京府信用購買販賣組合聯合會

(以下府購聯と謂ふ)
 有限責任東京府市街地購買組合聯合會(以下市購聯と謂ふ)
 二、石鹼卸組合は左記事項を急速に實施すること

イ、資本高を百萬圓程度に増資すること
 (拂込済五十萬圓程度)
 組合員の出資口数は實績に應じ定むること

ロ、役員はこの際改選し新規参加者中より被選任の機会を與ふること
 ハ、區域を東京府一圓とすること
 ニ、運営上二部制(石鹼部、化粧品部)を採用し各部に若干名の委員を設け事業、經理等明確に區別すること
 ホ、各警察署單位に販賣所を設け島嶼に付ては別途に考究すること

ヘ、昭和十五年度、昭和十六年度の兩年度に於ける組合員並に組合員たらむとするものの卸實績調査をなすこと
 前項の調査に當りその査定委員及び調査方法に付ては本府の承認を受け査定完了の上はその結果に付き本府並に警察廳に報告をなすこと
 ト、卸實績ある元賣業者の加入も一應

認むること
 元賣業者中元賣實績二十萬圓以下にして日本石鹼配給統制株式會社に参加せざるもの、元賣實績を以つて卸實績となす場合は適當査定すること
 チ、總て共同購入、共同販賣たること
 リ、石鹼卸組合の販賣先は左の四者とすること

- ①本府の指定する小賣商業組合
- ②百貨店
- ③購買組合
- ④業務用需要者團體

三、石鹼等の小賣は小賣業者をして之れを爲さしむるものとす
 四、小賣商業組合は共同購入とすること
 五、二のり①は左記組合とすること
 別 掲
 六、小賣商業組合は配給に付き連絡機關を構成するものとす
 七、八王子市外一市三郡に於ける小賣業者は醫藥品小賣業者を除き荒物雜貨商業組合に加入せしむること
 八、各組合に於ては組合員の二重加入者を調査し石鹼等に關する限り一定の小賣商業組合より購入すること

九、府購聯及び市購聯は全購聯より買受け所屬購買組合に販賣するものとす
 別 掲 五の組合名
 東京中央荒物雜貨小賣商業組合
 東京城南
 東京城北
 東京江東
 東京山の手
 東京中央藥粧商業組合
 東京江東
 東京北豐島
 東京都南
 東京都南
 東京山の手
 東京城西
 東京城北
 東京小間物小賣商業組合
 東京府植物油小賣商業組合
 北多摩砂糖荒物雜貨小賣商業組合
 西多摩南部
 西多摩北部
 八王子荒物雜貨商業組合
 東京八南醫藥品小賣商業組合
 北多摩
 西多摩
 東京府大島商業組合

新島商業組合
 神津島商業組合
 小笠原島商業組合
 三宅島商業組合
 八丈島商業組合
 以上により東京石鹼化粧品卸商業組合は、名實ともに東京府下一圓にわたる石鹼配給當面の責任者としての重大使命を擔ふことになつた。

よつて東京府の指示を受けた石鹼卸業者は、組合機構の擴充整備に就いて七月四日その第一回準備會を開催した。出席者は
 木下泰三、安達龜三郎、大塚浩一、森友徳、兵衛、横瀬寛、田中金太郎、小池清、千本木彌八、桑原啓造、塚田要三、天野半次郎、芥田林藏、山本吉五郎、大山勇次郎、日南田慶富
 以上の諸氏にして、桑原氏座長席に着き経過報告の後協議に入り、第一に東京石鹼化粧品卸商業組合を強化するための定款變更並に實績調査をなすこととし、定款變更委員十一名實績調査委員二十名を左の通り選任した。
 定款改正委員
 桑原啓造、大塚浩一、塚田要三、芥田林藏、安達龜三郎、千本木彌八、横瀬寛、大山勇

次郎、木下泰三、山本吉五郎、河合浩實績調査委員
 桑原啓造、井田孝八郎、川野喜四郎、武井孝次郎、中原久太郎、大内田龜藏、丸山松治、天野半次郎、鈴木義明、雨宮文藏、鈴木治作、牧原仁兵衛、森友徳兵衛、保々道介、橋野二三六、田中金太郎、小池清、島田増次郎、相馬正雄、中村興市、山岸多一
 以上の顔觸れによつて組合強化のため急速なる前進を開始し、實績調査に就いては洗滌部、固形部、粉末部の専門的部門を設けてそれぞれの立場から研究することにした。それ以來連日のやうに委員會を開催して改組を急ぎ、四十日餘の努力によつて總ての準備が完了したので、八月十五日午後一時半より濱町の日本橋俱樂部に於いて待望の臨時總會を開いた。

當日の出席組合員は三百餘名に及び來賓として
 ▽東京府 小峰利平、中川達男、久保田守信、山路實、宇治川平藏、高橋強二
 ▽警視廳 清水長雄、大和田米三郎、長尾練一、栗田祐治、坂本實
 ▽東京市 須田銓造、坂本啓一郎
 ▽東京同業組合 板倉安兵衛

▽日本石鹼配給統制會社 神田喜伴
 以上の諸氏が臨席、桑原啓造氏を議長として左の各號議案の審議に入るや、滞りなく進捗してすべて原案通り可決となつた。

- 第一號議案 定款改正に關する件
 - 第二號議案 部規程決定の件
 - 第三號議案 昭和十七年度事業計畫決定の件
 - 第四號議案 昭和十七年度更生豫算並に賦課金徵收法決定の件
 - 第五號議案 取引銀行に關する件
 - 第六號議案 昭和十七年度借入金金の最高限度に關する件
 - 第七號議案 役員選舉に關する件
 - 第八號議案 營業統制委員並に轉失業對策委員選任の件
 - 第九號議案 定款、部規程事業計畫に付き字句の修正を要するときは理事長に一任の件
 - 第十號議案 その他
- 當日の總會に於いて決定した組合強化の主要眼點は、地區を擴大して東京府一圓となし、名稱も東京府石鹼化粧品卸商業組合と改め、運営上二部制を採用して石鹼部と化粧品部を設け、出資額百萬圓半額拂込みとなし、役員

の少数制を採つて前の二十名を十五名(理事十一名監事四名)に減員したことなどである。右のうち調期的の組合再出發を擔つて當選した役員氏名は左の通りである。

- ▽理事長 桑原啓造▽理事 安達龜三郎、今村強三、大山勇次郎、小池清、佐藤吉文、助川學一、芥田淺之助、千木木彌八、田中金太郎、横瀬寛
- ▽常任監事 山本吉五郎
- ▽監事 瀧澤眞三、木下七左衛門、森友徳兵衛
- ▽相談役 磯部愉一郎、山崎高晴、板倉安兵衛、田中吉兵衛
- ▽顧問 日南田慶富
- ▽營業統制委員 芥田林蔵、千本木彌八、安達龜三郎、川野喜四郎、保坂重治、鈴木義明、鈴木陽右衛門、相馬正雄、武井孝次郎、中原久太郎、井田孝八郎、牧原仁兵衛、丸山松治、橋野二三六、保々道介、佐治忠吉、日南田慶富
- ▽轉失業對策委員 今村強三、田中金太郎、横瀬寛、助川學一、大山勇次郎、大内田龜藏、松浦嘉七、船津林蔵、大久保誠致、半谷眞武、石川善三郎、日南田慶富
- ▽石鹼部委員 部長 小池清、副部长 池

田六三郎、委員 相馬正雄、牧原仁兵衛、保々道介、橋野二三六、山田義雄、中村與市、山岸多一、保坂重治、鈴木義明、丸山松治、松浦嘉七、石川善三郎、大内田龜藏、中原久太郎、武井孝次郎、井田孝八郎、川野喜四郎
前述の如く機構の整つた東京府石鹼化粧品卸商業組合は、臨時總會直後の十七日その事務所を本郷區元町二丁目二十三番地(旭光舎跡)へ移轉業務を開始した。

配給統制愈 愈本格化する

石鹼卸商組の業務開始は七月の臨時配給に次ぐ八月からのことと、陣容を整備した各府縣の卸商業組合も商工省の指示に基く地方廳の指令を受けて一齊に軌道に乗つて動き出したのである。

即ち東京府の場合では八月二十八日左の如き石鹼配給統制要綱が發表され今後の配給方針が明かになつた。

東京府石鹼配給統制要綱

本府は商工省の指定に基き石鹼等の需給調整を圖るため本要綱に依り之が配給統制を

實施す

- 一、割當
 - ① 家庭用は市制施行地並びにその隣接地域とその他の地區とに區別し、毎月又は四半期分毎に本府に於いて世帯人員數等を基準として割當をなし市町村長に通知す
 - ② 業務用は使用量の申告に基き本府は之を査定の上割當を決定し購入票を交付するものとす
 - ③ 乳兒用及び妊産婦用はその都度割當を爲し市町村長に通知す
- 二、配給機關
 - ① 卸賣業務は東京府石鹼化粧品卸商業組合、東京府信用購買販賣組合聯合會及び有限責任東京市街地購買組合聯合會(以下卸賣團體と稱す)をして取扱はしめ共同購入共同販賣とす
 - 小賣は本府に於いて指定せる小賣商業組合、購買組合、日本百貨店組合東京支部及び東京府市場協會(以下小賣團體と稱す)に於いて共同購入をなしその所屬販賣店をして販賣せしむるものとす
 - ② 卸賣團體は、各地區に販賣所を設け豫め本市の承認を受けたる配給計畫に基き、小賣(團體)より所屬販賣店別注文書に依

り各販賣所に持込むものとす、販賣店は店頭「石鹼販賣店」なる表示をなすものとす

三、購入票

- ① 家庭用石鹼購入票は市町村長之を發行し町會長、隣組長等を経て各世帯に交付す
 - ② 業務用石鹼購入票は本府に於いて發行し東京府石鹼化粧品卸商業組合(以下單に卸商業組合と稱す)を経て各業務上の需要者團體に交付す
 - ③ 乳兒用は毎回配給當月二十日現在に於ける滿一歳未滿の乳兒を對象とす
妊産婦用は妊産婦手帖の記載に依りその月に出生し又は出生見込の者を對象とす乳兒用及び妊産婦用は世帯主より隣組長又は町會長を通じて市町村長に申告せしむるものとす
 - 市町村長は申告に基き調査の上購入票を發行し町會長又は隣組長を経て購入票を交付するものとす
 - ④ 購入票は再交付せざるものとす
- #### 四、購入方法
- ① 家庭用、乳兒用及び妊産婦用は昭和十七年七月臨時配給の際注文を爲し登録せる販賣店に於いて購入票引換に購入し、移轉

その他の事由に依り臨時配給に際し登録しをらざる者は隣組長の證明に依り改めて登録の上購入するものとす

- ② 業務用は官廳又は團體に於いては卸商業組合よりその他は石鹼販賣店又は卸商業組合より購入票引換に購入するものとす
- ③ 購入は購入票記載の期限内とす但し特別の事由ある場合市町村長に於て一定日限の延期をなしたる場合はこの限にあらす
- 五、業務用石鹼使用量申告
 - ① 業務用石鹼の需要者團體はその團體員の使用總量を卸商業組合を通じて本府に申告するものとす
 - ② 團體に所屬せざるものは前號に準じ申告をなすものとす
 - ③ 市町村長は乳兒用及び妊産婦用購入票の發行を了したるときはその人員數及び割當數量を遅滞なく本府に報告すること
 - ④ 業務用石鹼の需要者團體は所屬團體員に對し割當を了したるときは種類別、團體員別割當數量を卸商業組合を通じて本府及び警視廳に報告すること
 - ⑤ 卸賣團體は當月分割割當を各販賣店に引渡を了したるときは遅滞なく各小賣團體

別に引渡完了日、種類別數量を本府及び警視廳に報告すること

- ④ 販賣店當月分の販賣を了したるときは種類別仕入數量、種類別販賣數量、種類別殘品數量を記載し引換へたる購入票を添へ所屬團體に報告すること
- ⑤ 小賣團體は前號の報告に基き各市區町村別集計表を添へ販賣完了報告書を本府及び警視廳に提出すること

一、家庭用	市制施行地及指定隣接町村	家族數	浴用	固型洗	粉末
一人	一人	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三

石 鹼 統 制

Table listing various soda ash producers and their locations, such as 新潟縣石鹼卸商 高橋孫太郎 新潟市本町, 富山縣石鹼卸商 成田松太郎 富山市西三, etc.

Table listing various soda ash producers and their locations, such as 鳥取縣石鹼化粧 品小間物卸商組合 松田恒藏 鳥取市川端, 島根縣石鹼卸商 神田新市 松江市天神, etc.

一二四

石鹼公定價 格改訂さる

前述の如く石鹼業界の各種機構に就いては次々と重大な變革が行はれ、全くその面目を一新するに至つたが、石鹼そのものの原料にも可成りの變化が生じて来たので、當局は六月十六日商工省告示第六百九十八號を以つて、昭和十五年の告示以來そのまゝになつてゐた固型石鹼の最高販賣價格に改訂を加へた。それは原料魚油の缺乏によりその不足を補ふために鯨油、椰子油等への轉換が必至となつた理由によるもので、小賣業者最高販賣價格は従來通り十錢であるが、規格が變り目方が減つてゐるので實質的には左の如く値上げとなつた。

Table with 2 columns: 舊 匁 付 (Old weight) and 新 匁 付 (New weight). Items include 浴用二五匁 (八五瓦一割上), 洗濯五一匁 (一四〇瓦一割八分上), 工業用一貫目 (一近六五錢一), 一圓八十錢 (二割五分上).

その後石鹼配給の一元統制實施に伴ひ石鹼類の配給は日本石鹼配統制株式會社の手を経て下部機構に流れることになつたので、ここに配給統制會社の販賣價格なるものを設ける必要が起つて来た。そこで商工省は家庭用洗劑、粉末石鹼、固形化粧石鹼及び固形洗濯石鹼等の販賣價格を改正して統制會社販賣價格といふ一段階を作り、三本建のものを四本建の價格に改めて八月二十七日告示した。その内容はもとの製造業者販賣價格を引下げ、卸賣業者の利幅を詰めて生じた餘裕を以つて

配給統制會社の手數料に當てたに過ぎず、卸賣業者販賣價格及び小賣業者販賣價格には變更がなかつた。然るに商工省は更に三轉して、十月二十六日同省告示第百五十七號を以つて従來種類別にバラバラであつた石鹼類の公定價格を一括指定した。それは、一、固形石鹼、洗劑のやうに現行價格をそのまま移したのもの、二、クレンザー、粉末石鹼のやうに現行價格を改正したもの、三、油落石鹼、シャンプー、頭髮洗滌劑のやうに新規に公定となつたもの、の三者からなつてゐる。粉末石鹼は元の價格に比べて表面上幾分値上げしたやうに見えるが、これは副材料の關係から石鹼分の規格

ンザーの最高販賣價格指定の件)は之を廢止す 昭和十七年十月二十六日

商工大臣 岸 信 介

商工省告示第百五十七號 價格統制令第七條の規定に依り、石鹼、洗劑、クレンザー、シャンプー等の最高販賣價格左の通指定し昭和十六年八月商工省告示第七百三十二號(洗劑の最高販賣價格指定の件)、昭和十六年十二月商工省告示第千三百三十四號(粉末石鹼の最高販賣價格指定の件)、昭和十七年六月商工省告示第六百九十八號(固形化粧石鹼、固形洗濯石鹼及固形工業石鹼の販賣價格指定の件)、昭和十六年四月商工省告示第三百四十四號(家庭用磨粉(クレンザー)の販賣價格指定の件)及昭和十六年六月商工省告示第五百二十八號(家庭用固形クレン

Table for 一、固形石鹼 (Solid Soda Ash) with columns for 製造業者最統制會社最卸賣業者最小賣業者最 (Manufacturer's highest, Regulated Society's highest, Wholesaler's highest) and 高販賣價格 (High selling price). Items include 浴用石鹼(化粧用のものを含む) (Bathing soda ash), 一箇當正味重量 (One piece when weight is correct), 八五瓦以上のもの (Above 85 tiles), 九三・七 (93.7), 九八 (98), 一〇四 (104), 一〇 (10).

石 鹼 統 制

一二五

石鹼統制

一箇宛包装を爲したるものと雖も本表価格を越ゆることを得ざるものとす

(一)洗濯石鹼

Table with 2 columns: 製造業者最高販賣價格, 統制會社最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小販業者最高販賣價格. Includes values for 一箇當正味重量 and 一四〇瓦以上のもの.

(二)工業石鹼

Table with 2 columns: 製造業者最高販賣價格, 統制會社最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小販業者最高販賣價格. Includes values for 五九・四 and 六三・七.

販賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす 四固形石鹼は左表規格表に該當するものの價格とす

規格表

Table with 2 columns: 製品に對し, 乾燥試料に對し. Includes categories like 浴用石鹼機械煉, 洗濯石鹼, 工業石鹼.

(一)工業用又は業務用

Table with 2 columns: 製造業者最高販賣價格, 統制會社最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小販業者最高販賣價格. Includes values for 七六・四 and 八三・六.

一二六

販賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(一)家庭用

Table with 2 columns: 製造業者最高販賣價格, 統制會社最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小販業者最高販賣價格. Includes values for 五三・二, 四六・二五, 四九・五, 五九・一, 五一・七.

本表價格は粒狀、針狀、フレイク狀及片狀のものを含むものとし左表規格表に該當するものの價格とす

規格表

Table with 2 columns: 製品に對し, 乾燥試料に對し. Includes categories like 家庭用洗劑, 洗濯石鹼.

(二)家庭用洗劑

Table with 2 columns: 製造業者最高販賣價格, 統制會社最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小販業者最高販賣價格. Includes values for 一〇・五, 一〇・五, 一〇・五, 一〇・五.

本表價格は日本特許洗劑同業會の定むる検査に合格したるもの價格とす

四販賣業者最高販賣價格は買主の店先渡又は倉庫渡價格とす但し樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に於ては賣主の最寄港船乘渡價格とす

四、油落石鹼

Table with 2 columns: 製品に對し, 乾燥試料に對し. Includes categories like 固形, 塊狀.

販賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(一)製造業者最高販賣價格は賣主の工場渡價格とす但し三(二)工業用の製造業者最高販賣價格は買主の店先渡、最寄驛貨車乘渡又は最寄港船乘渡價格とす

(二)統制會社最高販賣價格とは日本石鹼配給統制株式會社の最高販賣價格を謂ひ同價格は道府縣石鹼卸商業組合の荷受所渡又は實需者團體の倉庫渡價格とす但し關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては賣主の最寄港倉庫渡價格とし沖繩縣、樺太、臺灣、朝鮮又は南洋群島向の場合に在りては賣主の最寄港船乘渡價格とす

(三)卸賣業者最高販賣價格は小販業者店先渡又は買主の店先渡若しくは倉庫渡價格とす但し地方長官本告示後別段に之が荷渡場所を指定し

石鹼統制

四販賣業者最高販賣價格は買主の店先渡又は倉庫渡價格とす但し樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に於ては賣主の最寄港船乘渡價格とす

(一)工業用

Table with 2 columns: 製造業者最高販賣價格, 統制會社最高販賣價格, 卸賣業者最高販賣價格, 小販業者最高販賣價格. Includes values for 七六・四 and 八三・六.

本表價格は日本特許洗劑同業會の定むる検査に合格したるもの價格とす

四販賣業者最高販賣價格は買主の店先渡又は倉庫渡價格とす但し樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に於ては賣主の最寄港船乘渡價格とす

(一)製造業者最高販賣價格は賣主の工場渡價格とす但し三(二)工業用の製造業者最高販賣價格は買主の店先渡、最寄驛貨車乘渡又は最寄港船乘渡價格とす

(二)統制會社最高販賣價格とは日本石鹼配給統制株式會社の最高販賣價格を謂ひ同價格は道府縣石鹼卸商業組合の荷受所渡又は實需者團體の倉庫渡價格とす但し關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては賣主の最寄港倉庫渡價格とし沖繩縣、樺太、臺灣、朝鮮又は南洋群島向の場合に在りては賣主の最寄港船乘渡價格とす

(三)卸賣業者最高販賣價格は小販業者店先渡又は買主の店先渡若しくは倉庫渡價格とす但し地方長官本告示後別段に之が荷渡場所を指定し

たる場合は其の指定場所渡価格とす

(二)小賣業者最高販賣価格は賣主の店先渡価格とす

(三)包装費及荷造費は賣主の負擔とす但し關東州、滿洲又は支那向の場合の荷造費は買主の負擔とす

(四)前各表価格は悪臭無きものの價格とす

六、クレンザー類

(イ)粉末のもの

製造業者最高販賣價格 (單位二〇筒) 卸賣業者最高販賣價格 (單位二〇筒) 小賣業者最高販賣價格 (單位一筒)

一筒當正 味重量 五以上 一・二〇 一・二九

(ロ)量賣のもの (單位一打) 最高販賣價格 一九錢

本表価格は買主の店先渡又は倉庫渡價格とす

(ハ)本表価格は配合割合に於て石鹼分三%以上の規格のもの價格とす

(ニ)固形のもの

配合割合に於て石鹼 水分一五 一筒當正 製造業者最高販賣價格 (單位一筒) 卸賣業者最高販賣價格 (單位一筒) 小賣業者最高販賣價格 (單位一筒)

分七%以上のもの %以下 二一〇 六四・〇 六八・五 八

(三)製造業者最高販賣價格は買主の店先渡價格とす但し北海道、沖繩縣、樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては賣主の最寄港倉庫渡價格とす

(四)卸賣業者最高販賣價格は小賣業者店先渡又は買主店先渡若は倉庫渡價格とす

(ハ)小賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(イ)荷造費及包装費は賣主の負擔とす

(ロ)北海道廳長官本告示後別段の額を指定したる場合は本表價格は之を適用せず

七、シャンプー及頭髮洗滌劑類

種 別 規 格

一筒當正 製造業者最高販賣價格 (單位一打) 卸賣業者最高販賣價格 (單位一打) 小賣業者最高販賣價格 (單位一筒)

シャンプー 石鹼分二七%以上 五以上 二〇 三七 四〇 四

頭髮洗滌劑類 (イ)本表價格は物品税を含むものとし物品税を課せられざる場合の販賣價格は本表價格より該物品税額を差引きたる額とす

(ロ)製造業者最高販賣價格は、買主の店先渡價格とす、但し沖繩縣、樺太、臺灣、朝鮮、南洋群島、關東州、滿洲又は支那向の場合に在りては、賣主の最寄港倉庫渡價格とす

(ハ)卸賣業者最高販賣價格は小賣業者店先渡又は買主の店先渡若は倉庫渡價格とす

(ニ)小賣業者最高販賣價格は賣主の店先渡價格とす

(三)荷造費及包装費は賣主の負擔とす

(四)頭髮洗滌劑類に付地方長官本告示後別に本表價格の範圍内に於て之が額を指定したるときは本表價格は之を適用せず

(五)洗濯、洗滌、手洗用等の用途に供せらるるものにして前各表價格に該當せざるもの (纖維油劑及機械油劑を除く) の價格は左に依るものとす

種 別 單 位 最高販賣價格

粉末狀、固形狀及煉狀のもの 一〇〇瓦

液 狀 の も の 一 ヶツトル 一〇〇〇

(イ)荷造費及包装費は賣主の負擔とす

(ロ)液狀のものは容器附の價格とす

(ハ)本表價格は賣主の店先渡價格とす

三、油脂統制機構

油脂統制會 成立を見る

石鹼の生産並びに配給に關する機構は、これまで各項にわたつて述べて来た如く調期的の大變革を遂げたのであるが、これを廣く油脂工業全體に就いて眺めても昭和十七年は將に未曾有の革新時代である。

即ち從來歴史的に魚油に依存して来たわが油脂工業は、大東亞戰爭の輝く戰果によつて豊富な南方の油脂資源を獲得するに至つたので、ここに百八十度の大轉換を行はざるを得なくなつた。勿論現在の油脂工業といふものは管に石鹼やロソクなどを製造する中小工業の域にのみ留まるものでなく、グリセリン

を通じ、潤滑油を通じて直接軍需産業に結びつく重要工業の一つである。

それがため商工省は重要産業團體令に基づく統制會の第二次指定に於いて油脂部門を取上げ、農林省との諒解成立して原料油脂は別項の帝國油糧株式會社がこれを統制することに方針が決定するや、九月十日油脂統制會の設立命令を發し、同時に會員の指定及び設立委員、會長銓衡委員の任命を行つた。それ以來準備は順調に進んで設立完了期日たる十月十五日より十日も早く、十月五日その創立總會が開催され、定款、初年度豫算その他の議案が可決になるとともに役員任命を見て油脂統制會が成立した。かくて新たに發足した油脂統制會の目的並びに事業を定款に就いて見れば次の通りである。

第一條 本會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむるため油脂製品(硬化油、

硬化蠟及び脂肪酸を含む)及び塗料の製造及び販賣に關する事業(以下當該産業と稱す)の綜合的統制運営をばかり、且つ當該産業に關する國策の立案及び遂行に協力することを目的とす

第六條 本會は第一條の目的を達するため左の事業を行ふ

- ① 當該産業における生産及び配給並びにこれに要する資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫その他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫
② 當該産業における生産及び配給に關する統制指導、その他會員及び會員たる團體を組織するもの當該産業に屬する事業に關する統制指導
③ 當該産業に要する資材、資金、勞務等の需給に關する統制指導
④ 當該産業の整備確立

- ⑤ 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善その他會員及び會員たる團體を組織するものの當該産業に屬する事業の發達に關する施設
- ⑥ 當該産業に關する調査及び研究
- ⑦ 會員及び會員たる團體を組織するものの當該産業に屬する事業に關する検査
- ⑧ 當該産業における價格に關する事項
- ⑨ 法令又は政府の命じたる事項
- ⑩ 前各號に掲ぐるもののほか本會の目的を達するに必要なる事業

また會員たる資格は定款により次の如く規定され、九月十日附を以て指定された會員は朝鮮を含めて左の三十七業者である。

- 第五條 本會は左に掲ぐるものにして商工大臣の指定したるものを以てこれを組織す
- ① 當該産業を營むもの
- ② 當該産業を營むものを以て組織する團體
- ③ 第一號に掲ぐるもの及び前號に掲ぐる團體をもつて組織する團體、又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

進合石鹼、小倉油脂、硬化油グリセリン
 統制、養生堂、全國和燻燭工組聯、第一工業製藥、第一油脂化學工業、大日本人造パター工組、大日本油脂、浪花油脂、浪花リスリン、日華油脂、日本火藥製造
 日本機械油劑工組、日本石鹼工組、日本石鹼配給統制、日本曹達、日本塗料工組聯、日本油化學工業、日本油脂、日本有機、平野油脂化學工業、芳誠舎、丸見屋、ミヨシ化學興業、山縣石鹼、山田石鹼、ライオン油脂、協同油脂、京城化學工業、朝鮮石鹼工組、朝鮮油脂、朝鮮燻燭工組、日本窒素肥料

つぎに決定を見た統制會役員の顔觸れは左の如くである。

▽會長 藤田政輔▽理事長 周東英雄(帝國油糧社長兼任)▽理事 松本伊織、藤川貞三郎、片山直亮、福島正雄、三浦遊龜、丸山勉、兒玉正雄▽監事 吉田文熊、三好孝、山中鹿太郎、秋元直▽評議員 西正名ほか二十四名

事務局の機構に就いては創立總會直後の理事會に於いて七部二十一課、一支部(朝鮮)四課と決定、部長並びに支部長には七名の理事がそれぞれ左の如く就任した。

▽總務部長 松本伊織▽企畫部長 藤川貞三郎▽資材部長 福島正雄▽油脂部長 片山直亮▽塗料部長 三浦遊龜▽油脂技術部長 丸山勉▽塗料技術部長 兒玉正雄▽朝鮮支部長 松本伊織(兼任)

帝國油糧統制會社創立

大東亞戰爭の結果世界油脂資源の大半を占める南方地域のコブラ、椰子油を確保したため、本邦油脂工業は一躍世界最大の油脂原料國となり、椰子油についてはその過剩處理に備むといふやうな状態が豫想された。

かかる新情勢に即應して關係官民の異常な熱意は原料より製品に至るまでの統制機構の整備確立に注がれ、商工省が油脂製品部門の統制機構整備のため油脂統制會を設立したのに對して、農林省は原油部門の一元統制を企圖して着々準備を進めた。

そもそも農林省が原油部門の一元化を期した狙ひは、動植物油脂を通じてその需給關係が急轉換し極めて複雑な事情に直面するに至つたので、從來日本大豆統制、日本油料統制、魚油配給統制、日本コブラ統制、日本輸出農

産物等各品種別によつてそれぞれの統制機關があり、錯綜した統制を行つてゐることが漸く不合理となつてきた。

そこで日本大豆、日本油料、魚油配給、日本コブラの四社を統合して動植物性の油脂全體を綜合した一元統制を実施すべく帝國油糧統制株式會社を設立することになつたのである。これについて農林省は五月四日農相官舎に前記四社の社長及び糠工組、油肥販賣、有機肥料等の關係代表者を招致、原油部門の一元統制確立方針と帝國油糧統制株式會社設立要綱を指示、全員の協力を求めた。その内容は次の如し。

- 第一 方針 時局の進展に伴ふ動植物油脂の需給關係の變動に對處し、これが需給の圓滑及び價格の調整を圖らんがためには、現状の如く油脂の種類別に統制機關の分立するは諸種の障礙を齎らすを以て、既設統制機關を統合し新に政府指導の下に株式會社を設立し動植物油脂、大豆及び植物油脂原料の一元統制を爲さんとす
- 第二 要領 一、日本大豆統制株式會社、日本油料統制株式會社、魚油配給統制株式會社及び日本コブラ統制株式會社はこ

れを合併し新に帝國油糧統制株式會社(假稱)を設立す

二、帝國油糧統制株式會社は左の事業を行ふものとす

- 1、動植物油脂、大豆及び植物油脂原料並に大豆油粕の買入及び販賣
- 2、大豆及び大豆油の輸入
- 3、動植物油脂、大豆及び植物油脂原料並に大豆油粕の移入及び移出
- 4、動植物油脂の生産に必要な資材の配給又は斡旋
- 5、前四項に附帶又は關聯する事業

第三 措置 一、帝國油糧統制株式會社の資本金は差當り被合併會社の資本金額の合計額三千二百五十萬圓とし、各會社の株主に對し帝國油糧統制株式會社の額面五十圓、拂込濟額各會社に對する拂込濟金額と同額の株式を交付するものとす

二、日本輸出農産物株式會社の取扱品目たる内地産菜種の集荷に就いては現狀を踏襲し、帝國油糧統制株式會社は日本輸出農産物株式會社の買入れたる菜種を製油業者工場最寄驛貨車乗渡にて買入れ製油業者に販賣するものとす

右に伴ひ現在日本輸出農産物株式會社の

取扱ふ菜種油は帝國油糧統制株式會社に於いて取扱ふものとす

三、魚油及び魚粕の集荷に就いては差當り現狀を踏襲し日本油肥販賣株式會社の集荷せる魚油は總てこれを帝國油糧統制株式會社に於いて、魚粕は有機肥料配給株式會社に於いて收買するものとす

四、現在統制外の動植物油脂中糠油、醬油、油、鯨油及び鯨魚油に就いては帝國油糧統制株式會社の設立と同時に配給統制を實施し、第三國輸出用の鯨油を除き同會社をして取扱はしむものとす

五、現行法令に必要な改廢を爲すものとす

それより諸般の準備を急ぎ、八月二十六日大東亞會館に於いて創立總會を開催、一、定款承認の件 二、取締役及び監査役選任の件 三、取締役及び監査役報酬決定の件等の諸議案を可決、滞りなく帝國油糧統制株式會社の成立を見た。次いで九月十五日動植物油脂配給統制規則の制定と日を同じうして業務を開始した。

商業再編成

商業再編成の一環を爲す中小商工業整備は、商業工業界の根幹的問題に觸れて来るため、一般中小商工業界は勿論、わが業界に於いても至大の關心を以つてその成行きを注視来たところである。然るに昭和十七年度に於いては中小商工業整備問題も漸やくその緒に就き、勞務供出、配給機構整備の兩目的達成のため早急に中小商工業の整備が必要と爲されるに至り、わが國商工業多年の懸案となつてゐた中小商工業整備も大東亞戦争第一年に於いて急速に具體化するに至り、これに關して政府が出した通牒は六十四件の多きに上り、うち配給機構整備に關するものみにも二十件の多きに達した。

今この問題の昭和十七年に於ける経過を辿り、中小商工業整備問題、就中、小賣業整備準備の前進歩調を記録することとしよう。

企業許可令出づ

中小商工業再編成の爲の前提条件として、現在の營業者を釘付けの状態にする必要から、昭和十六年十二月十一日、總動員法に基

づく企業許可令が公布された。これは昭和十七年度に於いて急速に進展の歩調を辿つた中小商工業整備のスタート・ダッシュを爲したものと見られる。即ち中小商工業者の整備は國內情勢の種々の方面から必至と見られるに至つたのであるが、一業種を追はれた商工業

者が他の平和産業部門に入つたのでは國家の企圖する企業整備勞務動員の目的を達することが出来ないの、鑛業一、工業二〇三、商業二三八、交通業一、合計四四三の廣汎なる各營業部門にわたつて強力な統制を爲し、企業の開始並に委託及び設備の新設改良擴張等を制限整備せんとするものであることが明らかにされた。

〔昭和十七年の業界〕並に「法規法令」欄参照

企業整備審議會

企業許可令に次いで公布されるべく豫想されてゐた企業整備令は、昭和十六年十二月二十三日首相官邸に開催された第二十二回總動員審議會に諮問第七十九號企業整備に關する勅令案要綱として上程され、原案通り可決された。企業許可令が事業の開始及び擴張改良等を抑へる消極的の性質を帯びてゐるの對して、此の整備令は一步進んで現在ある業種を整理統合せんとするもので、許可令と整備令は表裡一體の關係を爲すことが明らかにされた。第二十二回總動員審議會の席上、岸商相は左の如き意旨を強調して政府の確固たる

方針を闡明した。

大東亞戦争の目標は大東亞共榮圈の確立にある、産業經濟界のこれに協力しなければならぬことは勿論であるが、豊富なる大東亞の資源の獲得利用には將來相當の時間と準備を必要とするわけであつて、我國としては先づもつて眼前の戦争に勝抜かねばならぬ、この見地からして我國の全生産力は決戦體制に集約せしむべきである。民間にはこの際企業等の整理等は見合すも可なりとの意見もあるが、政府としては以上の見地から現在の方針に何等變更を加ふる理由も認めないしその意向もない。

岸商相方針闡明

第七十九議會は一月二十一日再開されたが、同二十八日の重要物資管理營團法案委員會に於ける小山邦太郎氏(翼同)の質問に答へて岸商工大臣は、新たな段階に對應する中小商工業者轉廢業對策の基本方針に關し左の如く表明した。

從來の中小企業整理は物動計畫の遂行または統制經濟の強化に伴ひやむなく行はれ、消極的性質を持つてゐた。従つて實績が整理の基準となり、劣弱なるものが整理の對象となつたが、支那事變の進行とともに

に生産擴充の點から勞務動員の必要を生ずるに至り、しかも從來工場勞働力の供給源であつた農村は食糧増産のため餘剩勞力なく、中小商工業者から新たな勞働力を供給するを要し、従つて劣弱者ではなく有能者の轉廢業者が必要である。故に轉廢業者は國家緊要部門、即ち軍需工業、滿支、南洋方面へ進出を希望する。これについては訓練を行ふ必要があるから、國民訓練所又は國民指導所の擴充を行ひまた南洋方面については別個の訓練所を新設する方針である。

七日の衆議院豫算委員會に於いて、商工省豐田振興部長は井上良次氏の質問に答へて許可令の運用方針につき左の諸點を明らかにし、中小商工業整理の進行状況についても左の如く説明を爲した。

振興部長の説明

〔許可令運用に關する方針〕
一、企業許可令は本來新規營業を抑制し、整理統合の實を擧げるとともに、資材勞力等の不要不急部面への流出を阻止する見地から、さしあたり必要なる業種を指定してこれを適用することとしたが、今後も情勢によつてはその他の業種に就いても逐次適用を擴大する。

一、企業許可令の實施は國土計畫と密接な關係にあるので、少くとも今後は當該地方の都市計畫と視み合せて實施する。
一、企業許可令により現有企業は漸次獨立化される傾向を生ずるが、この點については當局としても今後一層監督を嚴重にするるとともに統制違反その他不徳行爲のある場合は直ちに許可を取消すやう措置する。

〔中小商工業整理進行状況〕
各種工業につき整理要綱を順次出してやつてをり整理統合を完了してゐるものは合

成樹脂製造業でその他の大部分のものは目下進行中のものである。その實例をいへば織物工業、メリヤス工業、アルミニウム加工工業、ゴム工業、再生ゴム工業、製革工業、レザー工業、膠工業、水産皮革工業、ガラス工業、石鹼工業、珪瑯鐵器工業、陶磁器工業等であり、機械鐵鋼製品工業としては精密機械、電氣機器等の下請工業、なほ自動車工業、纖維機械工業、自動車部品工業、自動車修理加工業その他鑄物、鍛工品工業等である。

商業については昨年八月以降小賣業部門について特に地方の具體的實情に即應してこれが整理統合計畫を立てる必要を痛感したので、特に地方長官を中心として將來の物資需給關係、或ひは日用品例へば鮮魚生鮮蔬菜類であるかどうか、配達を要する重要商品であるかどうか等を考へ、その他消費者の購買力、その配置状況を或ひは密度、また居住地に於ける店舗分散の關係、更にそれぞれの物資について如何程の賣上高を想定すべきか等の具體的實情を地方別、物資別に考究して目下計畫を進めてゐる。

再編協議會設置

政府は中小企業の整理統合に對する綜合計畫の樹立並びに實行に關する協調機關として

地方長官を會長とする強力な中小工業再編成協議會を各府縣毎に設置することになり、二月二十三日附で推名商工、三浦農林、武井厚生の三省次官名を以つて各地方長官宛通牒を發した。此の協議會と雖に各府縣に設置された職業轉換協議會とはその性格も類似し、且つ密接不可分の關係にあるので、それを合體して單一機關とされることになつた。中小工業再編成協議會要綱如左。

- 一、本協議會は中小工業再編成の急速なる實施を促進するため企業の整理統合計畫の樹立、轉廢業者に對する共助施設の整備、職業轉換の指導、斡旋等に關する事項を協議するものなること
- 二、本協議會の會長は地方長官これに當り委員は管内における左に掲ぐる者の中よりこれを任命又は委嘱す
- 1、商業組合、工業組合、商工會議所その他産業團體の代表者
- 2、緊要産業の事業主
- 3、關係官公吏（總務部長、經濟部長、學務部長、警察部長、市長、町長、村長、代表者等）
- 4、大政翼賛會關係者その他學識經驗ある者
- 三、本協議會は左の事項を審議す
- 1、企業の整理統合の實施に關する一般方針

- 2、共助主體間における共助額の均衡化その他共助施設の整備に關する事項
- 3、職業轉換の指導斡旋に關する事項
- 4、其の他中小工業再編成實施に關する事項
- 四、本協議會に部會を置くこと、部會は道府縣單位の商業組合、工業組合又は同聯合會が整備せられあるときは右組合又は聯合會を以て單位とすること
- 五、部會の會長は知事又は道府縣關係部長を以てこれに充て委員は管内に於ける左に掲ぐる者の中より會長これを任命又は委嘱すること
- 1、關係商業組合、工業組合又は同聯合會の役員又は職員
- 2、關係官公吏（學務部、警察部、經濟部、その他）
- 3、大政翼賛會關係者その他學識經驗ある者、商業の再編成に關する部會には道府縣商業報國會推進隊長を委員に加ふること
- 六、部會は左の事項を審議す
- 1、當該商工業における新企業體制確立に關する事項
- 2、當該商工業の整理統合の方法に關する事項
- 3、職業轉換を爲すべき者の決定に關する事項
- 4、轉廢業者に對する共助に關する事項

- 5、轉廢業者に對する職業轉換の指導斡旋に關する事項
- 6、その他當該商工業の再編成に關する事項
- 七、本協議會は部の決議を以て協議會の決議と爲すことを得

既定方針を促進

大東亞建設の新段階に對處するため政府は懸案の中小工業對策を積極的に取上げることにになり、三月十日開催の閣議に於いて「中小工業の再編成ならびに職業轉換促進」に關する基本方針を決定、同日右に就いて情報局より左の通り發表したが、この決定は大東亞戰爭の赫々たる戦果に直面するや、一部に中小工業の再編成を不要とするが如き主張又は氣運が生じてゐる際として、政府の確乎たる斷行の意志を表明するものとして重大な意義を持つ。更に政府は在來、農林、厚生三省に分散して歩調の揃はなかつた中小工業對策の事務を統一するため、企畫院に中小工業對策委員會を設置して重要事項に就いては閣議決定を経ることとした。情報局發表如左。

産業再編成が先決問題

商業再編成

中小商工業の問題については支那事變勃發以來各種經濟事情の變化とともにその段階に應じてそれゝ適宜の措置を講じ、昭和十五年十月に至り同年九月の外交轉換を契機とする事態に對處するため「中小商工業者に對する對策」を決定し、國民職業指導所、國民勤勞訓練所及び國民更生金庫の三大施設を創設し、これら施設の運営を中核とし各般の施策を講じて來たのであるが、從來の方針は主として物資不足、各種統制の強化、價格の公定、輸出の不振などによりその活動範圍の縮小せられたる者に對し、及び限り失業者をささるやう努むるもなほ轉廢の止むなき者を如何にして緊要産業部門に轉換せしむべきかに目標を置いたのであつたが、その後國際情勢は變轉に變轉を重ね遂に大東亞戰爭の勃發を見るに至り、戰爭遂行の爲急速に戰爭遂行力の強化擴充を必要とするに至り、これがため眞に國家の總力を擧げて、これに當らなければならぬこととなつた。近代戰爭が國家總力戦であつて經濟力の強靱なることが戰爭遂行力の一大基底をなすのであるから、産業を戰爭遂行の方向に編成することが先決問題となつて來たのである。

緊要部門に人材を集中

我が國の中小商工業は支那事變發生以前においても幾多の缺陷を有しその合理化が要請せられて來たのであるが、支那事變

より更に大東亞戰爭となり、戰爭の要請に即應して重點主義に基く生産の増強および物資配給の圓滑適正化を目的とする中小商工業の再編成をなし、その健全なる發達を確保するとともに勞務動員計畫に基く勞務の再配置、なかに緊要産業部門における勞務の充足を圖り、以て全産業の合理的發達を促し國家經濟の總力發揮を企圖することこそ國家最大の緊要事となつたのである。

然るに大東亞戰爭の齎す赫々たる戦果に直面しこれにより直ちに南方諸地域の重要物資が豊富に供給せらるるものゝ如く速断し、ために中小商工業の再編成の如きは必要なきに至れるが如く考へる向もないではないが、戦に勝ち抜たくめには速かに國內必勝態勢を確立し總力を擧げて戰爭目的に集中しなければならぬはもちろんで、戦後においても大東亞の盟主として、その防衛に任じ國防力を維持増強し、大東亞における國家民族の共榮を圖らんがためには今日の儘の産業編成、なかに緊要中小商工業の状態は遺憾ながらこれを許されないのである。

固より大東亞戰爭の戦果は我が國産業の前途に多大の光明を齎し將來の飛躍的發展は期して俟つべきものがあるが、前項の要請に應じて新なる産業界の躍進を企圖しこれを確保するためには、先づ軍需産業な

どの緊要部門に人材を集中し鋭意これが生産増強に力を致さればならぬ。

遺家族には特別の考慮

彼上の見地に依り政府に於いては此の際業者の積極的協力の下に進んで中小商工業者の必要なる再編成ならびに職業轉換を圓滑に行はしむるため企畫院に委員會を設け關係各省一體となりこれが計画的實施を期し、重要事項に付ては更に閣議の決定を経ることと致した次第である。

由來我國の中小商工業は古き沿革を有し國家存立の一大組織として發達し來り、産業經濟界に多大の貢獻をなし、今後亦その重要な地位には何等變化はないのであるが全般的國家産業の一大變革期に當り、その地位を確立安定するためにも敢てこれが再編成を斷行せねばならぬのである。従つて政府としては該再編成の産業上、社會上におよぼす影響を深察し、これが實施上の具體的措置については慎重の上にも慎重を期する次第である。特に現在の時局に省み應召者、戦病死者の遺家族などについては特別の考慮を拂ふべきことは當然のことである。

既に政府は多額の圓庫補助金を交付して同業團體の共助制度の完壁を期するとともに國民更生金庫については資本金の増額と更生債券の發行限度を擴張し資金の劃期的充實を圖り、更に緊資金制度に依る簡易貸

出により積極的活用を期するは勿論、轉業者に對しては租税の減免をも圖り、轉業者の從業者に對しては生活保護費を給與するほか、將來企業の新規開業を認め得る情勢に立到れる場合は轉業者の優先許可を認むる等萬全の措置を講ずることとなつてゐる。

小賣業整備方針

中小商工業再編成の一環を爲し、而も轉廢業に關して最も重要視される小賣業者の整備方針に就いては、企畫院を中心に各省間で研究され、その成案は四月二十一日開催の定例閣議に附議決定の上、情報局より左の如く發表された。その主要な點は、第一に從來の整理は中小企業を有限會社、組合等の統合體に纏める方針で來たのであるが、今後はこれを變更して整理統合後の殘存企業體を出来るだけ個人企業體で存置せしめ、統合體の場合に見られる能率低下、取扱の悪化を阻止するとともに、中小業者が徒らに月給取化すること防止してゐる點である。とりわけ食料品等に就いては配給擔當區域を設定して切符制、から進んで顧客の登録制を行ひ、計畫配給に萬全を期する傍ら共同御用開とか共同配給を

實施して勞働力の不足を補ふ方針となつた。また整理後の配給能率の悪化を防ぐ方法としては、擔當區域内に數個の店を残して取扱の競争をさせ、成績に應じて消費者に購入先を自由選擇せしめることとされた。一方これによる轉業者に對しては収入の激減を來さざるやう考慮を拂ひ、その家族の初給貸金などについても貸金統制令の特例を認めることにしてある。又、完全轉業までの過渡的措置として勤勞奉仕隊を活用し、軍需産業鑛山等に於いて半轉業の形式で精神的肉體的訓練を積ましめる心遣ひも用意されてゐる。以上の如く特に収入の減少、轉業方法に關して一歩前進した方針を確立されたことは注目された。而して整備の具體的な方法は、その大綱を當該所管官廳並に企畫院内の中小商工業再編成協議會の手によつて作成して地方長官指導の下に各組合が實行する。更に各個人の具體的な轉業に就いては國民職業指導所がその衝に當り、轉業すべき業者の選定は各組合で銓衡したものを地方長官が決定する。右の方針に基いて整備統合される業種は廣汎に互る豫定であるが、既に整備に着手された小賣業も以上の趣旨に即してその措置を是正されることとなつた。情報局發表の要旨如左。

政府は過般の閣議に於いて産業の再編成に伴ふ中小商工業者の整理統合、並に職業轉換の促進に關してその大綱を決定し、爾來企畫院を中心とし關係省間にこれが具體的方法を攻究中なりしところ、本日閣議に於いて小賣業整備の方針を決定した。その要旨は次の如くである。

- 一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業體を存置するものとす、但し特別の事由に因りこれに依り難き場合はその他の方法に依りこれを行ふこと
- 二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮するとともに消費者の便益を充分に勘案すること
- 三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間にそれら、必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと
- 四、食料品等の日常生活必需品に就ては買出し又は配達の便宜、消費者數及びその分布状況、需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし、要すれば配給擔當區域を制定し、これに適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計畫的ならしめ、必要に依り共同御用開又は共同配達を行ふこと
- 五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し、

これが向上を圖る爲め店舗をして共勵せしめ、その成績に應じ取扱數量の増減を圖る爲め登録の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと

- 六、適業者の決定に當りては年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者よりこれを選定すること、尙戦死者及び戦病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては、成るべく従前の業務を繼續し又はこれに従事し得る如くすること
- 七、轉業者は速かにその就職先、就職條件等大體の目的を定めたる後轉出せしむることとし、轉出に至る迄の過渡期に於いては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し、差當り緊要産業の生産増強に協力せしめ、これに依り轉業に必要な鍊成を爲さしむること
- 八、轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふとともにその家族に對しても就職、授産等に就て適切な措置を爲すこと
- 九、整理統合の實施に當りては同業者の互助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること
- 十、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗その他營業用設備手持商品等の處理に就ては、業者又は業者團體等に於いて買取り又は利用處分の斡旋を爲すとともに

企業整備令出づ

その營業上の債權債務に付てもこれが處理に協力せしむること、右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

十一、職業轉換を爲したる者が従前の企業に復歸を希望する場合に於いてその企業の新規開業を認め得る事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮すること

企業整備令は昭和十六年十二月二十三日の總動員法審議會を通過したのち、その要綱を一般に發表して成文化を急ぎ五月八日開催の閣議に上程、御裁可を経て同十三日公布、内地は十五日、外地(朝鮮、臺灣、樺太及び南洋諸島)は六月十五日より施行された。この運用に當つて商工省では次の如き方針を樹てゐる。即ち整備令の規ひは企業整備に際し中央で定めた各業種の整備要綱に基いて地方長官が業界の自主的整理統合を指導する場合、個人的利害關係から整備に協力しない者があつてもこれを強制して國家目的の遂行に參加せしめる法的根據がなかつたので整備の遲延を免れなかつたのを、この整備令によつてそれを強制することを可能ならしめた點にある。しかし實際の施行方針としてはつとめ

て本令の發動を避け、業者の自主的整備に俟つことを主とするが、頑冥にして協力を肯んぜざる業者がある場合には傳家の寶刀として本令の發動を見るといふのである。又、以上の外注目すべき點として左の二點が擧げられる。(法規法令欄参照)

- ① 中小商工業のみならず廣く商、工、鑛業の全般にわたつて必要に應じ物資の生産修理、販賣、輸出、輸入、保管の業を營むものに對して命令される。
- ② 主務大臣の指定する法人例へば商組、工組、産組、住宅營團、産業設備營團、重要物資管理營團等に對しても命令することが出来る。

具體的要綱決る

小賣業整備の大綱は四月二十一日の閣議に於いて決定されたが、その具體的細目たる小賣業整備要綱は五月十五日附商工、農林、厚生、大藏、内務の關係五省の次官通名を以つて各地方長官並に關係方面あて通牒を發した。この要綱は彙に發表された大綱に基いて企業の整備方針、轉業者の對策等に關しかなり具體的にその方途を示したもので、この要綱によつて物資配給の合理化と勞務動員の兩

側面から今後着々小賣業整備を斷行することとなつた。その骨子となる點及び要綱如左。

整理統合方針

- 一、整備の實施機關として各府縣の中小商工業再編成協議會及びその部會を重用し官民一體の實をあげる
- 二、殘存企業態を出來得る限り個人企業態とし、その經過的措置については(1)實際上整備進行のものにはその儘手を付けず(2)主務省の指示を受けることとなるが大體はその儘認め(3)今後實施するものには抜取整理によつて個人企業態を存置する
- 三、整理統合の基準は整理統合の順位を決定する場合に取扱ふ商品の實績に依らず、轉職の難易や店舗の位置及び規模等を考慮すると共に消費者の便益も充分に考へ、戦死者、出征軍人、傷病軍人の遺家族に對してはその人が事實上の營業主であり、轉廢業の困難なものに限つてその儘殘し、他は適當な方法で整理する
- 四、一般小賣業以外の小賣業との關係、例へば百貨店等との關係は適切な事業分野の調整を行ふが百貨店の整理は現在商工省に於て措置を講じてなり近く發表する
- 五、二種以上の物資を取扱ふ小賣業の整理には營業全體の實情を斟酌して物資別の整理統合を行はぬ例へば酒と味噌の如

きこの中酒のみを取つて整理をなすことではない。又修繕を兼ねてある小賣業の整理には利用者に不便を與へぬやう統合上特に留意する

殘存企業配置方針

- 一、最寄品店 食料品等の日常生活必需品店の配置方針は配給擔當區域を一町内會(又は部落會)又は二以上の町内會の區域を合せて單位としてこれに同種業二以上を置いて競争させ、店舗の配置上從來の商店街、小賣市場を利用して、共同御用開、共同配達の方法によつて配給能率を増進する
- 二、買廻品店 日常生活必需品以外の物資を取扱ふ店舗の配置に付ては配給擔當區域を特別に定めず現在の分布狀況から適宜に整理統合を行ふ
- 三、農山漁村に於ては萬屋式の各種物資を取扱ふ店舗を分散存置する

轉業者對策

- 一、轉業者の選定は年齢、資質、經驗、技能等から見て勞務に堪へる者から決定する
- 二、戦死者又は出征軍人の遺家族、傷病軍人の轉業に際しては他に優先して就職を斡旋し、共助金の交付は普通より多く、又その他についても種々業者團體が積極的に援助する
- 三、轉業者の使用人たる出征軍人に對して

應召期間中支給する給與は殘存業者の業者團體を以て可及的に支給させる

- 四、轉業者の就職に就ては本人の希望を充分考慮してその就職を指導し就職先、就職條件等大體の目安が付いて後に轉出させ、それ迄の間は從來その者の屬してゐた商業報國會等を以て勤勞奉仕隊を結成、差當り緊要産業の生産増強に協力させる。この場合従前の収入に激減を與へぬやう特別の考慮を拂ふ
- 五、轉業者の共助には同業者をして自治的に行はせ轉業者の生計に萬遺憾なきを期し、一方國民更生金庫を最大限に活用する
- 六、職業轉換をなしたものが従前の企業に復歸を希望する時、優先的にこれを考慮する

小賣整備要綱

- 一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基く之が職業轉換は表裏一體たるべき關係に在るを以て兩側面の計畫並に實施に付彼此照合すること
- 二、整理統合に當りては地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふこと
- (一) 整備計畫の樹立及び實施に就ては地方官廳に於て積極的企業指導し其適正且迅速なる實施を期すること

(二) 整備計畫の樹立及び實施に就ては中小商工業再編成協議會及び其部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむること

- 三、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす、但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと、尙之につきては左の諸點に留意すること
- (一) 既に企業合同の方法に依り整備實施済のものに付ては之を變更するの要なきこと、此場合に於ては業種、規模等を主務省に報告すること
- (二) 現に整備進行中のものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては業種整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を具し主務省の指示を受け措置すること
- (三) 今後實施するものにして特別の事由に依り個人企業態に依り難きものに付ては其業種、整理統合の方法、企業合同の規模理由等を具し主務省に稟議すること
- 四、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること
- (一) 店舗の整理数の決定に當りては配給の適正化を旨として店舗の位置分布、

企業の經營規模等を勘案し、轉業者を選定するに當りては轉換の難易を考慮し之等の間の調整を圖ること

- (二) 經營規模を考慮するに當りては適正經營規模を旨とするは勿論なるも其趣旨とする所は實績主義に依り比較的規模の大なるもののみを殘存せしめんとするの意に非ざること
- (三) 轉換の難易に付ては八を、消費者の便益に付ては六及び七を参照すること
- 五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體及び百貨店等との間に夫々必要に應じ適切な事業分野の調整を行ふこと、尙之が具體的措置に付ては別途指示する
- 六、小賣業の整備に當りては左の事項を考慮すること
- (一) 市部と郡部に付ては夫々事情を異にするを以て劃一的に取扱はざること
- (二) 各種の物資を取扱ふ小賣業に付てはその營業全體の實情を勘案して整理統合を行ふこと、且その取扱物資に付各別に整理統合を行ふことは成るべく之を避くること
- (三) 修繕を兼ねる小賣業に付ては修繕業務輻輳の現状に鑑み利用者不便を與へざるやう其整理統合上特に留意すること
- 四 食料品等の日常生活必需品に付ては買

- 出し又は配達の便宜消費者数及び其分布状況、需給数量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし、要すれば配給擔當區域を制定し之に適當数の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登録制等を活用して配給を計画的ならしめ必要に依り共同御用開又は共同配達を行ふこと
- 1、配給擔當區域は成るべく一町内會（又は部落會）の區域又は二以上の町内會の區域を合したる單位とし地方の實情に應じ適宜之を定むること、配給擔當區域は各業種に付成るべく共通ならしめ相錯することなきやう留意すること
- 2、配給擔當區域を制定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共働せしむること
- 3、消費者の便宜、配給の適正等を期する爲要すれば店舗の配置上商店街又は小賣市場の利用に付考慮すること
- 4、要すれば各店舗の取扱物資の種類に付適當なる整理調整を行ふこと、この場合に於ては取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮すること
- 5、配給擔當區域を制定し取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持し得るやう考慮すること

- 6、一般家庭の人手不足の現狀に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗に於て共同御用開又は共同配達を爲す等の方法に依り配給能率の増進を圖ること
- 7、切符制、通帳制、登録制等は配給の適正、消費の規正等を圖る爲必要に應じ之を行ふこと
- 8、市町村、町内會（又は部落會）との緊密なる連絡を圖り配給の計畫化を期すること
- （四）日常生活必需品以外の物資に付ては配給擔當區域の制定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布狀況に留意しつゝ適宜店舗の整理統合を行ふこと
- （六）農山漁村における小賣業の整備に當りては地方の實情に即し消費者の便宜上又は小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散存置するの措置を講ずることを得ること
- 七、配給能率の低下を防止し之が向上を圖るため商業報國運動等に依り經濟道義の昂揚を圖ると共に店舗をして共働せしめ其成績に應じ取扱数量の増減を圖るため登録の更新を爲さしむる等適當なる措置を爲すこと
- 八、整理統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換に就ては左の點を考慮すること
- （一）年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定

- （二）戦死者及び戦病死者の遺族出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること
- 1、戦死者、戦病死者又は出征軍人が事實上の營業主たりし場合は遺家族が希望する場合又は年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるゝ場合の外は従前の業務を繼續し又は之に従事し得る如くすること
- 2、傷痍軍人等に付ても右に準ずること
- 3、戦死者、戦病死者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人等にして轉業を爲す者に付ては左の措置を講ずること
- （イ）他に優先して就職の斡旋を爲すこと
- （ロ）店舗其他の營業用設備、手持商品、債權債務の處理等に付ては業者團體をして積極的に援助せしむること
- （ハ）共助資金の交付に付ては特別の考慮を拂ふこと
- 4、轉業者の使用人たる出征軍人に對し其應召期間中支給する給與に付ては殘存業者を以て組織する業者團體をして可及的之が支給の途を講ぜしむること
- （三）轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正に之を

會議所の申合せ

東京初め大阪、横濱、神戸、京都、名古屋の六大都市商工會議所地方連絡協議會は、六月十三日名古屋商工會議所で開催され、商工省池永事務官、日商猪谷理事、六會議所代表二十餘名出席のもとに小賣、卸賣、製造工業の整備、企業合同、更生金庫の利用促進等について協議を爲し、左の如き申合せを爲した。

申合せ事項

- 一、各會議所は相互に連絡を密にし屢次情報交換し企業再編成の實施の促進を期する。
- 一、各會議所は速かに企業再編成に對する具體的方針を確立し各府縣間甚しき迅速なき企業再編成の實施せられるやう努力する。
- 一、商工業者の營業範圍即ち營業種目とその取扱商品の範圍或は商品の種類とその取扱店の範圍などを調査研究し、商工業者と營業種目との標準を決定明示し企業再編成に資する。
- 一、各會議所は當該府縣と整備を要する關係業者との間に立つて兩者の連絡協議につとめ、企業再編成の圓滑なる實施に協力する。

- 行はしむること
- 四 轉業者の就職は國民職業指導所に於て勞務動員の必要と認め合せ之を指導斡旋するを原則とすること
- （イ）適當と認むる求人口を成るべく多く提示し本人の希望を考慮して其就職を指導すること
- （ロ）本人の希望通り就職せしめ得ざる場合に於ては適宜他の求人口に就職するやう指導すること
- 九、轉業者の就職に付ては左の措置を講ずること
- （一）職業輔導施設の活用並に國民勤勞訓練所の利用を圖ること
- （二）工場事業場其他に對し轉業者に對する訓練並に技能の錬成に關し適切なる措置を爲さしむること
- 1、轉業者の訓練並に技能の養成は徳性を涵養し身體を鍛錬し工（鐵）業生産に直接必要な知識及び技能を授くるを目的とすること
- 2、養成期間は全體三ヶ月を標準とするも生産作業の性質其他特別の事情に依り之が短縮を爲すことを得ること
- （三）轉業者は速に其就職先、就職條件等の大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし、轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤勞奉仕隊等を結成し差當り重要産業の生産増強に協力せし

- め、之に依り轉業に必要な鍊成を爲さしむること
- 右勤勞奉仕隊に依る勤勞報國作業について時は時局産業方面の工場事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむること
- 四 轉業者の収入は従前の収入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふこと
- （五）轉業者の家族に對してもその就職授産等につき特別の考慮を拂ふこと
- 十、整理統合の實施に當りては同業者の互助精神に基く自治的共助方法を勸奨實施せしむること
- （一）成るべく既存の組合等を利用すること
- （二）同一業種内の共助組織の整備並に共助資金の設定を爲さしむること
- （三）共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法に依り負擔の公平を期すること
- （四）共助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得る迄の生活費の補給、事業整理資金轉業資金等に活用せしむること
- （五）共助資金交付の標準は生産又は取扱數量の外形のみならず轉業者の個々の事情をも斟酌しこれが適正公平を期せしむること

一、各會議所は整備を要する關係各組合などにおいて共助金を支出し得ざる場合あるを考慮し、あらかじめ當該府縣又は市當局より補助金を下附せられるやう努力すること、同時に關係方面より寄附金を募集し企業整備を容易かつ迅速ならしむ一、轉廢業者の就職後の職業輔導についても出来るだけ斡旋する。

希望事項

一、各府縣の再編成協議會になるべく多く會議所議員を参加せしむるとともにその下部機構たる業種別部會にも會議所事務局の關係職員をなるべく多数参加せしめられるやう、各府縣當局に要望する。
二、再編成を要する各業種に矛盾摩擦を來さざるやう關係ある業種については綜合部會を設置し綜合的企畫審議を實施せられたい。

實聯意見書提出

東京實業組合聯合會では、六月下旬開催の理事會及び評議員會の決議を経て、中小工業の再編成に關し聯合會としての意見を決定、東條首相初め陸軍、海軍、商工、農林、厚生各大臣及び關係局長等に對して全文左の如き意見を申達した。

現下産業の再編成に伴ふ中小企業の整理統合は喫緊の要務なり。依つて過般決定せられたる小賣業整備方針及び同要綱に基き速かに中小企業の整理統合を斷行するの要ありとす。而してこれが具現に際しては特に左の諸點に充分留意せられたし。

一、今回決定せられたる小賣業の抜取り整理は妥當なる措置なりと思惟するも、これが實行は容易な業に非ず。若しこれが運用を誤らんか思想的に産業上將又社会的に不測の禍を惹起する虞れ決して尠しとせず、依つて中小企業の整備に當りては抜取り整理と國家徵用との關聯を一體化し、抜取り整理業者に對しては國家徵用の形態に於いて適材適所主義に則りこれが轉換を圖らしむるを要す。然らばその當該者は第一線に出動するの氣魄を以つて勇躍其の業を放れるに至る可く又國家としても現下最も緊要とする勞務をこれが最も必要とする部面に於いて確保し得るに至る可し。

二、中小企業の再編成の成否に各道府縣に設置せらるべき中小工業再編成協議會の構成、就中これが運営如何に存すると謂ふも敢へて過言に非ざるを以つて、これが構成に當りては眞に業界の代表的人物を多数簡拔するなど其の構成に充分留意し以つてこれが運営に萬遺憾なきを期するの要あるべし。

れを發表した。

中小工業整備進行方針

- 一、企業整備の具體的實施要綱決定に際しては原則的に中小工業再編成協議會(部會)に諮問すること
- 二、當該商工組合(又はこれに準すべき團體)の整備機關
- 1、當該組合に於ける實施機關として本府指導の下に企業整備委員會を設けしめこれが實行に當らしむること
- 2、委員會規程及び委員は本府の承認制となすこと
- 3、委員中調査、共助資金設備及び手持品の處理、轉業斡旋等の主たる擔任を定めしむること
- 三、本府に於ける具體的實施要綱の決定は概ね左の順序を以てすること
- 1、整備に關する政府又は本府の方針を當該組合に通過し整備素案の提出を爲さしむ
- 2、當該組合は整備委員會に於いて素案の作成を爲しこれを府に提出す(素案の作成に當りては府と緊密なる連絡の下に行ふ)
- 3、再編成協議會の當該部會を編成する業者側委員は當該組合の整備委員中より適當人員を囑託す
- 4、部會に附議す

5、部會に於いて決定したる具體的實施要綱に付き要すれば府に於いて檢討を爲し、或は主務省と稟議の上本府の最終的確定としたるものを通過す

積極的の對策へ

各府縣別の中小工業再編成協議會は政府の指示に基き各地方別プロツク會議を開き、その連絡も完全にとれるに至つたので、政府は九月十五日を期限として各府縣の業種別整備案を提出せしむるため通牒を發し、昭和十六年八月の次官會議の指示にもとづく各府縣に於いて立案せる整備案は一應御破算となり、新たな整備要綱にもとづく具體案が改めて考究されることになり、商工省は各府縣協議會の原案を檢討の上逐次實施に移す方針をとることとなつた。又、プロツク會議の結果に鑑み政府は左の如く府縣別共助會の設立、工場の方分散化について積極的對策の準備を開始した。

一、府縣別共助會の設立

轉廢業者に對して支出すべき共助金については、各業種に應じてそれぞれ組合の負擔能力に高低があり、同じ轉廢業者でありながら共助金額について甚しい差別のあることは、

術知識經驗などを有効に活用せば南方開發に當り極めて適材たるの土勢からず。依つてこれ等中小工業業者をして南方進出の方途を講ぜしむることは、中小企業の職業轉換解決の一助となるは素より南方經濟開發に寄與するところ大なるものありと思料す。而してこれがためには中小企業中より南方經濟建設に必要な業種を選定し、これ等業者中の知識經驗豐富なる代表的人物を簡拔し、南方經濟調査團を組織せしめ事前に南方に對する充分なる心身の鍊成を施し、軍政下なりと雖も可及的速かなる機会にこれ等業者をして現地の事情を充分に實地調査せしめ、この實地調査に基く中小企業南方進出の可否及び具體的實行方法等に付きこれ等専門的業者の建設的意見は十二分に聴取し、若し必要ありとせば適材適所主義に則り、中小企業者中南方に進出せしむべき適材の簡拔に當らしむる等、中小工業業者南方進出につき十二分の考慮あらんことを要望す。

東京府方針決定

東京府當局では商工省の指示に基づき中小工業再編成協議會を結成してこれが對策を議し、整備促進方針を左の如く決定し七月こ

従来も論議されてきた問題であるので、一府縣を一単位とし各業種全部を綜合した共助會を設立し、各組合より等級別に課金を徴収する外時局産業方面より寄附金を得て、それを全部合算プールして各業者に均霑せしめようとするもので、岡山縣では本年はじめこれが設立され、相當額の基金を積立ててゐる。

當局は國民一體の精神から共助組織を適切な措置と認めてなり、出来る限り各府縣に設置させる方針で、東京府、大阪府、山口縣等ではすでに設立準備中である。しかし各府縣の中には時局關係産業を擁せざるものもあり、府縣の間で不均衡を來す恐れがあると云ふ觀點から、全國を含む共助團體設立の意見もあるが、これについては目下考慮中である。

一、工場の方分散化

轉廢業者の縣外移動に關しては個人的特殊事情による困難、又轉住先の住宅難などから各種の問題があるので、産業立地計畫に軋觸しない限りなるべく工場を地方に分散化して貰ひたいとの要望が多いので、商工當局では既に陸海軍との連絡會議に於いて工場の方分散化につき申込を爲すとともに各生産擴充産業、特にその下請工場に地方分散を行ふ方針を有してなり、また授産施設を擴充強化して重要産業との關聯を密ならしめ地方にあまねく配分せんとしてゐる。

六、以上を以てなほ轉業者豫定數に満たざるときは、殘存候補店舗の營業主につき同一要領により轉業者の選定を行ふこと、但しこの場合は配給に支障を來さざるやう店舗は殘置せしめる等の措置を講ずること

府の小賣業調査

東京府では従來爲し來つた各種の調査が主として配給率決定等の必要から爲されたもので、小賣業整備の觀點からは缺けるところが多いので、八月一日現在を以つて府下各組合に宛て、小賣業調査表の項目を通達し、これによつて一齊に調査を行ひ、整備の圓滑遂行に備へた。調査項目の主なるものは一般事項としては店舗の地域性、組合の重複状況等に觸れ、營業狀況は店舗設備、手持商品額、仕入金額、營業收益決定額を主とし、その他營業外收益、營業主並に従業員の性別、年齢、健康、學歷、續柄、前職、特殊技能等の細かい項目、及び事變關係の狀況、即ち戦死戦病死者、應召軍人、傷痍軍人の姓名、營業主との續柄等に及んでゐる。

商組中央會指針

小賣業整備要綱に則り小賣業者の整備を行ふ場合に、多數の業者の中から轉業者を抜き取ることは技術的に非常な困難が伴ふので、商業組合中央會では商工省當局の諒解を得て「小賣業整備に關する具體的な指針」を作成、整備促進の參考資料として七月全國の關係方面へ送附した。要旨如左。

一、一定地區における特定業種の必要店舗數を決定すること、これが決定につきては適正規模經營とその適正配置狀態を考慮すること

二、現在の總店舗數より必要店舗數を控除して、整理店舗數ならびに轉業者數を推定すること

三、整理店舗の具體的選定方法

- (一)選定條件
(イ)基本的條件 (1)店舗の位置 (2)經營規模 (營業面積、營業設備、従業員數、物表取扱高、營業稅納付高の明確なるものにより判定のこと) (3)經營採算 (4)營業年數 (5)技術および技術的設備 (ロ)參酌すべき條件 (1)營業主の經營才幹、人格、時局認識 (2)サービスの良否
(二)選定條件の組合せ、重點の置きどこと

日商再び建議す

小賣業の整備は漸次實踐の段階に入つたが、その實情としては整備の促進上なほ幾多の缺陷があるといふので、日本商工會議所では局時對策委員會をして實情を調査せしめつつあつたが、その具體的對策としての成案を得て九月十七日開催の常議員會に附議して正式決定の上、「小賣業整備に關する意見」として關係當局へ建議した。右の建議に於いては小賣業整備の圓滑な促進を圖るため、中小商工業再編成協議會の運營問題、個人企業實體の活用、産組、農水産團體、百貨店と小賣業との事業分野の調整問題、殘存業者の整備問題、轉廢業對策、適限經營規模の算定並に消費者組織の確立等を強調してゐることが注目された。建議書全文如左。

物資配給の圓滑適正化、勞務再配置と共に國民生活安定を目途とせる小賣業整備は、戦時産業再編成上喫緊の要務なるも、斯業の零細複雑性と地方事情の特殊性とに鑑み、宜しく政府は小賣業整備の圓滑促進を圖るに當り、尠くとも左の諸點につき深甚なる考慮を拂はれんことを望む。

一、中小商工業再編成協議會に關し

ろは業種、業態、地方實情によるべく、これを畫一的に決定し難しされど業種により大體の區別をなし得べし

四、整理店舗數の一、五倍の店舗を選定しこれを整理候補店舗となし、爾餘を殘存候補店舗となす

五、整理候補店舗中より左の手續により轉業者を選定すること

(一)希望による轉業者の選定 適當の共助金の支給を條件として希望者を募ること

(二)特定の基準による轉業者の選定 轉業者希望者のみを以て轉業豫定數に満たざるときは希望者を除きたる整理候補店舗の營業主中より選定を行ふ

(イ)事實上の營業主につき審議し轉換困難のものを除くこと (1)年齢四十五歳以上の男子 (2)婦人營業主にして轉業困難と認めらるるもの (3)身體虛弱不具癡疾者 (4)事實上の營業主たりし戦死者戦病死者または出征軍人の遺家族、傷痍軍人などにして轉業困難と認めらるるもの

(ロ)(イ)のものを除き他のものを轉業可能者と看做し (1)體力壯健なること (2)扶養家族少きこと (3)營業外収入多きこと (4)轉換に都合よき經驗技能、資質を有することの條件を參酌して選定すること

(三)再編成協議會の運營に當りては左の諸點を考慮すること (イ)徒らに名目的に墮せざるやう留意すること

(ロ)隣接數府縣を一ブロックとする連絡會議を設け、實施上に於ける摩擦の調整均衡の保持を圖ること

(ハ)再編成協議會に業種別部會の橫斷的連絡機關を設け、業種間に共通せる諸問題の審議攻究を爲すこと

二、既に企業合同の方法に依り整備實施済のものに雖も個人企業實態を活用し得るものに限り之が是正に努むること

三、産業組合、農水産團體、百貨店と小賣業との事業分野の具體的調整方針を急速に明示し且是等事業の整備を並行せしむること

四、殘存業者の整備に關し (1)殘存せしむべき業者の選定に當りては業者の人格を充分考慮すること

一、中小商工業再編成協議會に關し

- (2) 各業種の必要最低限の努力は之を確保すること
- (3) 各業種の商品範囲を明確ならしむこと
- (4) 地域的配置に付ては左の諸點を考慮すること
 - (イ) 商店街の再配置に留意し、店舗並に配給所を右に照應整備し、総合的計畫的に配置すること
 - (ロ) 最寄品及び買廻品の取扱店舗は出来る限り近接配置せしむること
- 五、轉廢業者對策に關し
 - (1) 轉廢業者の生活安定に資する爲め共助資金並に國庫補助増額を圖ること
 - (2) 共助機關は各府縣毎に同一組織により之を設置し、共助資金の積立共助金の交付と共に、職業指導所、再編成協議會との密接なる連絡の下に轉廢業者の家族生計扶助に關する連絡機能をも果さしむること
 - (3) 各府縣の共助方法の不均衡調節を圖る爲め各府縣共助機關の全國的統一機關を創設し、國庫補助金、民間業界よりの寄附金等の受入並に府縣共助機關に對する割當交付の職能を賦與すること
 - (4) 店主の共助金制度と併せ使用人の轉廢業共助金の支給方法を講ずること、右支給の基準としては俸給年給、勤続年數勤務狀況扶養家族等を充分參酌すること

- (5) 國民更生金庫の評價基準の緩和並に貸付範圍の擴張を圖ると共に轉廢業資金供給の圓滑迅速化に努めしむること
- (6) 貸金統制令における轉廢業者の初給貸金の特例はこれが實施の困難性に鑑み可及的速かに適當なる措置を考慮し以て収入減の不安除去に努むること
- (7) 轉廢業者の充分なる訓練及び技術修得のため國民勤勞訓練所施設の増設擴張を圖ると共に收容人員の増加、收容期間の延長を考慮すること
- 六、適正圓滑なる配給を目的に適限經營規模の策定と併せ、消費者組織の確立に一段の考慮を拂ふこと

資産の評價基準

小賣業整備具體化の基本となるべき資産評價の基準制定に關し、商工省では各種小賣業界代表、商工會議所、商業組合中央會理事等を以つて小賣業専門委員會を組織し、これに東京商大深見、大阪商大村本兩教授が參照して調査立案の結果、取敢へず三十種の小賣業種に就いて成案を得、轉廢業者資産評價委員會一般部會に附議決定の上、九月二十二日附地方長官宛て通牒を發した。その大要如左。

- #### 資産評價基準
- 一、原材料、手持商品は時價(小賣實賣價格)で評價する。即ち(9)のあるものは(10)のあるものはそれぞれ該當價格で買上げられるわけであるが、傷物ロイズ物は地方物價査定委員會にかけて實際販賣の價格まで査定減額する
 - 二、土地、建物等は「國民更生金庫引受資産等の評價方法基準」並に「土地及び建物の評價基準」により時價でもつて評價される。
 - 三、電話、金銭登錄機、金庫、自轉車、オートリヤカー、貨物自動車、その他の車輛、計量器、冷蔵庫、マネキン人形、營業用ミシン、自轉車修繕用工具、眼鏡加工用具、檢眼器及びラジオ試験用器具等の目星しい營業用什器は總て單獨に時價でもつて評價される。
 - 四、以上のほか更に一般營業用造作什器(所謂造作代のみ)つまり引越した後に残るもので、例へば呉服屋についていへば陳列棚來客用椅子等々である)についても營業權の要素を含めて各業種別に小賣業者の賣上高(過去三ヶ年の平均賣上高)によつて評價する建前になつてゐる。即ち一定の賣上高さへあればそれに対応する評價額が必ず出て來る建前で、この點は本基準の最も特色的な點といへ

よう。右に關聯し

- イ、十六年一月一日以降に企業許可令の施行を見越して開業した者は右の評價方法によつて算出した額から一割を減ずる
- ロ、また兼業者は各業種毎に右の方法によつて獨立計算をする
- ハ、靴屋、眼鏡屋等については修繕料、加工料を賣上高に加へる
- ニ、小賣と卸を兼ねる者は小賣だけ切離して評價する
- 五、各小賣業者に對する營業用資産の國民更生金庫引受總額は以上の(一)から(四)までの各評價額の總計となるが、その總額が三百圓に満たない場合には、小賣業を主たる生計の資としてゐる者に限りこれを三百圓に切上げて評價する

評價額決定の業種

今回評價基準の決定をみた業種及び基準評價額は次のごとくであるが、大體小賣業はこれに網羅されてゐる。しかし小賣業者が實際轉廢業した際に得られる金額は右の基準評價額に原材料、手持商品の時價、土地、建物の時價、營業用什器の時價を加へた總和である。基準評價額は業種に應じて一ヶ年間の賣上高千圓乃至廿萬圓程度のもので示されてゐるが、このうち各業種について、それ／＼六、七割を占める賣

業種	賣上高	基準評價額
菓子商	三、〇〇〇	三六〇
乾物商	一、〇〇〇	九六〇
酒類商	一、〇〇〇	九六〇
魚類商	一、〇〇〇	八一六
食肉商	一、〇〇〇	九六〇
蔬菜果實商	一、〇〇〇	七六六
よろづ屋	五、〇〇〇	四九〇
特に小間物化粧品及薬化粧品兩業種の各段階に於ける基準評價額を賣上高別に示せば左の如くである。		
小間物化粧品小賣	賣上高	評價額(單位圓)
	一、〇〇〇	一三六
	二、〇〇〇	二七二
	三、〇〇〇	四〇八
	四、〇〇〇	五四四
	五、〇〇〇	六八〇
	六、〇〇〇	八一六
	七、〇〇〇	九五二
	八、〇〇〇	一〇八八
	九、〇〇〇	一二二四
	一〇、〇〇〇	一三六〇
薬化粧品小賣(藥局)	賣上高	評價額(單位圓)
	一、〇〇〇	一三二
	二、〇〇〇	二六四
	三、〇〇〇	三九六
	四、〇〇〇	五二八
	五、〇〇〇	六六〇
	六、〇〇〇	七九二
	七、〇〇〇	九二四
	八、〇〇〇	一〇五六
	九、〇〇〇	一二八八
	一〇、〇〇〇	一四二〇

二〇、〇〇〇
 三〇、〇〇〇
 五〇、〇〇〇

二、三〇五
 三、三五三
 五、四四九

商工大臣の警告

九月二十六日から開催された第三回大政翼賛會中央協力會議の二日目に於いて、岸商工大臣は政府側として發言、中小商工業再編成と物價政策の問題に言及したが、就中、再編成の問題については巷間の樂觀的見方を警めてその妄斷である所以を指摘し、政府の既定方針を強調した。要旨如左。

巷間、大東亞戰爭の赫赫たる戦果に眩惑せられて直ちに南方諸地域の重要物資が豊富に供給せらるゝものゝ如く速断し、ために中小商工業の再編成の如きは其の必要なきに至つたと考へる向もあるやうであるが、大東亞に於いて今後我國が占むべき軍事上經濟上の地位を想ひ、又共榮圈の需給の關係を仔細に調べ、更に輸送力その他の現實の事情を考慮するときは、決してかかる安易なる期待を抱くことは許されないのである。斯くの如き見地より政府に於いては企業許可令、企業整備令を制定し或ひは中小商工業の再編成に伴ふ職業轉換促進、小賣業の整備要綱等を閣議に於いて決

定し、益々本方針を強行することと相成つたのである。

商組中央會建議

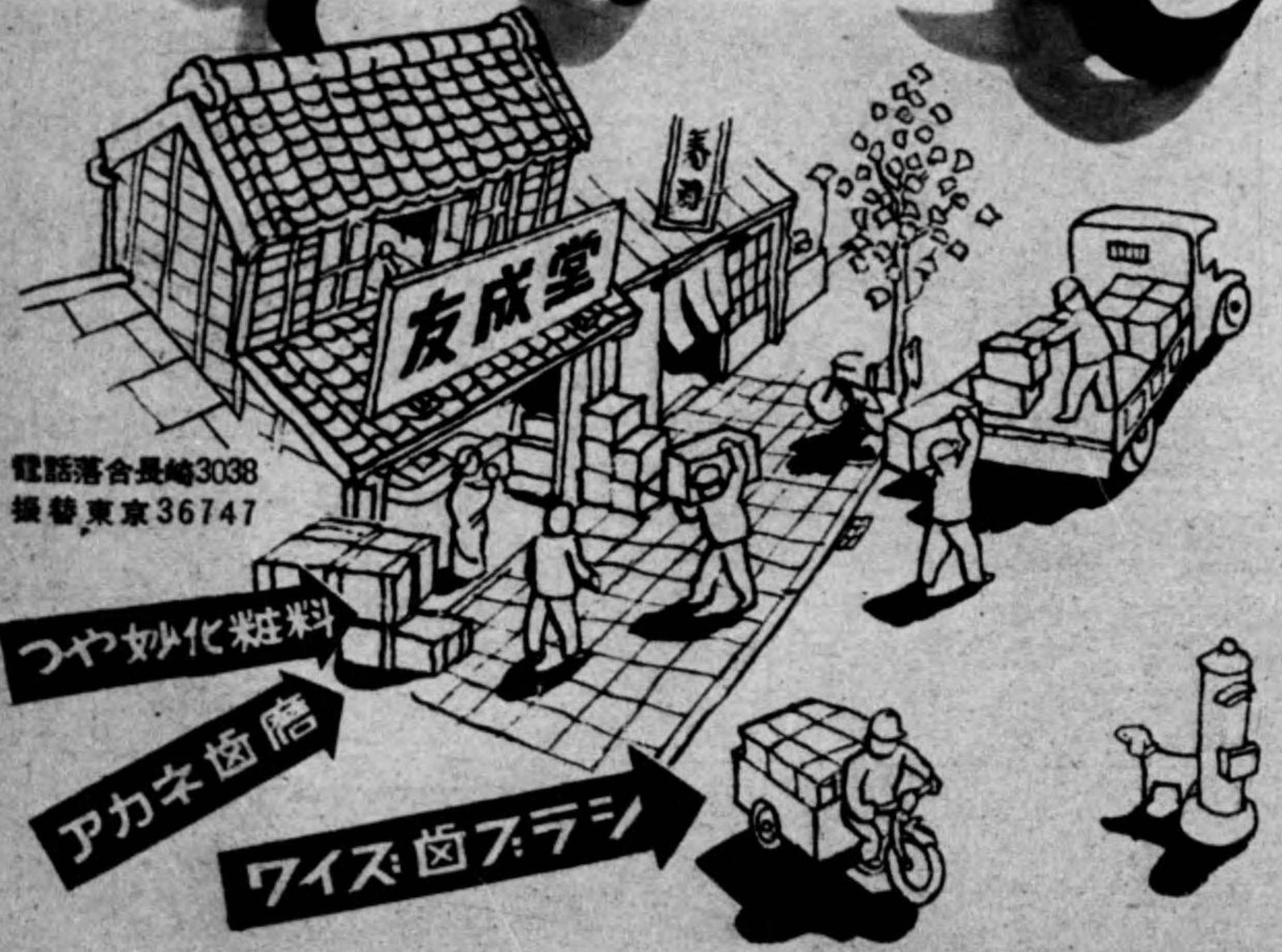
小賣業整備の進捗に伴ひ、商業組合中央會では産業組合との事業分野の調整、配給機構整備と國民徵用令との關係、共助資金造成に關する課税問題等を初め、各種企業整備の進捗に障害ある諸問題を取上げ、全國的調査に基づき成案を得て、十月六日關係當局あて提議した。建議書要旨如左。

一、小賣業整備に併行しこれと同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水産團體との事業分野の調整を急速に行はれたること、尙ほ右の調整を見るまでは商業者の整理は大都市に重點を置きて進められたること
 二、配給機構整備と國民徵用令の發動との關係を調整せられたること
 三、共助團體における共助資金の造成を容易ならしむるため左記の場合には課税を免除せられたること
 (一)道府縣單位の共助團體又は商業組合に對する共助金名目の寄附金は利益の處分として課税せらるゝためこれ等の團體が特に轉業者の轉換先たるべき軍

需工場方面より寄附金を募集せんとする場合に支障を來す實情にあり、大藏省御當局の見解にては全國單位の共助團體に對する寄附金の場合には課税せざるべしとのことなりと仄聞すれども、道府縣單位の共助施設はその趣旨に於いて、何等全國單位の共助團體と異なるものにあらざるを以て、此際共助資金の造成を容易ならしめ轉廢業の促進を圖るため、右の寄附金を經費的支出として取扱はれ度し

(二)商業組合が組合員より共助資金として受入たる賦課金等は、組合の收入として課税の對象とせられ、或はこれ等の資金を組合員よりの預り金として處理する場合にも稅務署によりては預り金と見ず組合の收入として課税せらるゝ場合少なからず、共助資金の造成を容易ならしむるため、共助資金としての積立金はこれを課税の對象とせざるやう配慮願ひ度し
 四、轉廢業者に對する國民更生金庫の引受資産の評価額の決定に際しては、殘存業者團體の當該轉廢業者に支給すべき実績又は營業補償金はこれを參酌控除せざるやう配慮致されたこと
 五、小賣業の整備に當りては小賣業の綜合的特質を生かすことに努め官廳間の方針の不一致、生産者中心の團體の獨斷的意向に

いづれも 取らざる



電話落合長崎3038
 振替東京36747

東京市淀橋區下落合二丁目六〇七(郵便局前の風景)



つねに……
最高の品質
を表す商標
の聲價愈々
たかし！



品 製 要 主

粉 白 形 固 ワ ー サ
ド ー マ ポ ワ ツ ミ
双 替 ワ ツ ミ
品 造 醸
一 テ ン ラ ブ ワ ツ ミ
酒 葡 葡 生 ワ ツ ミ
酒 葡 葡 鐵 那 規 ワ ツ ミ
酒 葡 葡 參 人 ワ ツ ミ
品 學 化
(劑合接屬金輕) 7・トローア
(劑接熔屬金輕) スツルフ
劑 火 消 沫 泡
料 香 造 人

鹼 石
鹼 石 ワ ツ ミ
ーブンヤシクレーフ・ワツミ
品 劑 藥
磨 齒 用 藥 ラ オ セ
ブ ツ ロ ド 油 肝 ワ ツ ミ
油 肝 厚 臘 ワ ツ ミ
球 油 肝 ン ミ タ ビ ワ ツ ミ
藥 庭 家 ワ ツ ミ
品 粧 香
ムーリクグンシニアヴワーサ
ムーリクドルーコワーサ



店商屋見丸 舗本鹼石ワツミ

☆ 合配素酵ンイパパ ☆



戦

時下女性に相應しい
明朗健康な素肌美を
創り健康な生活に彩と
喜びを與える！

スミ
薬用洗顔
クリーム

九二二町原向區墨目市京東
通〇六七七原在 話電 社 圭 三 舗 本

柳屋ポマード

性物植粹純

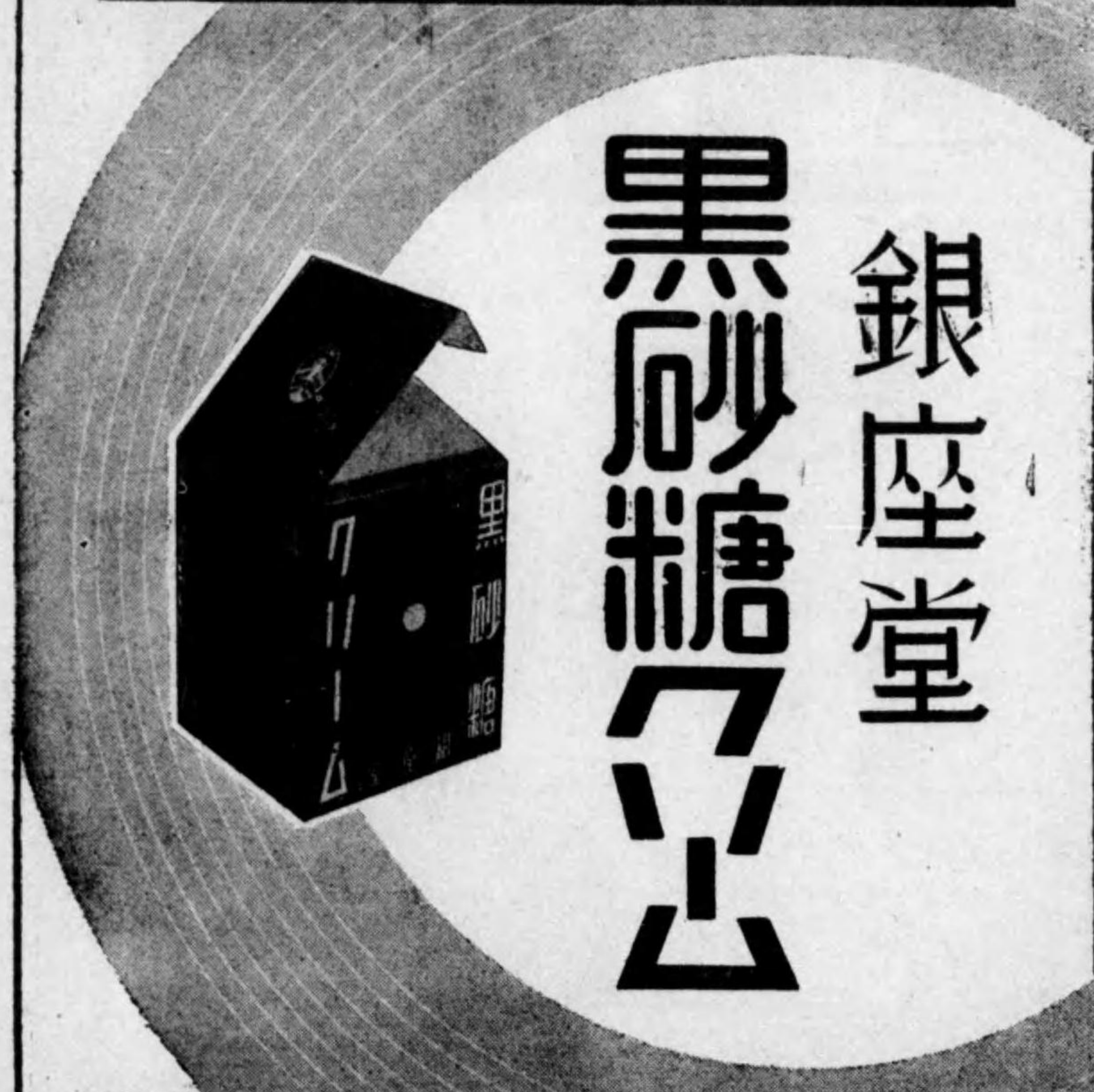
有含ンリテスレコ素毛養



店 本 屋 柳 舗 本

二通區橋本目市京東

銀座堂麝香水



銀座堂

黒砂糖

銀座堂洋髪香油

東京 銀座堂化粧品本舗

たつ創てし究研心苦辛考加社會業製

アロハトニツク 眞の養毛剤



脱毛の毛生を
促し
フケ、脱毛、切毛
を防止する

アロハ養毛ボールド

アロハトニツク
コレステリン含有

大瓶 普及型



店理代約特

店商田塚社會式株
六ノ三町神ノ島湯區都本市京東

店商郎次勇山大
五町橋區橋本日市京東

社會式株藥製和昭 元造製



ヨウモトニック

養毛料の始祖

三共株式会社製造販売 毛を伸ばす 新研究の



ヨウモト香油

洋髪
男子
用

よく落ちて 毛を傷めぬ 養毛シャンプー

ヨウモト洗髪液

劇物不含の特許自然色染毛劑



白毛染 ベナン

新薬理應用

中川清博士創製



にきひ 専門薬 ボンラック

パイン酵素入新化粧水



美容 新薬 パパイロン

正しい皮膚の栄養料



リポイドクリーム

本舗 東京室町 (三共直系) 泰昌製薬株式会社

王子ケミカル



固形
粉末



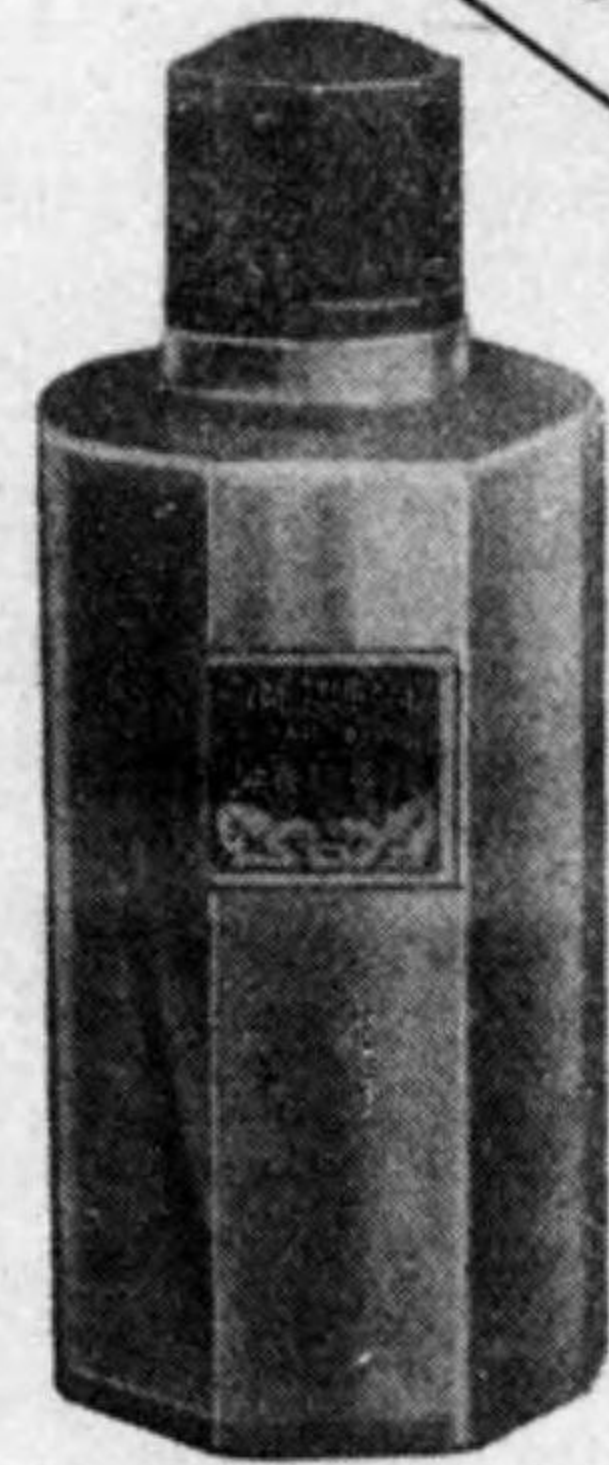
東京

王子化学株式会社

トワツルハポフ



八重椿香油



ケイラン
シヤン
髪洗粉



本 舖
三友商會

東京市深川區新大橋三丁目七
電話本所(73)〇八六七番
振替口座東京一〇五二八番

東京會粧協東



有限
社
鈴木義明商店

東京
神田

合名
社
芥田商店

東京
品川

株式
社
武孝商店

東京
巢鴨

有限
社
井田西國堂

東京
本所

化粧品ニボルベル

近代的ノ感觸ヲ

多分ニ備ヘタ

優秀化粧品ノ



頬紅、美白洗顔クリーム
口紅、粉白粉、コールド
クリーム、ヘヤーオイル
ボマード、パニシングク
リーム、水白粉、チツク
アストリンセントローシ
ョン、ヘヤーニツク、
香水

東京代理店

エロゾフ製菓株式会社化粧品部

東京市京橋區本橋町四ノ四・電話京橋564339番

本舗 ヘルボン商会



國産香料

有限會社 田村商店

東京市神田區多町一丁目三番地

電話 神田(25)三二二番
振替東京 一八四八〇八番

田村化學工業株式會社

工場

大阪市東區淡路町二丁目
電話北濱(23)六六九・二九二番
振替大阪 二六六九一番
大阪市東區東淀川區三國町蒲田
電話三國五四九番
和歌山縣海草郡下津町
電話下津四番



東京芝日産館

日本油脂株式會社

油脂

大東亞資源の雄



小間物雜貨卸

東京小間物雜貨卸商業組合員登錄十八番

丸治商店

日本橋區馬喰町三丁目三番地

電話浪花(67)二七〇七番

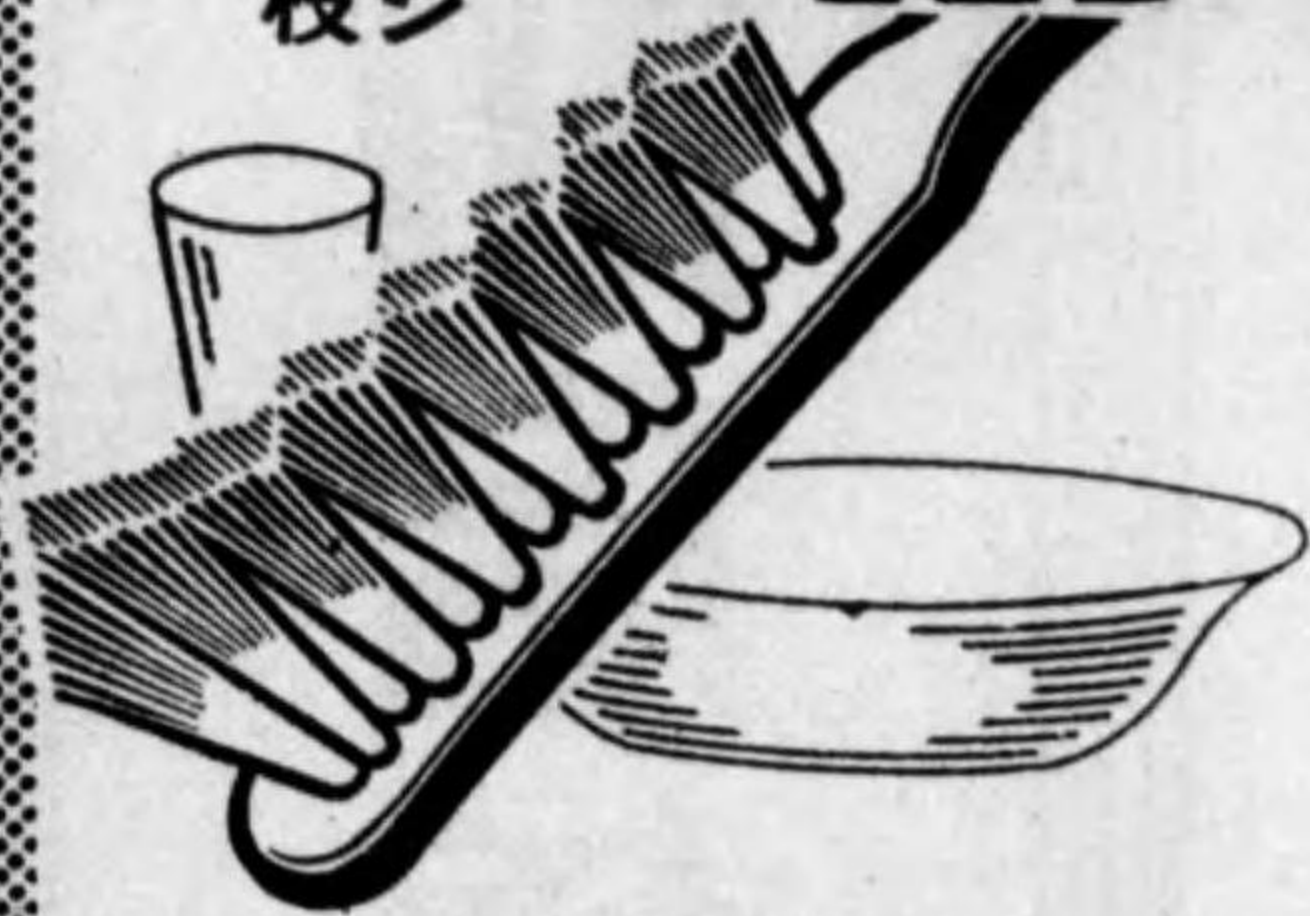
振替東京四二六七番

歯

セルロイド製卸
化粧雑貨

友邦印
妻楊枝
正清

刷子



東京市浅草区桂町十七番地 電話浅草(84)四七三四番

寺内喜栄堂

横濱出張所
横濱市中区新川町二ノ三
電話長者町(3)四八四一番

妻楊枝工場
千葉縣大多喜町久保
電話大多喜一〇番



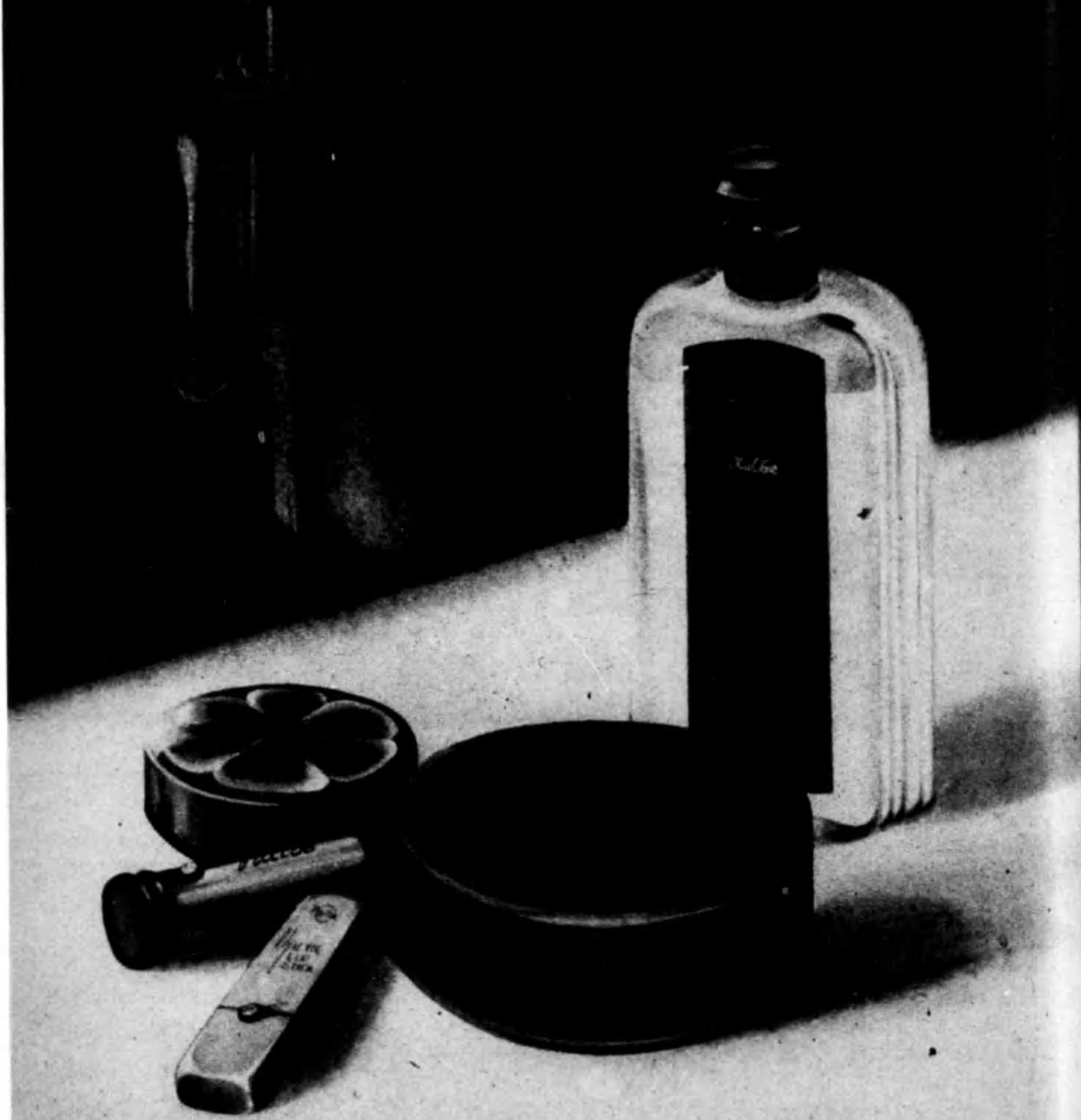
株式会社
生化工業研究所

東京市蒲田区下丸子町 190 番地
電話蒲田 3317 番

水顔料ハーモニ 香粉ハーモニ
植物コールド わかとの 栄養洗粉はだごろも

シヤベトニツク

化粧品ニルビナ



元賣發
 店商郎次福木鈴 限有
 五ノ二町設廠區橋本且市京東
 番二三五三三東東都 番三七六三(66)町場茅路電



洗髮料
オパールシャンプー

玉の肌后鏡

舍 誠 芳 社會名合



香料




東京市日本橋區本町二丁目二
 合名 永廣堂
 會社
 電話 日本橋九〇・九五三番
 電話 船場 二二九四・二三三〇番
 電話 船場 二二三三一

奉天營業所
 奉天市瀋陽區一德街上毅五一號
 電話 (4) 三七五八番

合成香料工場
 大阪市東淀川區北大道町七七一
 電話 吹田 六〇一〇番


臺灣農場
 臺灣花蓮港鳳林郡上大和
 電話 上大和 六番

月の友五百番香水


僅か一滴數日かほる

戰時化粧の好評



月の友五百番香水

ミトセ海綿白粉



本舖
 月の友化粧園
 東京 大阪

十五倍に、損失補償限度は當初の六千五百萬圓から四億三千萬圓に夫々引上げられ、このほかつなぎ資金制度やききに發表された小賣業特別資産評價などで整理促進に對する準備が出来てゐるので、これら全面的に活動せしむる。組合の共助資金の融資利子補償も二億圓限度をさらに擴大する方針である。

△商工組合中央金庫についても企業整備にともなふ融資範圍の擴大適用や増産を行ふため同法の改正を行ふ方針である。

△現在の商組工組の機構は自由經濟時代の産物であるため改組することになるが、同法の改正によるか別個に國家總動員法に基く現在の重要産業團體令による統制組合を獨立したるものとして單獨に統制組合をつくり、改組強化するかまだ決定してゐない。

△整備後の配給機構についても残存業者店舗の適正配置顧客登録の更新による共勵制、共同御用聞き制、共同仕入配達制、町内會部落會内の消費者團體の結成その他研究準備中で整備後の配給に對する國民の不安なからしめる方針である。

商業報國會協力

商業報國會中央本部では、小賣業再編成が

點を置く「班の編成」全國を左の六班に分つ

△第一班關東區△第二班東北、北海道、樺太區△第三班東海、北陸區△第四班近畿區△第五班中國、四國區△第六班九州區

(一)地方再編成促進班(構成)地方促進班は道府縣本部指導部長(推進隊長)が促進隊長としてこれを主宰し、その下部組織として數個の促進班を編成する(運営)三の「實施すべき事項」を目標として絶えず現實面と接觸しその實踐昇揚を圖ること

五、促進運動事業

- (一)模範整備地區又は業種の指定(イ)一道府縣につき一地區一業種を指定すること
- (ロ)模範地區の指導には中央促進班協力應援すること
- (二)再編成促進のための資料刊行物の配付
- (三)轉廢業の體驗を聴く會
- (四)轉換先工場の成績を聴く會
- (五)主婦の會
- (六)商業青年一夜練成會

六、促進運動の順序

本運動の展開に當つては道府縣別促進運動、支部又は單報別促進運動、班又は組別促進運動の三段階に分けて行ひ、中央再編成促進班員並に地方促進班員の現地指導が順次浸透する如き仕組みに運営すること

いよ、具體的實施の段階に突入したので、これを機會に全國商業者の熱意を結集してこの歴史的偉業を完遂せしめるため、十一月一日より全國的な一大促進運動を展開した。運動に當つては中央本部を初め全國道府縣本部が全機能を動員するとともに、特に全國十五萬の推進隊々員の活動を主軸とする國民運動としての性格を強力に示した。商業再編成促進運動實施要綱は如左。

一、總旨並に方針

商業再編成の國家的要請に應へ大東亞共榮圈確立に對する商業者の熱意を結集表現するため、中央本部昭和十七年度活動目標に從ひ商業報國運動の當面の重點を企業の整理統合及び職業轉換に關する自主的運動に置き、急速且つ強力に目的達成のための促進運動を展開せんとす。而してこれが實施に當つては十分に政府の施策方針に則ると共に中央、地方を通じて關係諸團體との連絡協調を緊密にし、特に商業組合中央會並に於て各々その特色を發揮し、相協力して實效を收むるやう努力すること

二、實施期間

自昭和十七年十一月一日至昭和十八年三月卅一日とす

三、實施すべき事項

- (一)道府縣別促進運動 道府縣本部役職員、支部役職員及び單報會長、道府縣推進隊長、支部推進隊長、單報推進隊長等を對象とする
- (イ)地方本部大會又は講演會
- (ロ)道府縣連絡委員會
- (ハ)道府縣再編成促進班員練成講座
- (ニ)促進班員協議會
- (ホ)勤勞奉仕隊會議
- (一)支部又は單報別促進運動、支部及び單報會員を對象とする
- (イ)臨時總會兼講演會(再編成即行決議)
- (ロ)商業再編成講座
- (三)班、組別促進運動、支部又は單報會員中の班員又は五人組員を對象とする
- (イ)班、組長の練成講座
- (ロ)團座式座

模範地區の設定

商工省では小賣業整備促進の一方途として全國六地區に模範地區を設定、商工省委員を一定期間滞在させて當該地方廳と聯絡のもとに小賣業整備の理想郷を現出し、これを順次全國各府縣に及ぼして行くこととし、その具體的方針に關し十一月十一日商相官邸に於いて委員會を開催、選定府縣、派遣委員及び當

- (一)商業再編成の國家的意義の昂揚、小賣業整備要綱の趣旨及び方針の徹底化等啓發指導
- (二)未組織商業者への指導と組織化
- (三)道府縣中小商工業再編成協議會(又は支部會)との積極的協力
- (四)整備計畫の實施に伴ふ諸障害排除のための指導幹旋
- (五)勤勞奉仕隊に關する運営と指導
- (六)商業青年の職業轉換に對する自覺の促進指導
- (七)國民職業指導所、國民勤勞訓練所等との連絡調整
- (八)共助精神の鼓吹、自治的共助方法の勸奨
- (九)共助施設に必要なる政府、國民更生金庫との連絡調整
- (十)轉廢業者家族に對する就職又は内職の輔導幹旋
- (十一)戦死者又は出征軍人の遺家族、傷痍軍人等に對する積極的授護
- (十二)高能率配給及び共助策に對する指導奨勵
- (十三)整理過程における消費者組織との連絡調整

四、再編成促進策

(一)中央再編成促進班 本促進班は中央本部職員を以て組織し道府縣別促進運動の現地指導をなすと共に、指導者養成に重

該地方廳並に各府縣中小商工業再編成協議會が中心となり、これに商工省委員が側面援助を爲して整備遂行上惹起する諸問題の解決に當り、技術的には商業組合中央會の幹部が委員と同道して指導を爲し、精神運動の展開には商業報國會推進隊がこれに當ることとなつた。又、これら模範地區と本省との綜合的聯絡に當る爲企業局係員を三名連絡官として各地區に派遣された。

轉業者選定方針

東京府中小商工業再編成協議會では、十二月十九日、小賣業の整備方針を決定する委員會を開催し、その大綱を決定した。出席者は松村府知事、篠山内政部長、安積經濟部長、警視廳田中經濟警察部長、東京市河合助役、谷川戰時生活局長、財務局北島直稅部長、武樋間稅部長、船田東商理事、淺野鋼管社長、帆足重要産業協議會事務局長、奥田更生金庫理事、本位田祥男氏、加田哲二氏等、官民四十名出席、小賣業整備に關する轉業者選定方針を附議した結果、東京府に於いては第一勞務供出、第二適正配給を目標として整備に臨むこととし、組合内の轉業者決定の順位は、

①轉業希望者、②轉業能力の高い者、③配給能力の低い者の順によることになつた。轉業選定方法の概要如左

第一、方針

- 一、生活必需品小賣業（主として食料品）に關しては必要店舗数および整理店舗数を豫定したるのち整理を實施するものとしその細部に關しては別途考慮するものとす（商業組合中央會案を準用すること）
- 二、生活必需品小賣業（主として買廻品）に關しては職業能力ならびに配給能力の兩面より検討し整理すべき候補店舗を選定するものとす
- 三、整理方法による整理は整備を行ふべき當該組合の企業整備委員會之を實施するものとす

第二、整理方法

生活必需品小賣業の整理は轉業希望者を優先せしめ更に轉業候補者を選定したる上該候補より残存すべきものを考慮し轉業者順位を決定するものとす

轉業候補者の選定方針は業主に付勞務及配給能力を採點し併せて留意すべき諸事項を綜合審議するものとす

一、轉業希望者

(一) 希望者にして轉業適格者は優先的に

轉業を認むること

(一) 左の希望者についてはこれを認むべきか否かは企業整備委員會において決定すべきこと

- 1、單に廢業を希望する者
- 2、特別の事由により店舗を残存して營業主のみ轉業を希望する者、前項の轉廢業者に對しては共助金等に條件を附し得ること

二、一定基準に依る轉業候補者の選定

(一) 採點

人に關する諸條件（勞務）及び店舗に關する諸條件（配給能力）は「轉業候補者採點表」に正確公平に採點するものとす

必要ある場合は企業整備委員會に地域的小委員會を組織し採點をなすことを得るものとす同表「採點基準」は部會（東京府中小商工業再編成協議會）に於て定むるものとす

(二) 順位の決定

企業整備委員會は轉業希望者の可否並に採點したる轉業候補者に就き綜合的審議を行ひ其の順位を決定するものとす

1、特に残存すべき店舗

事實上の營業主にして左の者は轉業適格者よりこれを除外し得ること、(1) 年齢四十五歳以上の男子營業主（必ずしも四十五歳に限定せず轉業能力を考慮し之を定む）(2) 婦人營業主にして轉業困難

と認めらるゝもの、(3) 身體虛弱、不具、癱疾者にして他の勞務に堪へざるもの、(4) 事實上の營業主たりし戰病死者の遺族、出征軍人等にして轉業困難と認めらるゝもの、(5) 扶養家族多くかつ營業外収入なく轉業困難と認めらるゝもの、(6) 配達、運搬等に特に體力壯健なるものを要するため残存を適當と認めらるゝもの、(7) 優秀なる技術の保存育成のため残存を適當と認めらるゝもの

2、店舗の分布に關し地域的に留意すべき事項

(1) 市部に所在する店舗の整理については業種別事情により必要ある場合は店舗の分布状況、消費者の密度および便宜商店街の状況等の諸點を綜合的に考慮すること、(2) 郡部における農山村の如き萬屋式經營形態にして店舗数少き場合は著しくこれを減少せしめざる様その特殊性に留意すること

3、業種および經營形態により留意すべき事項

(1) 業種別特性イ、所謂買廻品にして規格單純化し趣味嗜好に重きを置く必要減少せる業種に就いては著しく店舗数を減少せしむることを得ることロ、家庭金物、陶磁器、荒物雜貨、小間物等の如く日用品なるも生活必需品（主として

第三、轉業者の決定

(中小商工業再編成協議會)

商工組合法案要綱

- 第一 本法に依り設立する團體は統制組合、施設組合及び商工組合中央會とする
- 第二 目的及事業 統制組合は商業、工業又は礦業に關する統制事業及統制のためにする經濟事業を、施設組合は組合員の事業に關する共同施設を行ひ商工組合中央會は統制組合及施設組合の指導連絡事業を行ふものとする
- 第三 組織 (一) 統制組合は地區内に於て當該事業を行ふ者及其の團體等を以て之を組織すること (二) 施設組合は當該事業を行ふ者を以て之を組織すること (三) 商工組合中央會は統制組合、施設組合其の他の者を以て之を組織すること (四) 統制組合は當然加入とし施設組合及商工組合中央會は任意加入とする
- 第四 經理 統制組合は經費及出資の兩制度を併せ採り得るものとし施設組合は出資團體とし、商工組合中央會は會費團體とする

東京府中小商工業再編成協議會は當該組合より提出の名簿に基き轉業者の決定をなすものとす

第五 機關 (一) 統制組合及商工組合中央會の役員は總會に於て之を選任し行政官廳の認可を受くること、但し統制會の役員たる統制組合に付ては統制會長の任命制度を採ること (二) 施設組合の役員は總會に於て之を選任すること (三) 統制組合、施設組合及商工組合中央會に議決機關として總會又は之に代るべき總代會を置くこと

第六 監督 行政官廳は各團體に對し事業等の施行命令、役員解任、解散等の命令其の他必要なる指導監督を行ふこと

第七 其他 (一) 本法施行に關し必要なる罰則の規定及既存諸團體を本法に依る團體とするに必要なる規定等を設けると (二) 本法制定に伴ひ關係諸法令の必要なる改正等を爲すこと

(備考) 工業組合法、商業組合法等に基く既存組合を本法に依る團體に改組するに際しては中小商工業問題の現狀に鑑み極力混亂を生ぜざらしむる様本法の運用に付慎重留意すること

食料品)の如く需要頻繁に互らざるものありては其の店舗数を相當に減少せしむるを得ること、たゞし商品の重量、容積大にして配達を要するものまたは緊急的需要あるもの等在りては消費者の便宜の上より店舗の減少率を緩和する要あること、ハ、修理、加工等の技術を伴ふ業種(時計、註文洋服、靴、ラジオ器具、電氣器具、自轉車、板硝子商)等は戰時下において資材の活用と業務の幅轉の現狀とに鑑みその店舗数はこれを著しく減少せしめざる

(2) 經營形態による特異性 イ、兼營者(製造、加工、修理又は卸業との兼營)小賣業としての觀點より業種により兼營を分離し得べきものはこれを分離すること、分離し得ざるものは(時計、自轉車等)は小賣業の整備方針によるものとすロ、他の業種との兼營者(萬屋式經營形態を含む)イ、統制のため必要ある場合及び轉換容易なる場合の外兼營者を特に轉業せしむる必要なきこと、ロ、兼營者の整理に當りてはその兼營率を考慮して該店舗の爾後の經營採算に留意し實施すべきこと、ハ、指定せられたる關係各業種組合相互間においては兼營者の整理に就て緊密なる連繫の下にこれを實施すること

東亞共榮圈

交流貿易政策の推進

昭和十六年十二月八日、歴史的な宣戦布告と同時に放たれた米英撃滅の大作戦は一瞬にして世界地圖の變改を餘儀なくされ、積年米英依存の陥穽に陥つてきた南方圏は、續々と我が日章旗の下に畏伏し來つた。先づ最初に、ハワイの米太平洋艦隊を覆滅して太平洋を我が制空、制海權の下に掌握、續いてフィリッピン、香港、シンガポール、東印度、マライ、ビルマと僅か半歳を出でずして南方圏は逐次東亞共榮圈の一翼たらんことを誓ひ、こゝに一面戰闘、一面建設の兩様の長期戰に備へ、廣大なる戰線の維持増強のため、從來までの貿易政策もまた一擲せざるを得なくなつた。

先づ第一に交流物資の價格の問題に就いては、爲替政策によつて解決され、關稅、輸出入等の助成金なども必然的に一役を買ふであらう。貿易の方式の問題は既に國家機關に依る交易方式が採られ、物資の配分に就ては自由主義貿易時代とは全く反對に國家に依る意識的な配分が行はれつゝある。現地に於ける物資取得の方法、賣買の方法等もそれ／＼大木は決定し、問題は物資の生産配分であるが、これも自給圏の範圍に依つて自ら政策を樹てられるであらう。今や米英蘭の勢力が排除されて見れば南方貿易の政治的障害は完全に除去された譯である。自由貿易時代には重大な要素であつた經濟的障害も、物資の需給に重點を置く共榮圈物資交流の方式には問題ではない。残るものは技術的な問題、自然的な問題、その他戰爭による諸事態が努力の對象となるのであらうが、これは國運を賭して大東亞戰爭を遂行してゐる以上、それに相應した努力が拂はれるであらう。

貿易統制令一元的改正成る

支那事變の發生と第二次歐洲大戰の勃發とに依つて、我が對外貿易は種々變革を遂げたが、一昨年十二月八日大東亞戰局の勃發に依り、大東亞共榮圈の物資交流を迅速的確ならしむるため、商工、農林省令を以つて四月十三日貿易統制令施行規則が改正された。

從來まで圓域、南洋、第三國に對する貿易統制については必要に應じてその都度急速に立案遂行して來た關係上、貿易統制に關する法規は數も多く、又複雑多岐に亘つて居る。即ち

- 一、關滿支向輸出調整規則(十四年九月)
 - 一、關滿支向輸出水産物輸出統制規則(十四年十月)
 - 一、關滿支貿易調整規則(十五年九月)
 - 一、南洋貿易調整規則(十五年十二月)
 - 一、貿易組合法に依る統制命令及び舊統制法令にもとづく各種の告示
- の多くが發令されて居つたが、これらの法規は廢止され、同時に四月十三日公布、十六日實施に依る商工、農林省令第一號を以つて貿易統制令施行規則が改正された。今回の改

正に依る要旨は

- 一、輸出許可物品の指定
- 一、關滿支に對する指定輸出品、輸出調整機關の指定
- 一、同輸入品、輸入調整機關の指定
- 一、關滿支以外の地域に對する指定輸出品及輸出機關の指定
- 一、佛印及び泰に對する指定輸入品輸入調整機關の指定

等の諸點であつた。これに依ると從來までの施行規則は輸入命令と輸入許可制度の規定のみであつたのを、新に輸入調整機關に依る調整に關する規定が織込まれたこと、又輸出に關する規定は輸出命令輸出許可制度の規定、輸出調整機關に關する規定等は從來の儘となつて居る。この規則改正及び告示に依つて整備される諸點は如左。

- 一、輸出調整機關としては輸出統制會社十組合に於ては四十六が整備統制の結果十八となる。又輸出統制會社は從來圓域は除外されて居たが、今後は原則として圓域、第三國共通の輸出調整機關となる。また從來の要輸出許可品目は約二百八十品目に及んだが、今回約四分の一の七十

- 一品目に減じ、他は輸出調整機關の調整に委されることとなる。
- 一、輸入調整機關は關滿支については從來の東亞輪聯の代りに物資別輸入統制機關(輸入會社、輸入組合)が指定せられ、佛印、泰については從來と同様であつて輸入調整機關の數は二十五(うち圓域十、佛印、泰十五、一部共通)となつて居る。

貿易統制會とその機構確立

貿易統制會が重要産業團體令に依つて指令を受けたのは昭和十六年十月二十七日の閣令に依るものであつた。

當時米國の對日資産凍結令を繞つて日米間には頗る緊張はして居たが、まだ最後の事態に立ち到つて居なかつたので、貿易界は第三國への貿易に期待を残して居た。この會名は當初は貿易統制會と名付けたが、これを外國側から見ると、日本の貿易が強力なる國家の統制下にあるために、この會が無用の關稅を課する動機にあるやうに思はれてもと云ふ民間側からの希望も入れて、日本貿易會とし

た。然るに大東亞戰爭を契機として、世界の情勢は一變し、貿易は國家の必要とする重要物資の確保のため、こゝに貿易統制會と改稱し、名實ともに貿易統制をすることとなつたのである。

- 貿易會の目的は貿易の綜合的運營を圖り、貿易に關する國策の立案とこれが協力遂行にあることは勿論であるが、主なる事業は
 - 一、貿易に關する政府の計畫に對する參畫
 - 二、貿易の實行計畫の設定
 - 三、貿易の振興及調整方策の決定
 - 四、貿易に關する統制指導及検査
 - 五、貿易業の整備
 - 六、貿易に關する調査、研究、報道及宣傳
 - 七、貿易に關する施設
- 等の七條件が擧げられて居る。然してこれが會員は左の通りの商工大臣の指定したるをもつて組織することとなつて居る。
- 一、貿易組合及貿易組合聯合會
 - 二、輸出の統制をなす會社
 - 三、輸入の統制をなす會社
 - 四、輸出又は輸入の統制をなす團體
 - 五、主要貿易業者
- となつて居り、昭和十七年九月現在の會員は貿易組合及び貿易組合聯合會は四十五、輸

出及び輸入統制會社、團體は三十六、昭和十四年、十五年の年平均実績一千萬圓以上の主要貿易業者五十三をもつて組織されてゐる。これらの中統制會の下部機構として活動して居る輸出、輸入の調整機關は別記の通りである。統制會は結成後、直ちに貿易機構の再編成をなした。その第一は從來の市場別雜貨組合は悉く統制機能を剝奪し取扱品目は原則として日本貿易振興株式會社をして取扱はしめその他の商品別の輸出調整機關の取扱品目に編入した。第二は從來まで第三國向け輸出調整機關であつたところの、輸出振興會社を同時に圓域向け輸出調整をも併せ行はせんとした。但し日本貿易振興會社は取扱品目の範圍が廣汎に渉るため、取敢ず第三國向けだけを取扱ふこととした。その外には統制機構たる商品別輸出組合の整理、輸入調整機關を商品別統制會社を原則とすること、又國內配給統制機關と同時に輸入統制を行ふものは、これを輸入統制機關として認めること、等であつた。貿易機構の再編成と共に、國內貿易業者の整理統合を左の如き要領の下に推進した。

整理)この整理に就いては業者の企業合同を勸奨する。然して企業合同の基準は(1)綜合基準に於いて五十萬圓以上の合同體とし、取扱商品の種類に關係なく包括的なものとする。 (2)商品別基準において商品群別に二、三十萬圓の單一商品群を取扱ふ合同體とすること。

二、圓域向け輸出統制の方法については統制商品別にその輸出計畫總額(現在の輸出組合の輸出統制品目に限る)の六割は圓域輸出業者に割當て、二割は第三國輸出業者(外商を除く)と認められたる者に割當て、殘餘の二割を申請割當とする。

三、泰國及佛印向輸出統制、泰國向け輸出統制の方法については統制商品別にその輸出計畫總額の六割は泰國向け輸出業者に割當て、二割は第三國向け輸出業者と認められたる者に、當該業者の第三國向け輸出実績に比例して割當て、殘餘の二割を泰國向け輸出業者及び右の第三國向け輸出業者の申請割當とすること。

企業合同の形態としては商法上の會社、有限會社、商法上の匿名組合、法上の組合をとること、この整備促進のため統制會のつ

た態度は

一、貿易業轉廢業者の有する未解決輸出手形の處理促進を圖るため「貿易業轉廢業者の輸出手形に對する融資規程」に依り融資を行ふ。

二、貿易業統制團體の促進強化に資するため「貿易業統制團體に對する融資規程」により共助資金の貸付をなす。

三、貿易業經營者またはその従業員にして南方占領地域における蒐荷配給事務擔當者として進出せんとする者については、貿易統制會に登録せしめ、關係當局指導の下に順次これが實現を期することとする。同時に右事務擔當候補者の詮衡を貿易統制會において一元的に行ふこととしこれが詮衡のため南方進出者詮衡委員會を設置する。

輸入調整機關

- 日本南洋輸入組合 大阪市東區平野町三丁目六番地(電日本橋一四二九)
- 日本原皮株式會社 東京市日本橋區通二丁目二番地(電日本橋四〇四五一六)
- 日本皮革製品輸出振興株式會社 大阪市東區南久寶寺町四ノ九(船場二六一、二二六、五一二)
- セルロイド輸出振興株式會社 大阪市東區大今里町六六五(南三四七、六八五七)
- 化學製品輸出振興株式會社 東京市芝區田村町二丁目四ノ六(銀座三三八一、三七六三、六九八八)
- 日本皮革製品輸出振興株式會社 大阪市東區南久寶寺町二ノ一(本町五六二、四五八)
- 日本農産物輸出組合 東京市京橋區銀座八ノ一第百銀行銀座支店三階(銀座七四三〇、七四三一)
- 日本罐詰輸出組合 東京市東區南本町二ノ三七一(船場一六二三、一六二四)
- 日本水産物輸出組合 東京市日本橋區兜町一ノ八東株ビル六階(茅場町四四七四、五六二二)
- 日本青果物輸出組合 東京市京橋區銀座西七ノ三日本貿易會館内(銀座一四〇八、一四〇九、五三七三)
- 日本茶輸出組合 靜岡市北番町七五(靜岡四〇四)
- 日本食料品輸出組合 東京市京橋區寶町一ノ七味ノ素ビル七階(京橋七一九一、七一九二)
- 日本砂糖輸出組合 東京市東區南久寶寺町一ノ七糖業會館内(丸ノ内七二一一九)
- 日本毛皮輸出組合

日本護謨輸入組合

神戸市西區西町三十四番地(電話地三三四七)

日本棉花輸入統制株式會社

大阪市東區備後町三ノ八糖業會館内(電神田五〇二七、二四九〇)

大日本燐礦株式會社

東京市京橋區京橋一丁目二番地(電京橋一八六八、一八六九、五八六〇、九五二六、一七)

日本綿花輸入統制株式會社

東京市東區南本町二ノ三七一(船場一六二三、一六二四)

鐵礦原料統制株式會社

東京市東區南本町二丁目十六番地ノ一(電丸ノ内六九四、八四二、四七五二、五四九二)

纖維製品輸出振興株式會社

神戸市西區海通二丁目外ノ八(三ノ宮二四九、六七四)

帝國鍊業開發株式會社

東京市京橋區本町八丁目十九番地ノ十(電銀座四九、一八八八、一〇四二、二五三、六六六〇、七八一一)

日本貿易振興株式會社

東京市東區南本町二ノ二(丸ノ内六九八五、六九八七、六四二八)

南洋故府鐵輸入統制組合

東京市京橋區本町二丁目五番地(電京橋一四九六)

日本機械輸出振興株式會社

名古屋市西區御幸本町一ノ一職商工館内(本局四八〇、二四八〇五)

帝國輕金屬統制株式會社

東京市東區南本町一ノ六六番地(電丸ノ内五六二、一一三)

硝子製品輸出振興株式會社

大阪市西區川口町一(電話西四〇四四〇五)

日本金屬配給株式會社

東京市日本橋區茅場町二丁目八番地

護謨製品輸出振興株式會社

神戸市西區南長町七〇(電話西四〇四四〇五)

日本茶輸出組合

靜岡市北番町七五(靜岡四〇四)

- 京橋區榮地四ノ二第三ビル三階
- 日本合板仕組板輸出組合
神戸市神戶區江戶町一〇〇番上ビル(三ノ宮四八八〇)
- 日本織維府物輸出組合
神戸市東區區幸通四ノ七(共合六九〇〇)
- 日本綿絲布輸出組合
大阪市東區本町二ノ二六染工聯合會館内(本町二二一四、四三五、五八三、八四七、一八)
- 日本毛麻絲布輸出組合
大阪市東區内本町三(東三七一、六三三、一、五八三)
- 日本生絲輸出組合
横濱市中區本町三ノ三一横濱取引所内(本局二七八五三四四七)
- 日本貿易振興株式會社
東亞向輸出調整業務取扱營業所、東京市京橋區榮地明石町四八(榮地一八五一、一八九)
- 日本刷子輸出組合
大阪市西區川區海老江一丁目五九(福島二八四〇、二八四一)
- 日本石鹼輸出組合
大阪市西區京町堀通五ノ五(六一八、六三八、六四八)
- 日本セメント輸出組合
大阪市東區平野町五ノ一
- 對東亞輸入調整機關
- 日本東亞輸入組合
東京市日本橋區區三丁目二番地一貿易統制會東亞局内(東京・日本橋五六八一、一四)
- 日本大豆統制株式會社
東京市東區區大塚町一丁目六番地(大塚町會館)(東京・丸ノ内六七七一九)

- 東亞雜穀輸入株式會社
東京市深川區佐賀町二丁目二十四番地(東京・深川一八二八)
- 飼料配給株式會社
東京市京橋區本町四丁目四番地一(東京・京橋八〇四一六、三四七、一五)
- 東亞植物油原料輸入株式會社
東京市京橋區區西三丁目一番地(錦正宗ビル五階)(東京・京橋三一五一、一六)
- 東亞漆統制株式會社
大阪市東區區人形町二十八番地(大阪・東一五四一)
- 日本原皮株式會社
東京市日本橋區區一丁目二ノ一(東京・日本橋四〇四五、一六)
- 日本原麻株式會社
東京市芝區區濱松町三丁目五番地(東京・芝四一六七、九)
- 東亞豚毛輸入株式會社
大阪市西區川區海老江一丁目五九(大阪・福島二八四〇、一)
- 東亞副蠶絲輸入株式會社
大阪市東區區見町五丁目四番地(日本鐵兵館三階)(大阪・北濱四一三)
- 日本炸蠶製品株式會社
東京市日本橋區區一丁目四番地四(東京・日本橋四三七〇、五五九〇)
- 東亞纖維層輸入株式會社
東京市東區區内幸町二丁目五番地ノ二(堤ビル内)(東京・銀座六三二七)
- 東亞木材貿易株式會社
東京市京橋區區明石町四十八番地六(東京・榮地一八八三、三〇七九、三〇八三)

- 日本石炭株式會社
東京市東區區丸ノ内一丁目八番地六(東京・丸ノ内三三七五、一九)
- 日本膠原料輸入統制株式會社
大阪市東區區五丁目二十五番地(三和ビル内)(大阪・北濱四七二)

南方共榮園とわが交易方式

南方共榮園との貿易方式は大東亞戰爭が開された直後に樹立され、見方に依つては未だ理念の域を脱しなかつたが、占領地の經濟開發方式、物資交流方式、資金供給方式等が具體化され、南方經濟對策に關する諸構想は現實化し、實行に移す地點にまで進んで來た。こゝに於いて從來までの貿易方針は一擲され、大東亞戰爭以後に於ける南方方面に對する經濟開發、物資交流その他一切の經濟行動に對する資金は第七十九議會の協賛を得て臨時軍事費から支出されることとなつた。南方經濟行動資金を何故臨時軍事費の中に入れたかと云ふことは、南方經濟對策に關する國家の根本理念と結び付けて考へなければならぬ。元來ならば臨時軍事費は純粹な戰闘費である。況んや純然たる民間消費物資の購入資

金まで臨時軍事費の出動を仰がうといふのは少し軌道に外れた観があるといふ人も多かつた。にも拘らず臨時軍事費を以つて一切の南方經濟行動資金に充てようと云ふのは、戰闘と經濟行動の密接不可分な一體化のためであり、戰闘力を維持増進させて行くためにも、基礎的な經濟力の確保が絶対に必要であると同時に、將來南方共榮園の經濟活動を國家力で以つてこれを行ひ、個々の經濟人の利潤追及の衝動に推進された經濟行動は之を許さない、と云ふ根本方策を實行するために、豫めその出發點を規定して置く必要のためであつた。斯くの如く南方經濟開發は東亞共榮園確立のためであり、個々の經濟人の利益を招來するが如き方策はこれを許さないとすれば、臨時軍事費の充當は誠に當を得た資金の供給方法である。こゝに於いて政府は

の開發利用、資金の供給及び通貨金融の調整を目的とするもので、南方諸地域の金融機關の親銀行たる機能を果たすこととなつて居り、將來場合に依つては發券することも考へられる。南方開發資金が一方に於いて臨時費を借受け、地方に於いてはこの借受資金を投資融資して南方諸地域の經濟開發に參畫することとなつて居り、その業務規定に「資源の開發及び利用の爲め必要な物資又は投資を爲す」とあり、現地各金融機關に貸付を行ふこととなつて居る。この外地金融の賣買、通貨の交換等をも行ふこととなつて居るし、場合に依れば敵産管理等をも行ふものと見られる。臨時軍事費と南地諸地域に活動する、又は活動せんとする事業會社又は經濟人の經濟資金に關する細部の問題は、未だ不明であるが、兎に角臨時軍事費から軍票資金の供給を受け、右資金を以つて物資を購入し、購入した物資は再び臨時軍事費を以つて軍に買上げると云ふ方式に決定して居る。この場合、事業會社乃至經濟人は軍と密接な關係に於いて働くのであるが、軍の職務委託者として軍に代り軍資金を以つて物資の取得に當るか、一億獨立の經濟的機關として活動するかに依つて多少資金の貸借の上に相違を來すが、前

者の場合は云はゞ軍の雇傭人たる關係に於いて働くこと云ふならば、初めから軍資金の貸借の問題は起らず、唯勞務と經驗と組織とを提出するだけである。後者の場合即ち經濟的に獨立機關として事を爲すと云ふならば、軍資金の借受、次に物資の取得、賣却と經濟的に三段の形を取つて經濟行動は進められる。だがさうした事は經濟活動の内容から見て形は相違だけで、經濟活動そのものには何等變りはない。問題は現地に於ける取得物資が現地に於いて一應軍の手に買上げられると云ふことである。この特徴的な經濟行動の形態は現地と内地とに於いて、外國爲替現象の起り得る基礎を除く爲で、第二の理由は取得物資の處理、配分の統制である。この方式で將來貿易が進められるので、今後の貿易は全く國家貿易となり、從來の貿易的特質は全く消え失せて、所謂物資の意識的交流となる。大東亞戰爭の經濟建設が物資の國家意識的な開發、運輸、配分、生産、その他處理と云ふことにあるならば、この交易方式はその基礎をなすものであり、その出發となるものである。

東京東亞輸組の發展的解消

貿易統制令の改正に基き、關係當局では着實貿易一元化を劃しつゝあつたが、圓プロツク輸出に關してもその整備のため、日本東亞必需品輸出組合は昭和十七年九月を以つて、日本貿易振興株式會社に合併し、名稱を同社滿支部と改稱し、組合員其の他を現機構のまま吸収し、日本東亞必需品輸出組合は發展的解消を遂げることとなつた。同組合の前身は東京滿蒙輸出組合と呼ばれ昭和八年三月二十九日、商工省指令第一二三五號を以つて認可されたものである。生活必需品の圓域向けの調整は昭和十三年以來、日本東亞輸出組合聯合會が主として當つて居た。關滿支に對する輸出制限の強化に伴ひ、これが承認事務を輸出組合の自治的統制に移行させるため、同十五年二月二十日に告示を以つて所屬組合十六の設立を公表同年八月二十七日には「日滿支に對する貿易の調整に關する件」を商工省令第六十六號を以つて發表、舊名の東京東亞輸出組合は東京東亞必需品輸出組合と名稱を變へ同組合及び商品別輸出組合を統轄する

日本東亞輸出組合聯合會を結成、更に輸入組合をも統合の上、聯合會の機構を整備、政府の監督の下に價格調整に當る等幾多の功績を残し、昭和十六年一月には統制機關として指定され、統制品の範圍も擴大されて今日に到つたもので、今回の日貿への合併に際して、從來各地の組合も左記の如く滿支部と改稱された。

- 日本貿易振興株式會社
 - 東亞商輸出調整業務取扱營業所
 - 築地分館(本店調整第二部)
 - 東京市京橋區明石町四八番地(電話總機)一、一八五(一九)
- 東京支店滿支部
 - 東京市京橋區西七丁目六番地(電話總機)七、九二六、七、九二七
- 東京支店滿支部新潟出張所
 - 新潟市古町通四番町四八〇(芳屋二階)(電話新潟三、九四三)
- 東京支店滿支部小樽出張所
 - 小樽市船越町東六丁目四番地(電話小樽七九)
- 横濱支店滿支部
 - 横濱市中區山下町五一(獨逸領事館内)(電話本局五、二三四)
- 名古屋支店滿支部
 - 名古屋市中區御幸町通(愛知縣商工館内)(電話本局六三)
- 名古屋支店滿支部岐阜出張所
 - 岐阜市神田町九(岐阜商工獎勵館内)(電話岐阜七九)

- 名古屋支店滿支部清水出張所
 - 清水市相生町二(清水商工會議所内)(電話清水一、五一七)
- 名古屋支店滿支部富山出張所
 - 富山市富山縣商工水産課内(電話富山三、一〇二)
- 名古屋支店滿支部福井出張所
 - 福井市大手町四番地(電話福井三、三八〇)
- 名古屋支店滿支部金澤出張所
 - 金澤市西町一番町一七(電話五〇)
- 大阪支店滿支部
 - 大阪市西區江戶堀北通五丁目二四番地(電話土佐堀七、五〇二、五二四一五)
- 大阪支店滿支部高知出張所
 - 高知市丸ノ内五番地(高知縣商工課内)(電話高知二、五〇〇)
- 大阪支店滿支部徳島出張所
 - 徳島市公團(徳島縣物産課内)(電話徳島二、七二二)
- 大阪支店滿支部京都出張所
 - 京都市下京區新町四條下ル(電話下局五、九九七)
- 大阪支店滿支部奈良出張所
 - 奈良縣南葛城郡御所町三九九番地ノ一(電話御所二、八)
- 神戸支店滿支部
 - 神戸市神戶區海岸通二二(電話三宮一、五一九)
- 神戸支店滿支部愛媛出張所
 - 松山市一番町十五番地ノ一(愛媛縣商工課)(電話松山一、六七)
- 廣島支店滿支部
 - 廣島市中島本町五一番地(電話中七、二二二)

廣島支店滿支部下關出張所
下關市西南部町一六二番地ノ四(坂本ビル)(電話下關(呼出)三、四〇三)

福岡支店滿支部
福岡市大字春吉字藍原八六一ノ一(電話西一、二八六)

福岡支店滿支部長崎出張所
長崎市櫻町一番地(長崎商工會議所)(電話長崎四、九三三)

福岡支店滿支部門司派出所
門司市港町二丁目十一番地

滿洲

東亞共榮圈に於る業界市場

變轉極りなき世界情勢に對處するため、日滿華三國締盟が結ばれてより二周年を迎へた昭和十七年は、大東亞戰爭が勃發したより一ヶ年、國を擧げて暴戻なる米英撃滅に全力をつくしてゐるときである。この密接不可分の關係にある盟邦、滿洲國、中華民國ともに同甘共苦の、固き締盟のもとに共存共榮の實を擧げつゝあるのである。締盟國中、滿洲國は昭和十七年をもつて建國十周年を迎へ、首都新京にては九月十五日、皇帝陛下臨御の下に盟邦日本よりの功勞者も參加して盛大なる祝賀大會を開き、國力の發展を祝つた。人口も四千三百萬の多きに達し、住民はみな多大の希望と歡喜をもつて樂土建設にいそしんで居る。然して「亞細亞は一體なり」の理想を身をもつて具現し共榮圈確立に努力邁進してゐるのである。中華民國もまた同様、これまでの單なる善隣友好より一歩進んで同生死の意氣を持つて、百年來の米英の桎梏から脱し、中華民國本然の姿に復り、東亞の共敵に對抗し、大東亞戰爭勃發するや、欣然これに加はり、日本國が前線を擔當すれば滿洲國、中華民國は後方を擔任し、三國紐帶を益々強固にし、締盟の精神を昂揚しつゝある。大東亞共榮圈の傘下に新たに南方方面が加はり、ともすれば北邊の護りを忘れがちであるかの如く見受けられるが、これは大いなる過ちで、日本の國防上にも、兵站基地としても忘れてならないのはこの二ヶ國の巨大な存在である。人口の分布状態からみても、世界人口二十一億の中、日滿華の三國をもつて半数に近い数字をもつて居り、物資に於いてもまた然りである。

滿洲國は康徳九年(昭和十)建國十周年を迎へ日滿兩國は益々緊密の度を加へ、昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發するや、滿洲國に於いても米英に對して宣戰の布告をなし、畏くも大詔が渙發せられたる八日を詔書奉戴日と定め、毎月四千三百萬の住民は等しく、我が皇軍の武運長久を祈願するとともに、前線將兵の勞苦を偲びつゝある。又我が國に於いても盟邦滿洲國の建國を心から祝ひ、畏き邊りに於かせられては高松宮殿下を御名代として御差遣遊ばれ、五月二十六日空路を御出發遊ばされた。國內産業に於いては康徳八年が滿洲産業五ヶ年計畫の最終年度を迎へた。滿洲國の三大基本國策は(一)産業五ヶ年計畫、(二)北邊振興計畫、(三)開拓政策である。これが五ヶ年計畫の結果は康徳三年末第一期の基礎的國家工作を完了し、四年度より民生の伸張、國防の強化をめざし、産業五ヶ年計畫を樹立しこれが實施に移つた。然るに支那事變の勃發について

歐洲戰亂の擴大があり、當初は準戰的餘裕を存した原案は日滿不可分の關係に依り、日本の急速なる戰時體制整備の必要に呼應すべく全面的に編成されたが、その要綱は重點主義の強化であつた。康徳六年、第三年度の実績をみると支那事變の進展、ノモンハン事件並に歐洲動亂の勃發等に依り、この計畫の進展に多大の影響を受けたが、政府及び關係擔當諸機關は日本側の支援の下に協力し、未曾有の難關に達着したにも拘らず、相當の好成績を擧げることが出来た。

以上の通り鐵工業部門は四國の情勢に處し石炭、鐵、非鐵金屬、電力等に重點を置き、計畫の實現に邁進した結果鐵鋼、石炭、アルミニウム、鉛、亜鉛、電力何れも好成績を擧げ他にマグネシウム、石炭液化の成功、モリブデン、タンゲステンの確認、油田の發見等があつた。農産部門、畜産部門、交通通信部分は殆んど一〇〇%の実績を占めるに至り就中資金調達計畫は一〇〇%の成績を擧げたことは大なる成果と云はねばならぬ。斯くて第四年度(康徳七年)を迎へて内外の情勢益益緊迫化しつゝある折柄、これが計畫遂行は萬全を期するの要があり、重點主義の強化、同一産業部門に於ける重點主義等の大綱を發

表し、これが遂行に萬全を期するところがあつた。斯くの如く第一次五ヶ年計畫の重點は鐵、石炭、電力にあつたが、第二次計畫の目標は大豆と石炭に集中され、大東亞戰爭に對應して着々とその實を擧げつゝある。

二

滿洲國産業政策の根幹は滿洲國經濟建設要綱並びに日滿經濟方策要綱に依ることには云ふまでもないが、これが基本方策に依り昭和十二年より二十ヶ年に百萬戸、五百萬人の移民の計畫を樹て、第一次計畫は康徳八年をもつて終了、十萬戸の入植目標であつたが、種々なる事情に禍されつゝも、八萬一千三百戸を送り出した。

第二次五ヶ年計畫は本年より開始せられるが、最初の五ヶ年計畫は幾多豫想外の困難を克服し、實に驚異的な數字を示した。

昭和十七年七月、政府發表に依ると、昭和十三年(康徳三年)を一〇〇とすれば次の如き數字を示して居る。

農業部門

高粱一一六、粟一一五、水稻三三〇、陸稻八八、小麥一〇〇、大麥五三、燕麥三

八三、大豆八五、棉花一五六、洋麻二三二七、亞麻五四六、柞蠶一二九(康徳六基準) 煙草一〇八三、甜菜四五六

畜産部門

馬一〇五、牛二二〇、豚一〇九、綿羊一二五、羊毛一三〇

交通部門

國道二一五、私鐵二〇八、自動車路線二八一

鑛工部門

鐵鐵二一九、鐵塊一五四、鋼材二六四、石炭一七八、鉛一二三三、亞鉛三九八、銅(康徳五、基準)五一七、石綿(康徳四、一〇〇)四八二八、電力二四一、硫酸一〇四、鹽一五〇、曹達灰五四五、苛性曹達(康徳六、一〇〇)三五〇〇、アルミ(康徳五、一〇〇)一六六六、アルブ七九〇、液體燃料一六〇

開拓部門

入植者數日本人一五三二、朝鮮人四五一資金部内

資金總額六七〇(千萬圓)内日本より導入せるもの四〇〇(千萬圓)

と云ふ正に驚異的な數字を擧げて居る。

三

斯くの如く順調なる産業方面の進展に伴ひ人口も逐次増加して全面積一、三〇三、一四三、二五二平方料に對して、人口は四三、一一二、九八〇人に達してゐる。

然してこれが省別の人口割合は

- 奉天省 七、五五、五九九、吉林省 五、六八、九三、八、熱河省 四、五三、三三八、錦州省 四、三二、八三三、賓江省 四、二四、二〇六、四平市 三、〇〇五、七六〇、北安省 二、三八、九五七、安東省 二、三二、五〇七、龍江省 三、〇九、五〇〇、三江省 一、四二、五、六三三、興安南省、〇三六、六三三、通化省 八、九二、三六七、間島省 八、四八、一九七、興安西省 七、六三、七〇一、牡丹江省 六、八、四四、新京特別市 五、五、〇〇九、東安省 五、二、三四〇、興安東省 一、九、五三〇、黑河省 一、四九、九六七、興安北省 一、三三、四三六、總計 四三、一一、九八〇

物價問題に就ては、由來同國は生産施設に對して巨額な投資が行はれて居り、且つ生産設備が既に騰貴した諸材料を用ゐて成立して居る關係上、生産品の原價が自然に高くなつてゐる爲である。

これが一例として五ヶ年計畫の當初の豫算が二十五億圓であつたが、再修正の結果所要

資金は六十億圓餘にも上つてゐるやうな有様で、自然消費物資の騰貴を促進した結果になつてゐる。

これを防ぐため政府では徹底せる低物價政策を施行し、昭和十六年七月には價格等統制令を公布、同月二十五日現在で停止令を布きさらに昨年より國民儲蓄令法を公布して年十五億圓を目標に邁進してゐる。

四

續つて交易方面をみると康徳八年(昭和十一年)九月、滿洲貿易機構調整要綱が決定し、滿洲間の物資流通は配給と看做すとの建前のもとに統制機關統合を斷行し、大東亞戰爭の完遂、共榮圈確立に協力することとした。從來まで主要生活必需品の輸入並に配給統制を行ふたが、甲號品を滿洲生活必需品株式會社、乙號品を滿洲生活必需品輸入聯盟、丙號品を滿洲十三品目統制聯合會にそれぞれ統制せしめて居たが、今回の整備統合の結果、甲號品は從前通り滿洲生活必需品株式會社をして滿洲を通ずる統制機關とし、乙號品に就ては從來の滿洲生活必需品輸入聯盟を解散して新に關東州の業者を包含する滿洲重要日用品統制組合の設立をみた。

業界に最も關係の深い丙號品に就ては、康徳八年十一月、文房具、呉服、服飾品、化粧品、世帯道具、家庭用陶磁器、靴靴、履物、家具、時計眼鏡、藥品、玩具を一括する滿洲十三品目統制組合を滿洲雜貨統制組合と編成替して單一組合となしたが、同年の五月これに食品を加へると共に、新に滿洲を一體とする滿洲雜貨統制組合を結成、茲に十三品目に關する滿洲一體の一元統制機構の整備確立を見るに到つたのである。

組合の組織は品別に十三部會に分ち各部會を構成して居る。即ちこれが構成は 第一部會 房 具、第二部會 吳 服、第三部會 飾 品、第四部會 化 粧 品、第五部會 世帯道具、第六部會 家庭用陶磁器、第七部會 靴、第八部會 履 物、第九部會 家 具、第十部會 時計眼鏡、第十一部會 樂 器、第十二部會 玩 具、第十三部會 食 品 となつて居り、全組合數は二、二三四名であり、これが分布状態は 大連管内 六一五名 奉天管内 五三二名、新京管内 二九〇、哈爾濱管内 四四八、牡丹江管内 一三六、安東管内 七四、錦州管内 六二、圖們管内 七七

然して組合の主なる事業は

- 一、輸出入、蒐貨及配給の統制
- 二、輸出入、蒐貨及配給並に其の委託
- 三、價格の統制
- 四、共同施設並に之が經營
- 五、組合員の商取引の仲介斡旋
- 六、前各號に附帶する事業
- 七、其他組合の目的を達するに必要なる事項

となつて居り、各部には部會があり、部會には主査一名、副主査二名があり、各部の運営に努めて居る。

輸入統制の方法は割當輸入、代行輸入、直接輸入の三種があり、何れも品目別、四半期別に行ひ、日本の輸出統制に對處する爲め特に必要ある場合は組合に於いて直接輸入をも爲し得るやうに規定せられて居る。

割當輸入

四半期別輸入計畫額を組合員各自の輸入実績額の比率に依りそれ／＼割當し、その割當範圍内に於て組合員をして直輸入をせしむるのであるが、日本側の輸出割當に應じ組合員をして最高能力まで輸入し得るやう考慮されてゐる。

代行輸入

同	奉天	前田徳商店	前田	スカ
同	奉天	西尾洋行	西尾一五郎	
同	新京	大信號	阿知波卯吉	
同	哈爾濱	南海洋行	谷口	廉
同	哈爾濱	中村商店	中村	房市
同	安東	富屋洋行	鹽見	圭造
同	圖們	前田政洋行	荒井	捨一

服飾品部

七〇三	カラー及カフス(男子用ノモノ)	
七〇四	ネックタイ	
七〇七	ジャージ、スウェーター其他類似の編ミタル上衣	
七一〇	肩掛及襷巻	
七一二	洋袴釣、スリーヴサスペンダー及靴下止	
七二三	衣服用ベルト(バックルノ有無ナ別タズ)	
七二四	雨衣	
七二五	ボタン、スタンド及ベルトバックル(裝身用ノモノ)	
七二九	傘、日傘並ニ其ノ部分品及附屬品但シ紙張雨傘ナ除ク	
七三一	身邊裝飾用品及ハンドバック、	

日本の統制が強化せられ、單一又は特定の少数輸出業者に限定して輸出される商品については輸入國に於ても之と對應し、一定の代行輸入業者を指定し、之等代行者に依り計画的に輸入を爲すものである。

然して輸出統制は滿洲國及び關東州内に於ける生産品と日本品の再輸出とに大別されて居るが、その方法は輸入に準じて居る。

配給統制は組合員の構成状態が複雑であり然かも統制品目が多種多様に互つて居るため組合員が従來有する配給ルートを踏襲することを承認して來たが、物資の輸入状態が平常通りにゆかず、殊に邊陲の地域には不圓滑となつて來たので、主要品目に就ては各省を單位とする計畫配給を準備中である。

價格統制に就ては監督官廳の指示に依つて統制品の中でも重要なものは、既に公定價格の決定をみて居り、この種の商品には輸入卸小賣の各段階に價格の統制が行はれて居るが、この中でも公の設定された商品に關聯を有する品目については緩急の度合を計り、品目を

一〇四一	手縫針及手編針	
一二一五	ブラシ	
一二二二	喫煙用雜貨(乙)其ノ他化粧品部	
一四八	香油、化粧粉、口紅其ノ他別號ニ掲ゲザル各種ノ化粧品及美容品染毛劑並ニ「シツカロール」「ゴアール」「フミナイン」「毛生液」「パミール」「藥用美顏水」及「ハルナー」ヲ除ク	

服飾品部

五二七	ゴム入ノ組紐及綯紐	
七一四	ヘアネット	
七二六	安全ピン、ヘアピン、其ノ他裝身用ノピン類	
八五二	紙製品(別ニ掲ゲザルモノ)ノ内	
九三〇	硝子鏡(別號ニ掲ゲザルモノ)	
一〇六一	懐中鏡及脚附鏡	
一三〇三	剃刀及同部分品	
一四一	セルロイド及別號ニ掲ゲザルセルロイド製品	
一二一四	櫛(獸畜用ノモノ除ク)	
一二一五	ブラシ	
一二二一	化粧匣及別號ニ掲ゲザル化粧具	

追加すると共に、價格間の不均衡を是正、既設公定價格の修正等に努力してゐる。又一般商品についても出来るだけ早く協定價格の設定方針につとめて居る。

尙業界關係の第三部會及第四部會の委員、稅番は如左。

第三部會(服飾品)

主査	新京	常務	理事	安田	清稻
副主査	奉天	西尾	洋行	西尾一五郎	
同	大連	陸屋	商店	市原三六郎	
委員	大連	野崎洋品店	藤田	藤盛	
同	大連	伊藤萬商店	奥田	善四郎	
同	奉天	入江	洋行	入江	壽男
同	奉天	服部	本店	中島	信幸
同	新京	岡田	洋行	岡田	寅一
同	哈爾濱	日本綿花株式會社	松谷	哲夫	
同	安東	菊屋洋品店	原田	忠次	
同	牡丹江	丸宮號百貨店	上田	國元	
同	齊々哈爾	共愛洋行	加藤	留藏	
同	新京	滿洲百貨店組合	落合	光亮	

第四部會(化粧品)

主査	新京	常務	理事	安田	清稻
副主査	新京	滿泰	洋行	石黒	義博
委員	大連	峰大	洋行	石垣	康郎
同	大連	華昌	公司	家守	藏次

五

次に、滿洲國政府では大東亞戰爭に於いて所期の産業の開發經濟の遂行上、物價對策の重要性に鑑み、康徳七年六月物價物資統制法を、康徳八年九月には價格等臨時措置法その他取締法規を制定實施して、わが國と歩調を合せて公定乃至停止等の價格の統制をなし貿易並びに配給機構の合理化を行つて來たが昨年即ち康徳九年五月には經濟平衡資金制度を制定し、側面的には財政勞務及び金融等の諸點よりも適切な措置を講ずるなど、いろいろな角度よりこれらの對策を進めて來たが、現在（十七年九月）までに價格の統制をなしたるものは銘柄別に二萬に近い數字を擧げてゐる。

然し滿洲國の經濟は特殊事情にあり、その他の事情にも依り物價對策の成案は充分ならず、公定された價格にも再檢討の餘地を残してゐる状態にあるので、これが對策に就いて政府では經濟部商務司に於いて原價計算制度に依る價格の統制方式を確立すべく研究中のところ、日滿各方面の有識經驗者の意見を參酌して價格差檢出鑄型式の「輸入品價格根基表」の完成を見るに至つた。

これは國內物價對策の重點を占める輸入品價格についてこれを輸出地の統制價格を出發點とし、輸入後の小賣販賣價格に至るまでの間を各種諸掛、口錢、販賣の二十に及ぶ段階に分ち、各品目間の段階毎における價格差檢出、その横斷的不均衡を調整して各種品目の総合的な合理的な適正價格を算出せんとするもので價格統制の新たな方式として頗る注目されてゐる。右輸入價格根基の各段階ならびにその構成内容は左の通りである。

- (一) 内地輸出基準價格 概ね最終卸賣公定價格とし、消費稅、物品稅等は輸出の際拂戻しを行ふもの故これを含まず
- (二) FOBまでの價格 適法諸掛荷造費輸出檢査料、組合統制料、積込港までの運賃、船積費および關稅諸掛、保管費等
- (三) 適正FOB價格 前記(一)と(二)を合計したものと
- (四) CIFまでの價格 受託者手数料、本船運賃、保險料等
- (五) CIF價格前記(三)と(四)の合計
- (六) 關稅 實支拂額
- (七) 國稅 右に同じ
- (八) 國內基準價格 前記(五)と(六)と
- (七)の合計

- (九) 埠頭諸掛(イ)連絡運送の場合、連關通關代辦手数料、接續せる補修せる補修費等(ロ)打切中繼運送の場合、陸揚貨殘荷手数料、埠頭保管料、留置料、荷棧料、倉敷料、通關費、補修改裝費、運送店取扱料等(ハ)市内出庫の場合、埠頭よりの引取貨、倉庫保管料、市内運賃、通關費、補修改裝費、運送店取扱料等
- (十) 國內鐵道運賃 大連新京間鐵道運賃の別級別に終記
- (十一) 價格平衡調整料 國內運賃のブル計算制を採用せる品目につき、徵集或は交付を受けたる金額
- (十二) 輸入業者諸掛保險料、取扱手数料、荷採要、荷卸貨、引取貨料、倉庫料等
- (十三) 輸入業者口錢純手数料
- (十四) 輸入業者販賣價格 (八)より(十)までの合計
- (十五) 卸賣業者諸掛、引取料、倉庫料、市内運賃
- (十六) 卸賣口錢 純手数料
- (十七) 卸賣價格(十四)より(十六)までの合計
- (十八) 小賣割價格、經費および口錢の合

を經濟部から關係方面に交付し、可及的速かな調査方を督勵中である。今次價格差檢出鑄型式により輸入價格適正化對策の展開によつて滿洲國の物價對策には一大刷新が齎されるものと期待されざる。

六

滿洲に於ける業界品の進出は誠に目覺しいものがあり、今や全く邦貨一色に塗りつぶされてゐる。特に化粧品品の需要は旺盛で各本舗ともこれらの需要に應じ兼ねてゐるやうな有様である。小間物も同様であるが、これは化粧品と違ひ直接滿人に使用されるものが少かつたが、最近では所謂日本色が濃厚となり今では現地人の間に相當もてはやされてゐる。大體に於いて内地が各本舗とも原料關係に種々なる制約を受け、尙その上東亞必需品組合より實績に依る割當を受けてゐるとは云へ小間物化粧品を通じて大體手一杯の輸出を行つてゐる。

貿易業整理について業界の中でも一昨年末政府より發表の貿易業整備要綱に應へて、基準實績に達せざる業者は企業合同をなして居るものもあり、又特殊事情に依つて殘存して居るものもある。

小間物關係に於いては、日本橋區横山町飛川商店を主體とせるもので皇都貿易株式會社があり、これは第三國を主とせる小間物業唯一の殘存企業體である。圓域方面を主とせるものには大東亞貿易株式會社があり、これは百八十の商社が統合して結成されたもので常務取締役には水口徳之助、取締役伊藤彌三郎、伊藤房太郎、大塚直藏、金丸文郎、梶田文治郎、田中貞三、多崎由太郎、竹鼻四郎、監査役には岡田吉次郎、後藤源次郎の諸氏が就任して居る。

化粧品業界には日本化粧品同合輸出株式會社が統合體として又唯一の殘存業者として残つて居る。同社は昭和十五年五月に商工省の懇願もあつて創立された資本金百萬圓の業界人を株主に網羅せる會社で、その重役陣には化粧品業界の大本舗がことごとくその名を連ねて居る。

中華民國

汪精衛氏を首席とせる新生中華民國國民政

計 (十九) 小賣價格(十七)および(十八)の合計 (二十) 小賣販賣價格 小賣價格は輸入時の取引單位によるものであるため、一切の小賣販賣時における單位の販賣價格を記載 而して各段階中に第八の國內基準價格を十とし、主要品目銘柄の各段階において指數を算出、かくて各銘柄の價格差を檢出し得る仕組になつてゐる。この方式によつて經濟部では先づ東亞輸聯扱ひの主要二十品目。 茶、砂糖、水産物、寒天、味噌、醬油、煉乳、罐詰食料品、瓶詰食料品、麥酒、清酒、皮革製品、石鹼、化粧石鹼、鉛、鋅、文房具、紙類、陶磁器、硝子製品等 についてその銘柄別に調査を行ひ逐次他の品目に擴充して行くことになつてゐるが、この價格差檢出によつて従来の公定價格はすべて再檢討され、その横斷面凹凸並びに各段階における非合理性は明確に調整され得るわけである、又今後における價格公定もすべてこの方式に基いて行はれる。而してこの下調査は各關係統制組合をして行はしむるため、この程右輸入價格根基表並びにその算出明細表

府とわが國との國交關係は、一心同體共生共死のもので、昭和十六年十二月八日、日本が米英に對して宣戰の布告をなすや、汪主席は同月十八日南京放送局を通じ新支那の大東亞戰に對する態度を明らかにし、斷乎米英擊滅を中外に聲明した。越えて十七年三月七日には東亞保衛精神作興に資するため、毎月八日を東亞保衛記念日と定め實施する旨の聲明を發したことに依つても明らかなる通り、眞に大東亞共榮圈確立に協力しつゝある。

一方清鄉工作も漸次進捗し、清鄉工作後南京上海方面の鐵道、揚子江岸一帶は人口が六十萬人増加し、土匪は一掃され治安は確立され物價は安定した。これが一例として同方面の江蘇省政府の収入は前年六百萬——八百萬元であつたのに比し、十七年上半年のみで千六百萬元に達して居つた。その上重慶陣より孫良誠將軍が部下二萬餘名と、もに和平陣營に参加して來た。

支那は所謂不可思議な國としてその存在を續けて來たので、その人口等についても確たる資料はなく、物資の移入状況その他に依つて四億——六億と推測されて來た。いろいろな調査資料の中でも最も信の置かれる英文中國年鑑(一九三五—七)に依ると四億三千八百萬人となつて居る。これが内譯は、

北支	河北	二六、七四〇、三九一	山東	二四、五五六、九〇七
	山西	一〇、八八一、六九〇	察哈爾	一、七六二、九二二
	綏遠	二、一五六、三九一		
中支	江蘇	三、四四五、五五五	江西	一五、七四四、四二二
	浙江	二〇、〇〇八、四九九	湖北	二六、五五一、二六四
	安徽	三、〇〇〇、五九九	湖南	二八、三三五、〇三一
	河南	三、六三三、九〇九	陝西	一〇、一三三、三三〇
	四川	四六、八三三、六六五		
南支	福建	九、七四一、七九四	廣東	三、四〇六、〇五七
	廣西	一三、三三五、二五五	雲南	二、七五五、四八六
	貴州	七、〇三三、八〇四		
外省	甘肅	六、〇〇〇、五九九	青海	一、一九五、〇五四
	新疆	二、四五三、三九三	寧夏	六六六、九〇〇
	西康	一、〇四八、〇九一		
外蒙	外蒙	九三九、三〇〇	西藏	七五〇、〇〇〇

北支

政治的には華北政務委員會の統治下にある地域、即ち河北、山東、山西、河南の四省、黄河、白河の流域と山東半島、山西の山地帯では金融物價の安定政策は、これまで日本側の協定價格、許可制などが行はれて來たが、支那側は無統制に置かれ種々政策遂行の圓滿を缺いてゐるが、日華兩當局の折衝に依りこれが對策の決定を見、昭和十七年六月十日發表、即日實施となつた。

これに依ると日華提携に依る中央物資對策委員會を設けて、諸般の物價の適正價格について指導をなさしめ、この下部機構として華北政務委員會に中央物價委員會を各地方には地方物價委員會を設けてこれが連絡に當らしめることとなつて居る。これが金融物價統制機構は左の通りである。

- 一、物價統制機構
- (イ) 日本側は軍、興亞院、大使館を以つて組織する中央物資對策委員會に於いて、物價對策を管掌し各地方物資對策委員會に於いても該地區物價事務を管掌する。
- (ロ) 中國側は華北政務委員會を設け地方行政公署にも地方物價委員會を設く。
- (ハ) 日華當局事務調整のため中央及び地方

二、適正價格の設定

日華を通じ生活必需品その他の重要物資に適正價格を設定、中國照組合公會などをしてこれを實行せしむ。

三、配給機構の整備

(イ) 輸入機構の整備について現在の機構を整備強化する。

(ロ) 主要集散地に卸賣機構を整備する。

(ハ) 卸賣機構は原則として日華人をもつて一組合に組織せしむる。

(ニ) 小賣機構は日華人別個に組織せしむ、

四、物資需給は日、滿、華及び南方より輸入並に現地増産に努むると共に、さし當り食糧その他生活必需品の総合的需給計畫を確立する。

五、金融通貨關係浮動資金を吸収すると共に必要事業資金供給は極力圓滿を期す。

六、生産費並に中間費用の引下げ。

七、生活必需品生産工業の助長。

中南支

支那本土中最も人文が發達し經濟の中心を

形成して居るのは中支である。事變前の人口は約二億と稱せられて居り、その面積は百三十萬平方軒と云はれてゐる。

首都南京に於いては昨年三月が、宛かも國府遷都二周年に當るので同月三十日、國民大會堂に於いて盛大なる記念大會を開き、益々日華提携精神の昂揚に努めた。

幣制の改革は國府遷都宣言に基き中央儲備銀行の創設を見た。これは重慶側の通貨たる舊法幣に對する宣戰布告であつたが、爾來順調なる發展をなしたり大東亞戰爭勃發以後我が軍の租界進出と、もに俄然形勢は一轉し斷然壓倒的優位を占むるに至つた。十七年六月にはその發行高は實に十億二百萬元に達した。然して舊法幣のパー・リンクを切斷した三月には、舊法幣百元に對し儲備券七十七元のレートをもつて特定銀行をして交換せしめたが舊法幣の滔々たる下落に對處し、順次このレートを引下げ遂に百元——五十元、即ち二對一となつたが、越へて六月に到るとこれが舊法幣の法的通貨性の取消し、六月二十五日には南京特別市及び上海舊市街並びに兩持區の舊法幣使用禁絶となり、新法幣——儲備券の完勝に終つた。

又産業方面に於いても著しい成績を挙げ、

蒙疆

蒙古聯合自治政府では大東亞戰爭勃發せる昭和十六年十二月十一日、全東亞民族を英米の桎梏より解放すべき大戰の使命に基き物心

を擧げて盟邦日本に協力すべき旨の聲明を發した。同政府は常に日本朝野の支援に感謝し日蒙不可分關係を強調して特殊防共地帯として、決闘下日本の戰時資源の増産増送に邁進すべき旨を述べて居る。

同政府下の總面積は内蒙古の大部分を占め四十五萬平方キロにして、人口は五、二五四八三三名である。國籍別にすると

- 日本人 内地人 三三、〇一七人
- 半島人 二、七六九
- 臺灣人 一四二
- 漢人 三、〇一九、九八七
- 蒙古人 一五四、二〇三
- 回人 三七、七四八
- 滿人 六、五〇〇
- 外國人 四二一
- 無國籍 四五

となつて居る。然して産業方面は殆んど鑛産を主として居る。鐵の埋藏量は一億二千萬噸と稱されて居り、就中有名なものに龍燃鐵鑛山がある。石炭の埋藏量は二百一十四億噸と稱されこれは大同、察南、大青山の各炭田に分れて居る。

業界からの輸入品に就いては現在まで見るべき數字も擧げては居らないが、支那事變勃

業界の交易關係からこの南洋方面をみるとき、佛印、タイを除く以外は從來まで全く米英蘭の勢力圏内にあつたため、格別見るべき數字は擧がつて居らないが、佛印、タイは特殊の事情等もあり化粧品、小間物等相當の地盤を有して居る。然して南洋方面は將來、油脂、香料等總ゆる方面よりして原料生産地であり、又商品市場であり二様の性格を備へてゐるので、業界として忘れてはならない存在である。

今こゝに業界よりして輕々たるこれが見透しや原料資源の問題に就いて論議する前に、先づこの豊富なる資源や、その宗教、風俗より來る國民性、地理等に就いての再三再四の充分なる研究が必要であることは言を俟たざるところであらう。

比 島

【地域】 フィリッピンは馬來群島の北東部を占め、我が臺灣の南方百六〇軒の地點にある大小七千八十三の島嶼より成る群島で、東は太平洋、西は支那海を隔て、亞細亞大陸に面し、北は臺灣、南はセレベス海を経て、ボ

發後日本人は二萬餘名であつたが、大東亞戰開戦ともにも内地人は三萬三千餘名となつて居るので將來は相當な成績を擧げ得るものと見られて居るが、何分にも京色、同藩の兩鐵道以外には交通の便なく、その他には牛馬駱駝等よりなき爲めに輸入に就いては相當窮屈になつてゐる。

南 洋

「熱帯を制するものは世界を制す」と云ふ言葉がある。これは南洋の政治的意義をもつとも強く現した言葉であるが、實際的に南洋はいろんな意味から世界の焦點の中心であらう。その尤なるもの、一つは、英米等の民主主義國家群に依つて代表される南洋の植民地的現状維持の勢力であり、今一つは世界新秩序建設の理念の下に南洋の廣域經濟圈的意義を昂揚せんとするわが國の南方政策である。この相容れない二つの勢力の政治鬭争こそが南洋の政治的重要性を示すものであらう。

南洋をわが國を基準として區別した場合、これを内南洋と外南洋とに分することが出来る。内南洋とは國際聯盟に加入して居た當時、我が國の委任統治下にあつた南洋群島を

指すもので、外南洋とはアジア大陸の東端部を占めるタイ、佛印、英領マレーとその外縁のマレー諸島、即ちフィリッピン、英領ボルネオ、蘭領東印度、葡領チモール等を總稱するのが普通である。然してビルマは印度に屬するか南洋に屬するかと云ふことも云はれて居るがこれは政治的考慮からも南洋に屬すべきであり、宗教、風俗等はタイに似て居るので當然この南洋に含まれるのである。

この南洋の總面積は四百四十萬平方軒て人口は約一億四千萬人居る。然して我が國內地の十二倍ほどであるが、人口は約二倍にすぎないので、その密度は我が國の六分の一にか當つて居ない。

面積	人口
佛領印度支那	六〇〇,〇〇〇 三三,〇〇〇,〇〇〇
マ	六〇〇,〇〇〇 一六,〇〇〇,〇〇〇
マ	一三〇,〇〇〇 五,三〇〇,〇〇〇
ビ	六五〇,〇〇〇 一六,二九〇,〇〇〇
蘭領東印度	一,〇〇〇,〇〇〇 六〇,七七〇,〇〇〇
フィリッピン	二九六,二五五 一六,〇〇〇,〇〇〇
舊英ボルネオ	三三三,三三三 九〇〇,〇〇〇
葡領チモール	一八,九九九 四〇〇,〇〇〇
計	四,四三二,八八八 二七,五七七,三三三

となつて居る。これを各主要都市別にする

- ▽カビマニ 二三八、五八一〇
- ▽セブ 一、〇六八、〇七八
- ▽ダバオ 二九二、二六〇
- ▽リサール 四四四、八〇五
- ▽サンボアンガ 三五五、七八四
- ▽マニラ 六二四、四九二

然してこれが平均密度は一平方軒五十四人である。

【風習】 民族的關係から見るとフィリッピン人はマレー人系に族して居り、タガログ、ビサヤ、イロカノ、ピコル、パンパンガ、パンガシナノ等の種族が、宗教をも異にして居る關係上、風習は多種多様であるが、男子は白洋服を、女子はメスチザドレスと稱する服などを着込み、なか／＼の文化人が多いが別に文化の低いニツパハウスに住む野蠻人も居る。言語は公用には英語、スペイン語が用ひられて居るが、近來タガログ語を國語とする旨が決定され、全島の公私立學校ではこれを教授して居る。

【貨幣制度】 貨幣單位はペソで、百ペソは日本金の百圓に相當して居る。

【資源・産業】 豊富なる農産資源に恵まれて居るフィリッピンは農業を根幹となし、耕地面積は全土の五十%に達し、重要輸出品の

五位までは農産物となつて居る。また全土が森林におほわれて居る關係から、林産資源もまた豊富で、建築、橋梁、造船用材やベニヤ板も多く産して居る。鑛産資源も主要資源の一つとして數へられ、鐵鑛の埋藏量は約十億トンと推定されて居る。金の産額は世界第七位と稱されて居る。主要物産の産出量は、

椰子果	三、四〇〇、〇〇〇個
バナナ	二六、〇〇〇、〇〇〇ヘクトル
煙草	七〇、〇〇〇キントル
コーヒ	九〇、〇〇〇
農産物總産額	四十一億七千萬ペソ
金	三、〇〇〇キロ
鐵	一、一〇〇、〇〇〇トン
クロム鐵	一三、〇〇〇トン
マンガン鐵	二九、〇〇〇トン
銅	五、〇〇〇トン
鑛産物總産額	八千四百萬ペソ

斯くの如く豊かな資源に富んで居り、砂糖の年産額は壹千萬トンと謂はれ、世界第一位の産出量を有して居るが、鑛業、水産業、農業等に於いても改善すべきものを多く持つて居るので、その生産に將來期待すべきものを大なりと云はざるを得ない。

【貿易状態】南洋諸國に比較して特に優良な鑛産物を持たず、農産物以外に見るものがないにも拘はらず、この國の貿易は最近まで常に出超を示して居たが、最近第二次歐洲大戰。支那事變等の影響を受けて入超を示した。最近四ヶ年間の貿易を見れば、一九四〇年は統計には出超とはなつて居るが、米國への金銀輸出を除けば逆に三千七百萬ペソの入超となつて居る。

輸入		輸出	
一九三七年	二八、〇五一	三〇、三三三	八四、四八一
一九三八年	二六、五二五	三二、五九二	△三三、六六四
一九三九年	二四、五五五	二四、四三三	△三、〇八三
一九四〇年	二六、九七〇	三〇、九六〇	三九、八六〇

(△印は入超)

從來まで比島の經濟は米國との自由貿易同様にあり、貿易總額中輸出八三%、輸入一七%は米國が占めて居り、商品に就いては砂糖椰子油等の主要産物の殆んどが米國向きとなつて居る。これが輸出品別に掲げると

砂糖	九一、一七四
椰子油	一九、七二四
木材	七、七七七
鐵鑛	五、二八八
クロム鐵	三、八八四

(一九四〇年、單位千ペソ)

となつて居るが、日本との貿易は從來まで第二位に位して居つたが、左の統計表の通り一九四〇年には對日通商條約廢棄の影響で輸出入とも〇となつた。(單位千ペソ)

三九年		四〇年	
米國	一八四、二六三	二五六、〇六五	
日本	一五、五三〇		
英國	六、六二五	七、〇二五	
佛國	三、五六二	三、一一八	
獨逸	一、九八四		
支那	二、〇二九	三、六八七	
英印	一、六三〇	二、六九九	
總額	二四二、四五七	三〇九、五八〇	

これに對する輸入は鐵及び鐵鋼製品、綿織物、紙巻煙草、綿製品、肉等である。

(單位千ペソ)

鐵及鐵鋼製品	二八、四六七
綿織物	二二、四〇六
機械及部品	一五、八八一
紙巻煙草	一二、八九八
肉及牛乳製品	一二、〇〇九
綿製品	三、三九一
化學製品	八、六〇八

となつて居り、これが主なる輸入國名は、

米國	一六六、八五六
日本	一五、二二七

(三九年、四〇年)

泰國

【地域】泰國の位置はほぼ印度支那半島の中央に位し、北は佛印ラオス及び英印シヤンステーツと境し、西は下ビルマに、東メコン河を境には佛印ラオス、カンボジャに隣して居る。

【面積】總面積は六十三萬平方浬で隣邦佛印と同面積である。この中の十一萬三千平方浬は昭和十六年東京條約に依る佛印よりの割讓が含まれて居る。地勢は北に高く、南に低く、河川、山脈は南北に縦走して居る北部は山嶽地帯、中部は肥沃な大平原、東部は原始林で蔽はれ、南部に鑛泉を産する。

【氣候】位置は南緯五度三十五分から北緯二十度十五分に至り、西は東經約九十七度三十分から、東は東經百六度の間にあり、完全な熱帯性氣候を有して居る。明確に乾雨の二期に分れ、四月—十一月までが雨期で、乾期を涼期と暑期に分ち、涼期を十一月—二月半、暑期を二月半—四月と割け

て居る一年の平均温度は二十九度である。中部地方即ち盤谷附近は十月から二月までが最も涼しく日中の日盛は三十度にも騰るが、朝夕は二十度位に降る。

【人口】約千五百七十一萬八千人と云はれ密度は一平方浬三十人弱と云ふ稀薄さである。

これを人種別にすると

タイ國人	一千三百十八萬人
支那人	七百二十三人
印度及び馬來人	四百七十七萬人
その他	二百四十五萬人

であるが、この統計には佛印の割讓地帯の百五十萬内外は含まれて居ない。地方別の統計はないが、古い統計に依ると人口の密度に甚しい差がある。即ち中部平原地方は一平方浬四十四人弱、本部高原地方は二十三人強、南部半島地方は十八人弱、北部山岳地方は十六人強である。主要都市の人口分布状態は

バンコック	九十三萬一千人
チェンマイ	三十五萬人
クワンナム	三十一萬人
ラムパーン	二十五萬人
ラーチャブリー	二十二萬人
トリユー	十六萬人

【風習】階級がハッキリ區別されて居り、現在は上層階級と農漁民とに依つて構成され中間階級は缺如して居る。上層階級は豊かな

英國	三、七五八	五、九六一
佛國	一、五七六	一五四
獨逸	五、九六一	三、七六〇
支那	五、二八八	六、二二二
英印	四、五一六	七、八一九
總額	二四五、五六〇	二六九、七二〇

日本との貿易關係は古く一九〇九年ころは比島貿易の第十位であつたが、一九一九年頃には第二位に上り、一九二九以後は第二位を保つては居たが、第一位の米國との比較は十分の一にも足りぬ状態であつた。昭和十二年は最高額に達したが、翌年は支那事變の影響で激減し、次に次ぐ第二位は保つては居たが永年の比島側入超がはじめて出超に轉じた。日本からの輸出入品に就て一九三九年の統計表を見ると

日本よりの主な輸出品(單位千圓)

鐵鑛	二八、九
綿織物	五、九
綿織絲	一、二四五
絹織物	六、九
陶磁器	五、八二
硝子及製品	四、七四
機械類	七、三四
(其他を含む)	二、四、七四

比島より主な輸入品

麻類	一〇、四五七
ラワン材	一〇、〇二
鐵鑛	五、二五
葉煙草	六、九二

生活を営んで居るが、下層階級は陋屋に住み粗衣まとつて居る。男女とも最近までは散切であつたが、近頃では男子は整髪し、女子は歐風に從つて近代的な髪型をして居る。

【貨幣制度】貨幣單位は「バート」と定められて居るが、一般に「ナカル」と稱せられ一バートは我が國の一圓に相當して居る。

【資源・産業】泰國は古來から米の國と云はれて居る米産國だけにその資源の根幹をなして居り、この國の資源を農業資源、林業資源、蓄産資源、鑛業資源と分つことが出来る。農林資源の中米の年産額は三千八百萬石と云はれ、その四割が海外に輸出され、かつては總輸出額の七割を超過したことがあつたが、今では四割四分に上つて居る。ゴムは世界第五位の産出量を有し、昭和十三年には四萬二千噸であつたが、現在は躍進的に昇進しつゝある。林業資源は申すまでもなく世界に著名なチーク材で年額四百萬弗は輸出して居るが、これが伐採特許權の八五%は英國、佛國、丁抹人の六會社が獨占し、残り一四%が泰國の手になると云ふ歐米依存の經濟方針であつた。鑛山資源は科學的な系統的調査が未完了の爲め未知數ではあるが、錫は米穀に次ぐ重要輸出品となつて居り、昭和十四年の産額は

一萬四千噸と云はれて居る。その採鑛方法は原始的な方法である。

【貿易状態】泰國の貿易は常に出超を見せ居り(單位千鎊)
昭和十二年 五七、六六九
十三年 七四、七九一
と云ふ同國貿易史の最高の數字を昭和十三年に見せて居る。これを品種別にすると

▽米九七、四一九▽錫鑛三〇、八一四▽ゴム二五、一〇一▽チーク六、六九四
斷然米が輸出品の大半を占めて居り、これが輸出先は昭和十三年の統計に依ると(單位磅)
▽マレー聯邦一〇、四八八、六二七▽アメリカ合衆國二、〇五九、九九二▽香港一、九六三、八一▽獨逸五五九、五一三
輸入品は綿製品、金屬製品、鑛油、機械類車輛等が主で、これも昭和十三年の統計に依れば(單位磅)
▽マレー聯邦三、〇八六、一三一▽日本一、七三八、八二〇▽英國一、三八五、二三八
▽香港七、七〇、八六四▽英領印度六九九、三九六
となつて居る。日本との貿易關係は十七世紀の初頭から始まり、近年まで日本に不利な

片貿易であつたが、最近は有利な出超を見て居り、昭和十四年度の貿易凡は二千六十三萬圓の出超を見せて居る。二百七十一萬圓の輸出品の中主なるものは(單位圓)

▽綿織物一四、一六三、〇〇〇▽人造絹織物一、三九二、〇〇〇▽鍍及金屬類一、〇二六、〇〇〇▽サロン八七七、〇〇〇▽陶磁器ガラス製品六七八、〇〇〇
然し昭和十五年度からわが國の米の輸入激増に依り著しく輸入超加となつた。

佛領印度支那

【地域】佛領印度支那はアジアの東南部に位する一大半島たる印度支那半島の東半を占め、南北約一六〇〇浬、東西約七六〇浬にして、北は中華民國の廣東、廣西、雲南の三省に接し、南と東は南支那海と臺灣とに面し、西は泰國とビルマとに接して居る。

【面積】總面積は六十三萬平方浬で、わが國の六十六萬五千平方浬に較べるとやや小さく、地勢は一般に北は高く、南は低く、半島の中央部を峻嶒なチベット山系の支脈が縦走して居る。これが爲め域内は面積の割に平野

が乏しいが、諸河川の流域、殊に下流には廣大、且つ肥沃な平野がある。

【氣候】位置は南は北緯八度三十分から北は北緯二十三度二十分まで、西は東經百度から東は東經百九度三十分にあるので、氣候は熱帶乃至亞熱帶の特徴を持つて居る。本土が南北に長くその上北部は山地に富み南部は一般に平地なるため、緯度及び高度の差に依り氣候は著しく異つて居る。即ち交趾支那方面では一年を通じて寒暑の差が無いのに反し、北部東京地方では冬夏季の劇然たる區別がある。交趾支那、西貢方面は大差なく平均二十度六分、四月から六月までの最も暑氣の激しい時は三十五度に騰る。カンボヂヤ方面は平均二十七度、安南方面は北部タンホア附近は平均二十三度、東京地方は乾期は頗る清涼でデルタ地方では十度乃至八度に下る。暑熱の甚しい五月―八月で三十二度に昇る。

【人口】約二千二百萬人て、密度は一平方浬三十五人強である。これを人種別にすると▽安南人一千六百萬▽カンネギヤ人二百九十萬人▽支那人四十三萬五千人▽佛國人四萬一千人▽その他
これを地方別にすると
▽交趾支那四百六十一萬人▽安南六百二十

一萬人▽カンボヂヤ三百四萬人▽トンキン九百二十六萬人▽ラオス百二萬人
となつて居るが、この地域の中から百五十萬人内外は昭和十六年の東京條約に依つてタイ國へ割讓された人口を含んで居る。主要都市の人口分布状態は

▽ハノイ十三萬四千人▽ハイフオン十萬人▽コエ三萬人▽サイゴン十二萬人▽シヨロ十六萬人▽ブノンベン十萬人

【風習】神を崇め祖先を尊ぶ佛印土着民は容貌は日本人に酷似して居るが、常夏の國だけに怠惰のものが多くやうである。然し女は温順で良く働く、都會地の上品な女はサンダルのやうな木製靴を履いて居るが、大體は裸足で働いて居る。一般に入俗の習慣がないのでうす織くじめくとして居る。言語は安南語が斷然多く、カンボヂヤ語、ラオス語の次がフランス語で公用、商用、都會地以外は殆んど通ぜぬやうである。

【貨幣制度】貨幣單位は「ピアストル」で一ピアストルは十フラン、我が國の一圓に相當して居る。

【資源・産業】農業はこの地方の生命で就中米の輸出は世界的であるが、粗放な收穫方法には未だ研究増産の餘地は充分にある。そ

の他に護謨、玉蜀黍、甘蔗、コ、椰子、茶、チーク、香料等を産する。鑛産資源は豊富でホンゲイの無煙炭、錫、亞鉛、タングステン金、鐵等の埋藏資源も相當に昇つて居る。一九三九年の統計に依ると、(單位千トン)
▽ゴム五八、八八▽米六、三〇八▽タングステン、三二▽錫鑛一、六▽ボーキサイド七、〇▽亞鉛鑛四、九六▽石炭二、三〇八
大東亞戰爭勃發後、文部省資源科學研究所では調査員を派遣して資源地圖を作成しつゝあるのが、これら資源の開發には今後に俟つものが多し。

【貿易状態】第二次歐洲大戰の勃發、佛本國の敗戦に依り、東亞に於ける新事態の發生までの貿易状態は殆んど佛本國本位であつた。一九三九年の統計に依ると(單位百萬法)

	輸出	輸入
佛本國	一、一二七	一、三三四
米	四一八	九九
シンガポール	三五八	一〇一
香港	三〇八	一六七
英領印度	二六二	一一〇
支那	一七一	一〇六
日本	一六七	四〇
英國	一三一	六七

フイリツピン	七六	—
和 蘭	四七	一九
雲南(支那)	四〇	四二
蘭 印	三八	一〇五
泰	—	四一
ベルギー	—	二八

是を見ても判る通り輸出は佛印に對する政治的勢力に反映して、佛本國及び植民地香港、支那、米國、シンガポールが重要なもので、總輸出額の七十%を占める情勢にあつた。然して輸入に於いてもその通り佛本國は佛領印度支那に對し原料獲得地として以上に、製品販賣市場としてその重要性を示し比率は壓倒的である。最近五ヶ年間の輸出入額は

(單位百萬法)		
輸入	輸出	入超額
一九三五	九〇一一、二九八	三九七
〃	九七五一、七〇八	七三三
〃	七一一、五六二二、五九四一、〇三二	—
〃	八一、九四三二、八四三	九〇〇
〃	九二、三八二二、四九四一、一一二	—

と云ふ素晴らしい數字を擧げて居る、然して日本との貿易は

輸 入	一、九八一、〇〇〇圓
輸 出	二六、六五二、〇〇〇圓

と云ふ、正に十三對一の片貿易であつた。勿論、大東亞戰爭の勃發と共に佛印の立場には當然大きな變化が生じつゝある。

ビルマ

【地域】ビルマは印度支那半島と印度との中間に位し、東は支那雲南省、佛印ラオス及び泰國に接し、南はベンガル灣及マルタパン灣に臨み、西は英印アッサム州ベンガル州に接し、北は支那西康省のチベット高原の一部に接壤して居る。

【面積】總面積は六十萬五千平方千米であるが、この中四十二萬五千平方千米がビルマ本土で、残りの十八萬平方千米は保護領となつて居る。南北に狭長い關係上地勢は單一でなく、大體北は高く南は低く、爲に主な山河、河川は皆南北の方向を取つて居る。域内を流るゝ延長二千キロに及ぶイラワヂ河は古來から「恵みの河」と稱へられ、その河名も雨神イラヂイデイに因むて居ると云はれて居る。

【氣候】經緯度は西は東經九二度から東は百一度に及び、南は北緯十度から北は同じく二十八度に及ぶ狭長な地帯を有して居り、氣

候は概して熱帯性である。一月—四月までが乾季で九十五、六度になり、上及び中ビルマでは百二、三度になる。九月—十二月までが雨季で朝夕は涼しくなるが、日中は未だ暑い。然し土地が南北に長いので一様に論ずることは出来ない。雨量もアラカン地方は年五千耗に及ぶ地域もあるが、中心部アラカン山脈の麓に入れば五百耗内外の乾燥地となつて居ると云ふ複雑な状態にある。

【人口】昭和十六年の調査に依ると千六百八十二萬人であるが、種族別の調査は今より約十年前の調査であるが

ビルマ人	九、〇九二、〇〇〇
シャン人	一、三六七、〇〇〇
カレン人	一、五三三、〇〇〇
アラカン人	三、四八〇、〇〇〇
アッサム人	三、三六〇、〇〇〇
チン人	一、三三八、〇〇〇
ミャマラ人	一、三三八、〇〇〇
ミャマラ人	一、三三八、〇〇〇
ミャマラ人	一、三三八、〇〇〇
ミャマラ人	一、三三八、〇〇〇
ミャマラ人	一、三三八、〇〇〇

主要都市の人口分布状態はラングーン四十萬人マンダレー二十萬人となつて居る。

【風習】佛敎國ビルマの風習は總て佛敎に關して居り、ビルマ人は祖先は佛陀である

と信じ、衣食住を簡素にし佛塔、僧院の爲めに喜捨する。僧侶は又民衆の信頼的であり僧侶は民衆の爲めに死をも恐れなると云つたやうな、佛敎信仰に由來するものが多い。又ビルマ人の祖先と日本人の祖先は同じであると稱し、中でもフン族は身長、骨格、頭髪等が日本人に良く似て居る。言語は人種が八十に達するので種類も多いが、現在では西藏支那語系とモンフマル語系の二つに分たれる。その中でも西藏支那語系のビルマ語が最も多く用ひられ、その外には印度語、支那語、雲南語、英語等である。

【貨幣制度】貨幣單位「インド・ルピー」であり我が國の一圓に相當して居る。

【資源・産業】世界有数の米産地であり、住民の四分の一は農業に依つて生活を立て、居り、小麦、豆類、綿、煙草、落花生などを産し、未開の可耕地も多く今後期待出来るものが多い。林業はチークが斷然首位を占め、ゴムの栽培も近年勃興して來た。鑛業では石油、タングステン、亜鉛、アンチモニー、ニッケル等を産するが、石油脈はイラワヂ河の流域にあるが、英國人、ビルマ人以外には調査も探掘も許されて居ないので、その埋藏量は現在までは判明して居らない。

大體年産額二億五千萬ガロン程度である。農林、鑛業の年産額は

米	六百萬噸
油	三億五千萬ガロン
錫	四萬噸
鉛	四萬噸
鐵	四萬噸
銅	四萬噸
金	四萬噸
銀	四萬噸
錫	四萬噸
鉛	四萬噸
鐵	四萬噸
銅	四萬噸
金	四萬噸
銀	四萬噸

この他にも銅及び金の埋藏量が相當に上り東亞に於ける最大の需要國日本に取つては、非金屬の供給地として重要な位置を占めて居ることは云ふまでもない。

【貿易状態】農業、鑛業ともに盛んなビルマの貿易は極めて旺盛で、貿易尻は毎年出超となつて居る。最近五ヶ年間の輸出入額は

(單位百萬ルピー)		
輸出額	輸入額	出超額
一九三六	五四一	三三三
〃	七 五六一	三四三
〃	八 五〇四	二六七
〃	九 四八五	二七七
〃	四〇 五五〇	二九八

然して主要輸出品の品名は及び金額は

米	一五二、二四四
鐵	一一七、三七四
油	二二、八四七

チ	一〇、九七〇
綿	一〇、〇四九
花	七、〇四七
錫	三、三〇一
鉛	三、三〇一
鐵	二、七四一
銅	二、七四一
金	二、〇七四
銀	二、〇七四

これらの主要輸先は印度が第一となつて居り全輸出額の五十%を占めて居り、次が英本國で三十一%で、日本は僅か四%にしか過ぎない。斯くの如く今日までのビルマは英本國又は植民地等の英領各地が大部分を占めて居つた投資に於いてもその通りで、英、印度が各七千萬磅宛投資して居り、支那事變以來は米國の投資が非常に活潑となつて來て居つた。輸入先では總輸入額の五十六%が印度で英本國は第二位で二十六%、日本は第三位で十六%を占めて居つた。日本との貿易は一九四〇年ビルマ政府が四十七品目の輸入禁止を發表するなど、綿織物、綿製品、綿糸、金屬製品等を二億七百五十七萬ルピーを日本から輸入し、これに對して米棉花、鑛物等を輸出して居つた。輸入禁止品の中には陶磁器、硝子器、硝子器、文房具等が含まれてあつた。大體ビルマの立場は原料の輸出國であり工業製品の輸入國であるだけに攻略後の工業

國日本との貿易には期待すべきものが多くある。

マライ

【地域】 マライ半島の南半を占め、北は半島のタイに連り、東は支那海に臨み、南及び西はマラッカ海峡を隔て、スマトラ島に相對して居り、南端は南方の寶庫の支關口と呼ばれる新生の昭南島が占めて居る。

【面積】 總面積は十三萬二千平方呎、丁度我が國の北海道と九州を併せた位の大きさである。地勢上から見ると、ほしい河川は無く、ところどころに山地丘陵が島嶼の如く立つて居る。南端の昭南島は二百二十平方哩、人口六十萬を擁した近代的な港灣都市で邦人經營の商社、銀行が進出目覺しく活況を呈して居た。

【氣候】 純然たる熱帶性を有して居る。三方に海を巡らして居るので季節的變化が乏しいことが特色で昭南島では年平均二十七度一分、最も暑い八月が二十七度九分、最も寒い一月で二十五度九分位である。この特色は一年を十一月—三月までを北東季節風の時

季として濕氣が多く、五月—九月までを南西季節風の乾燥期と分つことが出来る。平均溫度は六十乃至九十八度であるが、日没後の夜間は九十度以上になることが多い。

【人口】 マライは一名人種の展覽會場とも云はれる位、世界中の總ゆる人種が集つて居り人口の増加も、植民地の特殊性に反映して移民入植の關係で常に大きな變化を示して居る人口は約五百三十萬と云はれて居る。古い統計に依る人種別を見ると

- ▽マライ人二、〇六四、三四七▽歐米人二、七三〇▽同混血人一七、三五九▽中華人一、八二五、〇九六▽印度人六、四一九、八四〇▽その他五三、六九二

となつて居り、一平方呎當りの密度は四十人となつて居るが、マライの特色としては密度の差が甚しいことで、パハン州は一平方哩十三人であるに反し、昭南島の如きは實に千九百九十三人と云ふ數字を示して居る。尙この人口は女に對し男が斷然多い。主要都市の人口分布状態は如左。

- ▽昭南港五十二萬人▽ペナン十六萬人▽マラッカ四萬二千人

【風習】 人種が雜多であり、言語や宗教が多様であるやうに風習にも植民地色が濃厚で

占めて居り、次に英本國、佛、日、伊、獨の順であつた。これを一九四〇年の數字に見ると、(單位千ドル)

- ▽ゴム六三三、一六七▽錫二八四、二四八▽石油四四、二四八▽コブラ六、三三六▽米一〇、四九二▽鐵九、一〇二

となつて居る。これに對する主要輸入品は工業諸國よりの完成品、近隣植民地からの再輸出國としての原料で、石油は蘭印、サラワク等より、錫は泰、佛印、ビルマ等より輸入して居る。總輸入額は蘭印が第一位で次が米國、泰國、英本國である。(單位千ドル)

- ▽ゴム一八一、三八六▽錫九六、八一六▽石油八二、九四九▽米六二、三八七▽綿製品三五、五四五

これも一九四〇年の數字である。日本よりの輸出品の主なるものは綿織物、鐵製品、人絹織物、メリヤス製品あり、輸入されるものの中、生ゴム、燐礦石が主なるもので、次ぎに鐵礦、屑鐵、錫、椰子油がある。過去四ヶ年間の數字は(單位千圓)

- 昭和十一年 六一、二一一 八〇、二九九
- 十二年 七一、一九七 一一五、五九〇
- 十三年 二二、八七七 一〇〇、九六七
- 十四年 二二、四三〇 一〇五、八三九

あり、昭南島、ペナン、マラッカなどは異國情緒が豊であるが、一度都會を離れるとジャングルに猛獸を追ひ掛け廻して居る人がありさうかと思ふと土侯や豪士は昔ながらの遺風を守つて多くの家來に取巻かれて豪奢な暮らしに日を送つて居ると云ふやうな多種多様である。これと同様言語も總ゆるものが語られ、官廳の告示の如きも最近までは馬來語、支那語、印度語、英語の四ヶ國語で揭示しなければ用が足りないと思ふやうな状態である。

【貨幣制度】 普通シンガポール・ドルと呼ばれて居り、日本金との換算率は百ドルが百圓となつて居る。

【資源産業】 生産額は世界第一位と謂はれるゴム産業はマライ自體に取つても第一位の産物で世界總産額の四十六%を占めて居つたが、遂に一九三九年には生産制限の結果二十七%に低下、その後又この數字は昇つて居る。ゴムに次ぐ産物には錫を首位として鐵、マンガ、燐酸石灰等が挙げられる。錫は世界産額の三〇%を占めて居り、鐵は從來まで日本資本が獨占して居り石原産業、日本鐵業、飯塚鐵業など進出、主として日本鐵業に依存して來た。最近の統計に依ると

- ▽ゴム五三九、六五五▽錫八五、〇〇〇

シンガポールを對手とせるこの英領マレー對日貿易は第一次歐洲大戰の勃發に依り、常に伸張して來たが、支那事變以來同地方の華僑に依る反日ボイコット及び英國の援蔣政策の積極化に依つて、對マレーに於ける貿易數字は著しく低下して來た。然しこれは單なる一時的現象でしかないことは勿論である。

ボルネオ

【地域】 舊英領ボルネオは世界第二の大島であるボルネオ島の北部を占め、總面積十九萬六千平方呎で、丁度我が國の臺灣の四倍に相當する。西は支那海、東はスールー及びセレベス海に臨み、南方は舊英領ボルネオに接して居る。保護領であつたサラワクはボルネオの北西部で、北は北ボルネオに接し、東西の三方は舊英領ボルネオに接して居る。ブルネイはボルネオ島の西海岸にある土民王國で、北ボルネオとサラワクとの中間にあり、現在までサラワクと共に英國の保護領となつて居た。

【面積】 舊英領ボルネオは七萬五千五百八十六平方呎、サラワクは十二萬四千三十七平

【貿易状態】 錫とゴムとの世界第一の供給地であるため、貿易尻も毎年大きな出超を見せて居る。最近五ヶ年間の統計を見ると

輸 出	輸 入	出超額
一九三六 六三六、六六六	五二、九〇〇	一、五八六
一九三七 九〇五、〇〇五	六九、四三三	二〇六、六五三
一九三八 五六一、五五四	五五、四〇九	三、一四五
一九三九 七五〇、一五四	六八、一四三	一三、〇五三
一九四〇 一、二六、一六九	八三、三五五	二七、九四四

主要輸出品の大半はゴム及び錫の二商品で占め、大量給出先は米國で總額の五十五%を

方料、ブルネイ六千四百七十五平方料となつて居る。地勢は何れも海岸の低地並に河川に沿へる平野を除いては山岳重疊し、僅かに北ボルネオを除く以外は交通の便悪く開發が遅れて居る。

【氣候】勿論熱帶的で四季の變化なく、北ボルネオでは沿岸地方と内陸地方とに依つて多少は異つて居るが、大體七十度から八十五度近くを往來して居る。雨量は大したことはない。サラワク地方では七十二度から九十二度を上下して居るが、海岸に近きため海洋風を受けて炎暑は多少緩和されて居る。ブルネイ地方は日中は八十度から九十度になるが、夜間は八十度以下となり、降雨量は非常な差がある。

【人口】北ボルネオでは一九三五年の推定に依ると、二十八萬四千八百十三人で、一平方料の密度は四人である。然し最近には三十萬人と推定されて居る。これが種族別はツスンムルト、バジャウの三種族に大別される。ツスン族は支那人系であり、他のムルト、バジャウはマレー人系と謂はれて居る。サラワクでは最近の調査報告がないが、一九三五年の推定人員は四十四萬二千九百人となつて居る。これが一平方料の密度は四人弱であ

る。この人種別構成は複雑多岐であるが、これをマレー人、ライドダイヤ、シーダイヤ等の土着民族、支那人の三種に別けられるが華僑の数は十萬を下らぬと云はれて居る。ブルネイは一九三一年の調査に依ると三萬百三十五人となつて居る。この人種別は如左。
▽マレー人三〇、一三五▽支那人二、六八三▽印度人三七七▽ヨーロッパ人六〇▽その他四三

これが主要都市の人口分布状態は
▽サンダカン一萬五千人▽セルトン一萬七千人▽クチン二萬五千人▽シアブ一萬人▽ブルネイ一萬二千人▽ラアブアン七千人
【風習】種族がこの通り雑多であるので、風習も言語も實に多種多様である。ボルネオのサンダカンの法廷で三二種類の言語が飛び出したと云ふ例もあり、言語の統一に頭を悩まして居ることが良く判る。然し北ボルネオ、サラワク、ブルネイともにマレー語なら話しが通じる。

【貨幣制度】俗に海峽ドルと呼ばれて居る。ドルが單位で我が國との換算率は百ドルに就て百圓となつて居る。
【資源・産業】北ボルネオの重要産業の首位は農業であつて、ゴム、椰子、米、煙草等

が擧げられ、鑛山資源としては石炭、金が産出される。石油は湧出量が少く問題にはならない。わが國でも久原産業が試掘したこともあつた。

サラワクの重要なものはゴムと石油である。從來まで英國東洋艦隊の重要な給油地となつて居た程である。一九三〇年には六十八萬八千トンその後一九三七年には八百五十八萬弗を算した。然しなんと云つても未開發の状態にあるので奥地資源の調査は不明である。熱帯地産業の特性であるゴムの産出量には到底及ぶべきものもない。ブルネイの重要産業は石油とゴムである。一九三六年末には現在生きて居る油田の油井が五十三本あり、年産額は四十五萬一十トンで、外に天然ガスが九四〇、四五五、四四二立方呎を算した。次がゴムで一九三四年末は一萬四千エーカー、サラワクの二十一萬二千六百エーカーに較べれば問題ではないが、それでも一ヶ年五七六、一五九海峽弗を輸出して居る。

【貿易状態】北ボルネオの貿易は累進的に出超が増加して居る。最近の統計は
一九三九年 四、三七〇、三六八 海峽弗出超
一九四〇年 八、一九三、〇〇六 〃
となつて居り、これが一九四五五年の輸出品

別は

- ▽ゴム一、一九三、四七六ドル▽木材一、六四五、九一七▽カツチ四七三、〇三〇▽煙草四三五、二四二▽麻三九六、〇一二▽計(その他を含む)一五、六二二、四七四
- これに對して輸入品別は(單位ドル)
▽米穀一、〇三三、九八三▽織物衣類九一八、四二〇▽食料品七四〇、〇五〇▽鐵器雜貨七四〇、〇五〇▽煙草四六一、〇九九▽計(その他を含む)七、四二八、四六八
- 我が國との貿易に日本よりの輸入品は

- (單位海峽ドル)
▽鐵器、金屬品七四、八九五▽織物衣類六五、二七〇▽食料品二八、二四〇
- 日本への輸出品は
▽ゴム三、三六二、七五二封度▽木材一、四八三、五八〇立方呎▽麻一八、四三、五ピクル
- サラワクの貿易尻も北ボルネオに劣らぬ出超を示して居る。

- 一九三八年 三、七六四、〇〇〇 海峽ドル
- 一九三九年 八、二〇五、六二八 〃
- 貿易品中最も重要なものは燃料油、ゴム、ベンジンで、輸入の主なるものは原油、米、煙草、綿布などである。

東印度

【地域】舊領東印度は亞細亞大陸の南東に位する大小三百に餘る島嶼より成る。世界最大の群島で東西五千キロ、南北二千キロに及ぶ廣大なる地域を領して居る。この星羅棋布せる群島を左の四區分に分つことが出来る。

- △大スンダ群島——スマトラ、ジャバ、ボルネオ、(但し東南部の舊領) セレベス
 - △スンダ群島——バリ、ロムボク、スマバワ、フロレス、スマバ、チモール (但し西南部) サブー、ロター
 - △モルツケン群島——ハルマヘーラ、パチヤン、オピラ、アール、セラム、アムボン、スーラ、バンダ
 - △ニューギニア——ニューギニア (但し西半部) アルミソール、ワイグオ、サラワテ
- 【面積】總面積實に百八十九萬九千七百五十平方料で、舊和蘭本國の五十八倍に相當する。これを我が國に比較すると約三倍に當りロシアを除きたる歐洲の半に匹敵する。

組合法團體

商工組合法の改正

戰時經濟の進展に伴ひ重要産業に於いては各統制會の設立を見て着々體形を整備しつつあるにも拘らず、その下部機構ともなるべき中小商工業に於いては、舊態依然たる指導方針と形體に止まり、然かも工業組合、商業組合、重要物産同業組合、重要産業團體令による統制組合等の濫立ありて、その數は全國に

- 工業組合 八五〇〇
- 工業小組合 六〇〇〇
- 同業組合 一三〇〇〇
- 商業組合 一三〇〇〇
- 商業小組合 六〇〇
- 統制組合 一五(鐵山關係のみ)

以上合計四萬餘に上る組合を有する現狀である。従つて商工省に於いてはこれ等の各種組合を統制して簡素強力なものとし、政府の統制を各關係業種の末端まで滲透せしめるため、商工組合法案を立案の上、第八十一議會に提出すべく、企業局に於いて作成されたる原案を昭和十七年十一月十日開催の閣議に提出、他の法律案とともにその件名を決定し越えて十一月二十四日開催の閣議に於いて正式決定さるべきところ、諸般の事情よ

りして第八十一議會への提出は留保さるゝやに傳へられた。然るに業者側の熾烈なる要望と、舊組合法改正の必然的要求は、遂に同法案を閣議に提出せしめるに至り、十二月一日開催の閣議に於いて議會提出のことに決定されるに至り、同時に情報局よりその要綱を別項の如く發表した。

發表の要綱によれば新たに統制組合、施設組合及び商工組合中央會が設立せられ、既存の組合は一定期間の準備期を経て漸次統制組合せられてそれぞれ統制、施設の兩組合に改組さるゝとともに、現在の工業組合中央會、商業組合中央會等の中央團體も商工組合中央會に單一化されることになり、重要産業に於ける統制會の設立と相呼應して中小商工業の侮り難き生産力を重層的に結集して、戦力増強の有力なる一翼を形成するとともに、政府の統制力を中小商工業の末端にまで滲透せしめ、決戦體制の全きを期することとなつた。

よつて法案の通過を見、準備期を経過すれば、各業種とも既存組合の解散或ひは改組が行はれるのであるから、本年鑑が記録せる業界關係組合も恐らく變更を見ることとなるであらう。従つて本年鑑の記録せる組合は、云はゞ舊體制組合の最後の情況を記録することとなるのである。

業界全國同業組合一覽

【昭和十七年九月三十日現在】

組合名稱	所在地	設立年月日	組合長名	書記長名	組合員數
樟太石鹼移入組合	豊原市西一條南一〇丁目	昭一七・七・四	松村 敏夫	村野 治之助	一七九
數香化粧品販賣業組合	數香町山手通北二丁目	昭一四・六月	田中 持太郎	確 井 龜 松	一七
大泊小間物化粧品商組合	大泊本町大通南一ノ一三	大二・七月	米 津 清 志		一五
眞岡化粧品小間物商組合	眞岡町本町二丁目	昭一四・三・五			一四
札幌小間物化粧品卸商組合	札幌市南二條西四丁目	昭六・一・一	長谷川 四郎	宮 岸 彌 助	一七
札幌小間物化粧品小賣商組合	札幌市南二條西四ノ七	大一〇・二・一一	小笠原 楠彌		五三
札幌香粧品製造組合	札幌市南二條西四丁目	昭一五・七・一八	長谷川 四郎		一一
小樽洋物小間物商組合	小樽市稻穂町西六ノ九	昭二九・五月	河 邊 甚 藏		五四
小樽美粧品雜貨卸商組合	小樽市永井町一ノ一	昭一五・一・二八	壽原 英太郎	島 野 一 二	二一
岩内小間物化粧品商組合	岩内町廣臺町一二五	昭四〇・一〇・一五	齋藤 爲太郎	米 田 俊 夫	二一
帶廣小間物商同業組合	帶廣市中央通南十一丁目、有田方	大五・一月	有田 重太郎		八二
釧路洋物小間物商組合	釧路市南大通リ六、村瀬方	昭四五年	村瀬 兼次郎		二一
函館化粧品小間物卸商組合	函館市西川町三三東日本工業社内	昭一五・八・二四	大 總 一 郎	池 田 隆	二〇
函館小間物化粧品小賣商組合	函館市西川町一三ノ二	昭一六・九・一五	池 田 馬 藏		一一
北見四郡化粧品商組合	網走町南四條東一丁目、久田方	昭一三・一月	高 橋 政 芳		二七
遠輕小間物化粧品商組合	紋別郡遠輕町大通三五七	昭八・七月	樋 賀 喜 代 市	伊 藤 久 之 助	二三
伊達町小間物化粧品商組合	有珠郡伊達町網走町	昭四・二・一一	寺 田 源 藏		一一

青森縣

青森化粧品商組合 青森市大町一九四

昭三・二・二二

樋口藏吉

五八

岩手縣

盛岡化粧品小間物商組合 盛岡市穀町三〇三、池野方
岩手縣石鹼化粧品商卸商組合 盛岡市肴町、熊本本店内
花巻小間物化粧品同業組合 岩手縣花巻町二二三

大元・八月
昭一五・一〇・二八
大五・四・一

池野金太郎
熊谷長八
岩田豐藏

一二二
一八
一一

秋田縣

秋田市小間物商組合 秋田市大町三ノ二五
能代小間物商組合 能代町上手マルキ洋品店內
本莊小間物同業組合 由利郡本莊町大町三九

明三一・二・一一
大九・二・二八
大九・二・二八

木内隆一
岸部儀助
伊藤久吉

三七
二四
一〇

山形縣

酒田小間物洋品文具商組合 酒田市大工町

明三八・二月

高山菊次郎

六二

宮城縣

仙臺小間物雜貨商組合 仙臺市東二番丁一〇三

明三一・一〇月

齋川久吉
井澤慶太郎

三六

福島縣

平小間物雜貨商組合 平市四ノ二六
郡山化粧品小間物雜貨商組合 郡山市中町二番地

大二三・二・一五
昭一五・九・一〇

猪狩庄平
佐藤波平

會計
中野庄吉
二五〇

茨城縣

水戸小間物化粧品商組合 水戸市商工會議所内
土浦化粧品組合 土浦市大町八三八
行方郡小間物化粧品石鹼商卸商組合 行方郡香澄村牛堀前島商店内

明三八・七月
明八・一〇・二五
昭一五・九月

西原三平
上野源吉
前島久米吉

九八
三〇

栃木縣

栃木縣小間物化粧品卸商組合 宇都宮市旭町一、宇都宮商工會議所内
栃木市小間物化粧品組合 栃木市俵町二丁目、杉江方
足利市化粧品統制組合 足利市通二丁目二、七五五
小山小間物化粧品商組合 栃木縣小山町二、二一五

昭一五・四・一五
昭一五・一月
明二三年

笠間文悟
杉江龜松
富岡光三郎
野田喜平

一一
五六
八五
一五

群馬縣

前橋小間物商組合 前橋市立川町二〇
高崎小間物化粧品組合 高崎市本町九須田方
高崎小間物化粧品小賣商組合 高崎市紺屋町六、廣兼方
群馬縣西部化粧品小賣商組合 高崎市田町九五
高崎小間物化粧品石鹼雜貨卸商組合 高崎市九藏町九番地
沼田小間物化粧品商組合 利根郡沼田町大字沼田一〇二六
佐波間小間物化粧品商組合 伊勢崎市一、〇八七
群馬縣石鹼化粧品卸商組合 高崎市本町一五番地
群馬縣洗粉製造組合 高崎市本町九九、須田方
伊勢崎小間物化粧品組合 伊勢崎市本町九九、磯野方

明四〇年
昭一〇・三・一六
昭一七・八・八
昭一七・一・一月
昭一五・九・二
昭一五・一・二二
大九・一・一〇
大九・一・一〇
昭一五・九・一〇
昭一五・九・一〇
昭一四・三月

高橋政次郎
須田健三
廣兼國久
國峯辰治
齋藤忠三郎
宮下善次郎
○星野春藤
○清塚佐太郎
須田健三
磯野德太郎

三一
一三
一三
一四
一五
四〇
一六
一五
二一
二三

埼玉縣

川越市小間物化粧品袋物商組合 川越市南町九〇五
秩父化粧品商組合 秩父町一、三八七
埼玉化粧品商組合 久喜町四一三

昭二・一・一月
昭五・三月
昭一・二・六・二二

長谷川重吉
○平井久吉
○服部清十郎

六七
一五〇
一五六

組合團體

魚津雜貨小間物商組合 魚津町金屋町稻葉方

明三五・六・一〇 ○淺尾久晴

一九二

二〇

石川縣

金澤小間物化粧品雜貨商組合 金澤市高岡町二六
金澤雜貨小間物卸商組合 金澤市片町二八
小松町小間物化粧品組合 小松町茶屋町四
石川縣石鹼化粧品小間物卸商組合 金澤市高岡町二六

大二・二・二九 ○野村吉六
昭四・三・一一 ○山田藤太郎
大八・三・二〇 ○和田靜夫
昭一五・九・一二 ○野村吉六

上坂吉榮

一〇三
二四
一六
八六

福井縣

福井小間物化粧品商組合 福井市尾上下町三〇
敦賀化粧品石鹼小間物商組合 敦賀市神縣、白崎方
武生小間物化粧品商組合 武生町桂六、上田方

大一一・〇・七・二 ○三田崎政治
昭一五・一・〇・七 ○白崎卯太郎
明四四・二・一〇 上田宗治郎

麻生巳作

八三
四五
五〇

長野縣

松本市小間物化粧品雜貨商組合 松本市本町三丁目
上田小間物化粧品商組合 上田市海野町四、七五八、酒井方
須坂小間物化粧品組合 須坂町四〇番地
諏訪小間物化粧品卸商組合 岡谷市小口六、五二一
岡谷小間物化粧品小賣商組合 岡谷市小口六、五二一
岡谷小間物化粧品同業組合 岡谷市小井川、増澤方
南佐久化粧品同業組合 野澤町九三

大五・一・一・三 ○百瀬長十
大二・二・月 酒井數良
大正元年 彌津喜久治
大八・五・一六 小口正一
大八・四月 小口正一
大十四年 石塚二郎

廣田正太郎
三浦定一
小口正一

四五
二四
三五
一六
八五
八六
三八

岐阜縣

大垣小間物化粧品商組合 大垣市岐阜町九四七
關小間物化粧品商組合 關町本町二、小本方

大一一・〇・一〇月 ○名和清一
昭一三・一・一〇 ○小本富次郎

名和清一

一〇四
二七

滋賀縣

大津化粧品小間物商組合 大津市上榮町、松村方
長濱小間物化粧品商組合 長濱町大字宮三五
滋賀縣化粧品石鹼卸商組合 大津市元會所町二
長濱化粧品小間物商縣聯加組合 長濱町大字宮三五
彦根小間物化粧品商組合 彦根市芹橋町八丁目

昭一三・四・三 ○田口熊一
大一一・〇・五月 松村留次郎
明四二・四月 中島金昇
昭一三・五・一四 ○橋島治昇
昭一五・七・一九 ○中島昇
昭一五・九月 ○安藤誠分

村松正雄

一一〇
三〇
三〇
八〇

靜岡縣

靜岡縣化粧品小間物商組合 靜岡市金座町四五
都賀縣化粧品小間物商組合 靜岡市葵服町五ノ二一、伏見屋方
濱松化粧品卸商組合 濱松市東町一〇三、中川方
濱松縣化粧品小間物商組合 濱松市傳馬町一、七九四、金原方
沼津小間物商組合 沼津市本通橋町二七
清水化粧品商組合 清水市入江町一、九九、久保田方
小山町小間物化粧品商組合 小山町小山七一、八木方
伊東化粧品商組合 伊東町須美竹之内
富士南部小間物化粧品商組合 吉原町二七一

昭一五・七・一五 ○岡部服太郎
昭一四・六・一六 ○市川文平
昭一四・四月 伊藤茂雄
昭一五・八・二 ○伊藤小作
昭三八・六月 西島勝五郎
大八・五・一 久保田勝五郎
大一一・〇・六月 八木貢作
昭元・一二・五 德永靜馬
大一二・三・二〇 渡邊勇吉

村松正雄
原葉鏡一
井原四男
渡邊勇吉

二五
一七
一七
一〇
八一
四〇
二八
九八

愛知縣

名古屋化粧品小賣業組合 名古屋市赤門通
愛知縣石鹼卸業組合 名古屋市中區飯田町二ノ四一
愛知縣髮油製造業組合 名古屋市中區門前町三ノ五
○名古屋金屬小間物製造同業組合 名古屋市中區南新町三、五、箕浦方
愛知縣電器工商組合 名古屋市中區門前町五ノ四

大一一・〇・一〇 ○後藤庄太郎
昭一五・六月改組 ○永井鎌吉
昭一六・七・一三 ○森井助吉
大八・九・一 ○近藤留吉
大九・八・八 水野信太郎

山森康光
加藤逸平
緒川禎太郎

二、三〇〇
一八〇
三〇
二九

組合團體

一九三

組合團體

豐橋化粧品小賣商組合
東三小間物化粧品袋物雜貨商組合
半田化粧品石鹼同業組合
豐川町牛久町小間物化粧品組合

豐橋市中八町一一、松井方
豐橋市
半田市末廣町、大西方
豐川町、松井屋方

昭二・四・一四
昭一六・一・三改組
大七・一・一・七
昭三年

○森下長次郎
坂田市三郎
○鷹羽政治
○松井健三

中村三藏
大西藤次郎
大井峯次

一九四
六八
五二
五五

三 重 縣

松坂小間物化粧品組合
桑名小間物化粧品商組合
上野小間物化粧品組合

松坂市新町
桑名市職人町一、一九三
上野町忍町二、六五六

大一一・四月
大一一・四月
明二五・一月

○井田正名
○後藤精一
○川合久吉

三〇
四〇
一三

京 都 府

京都石鹼卸商組合
綾部化粧品同盟組合
綾部藥粧組合

京都市下京區東洞院五條上ル
綾部町北西町
京都府下綾部町東本町、岩崎方

明一五・六月
昭四・五・二五
昭二年

○森英吉
○梅垣英次郎
岩崎勇治

四〇
一七
一七

兵 庫 縣

姫路化粧品石鹼卸商組合
飾磨石鹼化粧品小間物小賣商組合

姫路市北條口四四
飾磨市須加二二番地

昭七・一・一六
昭一五・二・二三

○額田管治
小川熊七

大東正義

一三
七八

大 阪 府

○大阪化粧品同業組合
○大阪石鹼同業組合
大阪白粉商組合
大阪香料商組合
○日本貝卸同業組合
西日本洗滌料製造業者組合

大阪市東區博勢町二ノ五
大阪府南區安堂寺橋四ノ三二
大阪府天王寺區上本町九ノ三二
大阪府南區南本町二丁目、明治屋ビル内
大阪府天王寺區大道一ノ一六
大阪府南區新登橋筋三、なぐらビル

大九・六・一八
明三三・一〇・一
明三五・三月
大一一・一〇・二八
明四一・一・一一

中山太一
藪田善治郎
神田莊治郎
田村眞策
岡井善三郎
林原保吉

石川靜三郎
森脇正道
土田市夫

五八五
一三一
一七
四八
三八二
四三

和 歌 山 縣

大阪袋物加工組合
大阪小間物化粧品小賣商組合
支部

布施市荒川一ノ一九、近藤方
布施市足代一ノ一〇〇

昭一一・一〇・一
昭一五・七・一一

○近藤三男雄
吉川朝之助

奥野文一郎

一五〇
五八

鳥 取 縣

和歌山縣小間物雜貨卸商組合
新宮化粧品商組合
新宮小間物商組合
海南小間物化粧品商組合
田邊小間物化粧品商組合

和歌山市橋向町九
新宮市仲之町三七七
新宮市新宮
海南市四方
田邊町榮町六三

昭一五・四・一五
改組
昭二二
昭四年
昭一七・二月改組

○岡本忠男
木下幸助
○正木安康
○小島山太郎
○山本喜一郎

松本昌富

五三
二五
一〇
三五
三五
七五

岡 山 縣

米子小間物化粧品商組合
米子雜貨小間物商組合
鳥取石鹼化粧品小間物商組合
松江小間物化粧品卸商組合

米子市加茂町、米子商工會議所内
米子市、商工會議所内
鳥取市川端三ノ五六
松江市白湯本町、梶谷方

昭一五・八・一
昭五・六・一九
大二・四・一
明二五年

○森脇善助
○神庭政七
○松田重雄
○梶谷種一郎

六二
三五
二〇〇
六

廣 島 縣

岡山小間物化粧品商組合
岡山縣化粧品石鹼卸商組合
岡山縣化粧品卸商組合
淺口郡小間物化粧品商組合

岡山市上之町
岡山市新西大寺町
岡山市上之町
淺口郡玉島新町、商工會議所内

昭一五・一一・三
昭一五・一・二七

三宅横吉
中野和一
中野和一
○岩田七三郎

一七

廣 島 縣 除 蟲 菊 同 業 組 合

廣島化粧品小間物卸商同業組合
廣島縣除蟲菊同業組合

廣島市細工町廣島クラ販賣株式會社内
廣島市

昭一一・五・六
大七・六・一三

○佐久間勇
安保恭作

小河喜作

三六
九八六

組合團體

尾道小間物化粧品袋物商組合
吳化粧品小間物卸商組合
三原市小間物化粧品商組合
○矢野髮同業組合

尾道市土堂町、三宅方
吳市商工會議所内
三原市本町一、五六三
安藝郡矢野町役場内

昭一五・七・二〇
昭六・四月
昭一二・四・二五
大六・六月

三宅保次郎
○山縣鐵之助
兒玉清一
濱井大二
平岡德之助

五〇
三六
四七
八三

一九六

山口縣

山口小間物商組合
山口縣石鹼化粧品小間物卸商組合
字部化粧品組合
下關市小間物袋物商組合
防府石鹼化粧品小間物小賣商組合

山口市西門前町三〇、來栖方
下關市西南部町三〇、夏川本店内
字部市東區常盤一丁目
下關市西端町
防府市三田尻町

昭一五・八・二〇
昭一五・九・一三
昭一五・九・一四

○來栖信助
夏川和造
甲斐原英太郎
○藤井義太郎
○前田忠雄

九
四三
三五
三九
二八三

德島縣

德島縣小間物化粧品卸商組合
德島化粧品小間物小賣商組合
德島化粧品商組合

德島市二軒屋町二ノ二二、大石方
德島市西新町一丁目
德島市、商工會議所内

明四四・六・二六
明一三・五月
昭一四・一・二五

大石德藏
田村勝實
田村保

二三
七五
二六

香川縣

香川縣小間物化粧品組合
高松小間物化粧品同業組合
丸龜化粧品小間物組合
善通寺化粧品同業組合
多度津化粧品同業組合
觀音寺化粧品同業組合
香川縣化粧品製造販賣商組合

高松市南新田一五、綾田方
高松市兵庫四〇、金光方
丸龜市松屋町筋、小西方
善通寺町赤門筋、城井方
多度津南町、西岡方
觀音寺町、松崎方
高松市片原町一、清水方

大一四年
昭六・一二・五
大一五年
昭一〇・三・二五
昭三・三・一五
昭一六・七・一五

○綾田吉之助
○金光常吉
○小西篤治
○城井小彌太
○石川嘉左衛門
○松崎秀太郎
高岡政市
藤井榮

六五
五七
一一
三六
四

愛媛縣

今治小間物化粧品組合
○伊豫除蟲菊同業組合
八幡濱市化粧品小間物商組合
今治化粧品小賣商組合

今治市中小路
今治市
八幡濱市船場通二五三
今治市川岸端

大一〇年
大一二・七・一九
昭一四・一・一月
昭一五・七・二七

○増田茂八郎
中村經滿
大谷長九郎
達川繁一

三二
六二
一四〇

高知縣

高知化粧品同業組合
高知小間物化粧品卸商組合

高知市堺町八
高知市本丁筋四ノ一〇六

昭一三・八・五改

○宇田喜太郎
佐野敏雄

三〇
四二

大分縣

大分化粧品商公認組合
佐伯小間物化粧品石鹼小間物組合
臼杵町化粧品同業組合

大分市竹町通六丁目
佐伯市朝日區一、一八三
臼杵町墨屋町

昭三・七月
大一一・一・一月
明二五・四・一〇

○中山善助
元木眞一郎
○江藤乙一
吉良眞吉

一五三
八五
二六

福岡縣

全九州下關化粧品卸商組合
福岡化粧品商組合
福岡縣藥種化粧品小賣業組合
福岡小間物商組合
福岡縣小間物袋物卸商組合
福岡小間物袋物卸商組合
門司化粧品商組合
北九州五市小間物商組合
北九州五市小間物袋物商組合
門司支部

福岡市行町五三、九州商報社内
福岡市新柳町大門通、高倉藥局内
福岡市行町五三、九州商報社内
同
同
門司市榮町六丁目、島生方
小倉市魚町四、西村方
門司市榮町六丁目、島生方

昭一三・三・八
昭一五・五・三
昭一五・九・一九
昭一五・九・一九
昭一四・一・一七
昭一四・一・一七
昭一四年

正清彌七
○相部正太郎
○木村巳之吉
相部正太郎
森山留次郎
同
○島生利三郎
西村幸三郎
島生利三郎

二〇
一八
六八
七
二二八
一五〇
二五

組合團體

一九七

聯合團體

門前小間物袋物商組合	同	昭一四・四月	○島生利三郎	一九八
小倉化粧品商組合	小倉市魚町、西村方	昭一五・四・六	○西村幸三郎	二一六
福岡縣小間物袋物化粧品商聯盟會	小倉市魚町四、西村方	昭一四・四月	○西村幸三郎	一五〇
若松市化粧品小間物組合	福岡縣若松市明治町三丁目	昭一三・四月	宮地俊作	一八
飯塚嘉穂小間物化粧品同業組合	飯塚市本町	昭九・六・六	○伊藤彌三郎	一五〇
福岡香油商組合	福岡市掛町二五	昭一二・四・一	熊川國造	一五〇
戶畑化粧品商組合	戶畑市明治町五ノ四二八九	昭二・三月	○重松重一	一五〇
久留米小間物商組合	久留米市三本松町	昭一四・二・一五	○大石德藏	一四〇
直隸小間物化粧品同業組合	直方市古町	昭一三・一〇・二〇	○鋤田虎五郎	一三七
眞鍮化粧品石鹼小間物商組合	直方市殿町五四〇	昭八年	長谷川仁市	一五〇

佐賀縣

唐津化粧品石鹼卸商組合	唐津市大石町峯方	昭一三・四月	○峯直	一〇
武雄化粧品小間物商組合	武雄町溫泉通一丁目、前田方	昭一四・七月	前田英一	一九
佐賀縣化粧品小間物商組合	佐賀市運池町七七	昭一五・八・三〇	小部松一郎	一六五

長崎縣

長崎小間物化粧品商組合	長崎市廣馬場町四	昭四四年	富永政彦	三三〇
長崎商會	長崎市今魚町五七	昭二年再立	○江崎榮造	二〇
佐世保小間物化粧品小賣商組合	佐世保市高砂町六一	昭一七・一・一二	小田安太郎	二七九
西肥化粧品商組合	東彼杵郡早岐町、村山方	改組 昭一二・三・二〇	○谷口爲八	七〇
島原化粧品小間物商組合	島原市中堀町六五	昭一二・三・二〇	○谷口爲八	四二

熊本縣

熊本縣小間物雜貨卸商組合	熊本市橫紺屋町、商工會議所內	昭一五・六・一九	高田松美	七
熊本化粧品商組合	熊本市西坪井町一丁目	正一四・二・一七	正清彌七	三六五

宮崎縣

熊本化粧品卸商組合	熊本市鹽屋町裏之番町十	昭一五・八・五	○益田彌平	一五
葦南化粧品商組合	葦北郡水俣町濱三、一二四	大二三・四・一〇	○米澤市藏	四八

鹿兒島縣

都城化粧品商組合	都城市西上町、商工會議所內	大二三・四月	○瀨戶山武助	三〇
宮崎縣化粧品商組合	延岡市祇園町	昭一五・三・六	○和田忠雄	七五

臺灣

鹿兒島縣小間物雜貨卸商組合	鹿兒島市仲町一二四、大丸商店內	昭一五・八・三一	大工園達藏	二一
鹿兒島縣化粧品卸商組合	鹿兒島市仲町一二四、大丸商店內	昭一五・八・二五	大工園達藏	六
川内洋品雜貨小間物化粧品商組合	川内町向田町二五三	大一一・三・一五	○奧村義雄	四〇
志布志化粧品商組合		昭一四・一・二〇	○伊藤長次郎	二〇

朝鮮・關東州

臺灣藥粧品石鹼統制組合	臺北市京町四ノ一〇	昭一五・七・二〇	神木次郎	二五〇
高雄小間物商組合	高雄市榮町二ノ一六、高雄商工會	昭一四・一・二二	宮川精九郎	二二
臺灣藥粧品石鹼組合	臺北市榮町三ノ二二	昭一六・六・一六	神木次郎	一六六
京城化粧品小間物商組合	京城府大和町二ノ九	昭四・九・一	岡田永治	五二〇
朝鮮化粧品製造業組合	京城府元町二丁目、東邦ビル內	昭一六・五・一	西脇竹次郎	一九
釜山小間物商組合	釜山府辨天町二ノ四一、夏川方	昭一五・八・二二	夏川義信	二八
釜山化粧品商組合	釜山府大倉町三ノ四	昭一一・一・二一	西尾角藏	三四二
仁川化粧品同業組合	仁川府本町三、吉田洋品店內	昭三・三月	○吉田信次郎	四三

組合團體

仁川化粧品商組合	仁川府本町四ノ八	大六・九月	吉田新治	三五
仁川化粧品商組合	仁川府京町二二三、仁和商會内	昭一六・二・二二	岩永剛平	九六
平壤化粧品商組合	平壤浦三和町八四	昭一五・一・二・九	須崎武一	五〇
太田化粧品商組合	太田府春日町一丁目	昭一四・一・一・三	清水平吉	四二
木浦化粧品商組合	木浦府榮町二ノ二	昭一四・九・七	湯藤畫生	五一
咸興小間物化粧品商組合	咸興府軍營通一丁目	昭一五・八月	川崎伊三郎	六
新義州化粧品小間物商組合	新義州眞砂町七丁目二ノ二	昭一五・九・八	富永恭平	七八
大邱化粧品商組合	大邱府、商工會議所内	昭一五年	石川良三郎	
大連化粧品商組合	大連市大正通三一、石川方	大一四・二・八	石川良三郎	
關東州化粧品商組合	大連市羽衣町一	昭一四・七月	富江仲次郎	
關東州化粧品商組合	大連市浪速町一二五	昭一五年	中尾三巳	
大邱化粧品小間物商組合	大邱府大和町七五	昭一六・七・一〇		二一

滿洲國・中華民國

滿洲化粧品統制組合	奉天市平安廣場、奉天輸入組合内	昭一五・一・二・二	加藤佐太郎	二五
奉天洋品雜貨化粧品商組合	青島市山東路一八四號	昭一二・二月	勝崎宗太郎	三〇
青島化粧品小間物商組合	北京東單牌樓三條胡同	昭一五・一・一・二	八木憲三郎	五二
北京化粧品小間物商組合	南京大平路、華中百貨店內	昭一五・一・二・二七	松井友次郎	四〇
南京化粧品及用具卸小賣同業組合	南京中山水路、三菱商事内	昭一五・一〇・一	今井卯三郎	一五
中支石鹼販賣協議會南京支部				

聯合會の部

六大都市化粧品組合聯合會	東京市日本橋區馬喰町三ノ三	昭一五・四月	小林富次郎	六組合
東日本石鹼卸商組合聯合會	東京市日本橋區馬喰町三ノ三、東京組合内	昭一六・五・二	田中吉兵衛	二〇組合
日本袋物統制聯盟	東京市淺草區柳橋二ノ一一	昭一六・七・五	長谷川五郎	二聯合會

日本、レンザイ製造組合聯合會	東京市淺草區桂町一二、金時ビル	昭一七・四月	岩崎邦太郎	二組合
北見四郡化粧品商組合聯合會	北海道網走町南四條西三丁目、高橋方	昭一三・五・一〇	高橋政芳	一二名
樺太小間物化粧品商組合聯合會	豐原市西一條南六ノ五	昭一五・八・一八	野原常太郎	四〇〇名
柗木縣小間物化粧品商組合聯合會	宇都宮市杉原町三、二三五	昭一五・八・三	藤井源太郎	七四八名
千葉縣化粧品小間物商組合聯合會	千葉市龜井町七二	昭一五・九・二五	宇津木市太郎	一七組合
富山縣西郡化粧品小間物商組合聯合會	富山縣高岡市新橫町一、二四五	昭一五・九・一三	野村岩太郎	一八組合
愛知縣小間物雜貨統制組合	名古屋市中區岩井通二ノ一一	昭一六・四・八	早川德三郎	七五〇名
滋賀縣小間物化粧品商組合聯合會	名古屋市中區門前三ノ五	昭一六・四・一一	森本善七	一八組合
京都府化粧品業組合聯合會	半田市末廣町、大西方	昭一六・三・一〇	大西藤次郎	一八組合
京都府小間物雜貨業組合聯合會	京都市下京區東洞院五條上ル	昭一五・五・一	橋金治	九八〇名
中國、四國除蟲菊同業組合聯合會	尾道市土堂町六八八	昭一五・一・一・三	今西與兵衛	一〇組合
廣島化粧品小間物小賣商組合聯合會	廣島市堀川町	昭一六・一・一〇	安保恭作	五組合
四國化粧品小間物卸賣商組合聯合會	香川縣高松市新町二ノ一五	昭一五・九・四	熊谷忠一	四組合
西讚莊業組合聯合會	丸龜市富屋町六一、赤丸商店内	昭一〇・五月	綾田吉之助	三〇〇名
全九州化粧品商組合聯合會	熊本市坪井町一ノ九、正清方	昭二・四・二〇	大井季茂	三〇〇名
直方、鞍手、遠賀化粧品石鹼商組合	福岡縣直方市殿町、長谷川方	昭二・一月	正清彌七	三〇〇名
全九州及下關化粧品組合聯合會	戶畑市明治町五ノ四八二九	昭一三・九・一〇	長谷川仁平	六〇〇名
長崎監甲組合聯合會	長崎市江戶町六八	昭一五・九・一一	野地富藏	七八名
福井縣石鹼化粧品小間物商組合聯合會	福井市佐佳枝町四八	昭一五・八・一一	高橋虎二	三二組合
臺中州雜貨商組合聯合會	臺中州榮町二ノ五		江原幸一	九八五名

註 ▼純業關係組合は、「商業・藥品」の部に属する▼組合名稱上部の〇印は、重要物資同業組合法によつて設立されたものである▼回答なき分の中、當方に於いて知り得る限りの組合は之を努めて収録した▼又、全然無據なき未回答組合に就いては便宜上前年度本年鑑登録の分を省略した。即ち、代表者氏名の上に〇印あるのがそれである。

組合團體

關係全國工業組合一覽

【昭和十七年九月三十日現在】

組名	設立認可年月日	地區	組合員數	出資總額	事務所	代表者
北海道除蟲菊製品工業組合	昭七・一二・二〇	北海道一圓	五	五〇〇,〇〇〇	札幌市南一條西四ノ一七	關口憲次郎
札幌護謨工業組合	昭七・一〇・三一	札幌、旭川市、石狩、空知、上川支廳管内	一一	二四、四〇〇	札幌市南一條西四ノ一七	根尾定策
函館護謨工業組合	一〇・三・三一	函館市	二	一〇,〇〇〇	函館市追分町七〇	中山宗市
小樽護謨工業組合	一〇・三・三一	小樽市及後志支廳管内	一一	一五,〇〇〇	小樽市入舟町二ノ三五	中村仁郎
北海道澱粉工業組合	九・五・三三	北海道一圓	三三	三〇〇,〇〇〇	小樽市堺町二五	濱下市郎
北海道精油工業組合	一三・八・一五	北海道一圓	四	一〇〇,〇〇〇	札幌市北六條東二ノ三三	辰繁又一郎
室蘭地方皮革製品工業組合	一三・一〇・二九	室蘭市、虻田、日高各支廳管内	六五	二〇,〇〇〇	室蘭市海岸町四三	秦訪次郎
空知留萌皮革製品工業組合	一三・一〇・一九	空知、留萌兩支廳管内	一〇七	二〇,〇〇〇	岩見澤町三條東一ノ八	倉増新八郎
根釧皮革製品工業組合	一四・二・一	釧路市、釧路、根室支廳管内	三六	一〇,〇〇〇	釧路市北大通六ノ二	小杉滋二
北海道府下利用製品工業組合	一四・一〇・二四	北海道一圓	四七	一五,七五〇	小樽市花園町三ノ六	濱村由太郎
保證責任北海道化粧品工業組合	一七・三・二〇	北海道一圓	二八	一五,二〇〇	札幌市南二條西四丁目ノ一	長谷川四郎
弘前金屬製品工業組合	九・三・七	弘前市、中津輕郡	五一	三、〇〇〇	弘前市在府町六一	木村隆三
青森皮革製品工業組合	一二・八・一二	青森市、東津輕郡下、北郡	二八	三、二八〇	青森市新町七八	川村東一郎
青森縣茶種油工業組合	一六・一一・一九	青森縣	五	二、〇〇〇	盛岡市仁王地町字盛岡二ノ四	山下謙治
岩手縣金屬製品工業組合	一六・九・三	岩手縣	三七	六、〇四〇	岩手縣花卷町黒川口三三	八重樫健吉
岩手縣小麥澱粉工業組合	一三・七・一六	宮城縣	一六	五、〇〇〇	仙臺市長町東裏北五五	秦勝治
宮城縣皮革製品工業組合	一四・六・二二	宮城縣	一六	二〇〇,〇〇〇	仙臺市長町東裏北五五	杉江仙次郎

奧羽地方

關東地方

宮城縣線香工業組合	一七・九・四	宮城縣	六	四、〇〇〇	仙臺市本荒町七	佐藤慶治郎
山形縣茶種油工業組合	一五・五・一七	山形縣	一八	二、五〇〇	山形市六日町一九三	工藤善作
山形縣化粧品工業組合	一七・五・二三	山形縣	二一	五、〇〇〇	山形市宮町二〇〇二	鈴木吉助
福島皮革製品工業組合	一四・一・一八	福島市、伊達郡	三一	二、〇四〇	福島市本町二八	山崎武雄
會津若松飾箱工業組合	一五・四・一七	若松市	一一	二、四六〇	會津若松市石堂町三八六	東瀨守藏
福島縣茶種油工業組合	一五・七・二五	福島縣	一一	四、九〇〇	若松市村木町一五一	成田延八
福島縣化粧品工業組合	一七・二・一九	福島縣	三〇	一、五〇〇	福島縣安達郡二本松町字本町一ノ三	梅澤彌四郎
茨城縣澱粉工業組合	一四・五・一	茨城縣	二三	五、〇〇〇	茨城縣鹿島郡新宮村大字畑	田枕福治
茨城縣茶種油製造工業組合	一五・二・一九	同	一六	一〇,〇〇〇	水戸市袴塚町二六二	飯田清
茨城縣化粧品工業組合	一六・八・二二	同	二二	一〇,〇〇〇	茨城縣下館町大町二丁目	日向野省平
栃木縣茶種油工業組合	一五・五・三	栃木縣	九	六、五〇〇	宇都宮市今泉町一〇八三	橋本代吉
群馬縣茶種油工業組合	一五・八・一五	群馬縣	六	三、八〇〇	群馬縣木崎町大字木崎七〇ノ一	佐藤胤四郎
埼玉縣澱粉工業組合	一五・三・四	埼玉縣	五	二、五〇〇	群馬縣蓮田町大字蓮田四、三四五	相原寛
埼玉縣茶種油工業組合	一五・一〇・一五	同	一三	五、〇〇〇	埼玉縣岩槻町大字岩槻	關根喜兵衛
埼玉縣化粧品工業組合	一六・九・三〇	同	一一	二、〇〇〇	大宮市大字大宮三七七一	鈴木徳兵衛
千葉縣澱粉工業組合	一〇・五・二三	銚子市、海上、香取、匝枝各郡	六七	九六、二〇〇	銚子市新生町三ノ四〇一	齋藤秀一
千葉縣植物油工業組合	一三・一一・一四	千葉縣	七六	三一、五〇〇	千葉縣市吾妻町三ノ二六	齋藤市藏
千葉縣茶種油工業組合	一五・一一・一二	千葉縣	四四	五〇,〇〇〇	千葉縣津田町五〇、經濟俱樂部	山本秀一
神奈川縣茶種油工業組合	一二・一〇・八	神奈川縣	一四	一五、〇〇〇	神奈川縣秦野町會屋三ノ三	佐藤佐四郎
神奈川縣製革工業組合	一三・六・二九	神奈川縣、山梨縣	一四	二〇,〇〇〇	神奈川縣秦野町區入江町二ノ二〇	野村常雄
橫濱刷毛、刷子工業組合	一三・一一・二六	橫濱市	一五	一〇,〇〇〇	橫濱市中區相生町五ノ九五	小笠原克太郎
神奈川縣澱粉工業組合	一四・九・二五	神奈川縣	三五	四、〇〇〇	神奈川縣藤澤町大庭一二	竹內與作
神奈川縣化粧品工業組合	一七・八・一	神奈川縣	一〇	五、〇〇〇	橫濱市花咲町一ノ一八	和田治衛

東京府

組合團體

Table of industrial groups and associations with columns for group name, location, and numerical data. Includes entries like '東京ハヤネット工業組合' and '東京化学工業組合'.

中部地方

Table of industrial groups and associations in the Chubu region, including '東京金屬小間物工業組合' and '東京平紐工業組合'. Includes a '組合團體' column on the left.

組合團體

Table of industrial groups and associations in the Kansai region, listing names like 東信皮革工業組合, 飯田元結工業組合, and their respective locations and member counts.

大阪府

Table of industrial groups and associations in Osaka Prefecture, listing names like 石川縣ゴム工業組合, 石川縣金屬工業組合, and their respective locations and member counts.

組合團體

Table of industrial groups and associations in Osaka, including categories like '大阪府靴工業組合' and '大阪セルロイド雜貨工業組合'.

近畿地方

Table of industrial groups and associations in the Kansai region, including categories like '兵庫縣護謄工業組合' and '高木皮革工業組合'.

組合團體

Table of industrial groups and associations in various regions, including categories like '但馬製針工業組合' and '播州室津革製品工業組合'.

中國地方

岡山縣金屬卸工業組合	一五・六・二二	岡山縣	岡山縣兒島郡兒島町	永井 樟夫
岡山縣除蟲菊工業組合	一七・五・一九	岡山縣	岡山市上石井三三二	吉村 象太郎
岡山縣縫針工業組合	二・一・二五	岡山縣	岡山市上石井三三二	森村 義信
廣島縣護謄工業組合	六・三・七	廣島縣	廣島市東白島町官有	西川 文二
廣島縣護謄工業組合	八・二・二二	廣島縣	廣島市東白島町官有	平本 幾太郎
中國護謄工業組合	一三・二・二七	廣島縣	廣島市東白島町官有	大下 大藏
廣島縣除蟲菊製品工業組合	一四・一・九	廣島縣	廣島市東白島町官有	藤國 末吉
吳皮革製品工業組合	一四・一・九	廣島縣	廣島市東白島町官有	島山 節男
廣島縣ヘヤーネット工業組合	一五・七・三	廣島縣	廣島市東白島町官有	林 佳介
山口縣茶種油製造工業組合	一五・五・二四	山口縣	下關市本町五丁目	泉澤 佳夫
鳥取縣植物油工業組合	一五・二・一八	鳥取縣	鳥取市東品治町五四	

四國地方

香川縣輸出卸工業組合	一三・六・九	香川縣	香川縣大川郡鶴羽村	天野 彌作
土佐縣珊瑚工業組合	一三・八・一二	高知縣	高知市中島町一四	山本 磯濱
愛媛縣澱粉工業組合	一五・一・一一	同(一部を除く)	宇和島市大通	河野 藤貞
愛媛縣茶種油工業組合	一五・五・二四	愛媛縣	松山市南花立町二丁目	松岡 富太郎
愛媛縣化粧品工業組合	一七・六・五	同	松山市千船町	租泉 乙三郎

九州地方

福岡合成樹脂製品工業組合	一五・二・六	福岡縣	福岡市比惠明治町一、四、六	原田 平五郎
福岡縣茶種油工業組合	一五・五・九	同	福岡市泰吉八六二ノ一、西中州水上三階	八尋 八右衛門
福岡縣研磨料工業組合	一六・一・二八	長崎縣	長崎縣大村町杭出澤七九六	竹内 榮人
長崎縣澱粉工業組合	九・一・二七	長崎縣	長崎縣大村町杭出澤七九六	垣立 寅藏
長崎縣鹽甲製品工業組合	一四・一・二七	長崎縣	長崎縣大村町杭出澤七九六	

その他の地方

長崎縣茶種油工業組合	一五・一・二四	長崎縣	長崎縣諫早市永昌名一三	島田 知嘉藏
日向澱粉工業組合	一三・七・一六	宮崎縣	宮崎縣兒島郡高鍋町北高鍋一、四一	矢野 義雄
宮崎縣茶種油工業組合	一四・八・二一	宮崎縣	宮崎市橋通四ノ六三	關本 雅弘
宮崎縣西部澱粉工業組合	一五・四・五	宮崎縣	都城市上町二、五一〇	西阪 信太郎
佐賀縣茶種油工業組合	一五・一・二六	佐賀縣	佐賀縣神埼郡千歲村崎村八九五	鶴野 辰一
佐賀縣麵工業組合	一五・一・二二	同	佐賀市赤松町城内	園田 一三郎
熊本縣澱粉工業組合	一五・三・九	熊本縣	熊本縣天草郡赤松村二、〇〇三ノ一	竹野 純一
熊本縣茶種油工業組合	一五・六・一七	同	熊本市本庄町	川島 唯秋
大分縣茶種油工業組合	一五・七・三	大分縣	大分市米屋町一、三五八	池田 源吉
鹿兒島縣大隅澱粉工業組合	八・一〇・二六	鹿兒島縣	鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名七、三〇	本坊 東吉
鹿兒島縣澱粉工業組合	一三・一・一七	鹿兒島縣	鹿兒島市金生町十五銀行内	和田 定稔
鹿兒島縣澱粉工業組合	一三・一・一七	鹿兒島縣	鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名七、三〇	和野 定稔
鹿兒島縣澱粉工業組合	一四・二・七	鹿兒島縣	鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名七、三〇	吉元 定次
鹿兒島縣澱粉工業組合	一五・三・二三	同	鹿兒島市西千石町一六二	白石 榮之助
鹿兒島縣澱粉工業組合	一五・三・二三	同	同市沙見町四三	

聯合會

沖繩縣澱粉工業組合	一六・一・二九	沖繩縣	那霸市通堂町一ノ一二	和氣 工業公
天津石鹼工業組合	一六・三・二四	滿洲國一圓	天津日本街宮島街、東亞ビル	松本 芳郎
奉天齒磨化粧品工業組合	一六・一〇・一六	滿洲國一圓		
日本人造眞珠硝子珠工業聯合會	二・六・二八	日本全國		米田 若信
日本硝子工業聯合會	四・一・一〇	同		富山 徳次郎
日本護謄工業聯合會	六・一〇・五	内地一圓		並河 武雄
關東セルロイド工業聯合會	七・四・三	東京府		黒田 伊三郎

關係全國商業組合一覽

【昭和十七年九月三十日現在】

組名	設立・認可	地 區	組合員數	出資總額	事 務 所	代 表 者
北海道護謨工業組合聯合會	二・四・三〇	北海道一圓	三組合	一、五〇〇	札幌市北二條西二ノ二	鯉江 湖
日本セルロイド楠工業組合聯合會	二・一〇・二五	内地一圓	二組合	五〇〇	大阪市東成區大今里六五五	西田 文七
日本皮革工業組合聯合會	三・二・二四	内地一圓	三組合	一、二、五〇〇	東京市芝區新橋二ノ三〇、和泉ビル	新田 愛祐
日本硝子工業組合聯合會	三・六・二四	同	二組合	三、七、五〇〇	大阪市北區梅ヶ枝町八八	德永 芳治郎
鹿兒島縣澱粉工業組合聯合會	三・一・二一〇	鹿兒島縣	四組合	二〇、〇〇〇	鹿兒島市金生町、十五銀行内	有 馬 純
日本澱粉工業組合聯合會	三・一・二二六	内地一圓	一七組合	一〇、三〇〇	東京市日本橋區深江一ノ二、西河津ビル五二號	岩 瀬 亮
北海道皮革製品工業組合聯合會	四・二・二六	北海道一圓	一二名	一、七〇〇	札幌市西五條西五ノ二二二	川 中 乙 松
日本紙力製品工業組合聯合會	四・三・三三	内地一圓	八組合	二一、〇〇〇	東京市日本橋區兜町一ノ八東棟ビル六階	藏 原 敏 捷
日本貝卸工業組合聯合會	四・九・二三	奈良、大阪、香川	四組合	一、一〇〇	奈良縣磯邊郡川西村大字唐院	福 山 幾 藏
日本木蠟工業組合聯合會	四・一・二一三	九州一圓、愛媛、山口、島根、和歌山各縣	三組合	一、〇〇〇	福岡市須崎土手一八ノ九	田 北 不 礎 人
日本燐寸軸木工業組合聯合會	一五・三・三一	内地一圓	二組合	七、五〇〇	神戸市林田區御崎本町四七	田 付 蘭
日本セルロイド再製生地工業組合聯合會	一五・六・一五	同	二組合	一、〇〇〇	東京市淺草區淺草橋二ノ一	鎌 田 乙 吉
廣島縣皮革製品工業組合聯合會	一五・六・一七	廣島縣	五組合	一六、〇〇〇	東京市淺草區吉野町一ノ二〇	藤 國 末 吉
日本革府加工工業組合聯合會	一五・六・二八	東京府、大阪府、愛知縣	三組合	一〇、〇〇〇	東京市東成區大今里六五五	岡 山 通
日本セルロイド製品工業組合聯合會	一五・八・二五	内地一圓	八組合	一〇、〇〇〇	大阪市東成區大今里六五五	八 木 卯 三 郎
日本再製ゴム工業組合聯合會	一五・九・二〇	同	二組合	二〇、〇〇〇	東京市日本橋區室町二ノ四六、三和ビル	橋 口 巳 二
京都金屬工藝品工業組合聯合會	一五・一・二一〇	京都府	四組合	一〇、〇〇〇	京都市下京區河原町通四條下ル二丁目三六一	坪 田 光 藏
全國合成樹脂製品工業組合聯合會	一六・九・二七	内地一圓	二組合	五〇、〇〇〇	東京市赤坂區南池田、陸王ビル	鈴 木 與 一
日本化粧品工業組合聯合會	一六・七・一一	同	五組合	五七、五〇〇	東京市神田區元久右衛門町一ノ七	板 倉 安 兵 衛
日本除蟲菊製品工業組合聯合會	一六・一・一五	内地一圓	四組合	二五、〇〇〇	東京市京橋區京橋三、仙女香ビル	岩 谷 竹 次
日本染毛劑工業組合聯合會	一七・三・一八	東京府、大阪府、愛知縣	三組合	一七、〇〇〇	大阪市北區堂島濱通り一八七	安 住 伊 三 郎

北海道・樺太

函館護謨製品小賣商業組合	昭九・一・二九	函館市	二九	九、四〇〇	函館市追分町七〇	鯉 江 湖
室蘭雜貨小賣商業組合	昭九・一・二九	室蘭市	九九	四一、九〇〇	室蘭市港町一〇九	加 藤 藤 太 郎
壽都地方ゴム製品小賣商業組合	一三・一・一七	壽都地方	四八	五、六〇〇	北海道壽都町大字大津町八五	松 田 利 吉
根室護謨製品小賣商業組合	一四・一・二〇	根室、花咲外七郡	八二	二、四〇〇	北海道根室町綠町二ノ一八	○ 安 藤 金 六
茅部郡護謨製品商業組合	一四・二・二三	茅部郡森町外五ヶ村	六一	一、二二〇	北海道茅部郡、森町役场内	成 田 岩 吉
松前護謨製品小賣商業組合	一四・二・二四	松前郡	五五	七、五〇〇	松前郡松前町福山	中 村 壽 太 郎
北海道再生ゴム材料卸商業組合	一四・二・二八	北海道	一二	七、九〇〇	小樽市奥澤町五ノ九三	濱 村 由 太 郎
紋別地方護謨製品小賣商業組合	一四・三・一三	紋別町外五ヶ村	六六	一、四〇〇	紋別町大字紋別村九七	大 野 廣 太 郎
餘市積丹地方護謨製品小賣商業組合	一四・四・一五	金市、忍路、吉平、美岡、積丹各郡	四三	四、〇〇〇	餘市郡餘市町大字大川町七三	阿 部 鶴 松
俱知安護謨製品小賣商業組合	一四・五・六	村田、磯谷各郡外一町六ヶ村	五一	二、八〇〇	虻田郡俱知安町南一條西一ノ二	瀧 口 克 一
日高東部護謨製品小賣商業組合	一四・五・二五	三石、浦河、幌泉各郡	四九	三、五二〇	浦河郡浦河町大通三丁目	奥 田 惣 兵 衛
旭川地方護謨製品小賣商業組合	一四・一〇・二	旭川地方	二二	三、五〇〇	旭川市二條通七丁目右五號	島 岡 猪 源 太
小樽雜穀澱粉卸商業組合	一四・一・一七	小樽市	七二	一四、五〇〇	小樽市東雲町五八	松 本 誠 司
北海道除蟲菊移出商業組合	一四・一・二七	北海道	六四	六四、〇〇〇	旭川市一條通八丁目左六號	稻 月 九 郎
北海道荒物雜貨卸商業組合	一五・八・二〇	同	六六	九四、五〇〇	札幌市北二條西四、商工會事務所	高 桑 達 雄
釧路小間物化粧品紙文具小賣商業組合	一六・二・四	釧路市	三七	一〇〇、〇〇〇	野付牛町北四條通東二丁目	尾 崎 天 風
岩見澤町日用品雜貨小賣商業組合小間物化粧品部	一六・八・一五	岩見澤町	二九	八、四〇〇	釧路市南大通二ノ九二	松 田 茂 風
豐原商業組合小間物部會	一六・九・一五	豐原市	五五	一〇〇、〇〇〇	岩見澤町一條西一ノ七	長 島 慶 佐
大泊商業組合小間物化粧品部會	申請中	北海道	二二	一五〇、〇〇〇	小樽市永井町一丁目	野 原 常 太 郎
北海道小間物化粧品部商業組合	一五・一・一〇	北海道	八五	一五〇、〇〇〇	空知郡雄川町空知通北三ノ二六三	壽 原 英 太 郎
瀧川地區商業組合小間物化粧品部會		瀧川町				五十嵐 一郎

奧羽地方

福島化粧品商業組合

八・四・二四

福島市外十五ヶ村

一五一

六、七八〇

福島市北町六三

長谷川兵吉

組合團體

Table listing various agricultural and commercial groups (e.g., 仙臺市, 釜石市, 新庄市) with columns for group name, address, and numerical data.

關東地方

Table listing various agricultural and commercial groups (e.g., 群馬縣, 鹿谷市, 足尾町) with columns for group name, address, and numerical data.

組合團體

組合團體

土浦地方小間物化粧品卸商業組合	一五・一二・一七	土浦警察署管内	六三	五、七八〇	土浦市九七七	大竹正之助
埼玉縣化粧品卸商業組合	一五・一二・二〇	埼玉縣	一七	五、〇〇〇	川越市上松江町一、一九六	染谷清四郎
伊勢崎紙荒物雜貨小賣商業組合	一五・一二・二三	伊勢崎市及七ヶ町村	九〇	一五、二八〇	伊勢崎市紺屋町二〇	中澤元吉
神奈川縣小間物小賣商業組合	一六・一一・二四	神奈川縣	一五〇	三、七三五	橫濱市中區長瀬町八ノ二二二	福長政吉
川崎荒物雜貨小賣商業組合	一六・一一・二四	川崎縣	七四七	一〇、〇〇〇	川崎市東一ノ四一	森五郎作
茨城縣化粧品雜貨卸商業組合	一六・五・八	茨城縣	一三	一〇、〇〇〇	水戸市馬口勞町二、一九二	西原三平
足利市小賣組合小間物化粧品部會	一六・七・二九	足利市郡一圓	八九	八九	足利市、商工會議所内	富岡光三郎
矢板市小賣組合小間物化粧品部會	一六・八・二九	矢板市、桑村外一圓	二六五	二六五	矢板市、商工會議所内	大貫準作
安蘇郡商會	一六・九・八	安蘇郡一圓	六九〇	一六、〇〇〇	栃木縣佐野町二、七〇七	三木高道
芳賀郡南部商會	一六・九・九	芳賀郡南部四町九ヶ村	四五三	二、三〇〇	栃木縣真岡町大字田町一〇七二	藤澤末吉
銚子家庭用雜貨小賣商業組合	一六・九・九	銚子市	五八四	八二二	銚子市、商工會議所内	塚原清吉
足利市家庭用雜貨小賣商業組合	一六・九・九	足利市	八二二	八二二	足利市通二丁目	小野庄太郎
神奈川縣植物油卸商業組合	一六・九・九	神奈川縣	一五〇	一五〇	橫濱市中區尾上町、朝日ビル内	遠山定隆
神奈川縣植物油小賣商業組合	一六・九・九	同	一五〇	一五〇	茨城縣麻生町	前島小三郎
麻生地方生活必需品小賣商業組合	一六・一〇・月	麻生地方一圓	五五七	五五七	伊勢崎市新町三七	中澤元吉
伊勢崎雜貨小賣商業組合	一六・一二・二六	伊勢崎市外一町八百	五〇	一、〇〇〇	神奈川縣小田原市緑町一ノ五一	支那長
千葉縣家庭用雜貨小賣商業組合	一七・三・月	千葉縣	一一〇	一一〇	千葉市本町三ノ二七	西島榮一
栃木地區商會組合小間物化粧品部會	一七・六・二改組	栃木地區	三三三	三三三	栃木市境町一、二四七	宇津木市太郎
宇都宮商會組合小間物化粧品部會	一七・六・二改組	宇都宮市	九一	九一	宇都宮市日野町三四	杉江萬吉
東京セルロイド生地商業組合	一〇・四・一一	東京市	一四一	二八、〇〇〇	淺草區淺草橋二ノ一	戶谷佐治
東京皮革代用品商業組合	一〇・五・一七	東京市	二八八	五六、四〇〇	淺草區駒形二ノ七	奥田卓英
東京セルロイド再製原料商業組合	一二・四・九	東京市	二四	一一、二五〇	淺草區淺草橋二ノ一	矢崎包茂
東京ゴム原料卸商業組合	一三・一・三一	同	二四	一、〇〇〇	京橋區入舟町三ノ二	金田信武

東京府

東京セルロイド精洗商業組合	一三・六・一八	同	一八	四、〇〇〇	葛飾區奧戸新町一、五一九	森居康
東京再生ゴム材料卸商業組合	一三・八・一六	關東及奥羽地方	一〇〇	三一五、〇〇〇	荒川區日暮里町一ノ一、七九三	宮城常三郎
八王子南多摩砂糖雜貨商業組合	一三・一一・一	八王子市外一郡三町村	三九八	一四、三二〇	八王子市本町六、商工會議所内	城所莊藏
東京工業用ゴム製品商業組合	一三・一一・二八	東京市	一七二	二九、五〇〇	神田區松富町一二	坂田善太郎
東京再生ゴム卸商業組合	一四・四・二七	同	四七	九一、四〇〇	京橋區靈岸島一ノ一六ノ五	正岡經利
東京組糸製品卸商業組合	一四・六・五	東京府	六六	二七、〇八〇	京橋區入舟町三ノ二	金田信武
東京腕時計バンド卸商業組合	一四・七・一	同	六四	一〇、〇〇〇	日本橋區本町四ノ二ノ一	西田嘉兵衛
東京王冠コルク商業組合	一四・九・一八	同	三六	二二、七五〇	下谷區西町一四	外園盛吉
大島椿油商業組合	一四・一〇・二二	大島一圓	三四	四、〇〇〇	東京府大島町元村一八、大島支廳内	碓氷成一
東京卸卸商業組合	一四・一〇・二二	東京市	一五七	八一、〇〇〇	日本橋區馬喰町三ノ三	阿部森之丈
東京原毛卸商業組合	一四・一〇・三一	東京府	二七	一四、八〇〇	京橋區京橋二ノ三	伊藤彌三郎
東京手藝裁縫用品卸商業組合	一四・一一・一三	東京市	七三	一六、七〇〇	日本橋區馬喰町三ノ三、東京組合内	青木榮次郎
東京縫針卸商業組合	一四・一一・一三	同	三四	一三、四〇〇	同	關口次郎
東京布帛製品卸商業組合	一五・一・一九	同	七二六	九五、六五〇	日本橋區橫山町三	池田藤兵衛
東京植物油卸商業組合	一五・一・二一	東京府	一一〇	一、〇〇〇	日本橋區綱敷町二ノ六	宮入正則
西多摩郡南部砂糖雜貨商業組合	一五・二・二一	五日市町外九ヶ村	一八〇	一〇、四六〇	東京府下五日市町五四	館野榮吉
東京造花卸商業組合	一五・三・二六	東京市	三九	二〇、〇〇〇	淺草區雷門一ノ二九	森田爲助
東京北多摩砂糖雜貨小賣商業組合	一五・五・二五	北多摩郡	六四二	一八、六六〇	立川市榮村三、八二九	安藤精之助
東京菓子卸商業組合	一五・六・一四	東京市	一三八	二六、八五〇	日本橋區馬喰町三ノ三、東京組合内	比留門萬吉
東京袋物卸商業組合	一五・六・二五	同	八二	四五、五五〇	淺草區淺草橋三ノ一〇	鳥飼光三
東京小間物雜貨卸商業組合	一五・七・一〇	同	二〇三	八五、〇五〇	日本橋區馬喰町三ノ三	長谷川五郎
東京理容器具小賣商業組合	一五・八・三一	同	七四	三二、七六〇	神田區元佐久間町三、松倉方	天野源七
東京羊革商業組合	一五・九・二一	東京市	六二	三〇、八〇〇	本所區東駒形三ノ九	松倉龍二
東京植物油小賣商業組合	一五・九・三〇	東京府(島嶼を除く)	六〇四	三〇、二〇〇	日本橋區富澤町二ノ三	厚川辰五郎
東京獸油脂商業組合	一五・一〇・三	東京市	一八	一九二、〇〇〇	本所區富澤町二ノ三	森本力三
東京美容器具卸商業組合	一五・一一・八	同	二〇	七、四〇〇	小石川區東古川五	森本庸允

組合團體

組合團體

Table of combinations and organizations in the Tokyo region, listing names like '東京小間物小賣商業組合' and their respective details.

中部地方

Table of combinations and organizations in the Chubu region, listing names like '愛西化粧品小賣商業組合' and their respective details.

組合團體

Table of combinations and organizations in the Kansai region, listing names like '新潟縣護謄製品卸商業組合' and their respective details.

組合團體

愛知縣理容用品小賣商業組合	一五・五・二五	愛知縣	三九	一〇、〇〇〇	名古屋市中區金澤町三	鈴村宮三郎
飛騨化粧品小間物小賣商業組合	一五・九・月	飛騨國	一四三	七、一五〇	高山市安川通一、四一四	山下齊
新潟縣除蟲菊製品卸商業組合	一五・一〇・九	新潟市、西蒲原郡外五郡	一四	五、〇五〇	新潟市礎町二ノ十	卷淵市郎
福井化粧品小賣商業組合	一五・一〇・一四	福井縣	一〇五	八、〇〇〇	福井市尾上下町三〇	三田崎政治
上伊那郡雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一五	上伊那郡	二八一	七、五四〇	長野縣上伊那郡伊那町	三澤福治
幡豆郡雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一五	幡豆郡	二〇〇	一、六五〇	愛知縣西尾町大字有町	鈴木丈八
瀬戸小間物化粧品小賣商業組合	一五・一〇・一五	瀬戸市、東春日井郡一部	五〇	二、八〇〇	瀬戸市大字瀬戸九四四	塚本專一
上田荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	上田市	一三四	七、八八〇	上田市四、〇四四	花岡爲雄
長野市荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	長野市	一四四	四、〇〇〇	長野市南石堂町一、二八四	塚田傳治郎
諏訪荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	諏訪郡、上諏訪町外一町二八ヶ村	二二二	七、五二〇	長野縣上諏訪町四、一七五	河西善雄
更級郡雜貨小賣商業組合	一五・一〇・一六	更級郡	一四	四、五四〇	長野縣更級郡稻荷山町	前田久四郎
高田化粧品石鹼小賣商業組合	一五・一〇・二二	高田市、中野郡、新井町、直江津町、新道村	一六八	八、七〇〇	高田市本町六丁目	青山徳信
東筑荒物雜貨小賣商業組合	一五・一〇・二五	東、西筑摩郡奈川村	三六一	七、五二〇	長野縣東筑摩郡新町	與清人
埴科郡雜貨小賣商業組合	一五・一〇・二五	埴科郡	一六六	四、七〇〇	長野縣埴科郡埴生村小島	山崎正二
富山化粧品小間物雜貨卸商業組合	一五・一・一四	富山市外四郡	二七	六、六四〇	富山市古鍛冶町	成田松太郎
北安曇郡雜貨小賣商業組合	一五・一・一五	北安曇郡	七九	五、〇〇〇	長野縣北安曇郡大町二、二三五	腰原富治
靜岡縣油脂小賣商業組合	一五・一・一七	靜岡縣	二二〇	五、〇〇〇	靜岡市紺屋町四六	八木專之助
寶飯郡中部化粧品小賣商業組合	一五・一・一九	寶飯郡	九四	八、七〇〇	愛知縣豐川町大字豐川字久通木	笠井健三
長野縣小間物卸商業組合	一五・一・一六	長野縣	四五	五、一〇〇	長野縣大門町南三七等井小間物店內	安井榮次郎
富山化粧品小間物雜貨小賣商業組合	一五・一・二二	富山市堀川町	一二二	八、八五〇	富山市東四十物町四	栗田正之
岐阜縣東濃化粧品小間物雜貨小賣商業組合	一五・一・二一	岐阜縣	三七六	一四、〇〇〇	多治見市二、〇九六	山本岩次郎
豐橋化粧品小間物雜貨小賣商業組合	一五・一・二一	豐橋市	一二八	三、三〇〇	豐橋市西八町一四九	杉山春吉
靜岡縣雜貨卸商業組合	一五・一・二一	靜岡縣	九六	一、〇〇〇	靜岡市榮町一ノ二八	内山常吉
福井縣澱粉卸商業組合	一五・一・二二	福井縣	二六	二、〇〇〇	福井市佐佳枝下町二二	野村國納
富山荒物雜貨卸商業組合	一五・一・二二	富山市	四〇	五、〇〇〇	富山市二番町	岡部服太郎
靜岡縣化粧品雜貨卸商業組合	一六・一・一〇	靜岡縣	三三	二〇、〇〇〇	靜岡市金座町四五	松永莊策
靜岡縣手藝裁縫用品商業組合	一六・一・一〇	靜岡縣	一四	二〇、〇〇〇	靜岡市吳服町四ノ二九	

組合團體

遠州化粧品小間物小賣商業組合	一六・二・六	濱松市外四郡	六八〇	一六、〇〇〇	濱松市東田町一〇三	市川文平
山梨縣植物油卸商業組合	一六・二・一五	山梨縣	六	一四、四八〇	甲府市三日町五九	寺田喜作
小縣荒物雜貨小賣商業組合	一六・二・一八	小縣郡	三六二	一、〇〇〇	長野縣小縣郡縣村大字田中	西澤廣八
愛知縣雜貨卸商業組合	一六・六・五	愛知縣	一八九	四〇、五〇〇	名古屋市中區傳馬町五ノ一	山崎重兵衛
岐阜縣植物油卸商業組合	一六・八・二二	岐阜縣	八一	五、〇〇〇	岐阜市神田町九ノ二、八七六	神田憲治
富山縣植物油卸商業組合	一六・八・二五	富山縣	一六	一九、八八〇	富山市表町、商工會議所內	須田藤次郎
岐阜縣植物油卸商業組合	一六・九・一二	岐阜縣	九九四	一〇、〇〇〇	岐阜市神田町九ノ二、八七六	金子三郎
福井縣蠶絲商業組合	一六・九・二七	福井縣	三四	一〇、〇〇〇	福井市佐佳枝下町四四	田中彌太郎
福井縣植物油卸商業組合	一六・一〇・二四	福井縣	一四	四六、〇〇〇	福井市常盤木町一四	岡田吉太郎
敦賀縣雜貨小賣商業組合	一六・一〇・月	敦賀市旭區	四三二	一三六、八〇〇	敦賀市旭區	早川德三郎
名古屋小間物雜貨小賣商業組合	一六・一・二六	名古屋	五八五	一、〇〇〇	名古屋市中區岩井通二ノ一一	井本和平
高岡荒物雜貨小賣商業組合	一六・一・二七	高岡市	二〇八	一、〇〇〇	高岡市小馬出町二九	德永文太郎
石川縣小間物卸商業組合	一七・一・八	石川縣	七一	四〇、〇〇〇	石川縣津幡町字清水一、三三三	板倉末吉
福井縣植物油卸商業組合	一七・一・一六	福井市	九一	三、六三七・五	福井市市上町三〇	光本清助
山梨縣植物油卸商業組合	一七・二・一二	山梨縣	七二	四〇、〇〇〇	甲府市綠町五一	山本宗一
河北郡荒物雜貨小賣商業組合	一七・三・二	河北郡	二四	一六、九五〇	石川縣津幡町字清水一、三三三	岩井重兵衛
珠洲郡雜貨小賣商業組合	一七・三・二	珠洲郡	三〇五	三、四、八五〇	同縣飯田町字一三ノ二七	亦木文作
石川縣小間物卸商業組合	一七・三・六	石川縣	一九三	九〇、〇〇〇	金澤市下松原町二七	得永文太郎
新潟縣化粧品雜貨卸商業組合	一七・三・九	新潟縣	九一	八、一〇〇	新潟市本町八	川崎又吉
石川縣植物油卸商業組合	一七・三・一二	石川縣	一六二	八、一〇〇	石川縣尾張町五二	中寺藤市郎
福井縣植物油卸商業組合	一七・三・一二	福井縣	三一	一〇、〇〇〇	福井市佐佳枝中町七四	勝本志津摩
甲府家庭雜貨小賣商業組合	一七・四・六	甲府市及西山梨郡の一部	三〇	七、〇〇〇	甲府市柳町一五	中村英一
小松荒物雜貨小賣商業組合	一七・四・九	小松市、能美郡	六三〇	一〇〇、〇〇〇	小松市三日市三五	織部久吉
石川縣荒物雜貨卸商業組合	一七・四・九	石川縣	三三	二七、五〇〇	石川縣下近江町二七	竹内餘所松
輪島荒物雜貨小賣商業組合	一七・四・一三	鳳至郡	九六	一七、五〇〇	石川縣輪島町河井町三部九	桐田周作

射水荒物雜貨小賣商業組合 一七四・一四
 中新川荒物雜貨小賣商業組合 一七四・一四
 米見荒物雜貨小賣商業組合 一七四・一六
 婦負荒物雜貨小賣商業組合 一七四・一八
 金澤小間物雜貨小賣商業組合 一七五・七
 上新川荒物雜貨小賣商業組合 一七五・七
 江沼郡荒物雜貨小賣商業組合 一七五・八
 東瀨波荒物雜貨小賣商業組合 一七五・一一
 下新川荒物雜貨小賣商業組合 一七五・一二
 富山荒物雜貨小賣商業組合 一七五・一八
 石川郡荒物雜貨小賣商業組合 一七六・二
 七尾荒物雜貨小賣商業組合 一七六・二
 金澤荒物雜貨小賣商業組合 一七六・一五
 西瀨波荒物雜貨小賣商業組合 一七七・二〇
 羽咋荒物雜貨小賣商業組合 一七七・二二

射水郡 五七五
 中新川郡 二五二
 米見郡 二九一
 婦負郡 三七〇
 金澤地區 六〇〇
 上新川郡 一八七
 江沼郡 三三二
 東瀨波郡 七四四
 下新川郡 二〇二
 富山市 八八〇
 石川郡、能美郡の一部 三三〇
 七尾市、西島郡羽咋の一部 五〇一
 金澤地區 六二六
 西瀨波郡 二三〇
 羽咋郡 三五九

和歌山縣日高郡那邦南 七、六〇〇
 西宮市寺後町一、〇六九 七、五〇〇
 京都市大宮區松原上ル高辻大宮町一、三六 八、〇〇〇
 津市岩田町一、二六四 五〇、〇〇〇
 奈良市東之阪町 一〇、〇〇〇
 神戸市神戶區西町三四 八〇、〇〇〇
 神戸市東區西引町四ノ一、中央ビル 七五、〇〇〇
 京都市下京區佛光寺通室町西入京屋町二五 二五、二〇〇
 津市地頭領町 二六、一〇〇

富山縣小杉町 二九、〇〇〇
 富山縣滑川町 五六、五〇〇
 富山縣米見郡水見町 一二、六六〇
 富山縣婦負郡八尾町 四一、〇五〇
 石川縣金澤市南町四九 二九、八五〇
 富山縣大澤野町上大久保 三〇、〇〇〇
 石川縣大聖寺町南町五 一六、五〇〇
 富山縣福野町 六〇、〇〇〇
 富山縣魚津町 一一、五〇〇
 富山市二番町一〇 四四、〇〇〇
 石川縣松任町殿町八六 二五、〇〇〇
 七尾市橋町五一 五二、三五〇
 金澤市下近江町二七 三一、三〇〇
 富山縣石動町 二、五〇〇
 石川縣羽咋郡羽咋町夕二五 六五、〇〇〇

明與七 堀邊久右衛門
 神野 大坪嘉七
 野村吉六
 伊藤直榮
 宮崎與一
 北原辰郎
 安井榮次郎
 三須榮次郎
 伊藤良作
 餘野松三
 平野新一
 千田未代治

近畿地方

保壽 紀州除蟲菊乾花卸商業組合 一・六・二六
 阪神荒物雜貨商業組合 一・七・一三
 京都 油商、業組合 一三・二・九
 三重縣毛絲卸商業組合 一三・二・九
 奈良縣皮革小賣商業組合 一三・三・二〇
 阪神護謨原料卸商業組合 一三・五・二〇
 兵庫縣荒物雜貨卸商業組合 一三・九・五
 京都半襟服裝卸商業組合 一四・一・三一
 三重縣ゴム製品小賣商業組合 一四・二・一六

日高郡 四〇
 西宮、瀨屋市、武庫郡、鳴尾村、五木村 三三
 京都市 一二二
 三重縣 二七
 奈良縣 四
 大阪市、神戸市 六五
 兵庫縣 五一
 京都府 一五六
 三重縣 一、一五三

兵庫縣洲本市外通町乙三五四 五、〇〇〇
 神戸市神戶區榮町一ノ一九 一〇〇、〇〇〇
 神戸市林田區菅原通五ノ一 二八、九〇〇
 神戸市神戶區中山手通八ノ三七 五、九五〇
 京都市中京區烏丸通錦橋下ル、福榮會館内 二二、五〇〇
 奈良市高畑町九〇六 四、〇〇〇
 津市地頭領町 二、四〇〇
 神戸市神戶區加納町二ノ三四 二五、五〇〇
 京都市下京區富山區通松原上ル中之町四八三 六二、〇〇〇
 神戸市兵庫區水木通三ノ八〇 五七、三五〇
 宇治山田市曾彌町一七三 五、七五〇
 神戸市東區多聞通六ノ一〇 一六、二六〇
 神戸市兵庫區東梅原町五二ノ一 四、五〇〇
 津市大門町商工會議所 二二、〇〇〇
 津市大門町津一、一一〇 二、〇〇〇
 三重縣一志郡久居町 六、五五〇
 神戸市東區磯上通四ノ七一 六、四〇〇
 奈良縣磯城郡田原本町 三〇、〇〇〇
 奈良市興寺町 二、〇〇〇
 神戸市湊區多聞通三ノ二 六、一八〇
 大津市下堅田町二五 一五、〇〇〇
 四日市市 六、二〇〇
 京都市上京區西堀川通九太町上ル 三七二、六〇〇
 京都市中京區室町通三條下ル鳥帽子屋町四八三 三五、四〇〇
 海南市日方三八〇 一〇、〇〇〇
 海南市日方三三四 四、五六〇
 海田市日方三三四 四、五六〇
 神戸市林田區岩松町一ノ一七一 一五、〇〇〇

貴志徳右衛門
 中野安一
 永井勝二郎
 丸山好亮
 松島順三
 首藤新八
 阿部市太郎
 井上元次郎
 梅本宗二郎

洲本化粧品小賣商業組合 一四・三・七
 神戸再生ゴム卸商業組合 一四・五・一九
 神戸護謨工業藥品卸商業組合 一四・六・一六
 兵庫縣皮革商業組合 一四・七・八
 京都組絲製品卸商業組合 一四・八・一一
 奈良市荒物商業組合 一四・九・二〇
 三重縣ゴム製品卸商業組合 一四・一〇・三
 兵庫縣服裝雜貨卸商業組合 一四・一一・一五
 京都リボン類商業組合 一四・一二・九
 兵庫縣手工藝材料用具卸商業組合 一五・一・二五
 神都化粧品商業組合 一五・二・一〇
 神戸小間物化粧品小賣商業組合 一五・二・二四
 神戸荒物雜貨卸商業組合 一五・四・一
 三重縣荒物雜貨卸商業組合 一五・六・二五
 津化粧品商業組合 一五・七・二二
 一志荒物雜貨小賣商業組合 一五・七・二二
 神戸輸出卸商業組合 一五・七・二九
 奈良縣化粧品小間物卸商業組合 一五・八・五
 奈良市小間物化粧品小賣商業組合 一五・一〇・一〇
 神戸荒物小賣商業組合 一五・一〇・二三
 滋賀縣植物油卸商業組合 一五・一〇・二三
 四日市市日用雜貨商業組合 一五・一〇・二五
 京都府荒物卸商業組合 一五・一一・一九
 京都府和裝既製品卸商業組合 一五・一一・一九
 海南海物雜貨小賣商業組合 一五・一一・二二
 海南海物雜貨小賣商業組合 一五・一一・二二
 海南海物雜貨小賣商業組合 一五・一一・二二
 兵庫縣擬革卸商業組合 一五・一一・二七

洲本市 四一
 神戸市 九七
 同 三五
 兵庫縣 二一
 京都市 七五
 奈良市 四六
 三重縣 一六
 兵庫縣(除姫路市) 五一
 京都市 五〇
 兵庫縣 八三
 宇治山田市 五一
 神戸、西宮、瀨屋各市、武庫郡 二六四
 神戶市 八八
 三重縣 二八
 津市 九五
 一志郡 八四
 神戶市 二五
 奈良縣 一五
 奈良市 九七
 神戶市 三〇九
 滋賀縣 二六七
 四日市市 一一二
 京都府 八一
 京都府 一六五
 海南海市 五六
 海南海市 七六
 海南海市 三〇

兵庫縣洲本市外通町乙三五四 五、〇〇〇
 神戸市神戶區榮町一ノ一九 一〇〇、〇〇〇
 神戸市林田區菅原通五ノ一 二八、九〇〇
 神戸市神戶區中山手通八ノ三七 五、九五〇
 京都市中京區烏丸通錦橋下ル、福榮會館内 二二、五〇〇
 奈良市高畑町九〇六 四、〇〇〇
 津市地頭領町 二、四〇〇
 神戸市神戶區加納町二ノ三四 二五、五〇〇
 京都市下京區富山區通松原上ル中之町四八三 六二、〇〇〇
 神戸市兵庫區水木通三ノ八〇 五七、三五〇
 宇治山田市曾彌町一七三 五、七五〇
 神戸市東區多聞通六ノ一〇 一六、二六〇
 神戸市兵庫區東梅原町五二ノ一 四、五〇〇
 津市大門町商工會議所 二二、〇〇〇
 津市大門町津一、一一〇 二、〇〇〇
 三重縣一志郡久居町 六、五五〇
 神戸市東區磯上通四ノ七一 六、四〇〇
 奈良縣磯城郡田原本町 三〇、〇〇〇
 奈良市興寺町 二、〇〇〇
 神戸市湊區多聞通三ノ二 六、一八〇
 大津市下堅田町二五 一五、〇〇〇
 四日市市 六、二〇〇
 京都市上京區西堀川通九太町上ル 三七二、六〇〇
 京都市中京區室町通三條下ル鳥帽子屋町四八三 三五、四〇〇
 海南市日方三八〇 一〇、〇〇〇
 海南市日方三三四 四、五六〇
 海田市日方三三四 四、五六〇
 神戸市林田區岩松町一ノ一七一 一五、〇〇〇

鳥村熊藏
 村井常三
 村井常三
 山田宇一
 足立文次郎
 名和駒藏
 梅本宗二郎
 長田 照
 近藤與宗治郎
 土井儀一郎
 和田善兵衛
 柴吉一
 山下富夫
 山川幾太郎
 松岡謙造
 箕田信太郎
 谷村又太郎
 楠田庄一
 小林米藏
 福井豐二郎
 西田利七
 中島庄太郎
 清水吉之助
 伊藤太一郎
 柳忠右衛門
 山本常助
 福岡幸治

組合團體

組 合 團 體

和歌山石鹼化粧品商業組合	一五・一一・二七	歌和山縣	三八	五、一六〇	和歌山市本町一ノ二	土井英之助
京都手藝裁縫具洋裝材料商業組合	一五・一二・二四	京都市	六四	一五、〇〇〇	京都市中京區中町通竹屋町上ル末丸	林英三
京都縫針卸商業組合	一五・一二・二三	同	一一	一〇、〇〇〇	京都市下京區富小路通松原上ル中之	山口忠兵衛
京都府袋物卸商業組合	一五・一二・二六	京都府	六一	一五、〇〇〇	京都市下京區寺町通松原下ル植松町	近藤庄七
和歌山縣荒物雜貨卸商業組合	一六・一・六	和歌山縣	五六	一六、八〇〇	和歌山市新通一ノ二八	南方守一
兵庫縣植物油卸商業組合	一六・七・九	兵庫縣	四一	一八、〇〇〇	神戶市兵庫區鍛冶屋町三ノ一	奥田俊之
奈良縣荒物小賣商業組合	一六・八・二	奈良縣	六〇	一二、〇〇〇	奈良市鶴町一	福田檢藏
京都府小間物卸商業組合	一六・八・二五	京都府	五三	二三、五〇〇	京都市下京區東洞院五條上ル	今西彌三郎
京都府化粧品卸商業組合	一六・八・二五	同	一九	三〇、〇〇〇	同	橋金治
兵庫縣石鹼化粧品小間物卸商業組合	一六・八・二六	兵庫縣	九二	八一、五〇〇	神戶市湊東區多聞通三ノ四	竹本梅吉
三重縣植物油卸商業組合	一六・九・二二	三重縣	二四	四六、〇〇〇	津市丸之内本町二、二二九	堀川宇三郎
三重縣植物油小賣商業組合	一六・一〇・一	三重縣	七三	一四、六〇〇	同	同
京都化粧品小間物卸商業組合	一六・一〇・一〇	京都市	六〇	五〇、〇〇〇	京都市上京區新町通丸太町上ル番町	同
京都荒物小賣商業組合	一六・一〇・一一	京都市	八八	五三、一〇〇	京都市中京區三條通高倉西入番屋町	岩本義徳
京都府植物油卸商業組合	一六・一二・二三	京都府	八一	一六五、五〇〇	京都市中京區西、京北聖町八	山田武正

大 阪 府

大阪刷子卸商業組合	八・五・一一	大阪府	一四七	一六、四五〇	大阪市東區博勢町三ノ三二	平井米吉
大阪セロロイド生地卸商業組合	八・九・二九	同	二三	二〇、〇〇〇	同市東區區橋野大通三ノ九	小野由藏
大阪鏡卸商業組合	九・三・二九	大阪府	二五	一二、五〇〇	同市南區順慶町三ノ七三	吉本由雄
大阪皮革代用品商業組合	一一・四・六	大阪府	六一	三五、二〇〇	同市南區笠屋町五一	由良小一郎
大阪豚毛卸商業組合	一三・六・一四	同	四五	二二、五〇〇	同市此花區中江町七五	西村伊藏
大阪生護謨卸商業組合	一三・六・一四	同	八	七、二〇〇	同市東區區鶴橋北ノ町一ノ一四八	井上靜逸
大阪皮革小賣商業組合	一三・一〇・二七	大阪府	一六八	四一、四五〇	同市浪速區西濱通一ノ一四	宮前卯之助
關西再生護謨材料卸商業組合	一四・一・七	大阪府	一〇四	一一、〇〇〇	同市東區中川町四ノ一五	松村彌一郎
大阪袋物卸商業組合	一四・四・一一	大阪府	七〇	一〇、〇〇〇	同市東區南久太郎町一ノ二一	松田長太郎

組 合 團 體

大阪マム藥品材料卸商業組合	一四・五・一八	大阪府、愛知縣	五八	一〇六、二〇〇	同市東區區大今里町六三七	新谷哲之助
大阪服裝雜貨小賣商業組合	一四・六・二二	大阪府	九八	四八八、〇〇〇	同市東區區錦屋町二ノ一七	信保數三
大阪植物油卸商業組合	一四・七・八	大阪府	六九	五七九、〇〇〇	同市東區區橋野二ノ五六、第二野村	中島太助
大阪小間物雜貨裝身具卸商業組合	一四・一〇・二一	同	三四	二九、九五〇	同市東區區北久寶寺町一ノ一七	島井清吉
日本白蠟皮商業組合	一四・一〇・二七	大阪府、京都、東京、兵庫各	二五	一六、〇〇〇	同市浪速區小田町一五五	上杉源五郎
大阪セロロイド容器具卸商業組合	一四・一〇・二九	同	四四	一八、七〇〇	同市南區鍛冶屋町六	川島義雄
大阪靴卸商業組合	一四・一一・一五	同	一一	一九、一〇〇	同市東區區博勢町三ノ三二	平井米吉
大阪靴卸商業組合	一四・一二・一九	同	六五	三〇、〇〇〇	同市東區區北久寶寺町一ノ一六	青山輝三
大阪婦人洋裝手藝材料卸商業組合	一五・一・八	同	一五〇	一九、一〇〇	同市東區區內本町橋詰町五六	中西茂
大阪擬革卸商業組合	一五・二・二二	同	七三	五二、五五〇	同市西區區京町堀通一ノ三二	三栖信之
大阪小間物化粧品小賣商業組合	一五・三・一九	同	三三	一二八、〇〇〇	同市東區區博勢町二ノ六八	永田兵太郎
布施化粧品小間物小賣商業組合	一五・三・三〇	同	一一七	五、八〇〇	同市北區區地下町一七	染井巖
大阪セロロイド再生原料商業組合	一五・七・四	大阪府	三二〇	一八四、二〇〇	同市北區區地下町一七	○吉川朝之助
大阪硝子製品卸商業組合	一五・一〇・九	同	六一	一八、三七〇	同市西區區南堀江上通一ノ一	松井善次郎
大阪植物油小賣商業組合	一五・一〇・九	大阪府	七〇	一五、五〇〇	同市南區區心齋橋筋二ノ一〇	土出忠治
大阪薰物線香卸商業組合	一五・一一・一三	大阪府	四	一〇、〇〇〇	池田市元新町二、六九八	伊藤清右衛門
豐能郡荒物雜貨小賣商業組合	一六・四・一九	豐能郡、池田市、豐中市	四五	一一二、一五〇	同市東區區南本町、明治屋ビル	中井末吉
大阪香料商業組合	一六・七・二六	同	二六三	一四七、三〇〇	同市東區區錦屋町二	田村眞策
大阪中央荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	三八一	一〇〇、五〇〇	同	川中伊三郎
大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	二四五	九八、三〇〇	同	西山正明
北大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	二一三	一一八、八〇〇	同	村主徳三郎
西大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	三一九	四七、五〇〇	同	笹島宗助
南大阪荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	一八二	同	同	鈴木泰助
大阪淀川荒物雜貨小賣商業組合	一七・一・三〇	同	一〇八	同	同	阪本又治郎
大阪化粧品小賣商業組合	一七・八・七	堺市	同	同	堺市市之口、花正商店内	大枝正三郎
大阪靴卸商業組合	設立中	大阪府	同	同	同	同

今市町化粧品小賣商業組合	一三五・四	三三	三、五〇〇	島根縣鏡川郡今市町	片岡信助
中國四國皮革販賣商業組合	一四・一・二三	一九	七、六〇〇	廣島市南三條町三九七ノ三	大國昇
岡山縣植物油小賣商業組合	一四・二・一三	三二〇	三、二二〇	岡山市瓦町二七	樹本猛夫
尾道金屬製品卸商業組合	一四・三・二	二五	五、五〇〇	尾道市土堂町六〇五ノ七	富永貫一
鏡川郡出物雜貨小賣商業組合	一四・一〇・六	三一	四、〇〇〇	廣島縣鏡川郡置賜村	○岡田茂
廣島縣除蟲菊商業組合	一五・六・三	一四五	一三、三〇〇	尾道市土堂町六八八	安保恭作
岡山縣除蟲菊薄荷商業組合	一五・六・六	二六三	四四、五〇〇	岡山縣小田郡笠岡町二、四二五	小川郷太郎
廣島縣東部薄荷商業組合	一五・七・二五	七六	八、〇〇〇	岡山市府中町二八	岡田金一
廣島縣石鹼化粧品卸商業組合	一五・一〇・八	一〇七	四、〇〇〇	廣島市基町二、高工會議所內	佐久間勇
島根縣植物油卸商業組合	一五・一〇・月	一六	四、〇〇〇	松山市寺町	北垣芳次郎
廣島縣雜貨卸商業組合	一五・一二・一〇	五七	三、八五〇	廣島市	中野代吉
廣島市靴袋物小賣商業組合	一六・一・一五	七四	七、〇五〇	廣島市大平町一ノ五一	平柿保吉
福山靴袋物小賣商業組合	一六・一・一七	四一	四、〇〇〇	福山市笠岡町一八	山田竹太郎
廣島小間物化粧品小賣商業組合	一六・二・七	一八四	二一、一〇〇	廣島市堀川町九二	熊谷忠一
德山生品小賣商業組合化粧品部	一六・二・一〇	四九〇	一三〇、〇〇〇	德山市吉屋町三、六四一	河村峯藏
島根縣植物油小賣商業組合	一六・二・月	六二六	一六、八四〇	島根縣寺町	淺井梅太郎
福山小間物類小賣商業組合小間物化粧品部	一六・三・二〇	六五	二、八〇〇	福山市笠岡町一〇〇、芳原方	草原準一
防府生活必需品小賣商業組合化粧品小間物石鹼部	一六・六・二七	七〇	二、八〇〇	防府市大字三田尻町一、五八七	前田榮植
廣島縣袋物小間物卸商業組合	一六・七・二一	四七	九、九、五〇〇	廣島市播磨屋町一〇	佐久間勇
山口縣植物油卸商業組合	一六・八・二〇	二〇	一〇、〇〇〇	下關市東南部町一八五	小畑百合藏
岡山縣植物油卸商業組合	一六・八・二二	八〇	九、九、五〇〇	岡山市瓦町二七	樹本猛夫
岡山縣石鹼化粧品小間物卸商業組合	一六・九・一〇	一〇	一〇、〇〇〇	岡山市仁王町三五	中野和一
鳥取縣植物油卸商業組合	一六・一〇・四	一六	一〇、〇〇〇	鳥取市行徳二五ノ二	中島長太郎
廣島縣生活必需品小賣商業組合化粧品小間物部	一六・一二・月	二五	一〇、〇〇〇	廣島縣府中町字府中七四九	本宮浩藏
鳥取縣石鹼化粧品小間物卸商業組合	一七・八・一	二五	一〇、〇〇〇	鳥取市二階町二ノ二五	松田恒藏

尾道市商工會議所內

三宅保次郎

尾道市商工會議所內

三宅保次郎

坂出化粧品商業組合	八・一・三〇	一七	二、四五〇	德島縣坂出町一、六四一	○鎌田英夫
松山化粧品小賣商業組合	九・三・二一	一三一	六、〇二〇	松山市一番町	宇野常三郎
撫養化粧品小賣商業組合	一四・九・二三	五一	六、三五〇	德島縣撫養町林崎南殿町五三	泊伊之助
香川縣化粧品卸商業組合	一四・一〇・月	三八	四、〇〇〇	高松市南新町二ノ一五	綾田吉三郎
高松小間物化粧品小賣商業組合	一五・三・六	三三	六、六〇〇	高松市片原町六七	國友
愛媛縣化粧品石鹼卸商業組合	一五・四・二一	七	八、〇〇〇	宇和島市朝日町五四六	宇田喜太郎
高知市被服類小賣商業組合	一五・六・七	一〇一	八、〇〇〇	高知市京町五	和泉仁一郎
愛媛縣化粧品小間物卸商業組合	一五・六・二八	五四	八、四〇〇	松山市三番町八	福井正三郎
香川縣除蟲菊商業組合	一五・八・二九	二一	一五、〇〇〇	高松市古新町讀岐會館內	綾田吉三郎
香川縣化粧品小賣商業組合	一五・一一・二二	一八	四、〇〇〇	德島市東船場町三丁目	高原義資
德島縣植物油卸商業組合	一五・一一・月	七	四、〇〇〇	今治市	村瀨武男
愛媛縣除蟲菊商業組合	一六・七・一一	六〇	六、〇〇〇	高知市北本町二ノ二一	西山利平
高知縣植物油卸商業組合	一六・九・一〇	六	五、六〇〇	高知市北本町二ノ二一	久米加壽穂
香川縣植物油卸商業組合	一六・九・一七	一三	一〇〇、〇〇〇	高松市古馬場町二九	中橋幸一
香川縣植物油小賣商業組合	一六・九・一七	八三	一〇〇、〇〇〇	同	佐野敏雄
高知縣小間物化粧品卸商業組合	一七・七月	一八	一〇〇、〇〇〇	高知市本丁筋四ノ一〇六	同

小倉化粧品小賣商業組合	八一五・四・六	二五〇	六、六〇〇	小倉市魚町四西村方	西村幸三郎
鹿兒島化粧品商業組合	昭八・六・一四	三三七	六、〇〇〇	鹿兒島市東千石町九六	多田謙三
熊本化粧品商業組合	九・二・二八	三二	六、〇八〇	熊本市中唐人町一一	岩本鐵雄
久留米化粧品商業組合	九・八・二〇	六七	四、〇〇〇	久留米市本町三四九	吉武武助
佐賀化粧品商業組合	一〇・一・二八	一四	五、〇〇〇	佐賀市、商工會議所內	小部松一郎

組合團體

組合團體

Table listing various trade associations and their details, including names like '大牟田化粧品商業組合', '九州皮革小賣商業組合', and '朝鮮化粧品小間物元卸商業組合'. It includes columns for registration numbers, dates, and names of representatives.

聯合會

Table listing trade associations and their details, including names like '日本皮革卸商業組合聯合會', '日本護謨原料卸商業組合聯合會', and '朝鮮化粧品小間物元卸商業組合'. It includes columns for registration numbers, dates, and names of representatives.

關係全國貿易組合一覽

Table with columns for '組合名稱' (Association Name), '設立年月日' (Establishment Date), '地區' (Region), '事務所' (Office), and '理事長' (President). It lists various trade associations and their details.

組合團體

Table of combinations and organizations, including entries for '日本伊太利輸出組合' and '日本貿易輸出振興株式會社南支部'.

輸入組合

Table of import combinations, including entries for '日本伊太利輸入組合' and '日本東亞輸入組合'.

その他

Table of other organizations, including '東京小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合'.

Table of combinations and organizations, including '大阪小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合' and '京都小間物雜貨服飾品朝鮮移出組合'.

全國工業組合統計表

(昭和十七年九月末現在)

Table showing industrial combination statistics by region, including '北海道', '東北', '関東', etc.

Table showing industrial combination statistics by prefecture, including '山梨', '長野', '岐阜', etc.

Table showing industrial combination statistics by city, including '愛媛', '高知', '福岡', etc.

- List of various industrial combination central associations and their respective chairmen, such as '各種組合中央會等要覽(東京)'.

藥業藥品

昭和十七年 藥業界の諸問題

昭和十七年は藥界の再編成準備期であり現實に即して之を見れば過渡期的變革の一年であつたと云へるであらう。具體的に云へば醫藥制度の改善問題と藥業整備に關する問題が一切の問題の根本且つ中心を爲して幾多大小の問題が派生した一年であつた譯である。従つて此の二つの問題に重點を置き多少長きに亙るを省す解説することとした。昭和十八年は之れ等の問題の結實に依り藥界新體制の確立を見ること疑ひ無くその成果は大いに期待されるところである。

賣藥營業整備に關する問題

厚生省では藥業に關する整備を商工省と開放し別箇の立場に於て行ふ方針に基き、昭和十六年十二月十一日開催の醫藥制度調査會第

三特別委員會に對し左の方針概要を提示し意見を求めたが、之れが藥業整備に關する政府の最初の公式方針發表であつた。

一、總旨

現下の事態に鑑み醫藥品に關し之が供給確保に萬全を期し軍作戦遂行に缺くる所無か

らしむると共に、戦時下國民保健に遺憾なからしむるのみならず更に其の供給力の増強を圖るの要眞に緊切なるものあるに付ては、之が目的達成の爲生産性の飛躍的昂揚を圖るべく生産配給兩面に付き速に藥業整備の措置を講ぜざるべからず、而して之が方途に付ては事の恒久的性質に屬するものに在りては今後醫藥制度調査に於て鋭意考究の上實施することとし、差當り當面急施を要する事項に付き概ね左の方針に基き措置せんとす。

二、一般方針

(一)生産部門

- (1) 醫藥品中醫療上最も緊急なる品目の重點的生产を更に一層徹底せしむること
- (2) 前項の緊要醫藥品の生産に要する原材料に付ては物資動員計畫編成上特別の考慮を拂ふものとする
- (3) 生産は可及的之を優秀工場に集中、生産性低き工場は之が整理統合の措置を講ずること
- (4) 必要に應じ技術公開の措置を講ずること

(二)配給部門

- (1) 配給業者の地域的配置消費者との關聯

等に付考慮を加へ更に一層配給組織の整備を圖ること

- (2) 前項の目的其他一般國策の要請に對應する爲、配給業者の整理統合を促進するの處置を講ずること

三、具體の方策

(一)藥局方收載藥品に付ては左の措置を採ること

藥局方收載藥品は醫藥品生産上原則として重點を置くべきも更に其の中特に緊要なるものゝ重點的生产を徹底せしむること

(二)新藥新製劑に付ては左の措置をとること

(1) 新規發賣に付き新たに法制上特別の措置を講ずること

(2) 既存のものに付ては之が成分、效能、生産性等に付検討を加へ整理を行ふこと

(三)賣藥に付ては左の措置をとること

(1) 新たな賣藥の免許に當りては當分の之を抑制する方針の下に十分の検討を加へ慎重を期するものとする

(2) 既存のものに付ては之が成分、效能、生産性等に付き検討を加へ整理を行ふ

而して業者側に於いても國策に協力し整備の促進を圖らんが爲め全國賣藥團體聯合會

或は日本藥劑師會等は夫々對策考究に努めつゝあつたが、日藥では十六年十二月廿六日藥業整備意見を厚生省へ提出した。十七年一月九日に至り厚生省は全國有力賣藥業者十五名を招致し官民懇談會を開催、左の賣藥營業整備要綱を内示し意見を徴したが、出席業者は當局の方針に協力の決意を表明し之に應へるところがあつた。招致せられた賣藥業者並に當局内示の整備要綱は左の如きものであつた。

▽官民懇談會に招致せられた業者氏名

東京藥業同業組合長石井相治郎、大木合名會社々長大木良輔、株式會社玉置商店社長玉置源一郎、東京賣藥工業組合理事長藤井得三郎(以上東京)森平兵衛、高橋崑吉、太田千貞、竹村幸次郎(以上大阪)荒木甚助、北野治作、石黒七三(以上富山)岡村一雄、南方次郎、増田彌内(以上大和)今堀辰三郎(名古屋)の十五名

別項の整備要綱は賣藥の大政奉還なりと稱せられた程に根本的な整備革新を感づいたもので内示せられた業界代表者も之れが實現に關する責任の重大さを痛感したのであつたが、當時當局より公表を許されなかつた爲め一般賣藥業者はその内容を諒解せず、只一部機敏

なる業者により整備對應の賣藥製造卸賣同業會なるものが一月十七日創立された。又藥事奉公會に於いては賣藥整理に關する委員會を設置し業者と當局の間を斡旋せんと意向を表示したが、當局案の公開を許されない關係上反響は一部分に止まつた。

此の間にありて厚生省當局は生産部門より配給部門を先決せしむべく一月十六日東京大阪兩地の賣藥大間屋を招致懇談を爲し、更に二月五日には第二回を開催日本賣藥配給統制株式會社(假稱)の設立を命じ左の十一名の設立世話人を指名し四月迄に設立すべきことを要望した。

▽日本賣藥配給統制株式會社設立世話人

株式會社玉置商店、大木合名會社、中田支店、株式會社わかもと本舖、星製藥株式會社(以上東京)森平兵衛、森下博、高橋盛大堂、參天堂、小林大藥房、大阪賣藥株式會社(以上大阪)

次いで二月十八日に至り厚生省は前記賣藥營業整備要綱を厚生次官の名を以て各地方長官に通牒すると共に一般に公表したので、茲に始めて賣藥界は整備に直面することとなつたが、厚生省は右整備の計畫を五月迄に決定し完了を年一杯に行ふ様にその方針を指示し

た。全國賣藥團體聯合會では之れが對策の爲め二月二十五日東京に大會を開催し本舖賣藥、配給、直卸、配置賣藥、店頭賣藥の五部門別に整備對策を練りその結果三月十二日付で厚生大臣に整備に關する陳情書を提出した。三月二十四日には厚生省より配給部門の整理に關し賣藥配給統制株式會社設立要綱が發表され、併せて設立發起人の指名があつたが前記の世話人に比し三名の増加となつて十四名が選任された。設立要綱左の如くである。

賣藥配給統制株式會社設立要綱

- 一、目的
賣藥の供給を確保する爲厚生大臣の監督の下に其の配給統制を行ふこと
- 二、名稱
日本賣藥配給統制株式會社
- 三、事務所所在地
(一)本店東京市に置くこと
(二)支店大阪市其の他必要の地に置くこと
- (三)出張所必要の地に置くこと
- 四、資本金五百萬圓、拂込額金額
- 五、株主
(一)株主は左に該當する者より之を定むること

六、株式に關する事項

- (一)株式の割當
イ、前項の元卸業者と生産者との持株割合は六對四とし兼業者は何れか一方の立場に於て株の割當を受くるものとする
- ロ、前項卸業者に付て甲種本舖賣藥元卸の實績生産者に付ては甲種本舖賣藥の生産の實績を基準として割當すること
- (二)株式の譲渡
株式は取締役會の承認を受くるに非ざれば譲渡することを得ざるものとする

七、事業

- 會社に於ては賣藥の配給を統制する爲め左の事業を營むこと
- (一)賣藥その他厚生省の指示したる醫藥品類の買入及販賣
- (二)賣藥その他厚生省の指示したる醫藥品類の輸移出及輸移入

賣藥營業整備要綱

業に決定したる藥業整備に關する方針に基き賣藥營業に付き之を具現する爲概ね左に依り之が整理統合を行ひ速に其の整備を圖らんとす

第一生産部門

- 一、整理統合の方法
(一)整理統合の措置は各道府縣に於て賣藥工業組合を指導して行はしむること、但し必要に應じ全國的視野に於て之が整理統合の統制を行ふこと
- (二)賣藥生産企業は原則として一道府縣一企業體に統合するものとする、但し特に必要ありと認むるときに數企業體となす事を得ること
- (三)整理統合は生産性優秀工場を中心として施設、技術等を重點的に使用し最高度の生産能率を發揮する様留意すること
- 四新企業體はなるべく有限會社、株式會社等會社形態とすること
- 二、新企業體の設立及運営
(一)新企業體の理事者は人格識見共に卓越し新經濟體制下に於ける企業の擔ひ手たる

(三)前二項の外賣藥の需給調整を圖る爲必要なる事業

- 八、會社の役員
(一)取締役若干名
(二)監査役若干名
- 九、事業執行の方法
(一)甲種本舖賣藥に付ては生産者、輸入業者又は移入業者より一手に買取ること
(二)會社は買取りたる甲種本舖賣藥に付道府縣醫藥品卸賣機關等の注文を基準として配給計畫を樹立し厚生大臣の承認を受け之れを實施すること
(三)會社の業務代行は之を認めざるものとする、但し會社設立後適當なる經過的措施を考慮すること
- 四取扱品の買取價格及販賣價格は當分の間從來の實情を基準として取扱價格を定むること
- 五會社は厚生省の指定する府縣に限り直接小賣商業組合に販賣することを得ること
- 六此の場合小賣商業組合の注文は會社に於て直接取纏むること、尙當該府縣に於ける賣藥の卸賣業者に付ては本會社の株主たる資格を認むるものとする
- 七、監督

會社は厚生大臣の監督を受くるものとし概ね左の事項を定款に記載すること

- (一)役員を選任、定款の變更、利益金の處分合併又は解散の決議は厚生大臣の承認を受くるに非ざれば其の効用を生ぜざること
- (二)每營業年度の初めに於て其の營業年度に關する事業計畫を定め厚生大臣の承認を受くること
- (三)厚生大臣は會社の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ又は検査を爲し得ること
- 四以上の外會社は其の業務に關し厚生大臣の指揮監督を受くるものとする
- 五賣藥配給統制株式會社設立發起人
森平兵衛(發起人代表) 小林吉太郎、森下博、三田忠幸、藤田信二、赤坂英二郎、大木良輔、中田勇吉、長尾欽彌、星一、玉置源一郎、石井相治郎、藤井得三郎、今堀辰三郎
- 六以上が本舖賣藥、配置賣藥並に卸部門に對する當局の整備要綱の全貌であるが、之れが實行に就いては目下進行途上にあるので今日までの狀況を中間報告として述べて見れば左の如くである。

に適したる者を選ぶ様留意すること

- (二)新企業體の資本金は徒らに増嵩を來さざる様留意すること
- (三)新企業體の設立に當りては從來賣藥生産の實績あるものは原則として参加の資格あるものとする、但し休止生産物等は之を除外することを得るものとし尙参加資格あるものと雖も補償金の給與等により不参加となすことを得ること
- 四株式の割當は從來の生産額実績等を參考として之を定むること
- 五整理統合後に於ける生産施設は既往に於ける施設中質的量的に最も能率高き優秀工場の中少數の特定工場を選び他は之を休止又は廢止すること
- 三、處方整理
(一)企業體の整理統合に伴ひ處方に付ては同種のものばなるべく之を一種又は數種に整理する等速に之が整理統合を行ふこと
- (二)再許可の場合に當りては整理統合を了したる企業體の申請に係るもの以外は原則として許可を與へざるものとする
- 二、藥局賣藥
別途措置を爲すべきこと
- 三、輸移入賣藥に對する取扱

本舗賣藥の企業整備

本舗賣藥の企業整備は厚生省の要綱に基き各道府縣に於て賣藥工業組合を指導して行はしめつゝあるが、厚生省自體としても昭和十七年五月十二日より全國を六プロツクに分け賣藥營業整備に關する地方別事務打合せを逐次主催し連絡指導を行ひ整備の促進を圖るところがあつた。

而して厚生省では九月九日に至り各地方長官に通牒を發し整備の進捗状況に付き報告方を求めたが、其の結果に關し十月十三日同業紙記者に大要左の如く發表した。

賣藥營業整備に關し既に計畫を樹て厚生省に提出したもの三十數縣にして、その内北海、栃木、神奈川、滋賀、岡山、廣島、徳島、長崎、鹿児島にありては其の提出計畫を適當なりと認め之れが實現可期せしめつゝあり。その他の府縣に於いても目下計畫促進せられつゝあり。

右の發表に依れば全國的に見て整備は順調に進捗してゐると云つて差支へないが、全國の模範となるべき東京及び大阪の兩府に於いては地域の廣大、業者數の多大なる關係上他府縣に比し整備に困難多く計畫決定に種々の

問題を惹起した。

東京

即ち東京に於いては東京賣藥工業組合が同組合に整備委員會を設置し警視廳の指導の下に整備に當ることとなつたが、先づ關係團體との緊密なる連絡を採る可く警視廳の斡旋により四月六日左の團體を糾合し東京賣藥整備協議會を結成した。

▽東京賣藥整備協議會

加盟團體、東京賣藥工業組合、東京藥業同業組合、東京賣藥製造組合、賣藥製造卸賣同業會、東京藥事聯合調查會、東京藥業振興會、東京配置賣藥同業會、東京府藥劑師會の八團體(會長藤井賣藥工組理事長)斯くて東京賣藥工業組合では數次の整備委員會に依り整備實施方法案を作成し五月三十日臨時總會を召集之れを附議決定するに至つたが、該案は所謂五萬圓企業體案と呼ばれたもので主要點を摘記すれば左の如きものである。

賣藥營業整備實施方法案

一、統制 新生産體を株主とする東京賣藥生産統制株式會社を組織す。統制會社は左の業務を行ふ
當局との連絡、原材料の割當其の他の統制

輪移入賣藥の處方整理に關しても一の三に準じ取扱ふものとする

第二 販賣部門

一、配置賣藥

一、配置賣藥の決定
配置賣藥たるべきものは厚生大臣之を決定するものとする

二、配給統制機關の設立

配置賣藥の配給を統制する爲左に依り道府縣を區域とする商業組合又は會社を設立すること、之を設立すべき道府縣は厚生大臣之を定むること

(一)統制機關は業務執行に付ては厚生大臣の指揮監督を受くるものとする

(二)統制機關の組合員又は株主は所謂懸場帳主とする

三、統制機關の購入及販賣方法

(一)統制機關は厚生大臣の決定せる配置賣藥を共同購入し之を共同販賣とすること
(二)行商者及賣子は凡て統制機關の賣子とすること

(三)各統制機關は毎年協議會を開き配置區域を協議決定し同一地方又は同一世帯へ同種賣藥の配置を爲さざる様にする

四、統制機關は四半期毎に配置する賣藥に付左の配置計畫を樹立し厚生大臣の承認を

受け之を實施すること

配給計畫

イ、内地向(府縣別とすること)

ロ、輸出向

ハ、移出向

四二に依り指定したる道府縣以外の道府縣に於ては必要に應じ申し合せの統制團體を組織せしむることあるべきこと

二、本舗賣藥

一、本舗賣藥は之を左の二種に分つものとする

甲種本舗賣藥 厚生大臣決定するものとする

乙種本舗賣藥 右以外の賣藥とす

(一)甲種本舗賣藥の配給系統は「生産者—賣藥配給統制會社—道府縣醫藥品卸賣機關—小賣業者—需要者」とすること

(二)乙種本舗賣藥の配給系統は「生産者—道府縣醫藥品卸賣機關—小賣業者—需要者」とすること

(三)乙種本舗賣藥の生産者特別の事情により地方長官の承認を得たるときは差し當り當分の間之を自己の營業所に於いて小賣することを得ること

二、賣藥配給統制會社

(一)甲種本舗賣藥の配給統制機關として左に

萬圓に對し

(一)生産體數に於て十六以上

(二)生産實績額に於て金二十七萬圓以上の割合にて各自の生産實績額に比例し統合

或は買収するものとする

二、年生産實績(年販賣定價額)金五萬圓以上を有する生産體は原則として新生産體として取扱ふことを得るも計畫經濟の本則として總て生産計畫書の提出、當局の裁定、生産指令の發動の場合を考慮するとき當然

原材料獲得の困難を豫想せらるゝが故に、新生産體は可成生産實績五十萬圓以上とするを以て理想とす、但同一世帯内に於て出征軍人傷痍軍人を存する生産體若くは軍人遺家族の經營に係る生産體は現經營責任者が既存の儘獨立生産體を希望する場合は別箇に取扱ふものとする

三、買収金額は被買收生産體が轉廢業を爲すと假定するとき交付を受くべき共助金額を以て標準とす但し共助金は厚生省に於て近く發表せらるゝ豫定

四、備考

(一)茲に云ふ生産實績額は一應本年五月十五日締切を以て警視廳に申告せる昭和十五年十一年の生産實績の年平均額を以て計

生産體の物産確保、賣藥の改善向上及び品質の検査並原料素材の研究、各生産體への生産指令並販賣機關との連絡、その他略

二、處方の整備 處方は生産體に於て自治的に左の如く處理するものとする

休止處分は原則として之を廢止す
廢止可能な處方は極力之を整理す
工業組合は全般的視野に於て更に之を整理するものとする

三、生産體の整備 生産體は實績(定價年賣上額)五萬圓以上を原則とすること

右の案は一統制會社(資本金三十萬圓豫定)五萬圓生産體案として發表されたが、之れは厚生省の要綱の一府縣一企業體若しくは數企業體の要求に相當の距離があり且つ統制會社方式は厚生省要綱に於て認めてゐないものな

ので厚生當局の容るゝところとならず、遂に再度案を練り直すこととなり十一月十日改めて左の實施方法案を作成組合員に通牒した。

東京賣藥工業組合の賣藥營業整備實施方法案

一、生産實績額(年販賣定價實績)の如何に拘らず適當數の同志統合又は買収合併をなすものとする。其の基準は既存生産實績額百

上するものとす、但し必要ある場合は其の前後年度の実績を参照することあるべし

(二) 新生産體を結成する中核生産體は十一月三十日まで其の計畫を樹立し豫定の様式により新生産體整備計畫届を當組合に提出するものとす、轉廢業生産體は決定次第所定の様式により轉廢業届を當組合に提出するものとす

右に依り組合は十一月三十日迄に計畫書の提出を求め目下積極的に統合斡旋を爲しつゝあるが、完了は十八年一月以後となる可く殘存企業體は三十乃至數十となる筈である。

大阪

次に大阪府の整備状況を述べると、大阪は當初東京側と協調の態度を示してゐたが東京が前記五萬圓企業體案に傾くを見るや全く態度を異にし、百萬圓企業體案の作成に着手し大體の計畫を取纏めつゝあつたところ、東京側五萬圓案の發表を見た爲め百萬圓案に反對少からず一頓挫を來し東京側の形勢觀望となつた。然るに前述の如く東京側が五萬圓案より五十萬圓案に進展するに至つたので大阪側も當初の計畫通り百萬圓案を完遂することとなり十二月三日大阪賣藥工業組合整備總委員會に於て之れ

が實施要綱の最終的決定を行つたその内容左の如くである。

大阪府賣藥業整備要綱

第一條 大阪府は賣藥生産企業體數〇〇數個を目標として賣藥營業の整備に努力するものとす

第二條 整備統合の標準は年生産実績額(定價)百萬圓以上を原則とするも整備促進の爲協調的合意に基き原則として年生産実績額の千圓以上の者十名以上を統合し相當の生産能力を有する工場を中心とする者は一企業體として認むるものとす、但し此の場合共助金の負擔に堪へ統合後處方の整理を行ふも企業體の運営上何等支障を來さざるものたることを要す

第三條 統合の母體(統合體の構成員中最高の年生産実績額を有する者を謂ふ)は自己の年生産実績額(千圓未満の者の生産額を含まざるものとす)の割合を以て他の業者を統合すべきものとす

第四條 年生産実績額千圓未満のものは原則として企業體に加入せず完全轉廢業を行ふものとす、但し此の場合共助金、厚生資金に付き充分考慮するものとす、年産額千圓

及び代表者氏名)

二、昭和十五及十六年生産実績額

三、被買収なるときは其旨

四、兼業の場合は賣藥營業額と全營業額との比率

五、賣藥營業年數

六、廢業者の處置、家族及従業員數、不要施設不要資材を生ずる場合は其の構造、員數、見積金額、轉業先を希望する場合

は履歴書及その希望事項添付

第九條 第七條の規定により統合斡旋委員會の承認を得たるときは速かに企業體設立計畫を樹て左記様式により省廳に届出づるものとす

一、名稱
二、營業所々在
三、企業體形態
四、資本金(法人たる既存營業者資本金の累計を附記すること)

五、株主又は社員數

六、株式又は出資口數の割當基準

七、新企業體の使用すべき工場數及當時工場に使用する者の概數(既存營業者の工場にして當時十人以上使用するもの、工場數及び使用人の總數を附記すること)

以上のものでして企業體に加入せず完全轉廢業を行ふ場合は前項但書を適用す
第五條 出征軍人、傷痍軍人又は軍人遺家族の經營する生産體に對しては別に考慮を拂ふものとす
第六條 統合を促進する爲官民合同の統合斡旋委員會を設置し統合の指導斡旋を行ふものとす
第七條 統合を行はんとする者は統合の計畫を樹立したるときは統合斡旋委員會に左記事項を記載したる書面を提出し其の計畫の適否に付委員會の承認を受くるものとす、其の計畫を變更せんとするときはまた同じ
一、企業體の名稱(個人に在りては氏名)
二、資本金額
三、統合又は買収の生産體名並各生産體別
昭和十五、十六年の生産実績額
四、統合又は買収の各生産體の工場所在地
五、企業を中心工場となるべき各直轄工場
の所在地及その年生産実績額
六、分工場の所在地その各年生産実績額
第八條 企業體に加入せず完全轉廢業を行はんとする者は左記事項を記載したる書面を統合斡旋委員會に提出するものとす
一、營業所及び氏名(法人にありては名稱

より賣藥配給統制會社を設立すること
イ、統制會社は厚生大臣の指揮監督を受くるものとす
ロ、統制會社の株主は賣藥元卸業の實績あるものとす

二、統制會社の販賣方法

統制會社は甲種本舖賣藥を其の生産者より引取り四半期毎に左の配給計畫を樹立し厚生大臣の承認を受け之を實施すること
配給計畫
イ、道府縣卸商業組合向
ロ、輸出向
ハ、移出向
ニ、特殊向

三、道府縣醫藥品卸商業組合の購入及販賣方法
法
(一) 卸商業組合は四半期毎に四半期開始前一月前迄に賣藥配給統制會社に一四半期間の賣藥の注文を爲すこと
(二) 卸商業組合は甲種本舖賣藥に付ては賣藥配給統制會社より、乙種本舖賣藥に付ては當該道府縣の生産者よりそれ〴〵賣藥を引取り之を當該道府縣内の小賣商業組合の注文に基き組合に對し割當配給すること

(三) 卸商業組合は四半期毎に一四半期間の小賣商業組合別配給數量を地方長官に報告すること
四、小賣商業組合の組織並に購入及販賣方法
(一) 賣藥請賣業者は其の營業所々在地域の小賣商業組合に加入せしむるものとする
(二) 小賣商業組合に賣藥部を設置すること
(三) 小賣商業組合は組合員の注文を取纏め之に基き卸商業組合に注文の上共同購入し組合員に割當てること

三、藥局賣藥

藥局賣藥は一應乙種本舖賣藥中生産者が地方長官の承認を得て小賣を行ふ場合と同様に取扱ふものとす
第三 轉廢業に關する處置
(一) 轉廢企業に従事し居りたる者はなるべく新企業體に引繼ぐこと
(二) 其の他の事項に關しては國民職業指導所國民更生金庫等と連絡を密にし遺憾なきを期すべくも轉廢業に伴ふ處置は成る可く同業者間に於て協力一致共助金の提供等に付善處すること

配置賣藥統制計畫案

八、工場は自己所有か賃借かの別、賃借のものにありては之に關する今後の方針
九、處方整理の概要(既免許處方總數を附記すること)

十、既存施設に對する處置方法の概要
十一、餘剩勞働力轉換に關する事項
十二、その他

第十條 新設する企業體は有限會社又は株式會社組織とし其の出資方法は現金又は現物とす、資本金は昭和十五、十六年の年平均總生産實績額(定價)の二割程度とするものとす

第十一條 買収金額は被買収生産體が轉廢業を行ふと假定するとき交付を受くべき共助金額を以て標準とするものとす

第十二條 共助金に關する事項は共助委員會を設置し之をして共助金交付率及供出方法を考究せしむるものとす

附則 一、新企業體は必要に應じ、一方割年生産額五千圓以上の實績を有する工場を其の分工場に指定する事を得るものとす
二、年生産實績額三千圓未満の處方は之を廢止するものとす但し新企業體に於て特殊の處方と認め當廳の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

尙東京、大阪以外の府縣は一府縣一企業體とし十數萬圓乃至百萬圓程度の賣藥生産會社の設立へ邁進し既に設立完了のものも相當數に上つてゐる。

配給部門の整備

賣藥配給部門の整備は中央に日本賣藥配給統制株式會社を設置し下部機構としては既存の各道府縣醫藥品卸商業組合若しくは會社を利用し各醫藥品小賣商業組合に配給せんとするもので、日本賣藥配給統制株式會社の設立要綱は前掲の如くであるが、當初生産部門に先立ち十六年四月より配給統制を行ふ方針であつたところ、實際問題として矢張生産部門と併行せざるを得ぬ事情に立至り、爲めに十六年三月二十八日第一回設立委員會を開催し爾後七月二十八日に官民懇談會を催し、第二回設立委員會は漸く十月七日に開かれ、次いで第三回は同月二十三日開催されたが未だ何等具體的決定を爲すに至らず十二月中旬頃第四回設立發起人會を開催する豫定であるが、創立總會は結局十八年一月以後となる模様である。

尙、此の間に於て賣藥配給會社の取扱品目として厚生省は八月十一日全國四十萬に達す

る賣藥の内から五千三百十二品目の本舖賣藥を指定したが、之れを「日本賣藥配給統制株式會社取扱品目」と稱し、一月九日の整備要綱に於て用ひた甲種賣藥、乙種賣藥の名稱は之を使用せぬこととした。

然し實質上指定品目は要綱の甲種賣藥に該當し指定外の賣藥は乙種賣藥に該當する譯でこの乙種に該當する賣藥は當該道府縣の配給機關に於て取扱ふこととなるのである。尙、指定賣藥の各道府縣別内譯は左の如くである。

日本賣藥配給統制株式會社取扱品目

各道府縣別内譯數(厚生省指定)
總品目數五千三百十二方

(品目査定基準、(一)一方向年販賣額(定價)五千圓以上のもの、(二)五千圓未満と雖も他府縣に販賣せらるるもの、(三)右金額に拘らず相當量移出又は輸出せらるるもの)

- 内譯、東京一五六九、大阪一二二〇、北海道六六、宮城一四、秋田一七、福島二四、茨城一九、栃木一一、群馬四二、埼玉三〇、千葉一七、神奈川四一、新潟四二、富山二九、石川一九、福井六六、山梨八、長野三二、岐阜二九、愛知二七八、三重一三六、滋賀一〇三、京都一〇五、兵庫八五、奈良一六二、和歌山三八、鳥取一〇、島根一二

各組合別一世帯一袋の懸場帳整理に併せて各組合擔當區域を漸次協議決定せんとす。國策に添ふべく出來得る限り早急に整理を進め配置統制を完了せんとす

各組合別一世帯一袋の懸場帳整理

一、府縣別に(或は適宜アロツク別に)懸場帳整理組合を組織し懸場帳整理案を協議決定關係帳主相變り整理規定に基き申告實績を標準に得意先の交換讓渡地域協定等に依り整理案を決定す

イ、帳主別に申告實績の調査
ロ、地域別に帳主協議會を開き得意先の交換讓渡地域協定等を定む

ハ、交換讓渡地域協定に基き懸場帳の讓渡契約並に清算

ニ、懸場帳にして質權設定せられたるもの(信用組合、無盡、個人貸借の擔保)及び利潤請負者に對する契約解除の手續

整理案決定時期
行商人極めて不足の折柄帳主は旅行勝にて廻商時期一定せず故に帳主の會合は甚だ困難なり、殊に帳主の生活根據たる懸場の整理は帳主に取り死活の問題として協議決定容易ならず、且つ懸場帳の讓渡契約並に利潤請負者に對する契約解除等に基く懸場帳

の清算に少からざる日時を要すべく組合所屬懸場全體の一世帯一袋の整理案決定には能ふ限り努力して一ヶ年間に完了せんとす。

二、一世帯一袋の整理案實施

整理案に基き配置袋の引上げ及び新たに袋の配置完了には少くも一ヶ年を要す

從來懸場の廻商期は所により年一回又は二回の慣習にして近時應召徵用令等にて行商人甚だ不足を來したる結果廻商不能となれる懸場も少くなく又從來の日數にては到底廻り兼ねる現狀にて配置袋引上に際し藥代金並に貸金の清算等少からざる時日を要するものなり

配置擔當區域決定

三、各組合府縣郡市別實績集計調査

イ、各組合實績報告(十月末までに事務所へ報告)

ロ、配置先名簿作成送達(同上)

帳主旅行等の關係により昭和十八年五月末迄に報告

ハ、實績の檢討調査

昭和十八年三月末迄に完了

一、各組合實績府縣郡市別に集計表作成

臨時委員(三名)川手秀次郎、石澤信藏、西村豊七、參與(三名)片山利喜松、黒郎辰次郎、松田金之助

配置賣薬部門

配置賣薬に就いては厚生省に於て諸種の資料に基き道府縣を區域とする商業組合又は會社を設立すべき道府縣を左の十府縣と決定す。東京、奈良、富山、岡山、佐賀、熊本、滋賀、大阪、香川、愛知。六月三十日右十府縣代表を招致厚生省に官民懇談會が開催され十月一日より配置賣薬の配給統制を実施することとし諸般の協議を行つた。尙、前記十府縣の外に當該縣内のみに配置を認むる任意組合を左の四縣に設立せしむることとした。

三重、廣島、鳥取、島根。右により東京府配置賣薬商業組合は七月二十三日創立されたが、同組合は組合員二十三名にて役員左の如く決定。東京府配置賣薬商業組合役員。理事長堀正由、理事日光豊太郎、桑原要小川友三、三田秀太郎、松田實次、服部藤左衛門、監事橋本土郎、霜島信明

次いで九月十一日再度厚生省に於て官民協議會を開き左の件を協議決定した。

配置賣薬配給統制に関する件

- 一、配置區域の設定
 - (一)配置賣薬の販賣に付ては配置區域を決定し重複配給を避くるものとする
 - 尙今後配置すべき世帯は原則として従來配置しある世帯に限ること、註一戸一袋配置の實施と配置の擴張を行はぬこと
 - (二)配置區域決定の基礎となるべき配置先註、各統制機關の受持府縣
 - (三)配置賣薬の各統制機關(配置賣薬商業組合及縣内配置の任意組合)は左のプロック毎に協議を行ひ各府縣に付その擔當すべき區域を原則として郡別に決定すること
- 一、北海道、二、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、三、茨城、栃木、群馬、埼玉、四、千葉、東京、神奈川、山梨、五、新潟、富山、石川、福井、六、長野、静岡、愛知、岐阜、七、三重、滋賀、京都、奈良、八、大阪、兵庫、岡山、和歌山、九、鳥取、島根、廣島、山口、十、徳島、香川、愛媛、高知、十一、福岡、佐賀、長崎、大分、十二、熊本、宮崎、

- 二、理事會に於て調査検討
- 三、各組合へ府縣郡市別實績集計表送達
- 四、擔當區域決定方法に基き郡市別比率算定擔當區域決定方法に付き協議會に於て再審議の上決定、昭和十八年五月末迄に比率算定終了
- 五、プロック別協議會開催、十二プロック別に協議會を開催し漸次擔當區域を決定せんとす
- 六、協議會開催十日前に各組合へ通告すると共に各組合に於て關係帳主會を開き國策に添ふべく擔當區域決定並に決定後の對策用意を協議す
- 七、擔當區域決定後の配置統制實施

- 擔當區域決定に基き配置先の交換移讓イ、非擔當區域より配置袋を精算の上引上げをなす
- ロ、擔當區域内交換移讓の新得意に袋の配置をなす
- ハ、非擔當區域より配置袋引上げ帳主に對し擔當區域内に新配置區域提供
- 七、共助施設に関する件
- 前各項に基き一世帯一袋の懸場整理の實施に當りては各團體別並に各團體相互間に懸場の交換譲渡を行ふものなるによりこれにつき相當額の懸場補償金の交付を要すると共に懸場整理に伴ふ轉廢業者につきては一般中小商業者として共助補償金を供與せざるべからざるは論なき處なるにより本件に付速かに適法措置を講ずること
- 厚生大臣諮問第一號に對する答申(藥事制度改善方策)
- 答申第二號
- 昭和十三年七月十一日諮問第一號を以て諮問相成候「國民醫藥の現狀に鑑み現行醫藥制度改善の方策如何」に關しては「醫藥制度改善方策」に付及答申候處現下の事態に鑑み右と密接不可分の關係にある藥事制度に付速かに所要の刷新整備を加へ以て國民體力の向上を圖るに遺憾なからしむるの要緊なるものありと認め慎重審議の結果「藥事制度改善方策」別紙の通決定致候條此段及答申候也
- 昭和十七年十一月九日
- 醫藥制度調査會長 大日 喜六
- 厚生大臣 小泉親彦殿
- (別紙)藥事制度改善方策
- 一、藥劑師に關する事項
- (一)藥劑師の身分
- 藥劑師は調劑、醫藥品の供給其他藥事衛生

鹿兒島、沖縄

- 二、新配置區域設定に伴ふ措置
 - (一)配置區域決定の上は關係團體は相互に速かに配置先を交換又は移讓すること
 - (二)各統制團體は前項に伴ひ配置先の名簿を關係團體に連絡すること
 - (三)配置區域決定に基き配置統制を爲すべき時期——註、厚生省の意向に従ひ出来るだけ速に統制配置を開始すること
- 三、配置區域設定に關し關係官廳と連絡すべき事項
 - (一)配置賣薬協議會は擔當地域決定の爲プロック別の協議會開催に際しては開催月日場所及參加商業組合(縣内配置任意組合を含む)を厚生省及參加組合を管轄する府縣に對し會議開催の十日前に通知すること
 - (二)配置を擔當すべき郡を決定したるときは配置賣薬協議會は直に厚生省に對し組合別擔當縣郡名を報告すること
 - 四、一世帯に配置すべきもの、内容——註、一戸に配置する一袋中の賣薬の種類や金額の標準
 - 五、現に配置しある賣薬に對する處置——註、厚生省の意向に従ひその回收を行ひ得るや

處置する。

斯くて日本配置賣薬統制協議會が結成され豫定の十月には配給統制實施を爲し得なかつたが、十月二十一日別項の如き配置賣薬統制計畫案を理事會に於て決定し直ちに厚生省へ提出した。

次いで十一月十一日更に協議會臨時總會を開催したが最後決定に至らず今日に及んでゐる。

以上は大體十七年十一月末現在に於ける賣薬整備の全面的狀態であるが、此の間行政簡素化實施により厚生當局の機構に大改變があつたこと、警視廳の衛生所管が東京府に移管されたこと等により整備の促進に多少の影響があつたが當局の根本方針に何等變更の無いことを附記して置く。

藥事制度と之の改善問題

藥事制度の改善問題は二つの部分に分けて考へられる。一つは先年來の醫藥制度改善問題に關聯した處方箋強制發行の問題と之れに附隨した醫師の調劑權問題であり、他の一つは昨十七年十一月九日醫藥制度調査會より厚

生大臣に答申された「薬事制度改善方策」と之れを採擇して今議會に政府が提案することとなつた薬事法(假稱)の問題である。

前者に就いては昭和十五年十一月醫藥制度調査會より厚生大臣に答申した「醫藥制度改善方策」に於いて、醫師は診察により投薬の必要ありと認められた場合は必ず處方箋を患者に交付すること、患者は此の處方箋により當該醫師の藥室より投薬を受くるとも、或は一般藥局に持参して調劑を求むるとも患者の任意選擇に委すこと、右の代償として藥劑師法附則に於いて除外例的に認められてゐる醫師の調劑權を藥劑師法の本則に入れ原則的に認むること、いふ所謂醫師、藥劑師の互諒に依る醫藥分業解決案を盛り込んだのであつたが、時局の進展と醫師會側の反對運動により十六年の議會には遂に法案の提出を見るに至らず未解決の儘持越しとなつてゐた。

然るに大東亞戰爭の勃發により時局は急轉して醫藥制度改善に對する政府の方針も非常な飛躍を示し、國民體位の向上、人口政策の確立に重點を置き醫藥制度の根本的建直しが企圖せられ、その結果十七年の議會には國民醫藥法案が提出されその通過を見るに至つた。

國民醫藥法の内容に就いては直接薬事に關係が無いので説明を省くが、前記醫藥制度調査會答申の「醫藥制度改善方策」に盛り込まれた事項は殆んど國民醫藥法に採り入れられたに拘らず、處方箋強制發行の件並に之れと不可分關係を有する醫師調劑權の本則化の件のみは取り残され醫藥分業解決案は又復失敗に歸した而已ならず、國民醫藥法に於ける醫藥關係者からも藥劑師が除外される結果となり了つた。

勿論時局の重大さは斯る問題を考慮する邊は無いのが當然であるが、今後に於いて如何なる反響を呼んで來るか一應注目される問題を殘してゐるものであることを指摘して置かねばならない。

次に後者の薬事制度改善に就いては醫藥制度の改善に伴ふ必然の問題として薬界を擧げて其の速かなる實現を要望しつゝ、あつたが、特に薬事奉公會と日本藥劑師會とは積極的に當局と協力促進を圖る爲め十七年九月相前後して薬事制度改善意見を厚生省に提出するところがあつた。

厚生當局に於いても其の必要を認め十七年十月六日の幹事會を先驅として同十三日醫藥制度調査會總會を招集し薬事制度改善に關す

を掌り國民體力の向上に寄與するを以て其の本分とすること

(二)業務に關する修習

厚生大臣は藥劑師をして醫藥品の取扱其他薬事衛生に關し必要なる事項の修習をなさしむることを得ることとする

(三)其他

(1)調劑報酬を適當ならしむる様措置すること

(2)藥劑師の免許等に關する事項は概ね現行の通とすること

二、藥劑師會に關する事項

(一)藥劑師會の使命

藥劑師會は薬事衛生の改良發達を圖り國民體力向上に關する國策に協力することを以て目的とする

(二)藥劑師會の改組

藥劑師會の會員範圍の擴張、總會の改組、役員の地位の強化、日本藥劑師會の強制設立及道府縣藥劑師會に對する統制力の強化藥劑師會に對する行政監督の強化等に付ては醫師會及齒科醫師會の例に準じ措置すること

三、醫藥品に關する事項

(一)醫藥品の範圍

醫藥品は日本藥局方收載藥品、外國藥局方收載藥品、何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑(以下新藥新製劑と稱す)、賣藥及賣藥部外品の一部とすること

(二)新藥新製劑の許可制

新藥新製劑の製造に付き從來の届出制を改めて許可制とすること

(三)新藥新製劑、賣藥等の區別の撤廢

(1)外國藥局方收載藥品、新藥新製劑及賣藥の區別は之を廢し原則として取扱を一元化すること

(2)賣藥部外品中醫藥品として取扱ふことを適當とするものは醫藥品とし前號と同様に取扱ふこと

四、藥局並に醫藥品の製造及販賣に關する事項

(一)藥局

(1)開設の許可制

藥局を開設せんとするときは地方長官の許可を受くべきこととする

(2)開設者の資格

藥局を開設し得るものは藥劑師又は藥劑師を使用する者とする

(二)醫藥品の製造

(1)製造の許可制

る諸問題行を爲したが、調査會は特別委員會を設置し大口喜六代議士を委員長に十九、廿六、廿七日と連續的に委員會を開き極めて急速に審議を進行し、何等の滯滞も無く十一月九日再び總會を開き「薬事制度改善方策」を可決、直ちに厚生大臣に答申し(別項参照)國策協力の實を擧げた。右答申案は全面的に政府の採用するところとなり薬事法(假稱)として第八十一議會に提出の方針を以て十一月二十四日閣議に附議せられ左の法案要綱の決定發表を見た。

薬事に関する法案

一、醫藥品供給の適正を期し以つて國民體力の向上を圖る爲め薬事に關する基本的法制を整備し藥劑師法、藥品營業並に藥品取扱規則及び賣藥法の内容は本法に統合規定すること

二、藥劑師の本分を明定し調劑のみならず廣く醫藥品の供給其他薬事衛生を掌り國民體力の向上に寄與せしむるものとする
三、厚生大臣は藥劑師をして醫藥品の取扱其他薬事衛生に關し必要なる事項の修習をなさしむることを得るものとする
四、調劑報酬等を適正ならしむる爲め必要な

る措置を講じ得るものとする

五、藥劑師會の使命、會員範圍その他につき必要なる改正を加へ以てその公共的活動の強化を圖ること

六、日本藥局方外醫藥品については外國藥局方收載藥品、新藥新製劑、賣藥等の區別を廢すと共に醫藥品の製造及販賣には許可を要すること、以て醫藥品供給の適正を期すること

七、藥局の開設には許可を要する事としその内容の整備及び分布の適正に資すること

八、醫藥品の廣告制限及び内容公示につき必要なる措置を講ずること

九、國民保健の爲め特に必要と認むる醫藥品につき品質の確保、價格の適正その他供給確保のため必要なる措置を講じ得るものとする

十、既存の藥局開設者並に醫藥品製造業者及び販賣業者については其の業務を繼續するを得しむるの措置を講ずること

右により政府は薬事法(假稱)を成案今議會に提出することとなつたが、時局下黨費議會の性格に鑑み政府原案の通過成立は疑ひ無きところであり、順調に行けば三月頃法律公布の運びとなるであらうと豫想される。本案

は内容の示す如く藥事制度の劃期的改善案でありその實現は大いに期待される。

行政簡素化實施と衛生行政

大東亞戰爭の完遂と大東亞共榮圏の確立の爲めには官界新體制の必要が痛感されてゐたが、政府も此の點に深く思ひを致し行政簡素化を斷行することとなり客秋十一月一日之れが關係法令を公布即日實施した。

その結果中央各省を始め地方廳全體に互り局課の統合整理が行はれた外新に大東亞省の新設を見るに至つたが、之れを衛生行政機構のみに就いて見ても劃期的な機構變革が行れたのである。

先づ衛生行政の總本山たる厚生省に於いては豫防局を衛生局に統合し、藥品課を藥務課に統合し、結核課、豫防課、衛生課は消滅して新に醫療課が設置され新衛生局は従来の七課から四課に縮少した。

又、地方廳に於いては従來警察部に置かれた衛生課が内政部に移管されたことは衛生行政上一新紀元を劃するものであり、東京府に於いては従來警視廳に置かれた衛生行政所管

事項の一切が東京府に移管され、新に東京府に保健課の設置を見たのも同様の意味を持つものである。

以下具體的に行政簡素化實施後の衛生行政機構を説明して置く。

厚生省衛生局各課人員配置表

- ▽衛生局長 灘尾弘吉
- ▽書記室 理事官塚原政繁(兼務)、書記鶴田寬、屬溝口正三(兼務)
- ▽醫務課 課長吉富滋、事務官江下孝、技師寺田秀男、大西榮藏、有蘭初夫
- ▽藥務課 課長木村忠二郎、事務官高田浩運、理事官塚原政繁、技師安香愛二(兼務)、竹内甲子二、井川俊一、相山庸吉、五十嵐欽也、保見吉亮、秋葉朝一郎、若林榮四郎、大西榮藏(兼務)、屬守屋徳幸、末綱正直、小川稔治、松永信夫、三浦幸太郎、小澤敏夫、岡田實夫、技師吉田太郎、市川可知男、豊田湊、小森弘太郎、江本龍雄、藤田早苗之助、平間好美、阿部正雄、柴田純男、鈴木文亮、中塚實、近藤英二、石川廉、囑託鈴木辰藏、朝倉勳
- ▽醫療課 課長(技師)引地亮太郎、事務官富田正、古海正雄(兼務)、理事官藤田孝行、技師近藤宏二、楠本正康、大久保關

製藥者及賣藥營業者の制を廢し醫藥品を製造せんとする者は厚生大臣の許可を受くべきこととする。但し藥局に於て特に定むる製劑を製造する場合は此の限に非らざることとする。

(2) 製造者の資格

醫藥品の製造を爲し得る者は藥劑師又は藥劑師を使用する者とする。特別の事情あるときは前號に拘らず醫藥品製造に必要な知識技能を有する者に醫藥品製造を許可するを得ることとする。

(3) 醫藥品の販賣

(1) 販賣の許可制

藥種商及賣藥請賣營業者の制を廢し醫藥品を販賣せんとする者は地方長官の許可を受くべきこととする。但し藥局開設者に付ては此の限に在らざることとする。

(2) 販賣者の資格

醫藥品の販賣を爲し得る者は藥劑師又は藥劑師を使用する者とする。特別の事情あるときは前號以外の者に對しても品目を制限して醫藥品販賣を許可するを得ることとする。

(4) 醫藥品の取扱

(1) 内容の公示

日本藥局方外藥品に付ては原則として容器又は包紙に其の成分(分量を含む)、成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載せしむることとする。

(2) 名稱の記載

日本藥局方收載藥品には「日本藥局方」なる文字及藥局方名を記載し原則として藥局方名以外の名稱を記載するを得ざることとする。

(3) 廣告の制限

醫藥品の廣告制限に必要な規定を整備すること。

四重要醫藥品の供給確保

國民體力の向上を圖る爲めに必要と認むる醫藥品に付ては左の措置を講ずる途を開くこと。

(1) 厚生大臣の定むる規格に適合するもの又は厚生大臣の定むる機關の行ふ検査に合格したるものに非ざれば販賣又は授與することを得ざることとする。

(2) 價格を適正ならしむること。

(3) 其他醫藥品の製造又は販賣を爲す者に對し其の供給を確保する爲必要な命

秋山文雄、山本菊三郎(兼務)

▽防疫課 課長(技師)南崎雄七(勅任待遇)

事務官古海正雄、技師池田錫(勅任待遇)

川畑愛義、防疫官頓宮廉爾、柴山知輝、

館林宜夫、小島三郎(兼任)

東京府内政部保健課(新設)

課長(技師)加藤寛二郎(舊警視廳醫務

課長)技師三雲隆三郎(舊警視廳衛生檢

査所長)藤森宗吉(舊警視廳衛生課技師)

山崎友久(同上)

醫務係兼藥事係長春日長重、豫防兼保健

係長渡邊保敏

生藥配給一元化と日本生藥

厚生省では醫藥品の自給自足を目指し之れが原料たる生藥の栽培、採集を積極的に奨励すると共に配給を一元化することとなり、昭和十七年一月廿一日付衛生局長の名を以て地方長官へ「生藥配給統制要綱」を依命通牒し四月より實施方を指令したが該要綱内容は左の如くであつた。

生藥配給統制要綱

第一中央統制機構

藥 業 品

一、中央統制機構

(一) 日本生藥統制株式會社、東邦生藥統制株式會社、國產生藥株式會社の三會社及元賣配給組合は之を解散し新に生藥統制會社を設立すること。

(二) 生藥統制會社の株主は生藥元卸業の實績あるものたること。

(三) 生藥統制會社は厚生大臣の指示監督を受け生藥の買入及販賣を行ふものとする。

四從來の獨立せる加工團體は生藥統制會社の委託を受け加工業務を行ふものとする。

(四) 生藥統制會社は醫師向生藥に付其の容器又は被包に醫師向配給品たることを明瞭ならしむるの措置を講ずること。

二、取扱品目

(一) 昭和十六年五月七日附厚生省告示第一九六號に依る指定生藥

(二) 其他生藥統制會社に於て取扱の必要ありと認めたる生藥右は厚生省の承認を受くるものとす

三、配給計畫

生藥統制會社は生藥の買入數量又は買入豫想數量に付四半期毎に左の區分により

配給計畫を樹立し厚生大臣の承認を受け之を實施すること

(一) 一般向 (藥劑師の調劑用を含む道府縣別とする)

(二) 醫師向 (道府縣別とする)

(三) 局方製劑原料向

(四) 新藥新製劑原料向

(五) 賣藥原料向、(六) 軍需向、(七) 大口其の他

向、(八) 輸出向、(九) 移出向、(十) 殘置量

第二地方卸賣機構

一、地方卸賣機構

(一) 道府縣醫藥品卸商業組合 (又は會社)

を以て之に充つること但し特別の事情により厚生大臣の承認を得たるときは別に之に代るべき會社を設け得ること

(二) 現在卸商業組合 (又は會社) の組合員 (又は株主) に非ざる有資格者は地方長官の承認を経て卸商業組合 (又は會社)

の組合員又は株主たらしむること、但し生業統制會社の株主たるものを除くこと

(三) 卸商業組合は取扱品目の全數量を共同購入共同販賣すること

二、配給計畫

卸商業組合 (又は會社) は割當られたる數量に付四半期毎に左の區分により配給

しめ成る可く購入券により配給せしむる事右要綱により左の諸氏發起人となり會社設立に着手した。

藤澤友吉、菅井豐藏、和東源次郎、三國仁兵衛、日野作太郎 (以上大阪) 金原市兵衛 (東京) 長岡佐太郎 (兵庫)

然し豫定の四月には設立を見ず五月二十二日大阪に於て創立總會を開催したが、同社は資本金百八十萬圓にて役員左の如く決定した。

取締役社長藤澤友吉、取締役菅井豐藏、同和東源次郎、同三國仁兵衛、同金原市兵衛、同淺野利一郎、監査役長岡佐太郎、同日野作太郎

右の如く會社の設立は完了したるも本格的事業開始には取扱品目に對する公定價格の決定を必要とするのであるが、公定價格の決定は厚生省、商工省間に於て協議中なるも種々困難なる事情あり今日に至るも未だ決定を見るに至らず、爲めに會社は開店休業の状態を續け配給は一時停止の有様となつた。

厚生省では之れを遺憾とし十一月二十日に至り便法として従來通りの價格及機構を以て一應生業の配給を行はしめること、し左の通牒を地方長官に發した。

計畫を樹立し地方長官の承認を受け之を實施すること

(一) 一般向、(二) 醫師向、(三) 大口其の他向、(四) 殘置量

第三、小賣機構

一、小賣機構には醫藥品小賣商業組合を以て之に充つること

二、醫藥品小賣商業組合は地域内の生業小賣業者を組合に加入せしむる事とし必要に應じ生業部を設けること、但し新規加入者に付ては其の業態を調査し嚴選すること

三、一般向生業に就ては醫藥品小賣商業組合は組合員の注文を取纏め之により卸商業組合に注文を爲し共同購入し組合員に配給すること

四、醫師向生業に付ては購入券又は醫師の注文を組合員より取纏め之により卸商業組合に注文を爲し共同購入の上組合員に配給すること

五、醫師向生業は一般向生業と區分し醫師以外の者には販賣せしめざること

第四購入券の使用

醫師向需要のものにありては醫師會、獸醫師會等をして豫め之が必要量の調査を爲さ

指令を爲すこと

經過的措施

既存の藥局開設者並に醫藥品製造業者及販賣業者に付ては其の業務を繼續するを得しむるの途を開くこと

(備考) 左の現行諸法令は之を統合することとする

一、藥劑師法 (大正一四、法律四四號)

二、藥品營業並藥品取扱規則 (明治二二、法律第十號)

三、賣藥法 (大正三、法律一四號)

四、何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑取締に關する件 (明治四四、內務省令一八號)

五、痘苗及血清其の他細菌學的豫防治療品取締規則 (明治三六、內務省令五號)

六、麻藥取締規則 (昭和五、內務省令一七號)

七、賣藥部外品取締規則 (大正七、內務省令二五號)

(希望意見)

現下の戰時態勢に即應し大東亞共榮圈に對する所要醫藥品の自給自足を完全ならしむる爲には其の生産配給並に貯藏の各方面に互り新なる機構の編成を必要と認む、依つて速に之が適當なる計畫を定め其の施設を進められんことを望む。

記

川芎、和自、和茯苓、和生干芍藥、長麥門冬、貝母、軸葉菜萸、牡丹皮、青切、赤切小割枳實、久丸、甘草根、苦棟皮、和香附子、和地黃、和地黃、丸麥門冬、刀地黃然し右は飽くまで一應の便法に過ぎない譯であるから公定價格の決定は一日も速かならんことを要望されてゐるのである。

新藥新製劑とその整備問題

厚生省に於いては賣藥營業の整備に續いて新藥新製劑の整備を行ふ方針の下に昭和十七年二月二十六日厚生省に東西有力業者を招致し官民懇談會を開催した。當日招致により出席した業者は左の十五氏であつた。
三共株式會社、長鹽原三、第一製藥株式會社、專務池田文次、島居商店社長島居孝一郎、小西新商店社長小西專一、田邊元商店專務田邊金次郎、岩城市太郎、中村瀧商店中村泰輔 (以上東京)、武田長兵衛商店竹

田義藏、鹽野義商店社長鹽野義三郎、田邊五商店豊田、藤澤友吉、東洋製藥社長東代清次郎、小西伊兵衛(以上大阪)錦源兵衛(名古屋)及日本醫藥品配給統制株式會社常務赤井佐一郎

此の會合は一月九日の賣藥整備に關する官民懇談會と同一の性格を持つものと見られたが、賣藥の場合の如く整備の要綱等は提示せられず、全く懇談的に整備方針に關し意見の交換が行れたもの、如くである。

其の結果當局の方針としては新藥、新製劑の整備は賣藥の場合と少しく行き方を異にし配給部門より先づ整備に着手し生産部門はその後に於いて考慮するといふ方針なることが明かにされたが、配給部門の整備方法に就いては其の後數度の官民懇談が行れたに拘らず未だ適當なる成案を得るに至らず、且、賣藥整備と併行せしめること困難なる事情を認め一應延期することとして今日に至つてゐる。然し整備の必要は益々昂まりつゝあるので本年三四月頃迄には厚生當局より何等かの整備方針を提示せらるゝものと期待され、業者側に於いても日本新藥工業組合、日本新藥協會及び藥事公會等を中心として調査研究を行つてゐるが、現在新藥新製劑約十萬と見て

と、
二、整備の方法
業者側で適當に行ふこと
三、整備完了の時期
大體八月末日を期すること
四、既設藥粧商業組合に對する措置
昭和十五年六月十七日振第四二八一號商工厚生兩次官通牒により此の機會に改組すべき點は通牒の主旨に基き行ふこと
右の當局指示に基き東京吉田達次氏を設立發起人總代とし左の設立委員を擧げ設立に着手した。

秋山康之進(北海道)、山田儀助(秋田)、吉田達次(東京)、宮前鐵平(群馬)、横井龜吉(愛知)、依田富重(山梨)、東代清次郎(大阪)、群司賢亮(兵庫)、佐藤清一(山口)、佐藤徳三郎(徳島)、緒方作次郎(熊本)、牟田康彦(長崎)

斯くて種々の障害を排除し豫定より相當遅れたが十一月二十六日に至り全國三百十六組合中二百二十組合の加入同意を得て東京日比谷松本樓に日本醫藥品小賣商業組合聯合會創立委員會を開催した。

定款、事業規程その他諸案件を可決成立を告げたが役員は厚生省濰尾衛生局長の指名に

其の内醫藥上必要と認めらるゝものは各病院等の使用率調査表から割出して約一千種程度ではないかと考へられてゐる模様である。

新藥新製劑の 審査制度實施

日本新藥工業組合では製品の品質向上と併せて今後の整備に備へ、厚生省の指導の下に六月十八日製品審査並に取締規程を設定し、厚生省衛生試験所内に審査試験室を設置し製品の審査に着手、九月十二日その第一回審査品目としてスルホンアミド誘導體を決定し更に第二回をスルホンアミド製劑、第三回を惡阻劑、第四回を治癩劑と決定夫々審査を行つたが更に十一月に至り五十一種に互る審査品目分類表を作成、夫々規程の制定に着手し審査の適正強化を圖ることとなつたが、今後新藥新製劑の整備と脱み合せその成案は注目されてゐる。

末端配給機關 の整備完成す

醫藥品衛生材料の生産配給統制強化に伴ひ

より左の如く決定を見た。

會長吉田達次(東京、舊全國藥商聯合會)
常務理事鈴木小善(東京)、鈴木勇雄(同)、横井龜吉(愛知)、大槻欽三(京都)、東代清次郎(大阪)、藤川清(徳島)、緒方作次郎(熊本)、山田儀助(秋田)、監事荻村武郎(東京)、佐村清一(山口)、牟田康彦(長崎)
右成立に伴ひ既存の全國醫藥品小賣商業組合聯合會は同月二十七日解散した。

尙、新聯合會の事業内容は當初連絡協調機關たるべきことを指示されてゐるが、舊聯合會の事業範圍に於て共同購入その他の經濟行為を行ふことを容認された爲め全國醫藥品卸商業組合聯合會側より反對意見が提示され多少の波紋を描いてゐることは注目される。

日本藥局方の 決戦體制成る

昭和七年六月現行第五改正日本藥局方が公布されて以來厚生省に於いては客觀的事態に對處して再度の改正を行ひ醫藥品の供給確保を圖つて來たが、戦時下内外情勢の緊迫に伴ひ藥局方の決戦體制版とも云ふべきもの、必要を痛感するに至り十六年十二月十日厚生省

之れが末端配給機關たる醫藥品が小賣商業組合の有機的連絡の必要を認めた厚生省は、七月二十二日全國醫藥品小賣商業組合代表を厚生省に招致し、官民協議會を開催、日本醫藥品小賣商業組合聯合會設立に關し左の指示を爲した。

醫藥品小賣商業組合の全國的團體整備に關する件

一、新團體の内容

(一)名稱(業者側に於て適宜定むること)

(二)事業内容
小賣商業組合に對する指導關係機關との協調連絡を以て主たる事業内容とする事

(三)日本藥劑師會、卸賣團體等關係團體との關係
連絡を保つため關係各團體の役員選任等にも考慮を拂ふこと

四組織
全國に於ける醫藥品に關する小賣商業組合を網羅すること

五 田出資及經費(業者側にて適宜決定をすること)

六 役員(第三項を考慮の上適當に選任のこと)

令第五十五號を以て藥局方の大改正を公布した。改正の要旨は次の通りである。

第一、藥品の外観、臭氣、液狀等の試験方法を凡例中に規定し其の則定の統一を圖りたること

第二、アセトアニリド外一三四品に付生産を確保し更に増産を圖らんが爲衛生上危害の虞無き範圍に於て之が試験規定の改正を行ひたること

第三、安息香豚脂外一七品に付其原料中從來海外よりの輸入に仰ぎたるもの其他により入手困難となりたるものに付國產原料を使用し得る如く之が製法の規定を改正したること

第四、賦形藥として其の需要量の莫大なる各種澱粉、乳糖の不足を補ふ爲甘藷澱粉及び柑皮末を新に收載し又苦味健胃藥として從來輸入に仰ぎたるゲンチアナ根に代り第三改正日本藥局方に收載され居りたる睡菜葉を復活收載し當藥龍膽と共に使用の途を拓きたること

次いで更に大東亞戰爭勃發後の事態に對處する爲め十七年十一月三十日厚生省令第五十七號を以て第四次改正を公布したが改正の要旨次の通りである。

第一、薬品の容器不足に鑑み之が緩和規定を凡例中に挿入したること
 第二、カリ資源を原料とする硝酸銀加硝石外十一品に付産産豊富な他の資源を使用し得る様製法の規定を改正したること
 第三、スルホンアミド劑中アセトスルファミン及サスファミンの規格を設け之が品質の統一を圖りたること
 第四、クレゾール及キシノンノール又はその混合物にても適合する様規定を改正しその増産を圖りたること
 第五、薬品需給の現状に鑑み薬局に於て常に貯蔵するを要する薬品に付改正を行ひたること

統制薬品の擴大と統制會社

厚生省では昭和十六年五月醫藥品及衛生材料生産配給統制規則を公布し、同時に同規則に依り第一種、第二種、第三種統制薬品を指定したが、その後時局の進展に應じ品目の改正を行ふこととなり十六年十一月二十二日厚生省告示第五百十四號を以て第二種醫藥品（價格のブール標準化品目）に黃降永等十八

品目を追加し從來三十七品目と合せて五十五品目に増加した。次いで同年十二月一日厚生省告示第五百三十四號に依り第三種醫藥品（配給統制品目）にアセトアニリド等七十六品目を追加し從來の九十品目と合せて百六十六品目に増加した。

更に昭和十七年十一月四日厚生省告示第六百四十一號を以て第三種醫藥品一四四品の大畧追加指定を見るに至り、第三種醫藥品は合計三百十品目となり局方薬品の重要なものは殆んど配給統制を受くることとなつた。而し已ならず新規追加品目を中心とする一五七品目に對しては從來の割當制を廢し注文配給制とし需給調整の徹底を圖ることとなつた。

續いて同年十二月八日厚生省告示第六百六十六號を以て第一種醫藥品（生産統制品目）を改正し二十一品目を削除十四品目を追加し又同日告示第六百六十七號を以て第二種醫藥品を一躍一三一品目増加し合計一六七品目とした。

以上の如く統制薬品の擴大強化に依り日本醫藥品生産統制株式會社、同配給統制株式會社の事業は一層擴充されるに至り兩社今後の機構強化は必至と見られてゐる。

グリセリンの薬用配給停止

帝國油糧統制會社並に油脂統制會ではグリセリン對策協議會を設置し、油脂需給關係逼迫下の供給確保とこれが對策及び替代品に就いても研究を進めるとともに高度の重點主義配給を行ふことに方針を決定したが、右協議會に於いて十二月初旬グリセリンの消費状態の検討を行つたところ

一、醫藥（浣腸、濕布用）人造樹脂、合成酒、ビール、齒磨、煙草、セロファン等の民需品は何れも、代替可能、若くは使用しなくとも差支へないのでグリセリン配給は停止する

二、火薬類、染料、寫真用等は代替品不能なのでこの方面に對しては所要量の確保をはかる

三、右の方針に従ひ醫藥代用グリセリンに就ては厚生省が攻究し、煙草用は使用せざることに大藏省專賣局に於いて諒解成立

右の如き結論に達し今後グリセリン配給に就いては劃期的な高度重點主義を實施することとなり、第四四半期から實施する模様であり醫藥用の配給停止は必至となり、業界は代替品の對策に就いて研究を進めた。

東京大阪薬業關係組合團體役員一覽

（昭和十七年十二月一日現在）

東京薬業同業組合 電話 日本橋一〇〇九、二五二三		東京製薬同業組合 日本橋區本町三ノ三、河合ビル 電話 日本橋一八九七番	
組 長	石井福治郎	組 長	池田文次
副組長	津村岩吉	副組長	歌橋憲一
	大木卓	會計主任	岡澤良次
	吉田達次	評議員	入江七平、原安三郎、原三右衛門、早野廣、島居孝一郎、友田銈三郎、川瀬俊男、中川清博、山科推作、松田吉雄、小林長次郎、三谷桂次郎、守田保太郎
	田口彌三郎		
	青柳健次		
評議員	藤井得三郎、林惣次、國友秀夫、鈴木勇雄、鈴木小喜、渡邊政治、伊東修吾、大堀朝雄、武井勇、林茂雄、松島龍平、篠原清一、石川平治郎		
主 事	馬淵重		

東京種貿易商同業組合

電話 日本橋三ノ三、二九一九

組 長	島居孝一郎
副組長	守隨彦太郎
會 計	友田貞吉
評議員	田邊金次郎、岩城市太郎
評議員	小西新兵衛、中村泰輔、岡澤良次、金原市兵衛、藤川芳太郎
書記長	淵上敬夫

東京製薬製造組合

電話 日本橋二〇〇九、二五二三

組 長	堀内伊太郎
副組長	白井正助
理 事	東京藥院、大木合名會社、高木與兵衛、玉置商店、津村順天堂、藤井得三郎、守田治兵衛

日本藥劑師會

電話 日本橋六ノ四、安海ビル
電話 日本橋一九九三、一九九四

會 長	河合龜太郎
副會長	石井絹治郎
理 事	柳澤保太郎
書記長	登内森一
評議員	竹中稻美、高橋勘次、關口彌三郎、可兒重一、武井勇、鈴木秀幹、入江七平、吉田達次、瀧川末一、山本十主松

東京府藥劑師會

電話 日本橋一八〇六

會 長	石井絹治郎
副會長	船戶忠助
理 事	關口彌三郎
評議員	千葉長三、老沼秀雄、渡邊政治、成毛英之助、内田兼一、内野良男、梅澤一郎、山本十主松、淺野長次郎、加藤勝衛、平塚善太郎
書記長	佐藤芳政

日本醫藥品生産統制株式會社

電話 日本橋二五五七、二五五八

取締役社長	竹田義藏
常務取締役	鹽野義三郎
評議員	鹽原積三、瀧野勇、池田文次、手島志郎
取締役	東代清次郎、莊原和作、越知昌三、小島敏之、鳥居孝一郎
常任監査役	市野瀨、原安三郎
監査役	藤澤友吉、守田保太郎

藥業藥品

日本醫藥品小賣商業組合聯合會
日本橋區本町一ノ六、二八八〇
電話日本橋二五八七、二八八〇

會長 吉田達次
常務理事 鈴木小善
理事 鈴木勇雄、横井龜吉、大槻欽三、東代清次郎、藤川清、緒方作次郎、山田儀助
監事 荻村武郎、佐村清一、牟田康彦

大阪製藥同業組合

大阪市東區道修町二ノ一六

組長 瀧野勇
副組長 井上治兵衛
評議員會 三宅馨
評議員 兒玉秀衛
同副議長 原田高臣
評議員 東代清次郎、黒田重平、松田卯之松、原田藤太郎、米城善右衛門

大阪府醫藥同業組合

大阪府天王寺區東高津北之町一番地
電話南六〇九、七二一〇

三郎、野澤清人、三藤芳次郎、小島義忠
青木民次郎
監事 田胡梅治郎、三谷桂三郎、調源次郎

東京錠劑製造組合

下谷區長者町一ノ九
電話下谷一三九八

理事長 竹島良一
專務理事 山崎中吉
理事 櫻井金重、秋山市郎、高田喜平、西川福太郎、石塚保
書記長 寺島武男

賣藥製造卸賣同業會

墨田區高田町三ノ七二四
電話牛込七五三—一五

理事長 上原正吉
副理事長 渡邊久吉
會計理事 伊藤彦一
同 白井正助
同 久保豐藏
同 大金三良

東京醫科器械同業組合

日本橋區本町三ノ四
電話日本橋三五二二

後藤松之助、松本昇、光富留吉、田中敏明、大島龜三郎、佐藤幸吉、高田源兵衛、楠木由七郎、高濱政之助、岩田峯、林菊三、田口勝久、書記長 木村見吉

藥業藥品

組長 竹村幸次郎
副組長 檜尾虎三
小林吉太郎
山本直美

評議員 伊藤景章、河合榮治、友谷善太郎、小林知一、中原實平、岡彌三、福原重雄、細井伊久造、岡橋正之、西村茂三郎、橋本定四郎、杉山善太郎、山本啓治郎、橋本彦治郎、稻葉房藏、谷新助、永尾吉一郎、藤田梅吉、橋爪鶴楠、橋本源治郎

大阪府醫藥工業組合

大阪府東區谷町二ノ二六
電話東二三〇四

理事長 森平兵衛
副理事長 竹村幸次郎
理事 森下博、三田忠幸、高橋富吉、谷口作治郎、谷新助
監事 山田輝郎、藤澤友吉

大阪府藥劑師會

大阪府北區南扇町一二
電話北五一八〇、三〇五三

會長 柳澤保太郎
副會長 瀧川末一
谷川潭治
理事 林重雄、桒木辰次郎、小阪瀧之助、橋本源次郎、植野一三、大川義春

二五四

東京賣藥工業組合
神田區仲町二ノ二、八五九七
電話下谷四七七、一八七九

理事長 藤井得三郎
專務理事 横出政五郎
理事 高木與兵衛、堀内伊太郎、大木良補、玉置源一郎、津村重舍、津村岩吉、中南定太郎、橋本德次郎、白井正助、武藏德治郎、上原正吉、眞鍋富次、渡邊久吉
監事 太田信義、山崎嘉太郎、安藤福太郎

日本新藥工業組合

芝區新橋四ノ四
電話芝七六八、一八七一

理事長 鹽原禎三
常務理事 高松宗信
理事 池田文次、内藤豐次、友田貞吉、岩垂亨、守田保太郎、黒田重平、鹽野義三郎、森本寛三郎、瀧野勇、手島志郎、藤澤友吉、柳澤保太郎、市野瀨洋
監事 鳥居孝一郎、中村泰輔、木場榮熊

東京試藥工業組合

神田區鍛冶町一ノ四
電話神田四九八七

理事長 守隨彦太郎
理事 入江七平、鈴木峯衛門、浦野誠、村井藤

組長 大磯重助
副組長 永島廉平
市河作之助
會計主任 根本榮吉
評議員

藥業關係官廳職員錄

厚生省

厚生大臣 小泉親彦
衛生局長 瀧尾弘吉
醫務課長 吉富滋
事務官 江下孝
事務官 木村忠三郎
事務官 高田浩運
事務官 引地亮太郎
事務官 富田正
事務官 南崎雄七
事務官 古海正雄
衛生試驗所所長 松尾仁
厚生省研究所所長 武井群嗣

內務省

內務大臣 湯澤三千男
防空局長 上田誠一
防空研究所所長 中澤誠一郎

東京府

警視總監 吉永時次
保安部長 永岡文男
保安課長 高見三郎
衛生課長 安齋末吉
衛生課長 加藤寛二郎
衛生課長 天野厚
知政部長 松村光磨
保健課長 篠山千之
保健課長 加藤寛二郎
保健課長 春日長重
技師 藤森宗吉
技師 山崎友久
技師 江口一夫
技師 水口恒信
技師 鶴卷一郎
技師 草間弘司
技師 大坪五也
技師 三雲隆三郎
技師 伊藤貞生
技師 神野三郎
行政簡素化に伴ふ厚生省に

藥務課・事務管掌

於ける藥務課は從來の藥品課が合併され、藥生行政事務の一切が行はれて居るが、從來の藥品生産、資材の兩課も勿論併合されてゐる。

一 藥劑師、製藥者及藥種商に關する事項
一 藥局其の他調劑を爲す場所の監督に關する事項
一 醫藥品及賣藥部外品に關する事項
一 生藥の生産並に藥用植物の栽培及採取に關する事項
一 阿片、麻藥、毒物及劇物
一 痘苗、血清其の他細菌的豫防治療に關する事項
一 一の主管に屬せざる藥事及衛生資材に關する事項

二五五

藥業界の一年

【自昭和十六年十一月
至昭和十七年十月】

十一月【十六年】

資本金百萬圓、日本合成樹脂統
制株式會社の創立總會は役員選任
の結果、三共株式會社の鹽原賴三
氏就任。

厚生省に於いては實業行政今後
の施策に資するため六日、厚生省
會議室に東京、大阪、富山、奈良
栃木、山梨の六府縣の工業組合代
表者各二、三名宛出席し、厚生省
より宮田係長、高田事務官、勝屋
竹内の兩技師が出席して當面の諸
問題について協議。

社団法人藥粧廣告聯盟の發人
會は十一日警視廳會議室に於いて
開催、警視廳より細田衛生部長岸
本同課長、松本係長等の臨席を得
て、光永委員長、大木、板倉、内
藤の副委員長を始め會員百餘名は
大木氏を議長として、定款、設立
委員等について協議。

東京府藥劑師會と東京藥業同業
組合の合同支部長懇談會は十一日

員百數十名が參會し幹事第一製藥
日南氏の挨拶に續いて、厚生省慶
松技師の講演を聴取後、醫學日本
及び佛印等の映畫を觀賞。

東京府藥種貿易商業報國會の結
成式は日本橋東洋經濟ビル内に於
いて二十四日開催され、東京府本
部より半谷總務部長、堀留警察署
長等が臨席、守隨氏を議長として
結成所定の各事項を審議決定し、
訓示あつて後、役員を選任し時局
下商業道への邁進を決議。

大政翼賛會主催に依る醫界新體
制協議會は二十六日、翼賛會會議
室に於いて開催、橋田文相、武井
厚生次官、安藤副總裁等多數來賓
が臨席、協議會員百三十餘名出席
の上當面の諸問題について協議す
るところがあつたが、業界よりは
大口、河合兩氏が議員の資格にて
出席懇談を遂げた。

東京府醫藥品卸株式會社總會は
二十七日、東京藥業會議室に於い
て開催、來賓として警視廳より岸
本課長、松本係長、藤森技師等を
始め各業者が出席中村事務が議長
となつて營業報告、利益處分案等
の報告、承認事項を處理したる後

京橋中央亭に於いて開催、石井府
藥會長、藥同組長を始め各支部長
評議員等百三十餘名が出席、石井
氏挨拶の後、藥業整理問題、藥業
總力體制等各方面の意見に依り協
議をなし、近く藥業報國運動を起
すこと、決定散會。

重要産業團體に依る貿易統制
會の下部組織としての東亞貿易協
會結成式は十二日、神田醫師會館
に於いて開催し、委員選舉、定款
規約等の協議事項は何れも原案通
り可決した。尙會長は保留となり
委員には醫藥側より七名、賣藥側
より六名がそれ、選任。

東京藥業同業組合より申請の醫
療器小賣協定價格は十三日付、東
京府告示第千四百二十二號をもつ
て告示され即日實施。

日本橋區藥品配給統制會社主催
に依る圓城藥品輸出の第二回官
民打合せは十四日、東京藥業事務
所に於いて開催、厚生省井川技師
商工省足立技師、東亞輪船江川主
事、これに業界側より多數が出席
し、第一回打合せについて醫藥

上野同花に於いて懇談會を開催し
岸本課長より訓示を受けたるのち
隔意なき意見を交換した。

十二月【十六年】

東部試藥工業組合の創立總會は
一日、日本橋クラブに於いて開催
商工省より池口、谷口の兩技師、
文部省より千代資材課長等の臨席
の下に、發起人總代守隨氏外三十
四名が出席、經過報告後、守隨氏
を議長として定款制定、役員選任
事業計畫等の議事を終了、臨席の
商工省池邊技師等の訓示聴取後散
會した。尙ほ初代理事長には守隨
彦太郎氏が就任。

厚生省に於いては醫藥品及衛生材
料生産配給統制のため第三種醫藥
品を二日付、告示第五百三十四號
を以つて公布した。今回はアモト
アニリド等の七十六品の追加であ
つた。

府藥、藥同の共同主催にかゝわ
る東京藥業報國會は二日、九段
軍人會館に於いて開催藥業人二千
餘名が參集、厚生省より竹内技師
警視廳より岸本課長、松本係長、
衛生試驗所三雲所長を始め來賓

品輸出に就いて意見を交換、多大
の收穫を得て散會。

藥界新體制問題に關する翼賛會
と藥界の懇談會は十六日、銀座交
詢セルに於いて開催、翼賛會より
は岸田文化部長、小田倉部員、柳
下地方部員等が出席、これに藥界
側より河合奉久會副會長、吉田理
事長、池田、石井、柳澤、吉田の
各理事が膝を交へて懇談した。

日本藥劑師會第二十回定時總會
第一回は十八日、日本橋清水ビル
に於いて開催、厚生省より加藤衛
生局長、岡島保險院醫務課長、竹
内技師等の係官が臨席、河合會長
を始め各府縣選出の代表議員九十
餘名が出席し、河合會長の挨拶に
引續き、厚生大臣、保險院長官の
祝辭の後勸業議員の表彰式を以つ
て午前を終り、午後は河合會長を
座長に推し議長の推選を計りし結
果上田實氏を議長として皇軍決議
案を始めとして會務報告を聴取、
簡保調劑、醫務調査會等の當面の
諸問題について協議をなし第一回
を終つた。第二回は同所に於いて
秘密協議會に入り配給整備案、醫
業整理案の審議に入つたが、結論
に到達せず本會議に移り、醫藥調

多數臨席、石井會長を座長に定め
皇軍感謝の決議文を朗讀各方面の
祝辭披露後、陸海軍少將、情報
局藤田中佐の時局講演を聴取、つ
づいて大口喜六氏の藥業整理問題
を聴き散會。

東京染料工業商業報國會の結
成式は三日日本橋實業講堂に於い
て開催、同組長小西喜兵衛氏を始
めとして組員二百餘名は、臨席
の堀留警察署長、東京市經濟局長
警視廳經濟部長等の訓辭を受けて
尙ほ一層商業報國への邁進の熱意を
堅めた。初代會長は同組長就任。

全國藥業團體聯合會特別委員團
會議は三日神田藥同事務所に於い
て開催、全國よりの委員に石井會
長を始め本部理事が出席し、賣藥
業整理問題を中心に検討、京橋中
央亭に於いて午餐會を開き、厚生
省より臨席の勝屋、慶橋の兩技師
臨席、席上これが質疑應答あつて
のち散會。

東久通宮殿下には産業御獎勵の
長き恩召に依り四日、船橋エーテ
ー製造元水産化學工業株式會社工
場に御成、長尾社長に於いて開

查會答申の完全實現を期して決議
案を作成。

東京實業藥劑師會では二十日、
神田圖書俱樂部に於いて當會を開
催、會員百二十餘氏が出席し荻村
會長を中心として共販制、企業合
同に就いて協議。

東京藥業組合の藥祖神祭は二十
二日、同組合屋上藥祖神々前に於
いて執行、上野五條天神瀨川神職
を始め友田副組長以下各組合多數
が參列した。

厚生省に於いては二十二日附、
同省告示第五百十四號を以つて第
二種醫藥品十八品目を追加指定し
た。これを以つて本年五月七日の
分を合すると第二種醫藥品は五十
五品目となつた。

政府は臨時議會の協賛を経て酒
稅等の法律を二十二日付公布、十
二月一日より實施すること、なつ
たが、業界關係にあるサツカリ
は一匙に對し十圓の課稅が附され
ること、なつた。

日本新藥協會東京部會では二十
四日、丸の内生命保險協會講堂に
於いて講演と映畫の會を開催、會

工場を御一覽遊ばされた。

日本防蝕加工用ナフタリン配給
統制會の創立總會は四日、東京殺
蟲防具消毒劑工組事務所に於いて
開催し、定款制定、役員選任、事
業計畫等の所定の議事を終了した
が、初代理事長には小林順行白井
米二郎氏就任。

中將湯本錦津村順天堂では理研
映畫に依りて藥草譜なる文化映
畫を作製、六日共立講堂に於いて
試寫會を開催し、木村博士の講演
が行はれ、顧客多數が入場し多大
の感銘を與へた。

府藥、藥同の共同主催に依る東
京藥業報國運動では八日、役員は
東京第一、第二、第三の陸軍病院
横須賀海軍病院を訪問、白衣の勇
士を慰問した。

商工、厚生兩省の告示第十六號
は九日附官報を以つて公布、次炭
酸若鉛等の公定價格改正を公布し
た。これに依ると次炭酸若鉛等の
四品は値上り、フエ・パリン等五
品は値下げとなつた。

藥石日報創刊二十五周年祝賀會は
九日、東京帝國ホテルに於いて開

催、來賓として厚生省宮田事務、安香藥品の兩係長、梅屋衛生試験所長、慶松、渡邊、高橋氏等を始め東西業界有力者諸氏五十餘名が出席、主催者側として安原社長、瀧野取締役が席上を幹旋し晩餐をともにして散會。

日本新藥工業組合第一回臨時總會は九日日本橋クラブに於いて開催、厚生省より勝屋技師臨席、鹽原理事長以下總代、役員四十餘名が參集、決戦下に於ける業界人の覺悟を固むべき決議文を可決後、議事に入り定款一部變更、役員、統制委員の選任等の議事を審議して散會。

全賣主催に依る賣藥並に賣藥業整理に關する關係團體代表者の協議會は十三日、上野精養軒に於いて開催、全賣會長石井氏を始めとして全國より參集せる代表者八十餘名は石井會長を座長として、賣藥整理に關する意見につき協議したが、製造、小賣、配賣の三部に分ち、これに二十三名の委員を舉げ賣藥整理協議會を組織して、これが整理に協力することとなつた。

富山縣に於ける賣藥統合同題に

ついては、着々進捗し、十四日現在にて富山市七社、水橋三社、滑川三社、高田一社、東瀧波一社の都合十五社と決定、縣當局もこれを認可。

日本薄荷卸商業組合の創立總會は十六日、大阪染工聯合會館に於いて開催し、定款、統制規定その他を可決したが、初代理事長には株式會社三圓仁商店取締役武部勝治氏就任。

東京製藥貿易、東京製藥兩同業組合は主として海軍へ獻金すべく兩組合員に申込を求めた結果、切の二十日には約九萬圓の巨額の申込を受けた。

日本藥事協會解散に關する清算報告會は二十二日、麹町剛堂會館に開催、河合日藥會長、志村同會長を始め各會員、坂本顧問辯護士が出席し、清算報告を聴取し異議なく可決。

東京府醫藥品配給統制審議會では二十二日神田同事務所に於いて中央委員會を開催、警視廳より藤森技師臨席、石井委員長、青柳副委員長を始め各委員が出席し、第十回及び第十一回の配給に關する

事項を審議可決。

日本藥劑協會では二十三日、丸ノ内中央亭に於いて、同會二十回定時總會に於ける繼續委員會を開催、各委員には河合會長、石井、柳澤兩副會長、役員が出席し富山保太郎氏を委員長に舉げて藥業整備方針概要意見等を審議。

警視廳保安衛生部では企業許可令の打合せを二十三日、同廳に於いて開催、主催者側より岸本課長、松本係長、藤森技師、高野警部、業者側より各組合代表者三十餘名が出席し、松本係長の説明、岸本課長の挨拶を聴取し、質疑應答あつて散會。

商工省、厚生省告示第十九號をもつて局方オレフ油の公定價格を二十四日付官報をもつて告示した。これに依ると卸四割、小賣三割の値上となり卸一圓六十一錢、小賣一圓八十九錢となつた。

大政翼賛會、藥事奉公會共同主催に依る詔書奉戴藥事奉公會は二十六日、日本橋クラブに於いて開催、翼賛會よりは狭間組織局長、岸田文化部長、小田倉、柳下部員奉公會よりは大口、河合の兩正副

會長を始め委員業者一千五百餘名參集、來賓として佐藤隆年中將、厚生省宮田事務係長、竹内同技師等臨席、大口會長詔書奉讀後、狭間局長の訓辭、大口會長の挨拶あつて後、宣誓書を朗讀決議し、閉會後佐藤中將の戰次講演を聴取散會。

東西製藥工業組合設立とともに圓城輸出に就いて滿洲國大使館に於いて幹旋、三百餘種の註文が来たのを機會に同大使館松岡氏を中心に東西業者が二十七日、膝を交へて懇談。

日本染料工業藥品商業組合では工業用染料商業組合染料と家庭用染料との配給統制を圖るため、全國染料取扱小賣業者に對して家庭染料の配給状態につき各方面へ調査方を通告した。

東京染料工業藥品同業組合定時總會並に新年祝賀會は六日、京橋中央亭に於いて開催、小西、紺野正副組合長外各役員、組合員三百餘名が出席し、十六年度事績報告、企業許可令等の事項を聴取、役員

二月

とげた。

臟器藥品協議會の創立總會は二日、日本橋實業講堂に於いて開催、來賓として厚生省慶松技師、鈴木市川兩技師、農林省川邊技師、折原、小野兩技師等が臨席、發起人瀧野義商店を始め七社外會員多數出席、瀧野義商店を議長として創立總會關係事項を審議。

東京賣藥工業組合の臨時總會は二日、上野精養軒に於いて開催、藤井理事長を始め各理事、監事を始め組合員二百二十七名が出席し、藤井理事長を議長として、十七年度収入豫算を可決後、賣藥整備に關する件に就いて慎重審議の結果委員會を設置して委員をして研究に當り大阪と協同して善處すること、決定、委員二十一名を選任散會。

本舖賣藥の販賣部門を主とせる厚生省主催の官民懇談會は厚生省側より加藤衛生局長、高田事務官勝屋、竹内の兩技師、業者側より大木、玉置、中田、わかもと、尾森、森下、小林等業界代表者五十

改選を行ひ全部重任と決定、豫算等を審議散會。

賣藥營業の整備に關する要綱案の決定を見たる機會に厚生省主催に依る官民懇談會は九日、同省大會議室に於いて開催、厚生省より加藤衛生局長、宮田事務課長、高田軍務官、脇屋、竹内、井川の技師その他係官、業者側より東京、石井、大木、玉置、藤井、大阪側より森、高橋、太田、竹村、その他富山、大和、名古屋より代表者が出席し要綱案を中心に協議。

生産者にして配給網をもつ特殊賣藥業者の賣藥營業整備に就いて多大の關心をもつ業者百二十餘名は十四日、日比谷松本樓に於いて會合、十一名の委員を舉げて善處することとなり、越えて十七日も同様の類ぶれにて協議を續行。

日本新藥協會大阪部會の定期總會は十五日、大阪堺筋中央亭にて開催、會員七十店百餘名が出席し庶務報告、新加入社、會計、決算報告等を終つて後、役員改選を行つて散會したが、東京部會同様陸海軍に各五百圓宛を結議。

商工、厚生兩省告示第一號をも

散會したが、初代理事長には上原正吉氏就任。

本舖賣藥の生産配給統制の實現を期すべく厚生省に於ては同會議室に東京、大阪の有力賣藥業者を招致し、主催者側より高田事務官勝屋、竹内の兩技師その他係官が出席し、業者側より大木、玉置、高橋、森等の十餘名出席して、當面の諸問題に就いて協議。

日本新藥協會東京部會定期總會は二十三日上野精養軒に於いて開催、來賓として業會有志が臨席し加盟九十六社百餘名が出席し、一般報告事項等あつて後、三堀三郎、慶松一郎兩氏の講演を聴取、幹事改選を終つて散會した。尙ほ會計報告の結果、臨時費を徴收しこれを陸海軍各五百圓宛獻金を決議。

警視廳保安衛生部主催の統制醫藥品出荷促進懇談會は二十八日、警視廳に於いて開催し厚生省より竹内技師、小森技師、西田技師、警視廳より岸本課長、松本係長、藤森技師、業者側より日本醫藥品生産及配給統制、淀劑協會、府醫藥品卸の各代表者が出席の上、現在の配給機關について種々懇談を

餘名が出席し、高田事務官より中央販賣統制機關設立事項について説明あり、これが質疑應答あつて後散會。

配置賣藥の整備懇談會は厚生省主催の下に六日、警視廳會議室に於いて開催、主催者側より高田事務官、勝屋、竹内の兩技師その他係官に業者側より富山、奈良、滋賀、岡山、佐賀の各配置賣工代表者が出席し、主として販賣部門に就いて協議。

藥事奉公會主催の藥業整備懇談會は十日、丸の内中央亭に開催、新藥、賣藥業界より二十餘氏が出席、これに厚生省、企劃院より係官出席、大口會長外連絡委員、幹事等が出席懇談を遂げた。

警視廳保安衛生部では十三日、同廳衛生課長室に於いて賣藥整備官民合同懇談會を開催、主催者側より岸本衛生課長、松本藥事係長、高野警部、業者側よりは東京府醫藥品配給統制審議會として石井滿治郎氏外四名、東京賣工組より藤井得三郎氏外三名が出席し、當面の諸問題について意見を交換。

東京卸賣藥種商業組合では定時

總會を十四日、目黒雅叙園に於いて開催、警視廳より藤森技師、高野警部が出席、吉田理事長、鈴木小常務理事を始め代議員六十餘名は、吉田氏を議長として報告事項、事業及び豫算の承認理事監事營業統制委員の選任について協議するところがあつた。尙ほ定款を變更し今後は東京都南藥品小賣商業組合と改稱。

東京外十五縣を構成員とせる東部染料商業組合の創立總會は十九日、日本橋實業講堂に於いて開催、商工省より入江技師、染料合版より鳥居課長が來賓として出席、組合員百餘名は南川日染商理事長を議長として定款制定、事業計畫、理事、監事の選任等を審議した。尙ほ同商組の資本金は三百萬圓で初代理事長には南川章次氏就任。尙ほ東部染料商組の地域は如左。

東京府 青森縣 秋田縣 山形縣 新潟縣
福島縣 宮城縣 岩手縣 茨城縣 栃木縣
群馬縣 千葉縣 神奈川縣 山梨縣 長野縣 埼玉縣

東京殺蟲防具消毒劑工業組合定時總會は二十日、日本橋實業講堂に開催、境野理事を議長として組合員五十餘名は定款一部變更、役員改選、報告事項等を協議した。

尙ほ役員改選の結果、全役員重任と決定。

東京殺蟲防具消毒劑商組合の定時總會は二十日、日本橋實業講堂に於いて開催、境野、小松兩副組長以下組合員多数が出席し、十六年度決算、十七年度豫算の懸案事項を協議したる後、工業組合結成に就き協定價格認可等當面の諸問題が終了後、正式に解散と決議散會。

商工、厚生兩省では醫藥品の價格につき價格統制令に依り許可の申請をなすべき場合について二十一日付、商工、厚生省告示第五號を以つて告示した。これは九・一八價格を超えて販賣する場合の許可に關するものである。

新潟縣西蒲原郡の賣藥製造業者五十軒、發賣方劑五百餘種を統合西蒲原郡賣藥生産統制株式會社を設立し、資本金十五萬圓となし國策に順應。

全國賣藥業團體聯合會大會の特別委員代表者會議は二十四日、神田藥同事務所内に於いて開催。本部側石井會長、青柳專務理事、關口、大木、吉田の各理事を始めと

して、特別委員代表十三名が出席して、二十五、六日の兩日に渉る大會に對する準備並に整備案に對する検討を行つて散會。

警視廳主催の賣藥整備懇談會は二十五日、日比谷會館講堂に於いて開催、府下賣藥關係業者八百餘名が參集、主催者側より岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森技師、高野警部が出席し、岸本衛生課長の訓示あつて後、厚生省高田事務官より賣藥整備に關する説明講演を聴取し多大の感銘を受けた後、質疑應答に入り散會。

賣藥の整備統合同題を議題の中心として全國賣藥業團體聯合會大會の第一日は二十五日、日比谷會館クラブに於いて開催、來賓として厚生省宮田藥務課長、警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長、藤森技師、大口藥事奉公會會長、武井日藥理事等が出席し、本部側より石井會長、青柳專務理事、大木、關口、吉田の各理事を始め各團體代表約百五十餘名が出席。石井會長の挨拶の後陸海兩軍並びに各地最高指揮官宛に感謝決議の件を可決ついで厚生大臣警視廳監、市長等の祝辭披露あり、正午一旦休憩

アモパンヤ

薬用



薬用 パパヤ化粧水

薬用 パパヤ洗粉

南方の豊かな稔り



東京市四谷區花園町
杉田商店

高橋東洋堂 株式会社

頬 粉 洗 香
 紅 白 粉 水
 口 粉 粉 水
 紅 粉 粉 水



アデア化粧料

化粧 液 液 液
 水 水 水 水
 水 水 水 水





國產 香料

一般化學合成香料
果實エッセンス香料
天然香料

豊玉化學工業所

東京市芝區西芝浦四丁目一番地
電話三田(45)一一七八七番
振替口座東京六五三八九番
受信略號 シバカオリ

第二工場 東京市本所區江東橋三丁目九
電話本所(73)六八〇七番

興津工場 靜岡縣興津町
電話興津 二五〇番

滿洲工場 滿洲國奉天市大和區浪速通
電話春日(3)八四〇一番

ニードの 三大製品



性活用藥



許特賣專

入袋布





青春素・皮膚栄養クリーム

マスキン 栄養クリーム

髪が若返へる頭髪香油

マーセラ 養毛素

明るい個性美を生かす

ピカン 化粧料

正しい粧ひを映す

サンスキン 化粧料

化粧品と石鹸

朝日堂株式会社

本社 大阪市東區南久寶寺町四
出張所 東京市小石川區西江戸町三一
工場 阪急沿線豊中市刀根山
工場 阪神沿線濱甲子園



丸善薬歯磨丸善ベールラム

アテナ歯刷子

アテナ自動研安全剃刀器具

アテナ替刃香水ゴヤ

丸善モルサップ

メロールローション

アテナ香水

發賣元 丸善商事株式会社 東京日本橋

香料

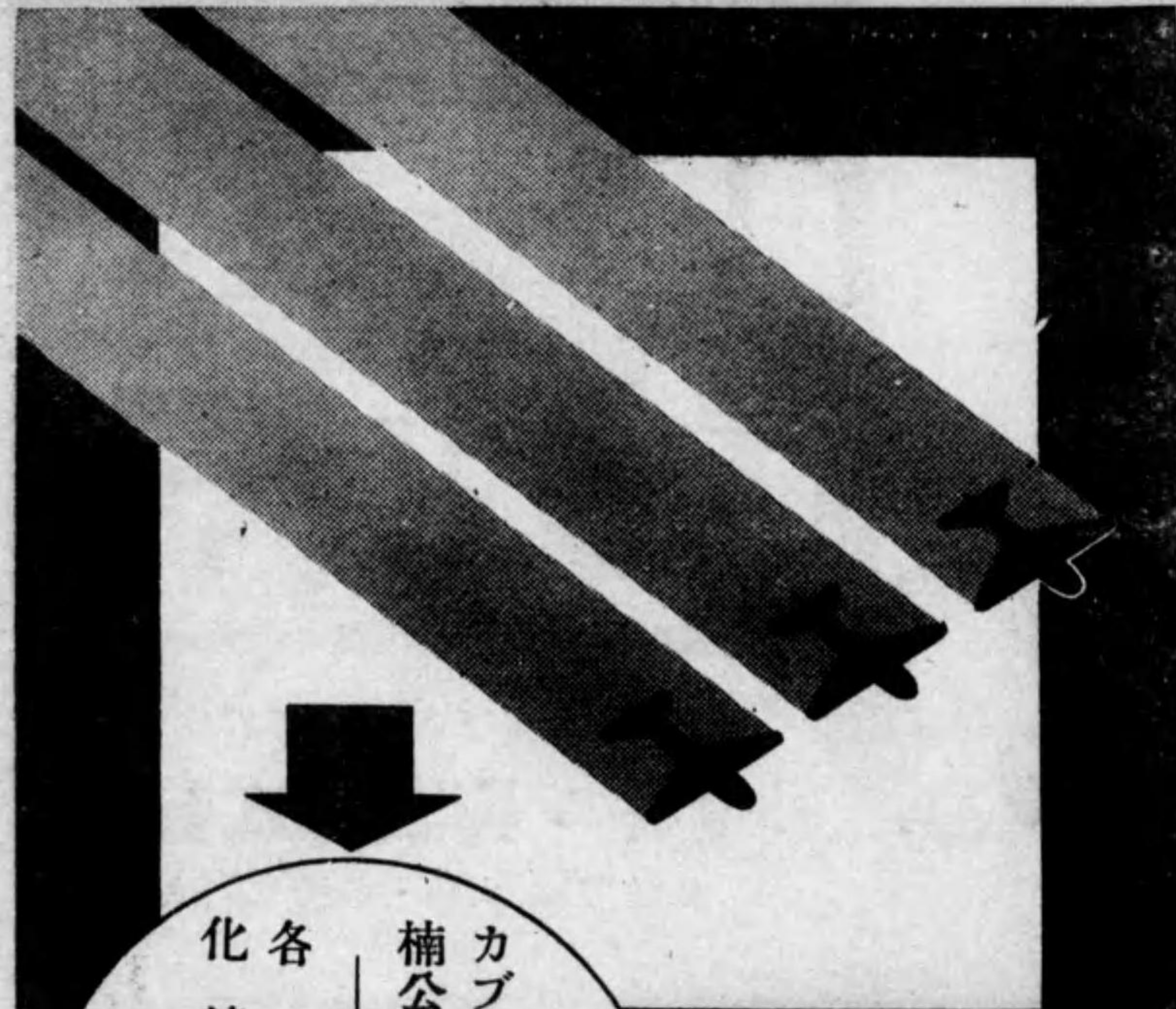
飲製香白ホクク
 料粧 粉油 菓水
 水 水 水 水
 ムド
 用用用用用用用



東京市日本橋區本町四丁目
長谷川藤太郎商店

電話日本橋 (24) 三四五二番
 三四六一番

工場 江戸川區小岩町七ノ一四七番
 電話小岩五四〇番



各種刷子問屋
 化粧用雜貨
 カプト印齒刷子本舖
 楠公印靴クリーム

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地

資社 鳥飼商店

電話日本橋 三五九八番 小岩町七ノ一四七番

髪洗
モダンシャンプー

養毛剤 モデナ

深養化粧水 セルモン

小瓶
大瓶
中年期御婦人用
二倍濃度

本舗 葛原工業所
東京市下谷區竹町一三二

婦人
小間物特殊化粧品
装身具化粧用雑貨
卸

東京堂
東京市日本橋區馬喰町三丁目

阿部錠商店

電話浪花(67)一三六二番
振替東京二八四九四番



賣薬部外品之部

マイヤール 黒ホマード
フレッククル薬用洗顔クレーム

化粧品之部

フレッククル ローション
フレッククル アストローション
フレッククル バニンククレーム
フレッククル コールドクレーム
フレッククル 洗顔パウダー(洗粉)
フレッククル めか 七袋入
薬用シャンプー
マイヤール 液體ホマード
マイヤール バニンククリーム
マイヤール コールドクリーム
マイヤール セットローション



スチルマン本舗
株式會社 **河田商會**

東京市麹町區有樂町一ノ二
電話銀座(57)七〇四七番
振替東京三六七七二番



賣薬之部

ソバカス・ニキビ・シミトリ・薬用クリーム新軟膏

フレッククル シングル
フレッククル 同
フレッククル ダブル
フレッククル 同

大弱性中
大強性中
試用

若返り・しわ延し・ホルモンクリーム薬
ノビルスキン シングル
同 ダブル

薬用ニキビ・アセモ・個型皮膚洗療薬
薬用フレッククルベース ダブル二號
同 シングル一號(品切)

薬用クリームベース 大

新薬之部

乳幼児の皮膚疾患に
ズルフォンアミド主劑の薬用クリーム軟膏
ドクターマイヤール ダブル
アミド錠劑
一基マイヤール 二十錠入
二基マイヤール 二十錠入
肺炎治療と預防の薬
エールモン 大人用
小人用

スチルマン製薬株式會社

東京市麻布區筭町六一
東京市赤坂區溜池町二
電話赤坂(48)〇五九七番
振替東京二一七五八番





小柳スマート髪洗粉

植物性

シヤンプー

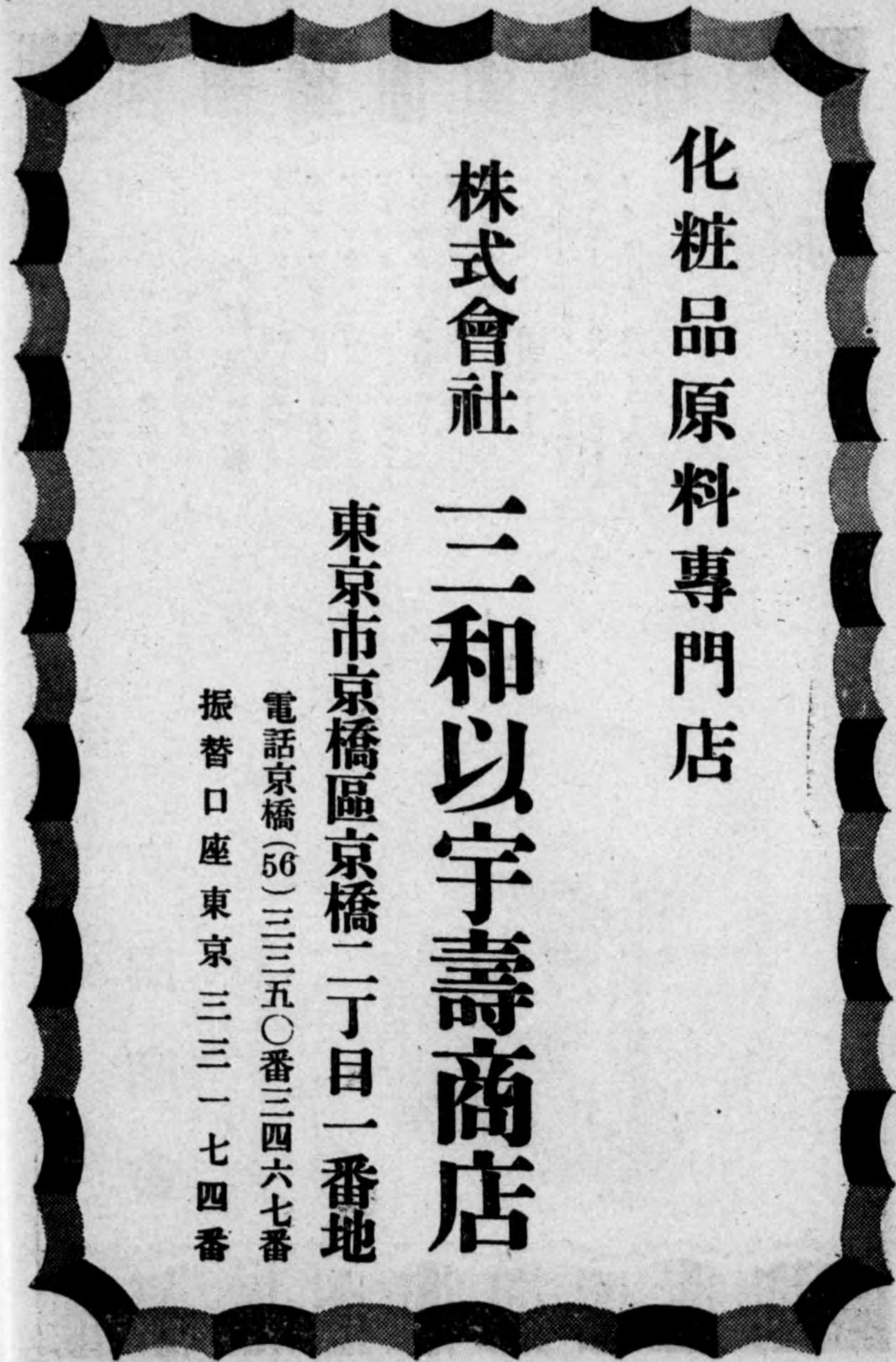
小柳香油・小柳ボマード
小柳クリーム・日満蠟燭

本 舗

柳 佐吉商店

有限 會社

東京市日本橋區小網町
電話茅場町(66)九四一番



化粧品原料専門店

株式會社 三和以宇壽商店

東京市京橋區京橋二丁目一番地

電話京橋(56)三三五〇番三四六七番

振替口座東京三三三一七四番

KBK

カネボウ

化粧品

鐘実薬化学研究所

東京 品川 大井



鐘淵紡績株式会社製品
鐘淵実業株式会社製品
鐘実薬化学研究所製品

合資會社

鐘友商會

東京・日本橋・兜町・川7区ビル206

電話・茅場町 68 2216・2219

振替東京173672番



婦人小間物必需雜貨問屋

東京市日本橋區橫山町七番地

會社名 **飛川商店**

電話浪花(67)二九五九番
振替口座東京七一七一二番



香料



株式會社 **小川香料店**
大阪市東區道修町二丁目四十五番地
電話北濱(23)一六六六番
振替貯金口座大阪二九六六番

香料商 **小川商店**
東京市日本橋區本町四丁目十五番地
電話日本橋(24)一四九一番
振替貯金口座東京六〇七番

工場 **小川化學工業株式會社**
大阪市東淀川區堀上通二丁目三十四番地
電話北(36)七三二〇番

臺灣 **小川香料產業株式會社**
本社・工場 臺中州員林街三條一七〇番
臺北事務所 臺北市福州街三三八番
魚池農場 臺中州新高那魚池庄加道坑
大湖農場 新竹州大湖那大湖庄
嘉義農場 臺南州嘉義郡中埔庄灣潭子
東京市日本橋區本町四丁目十五番地
小川產業有限會社
電話日本橋(24)四九一

お母さんも、赤ちゃんも
そして、お父さんまでが
近頃では使っている一家
共用の人気品です！

洗顔は素肌美
つくる紋章時代

一層御勉賣の程を
お願いいたします



其の効的素肌美と創る

高麗美白料 紋章 松葉精 洗面顔クムリク

化粧品と油脂製 株式会社 奉仕堂

大阪市東区水谷町之西・電話七五〇三

100

後一般報告事項並びに各地組合より提出の賣藥營業整備に關する議案につき慎重協議をなしたが、檢討部門が多方面に渉るため議長より三十六名の委員を擧げて部門別に委員會に付託すること、決定し第一日の日程を終つた。越えて第二日は二十六日、日本橋清水ビルに於いて開催、全體委員長に竹村幸次郎氏を擧げて議長となし全體委員會を開催後、本館賣藥部門、配給部門、直卸部門、配置賣藥部門、店頭賣藥部門の五部門に分ちそれれ、小委員會を開催したが、これが整理のため議長の指名に依り東京、大阪、京都、富山、名古屋、三重、大和の七團體より一名づつの委員を出して萬全を期することとなして散會。

賣藥營業に續いて新藥新製劑の整備を行ふための一段階として、厚生省主催のこれが官民懇談會第一回は二十六日、厚生省會議室に於いて主催者側より宮田業務課長高田事務官、勝屋技師等その他の係官が出席、民間側よりは鹽原三共、池田第一、島居、小西等の關係者が出席の下に開會し、配給統制整備に就いて意見を交換。

藥 業 品

東京製藥同業組合定時總會は二十六日、日本橋クラブに於いて開催、池田組長、歌橋副組長、岡澤會計主任を始め役員、組合員百八十餘名が出席、來賓として警視廳岸本衛生課長が臨席、厚生省江下事務官の訓辭あつて後三谷持次郎氏を議長として、報告事項について役員改選を行ひ全部留任と決定議事終了後岸本課長の訓辭を聴取總會を終了、表彰式に移り三十年勤続十七名、二十年勤続百一名十年勤続一七五名に對し池田組長より表彰状及び記念品を授與。

廣告税法の公布に依る廣告料專門委員會の專門委員の任命は二十八日付を以て發令されたが、業界よりは三共製藥砂原宜雄、田邊商店内藤豊次、ライオン本館山崎麻吉の三氏任命。

三 月

日本カプセル製造同業會では創立總會を二日、柳橋深川亭に於いて開催、厚生省より相山技師臨席發起人代表島村氏外二十六名が出席し、同會運営に關する諸規定を制定、創立總會終了後、相山技師

の訓辭を受け、晩餐會に移つた。

警視廳保安衛生部では厚生省通際賣藥營業者整備要綱に基き藥粧商組理事會議を五日警視廳衛生課長に於いて開催。警視廳側より岸本衛生課長以下各係官、藥粧側より吉田都南理事長を始め各藥粧理事長が參集、岸本課長の要綱説明の後、各理事長ともこれに就き懇談。

東京、大阪の兩製藥同業組合では五日、厚生省に對し連名を以つて着色墨の不足に對し遮光方法の改正を要する旨の陳情書を携行訪問、當該係官と會談、これを手交。東京錠劑製造組合の定時總會は六日、上野風月に於いて開催、竹島、山崎の正副理事長を始め組合員二十六名が出席し、會務、決算報告の後、役員改選を行ひ、全部重任と決定。

賣藥整備に關し全賣では十日、丸の内會館に賣藥整備協議會を開催。藤井賣理工事長を始め、大阪名古屋、京都、富山、大和、三重の各代表に全賣藥部より石井會長青柳事務理事外役員が出席し、陳情書原案案について石井會長より

詳細説明の結果、満場一致可決した。十二日本部役員はこれを携行厚生省を訪問陳情した。

東京優良品販賣會第九回定時總會は十一日日本橋クラブに於いて開催、來賓として警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長を始め各優良品販賣會代表者が臨席、齋藤理事長以下各役員會員約四百餘名が出席し、第六期營業報告定款改正等の諸議案を滞りなく終了後、岸本衛生課長の祝辭後、特別功勞者に賞品を授與。

東京賣藥卸賣和會では、國友外五氏が十三日、警視廳岸本衛生課長、松本藥事係長を訪問、陳情書を提出した。その趣旨は當局案の賣藥統制に就いて日本賣藥統制配給株式會社が設立されるが、東京に於いては單獨の配給會社設立を要望。

日本學術振興會の調査員として木村雄四郎、武部勝治の兩氏は、厚生省囑託となり十三日付をもつて發令、佛印、マイ、マライの方面に藥用資源を調査。

東京藥業振興會譽田會長は十三日、警視廳松本藥事係長を訪問、

賣藥整備に就いて官民協力に依り
審議會制度を設置されたとの嘆
願書を提出。

東京府藥劑師會第二十二回定時
總會は十五日、神田帝國教育會講
堂に於いて開催、警視廳三雲衛生
検査所長、岸本衛生課長、松本藥
事係長、高野警部、日薬より河合
會長等が臨席、石井會長を始め各
役員、代議員八十餘名參集、議事
に先立ち警視廳總監の告辭あつて後
竹中氏を議長として皇軍に對する
感謝決議の件その他の議事終了後
水質試験に對する市長よりの感謝
状及び前役員に對する同會よりの
表彰状を授與。

全國地方卸藥業聯合會臨時總會
は十七日、上野精養軒に於いて開
催、上田會長、鶴原、中村の兩副
會長以下各會役員代表百餘名參集
來賓として河合日藥會長、日本醫
藥配給統制會社等より臨席を得て
開會、大詔奉讀の後、議事に入り
地方配給機關の整備確立等の當面
の諸問題に就いて協議。

新藥新製劑の配給整備に關する
厚生省主催の第二次官民懇談會は
十八日、厚生省會議室に於いて開

席。松本藥事係長の訓示あつて後
總會に移り、事績報告讀出歳入等
を審議し散會。

四 月

第六十二回日本藥學會總會は四
日大醫學部三階講堂に於いて開
催、緒方、藤田正副會長以下役員
會員三百餘名出席し、庶務報告、
會計報告、細則改正、役員改選等
の諸懸案をそれゝ可決。

警視廳保安衛生部がその結成に
對して盡力した賣藥整備協議會の
結成式は六日、神田實工事務所に
於いて開催。警視廳より永岡保安
衛生部長、岸本課長、松本藥事係
長、天野警部等が出席、招請され
たる賣工、藥事聯合會、藥事振興
會、配賣同業會、賣藥製造卸同業
會、藥同、製藥同組、府藥等の各關
係業者、來賓として東京府荻原地
方商工主事、遠藤書記等の臨席を
得て開會、主催者側より岸本係長
の挨拶、永岡部長の訓示あつて後
議事に入り會則制定、役員選任等
の諸懸案を終了した。尙ほ初代會
長には賣工藤井理事長、副會長に
は製造卸上原理事長、配置賣藥場

催し、第一次同様の顔ぶれが出席
し、第一回厚生省よりの提示案に
就いて業者側より研究協議の結果
が説明され、これらに就いて懇談
を遂げるところがあつた。

藥事奉公會第一回定時總會は二
十日、上野精養軒に於いて開催。
厚生省より加藤衛生局長、高田事
務官、小森技手、企劃院立野技手
の臨席を得て大口會長、河合、鹽
野兩副會長以下各役員及び各府縣
よりの代表者が出席の下に開會。
一般會務報告、皇軍に對する感謝
決議等を終へたる後、懇談會に入
り、醫藥品確保、藥事法改正等に
就いて意見を交換した。

酒精ラックニスの一元的配給に
伴ふ東日本酒精ニス工業會の創立
總會は二十三日、京橋八重洲園に
於いて開催し、役員選任、定款の
制定等創立に關する一切の事項を
協議し、東日本ニス製造業者の統
制機關の設立を終つた。初代理事
長には橋本長一郎氏就任。

東京染料工業業組合の臨時
總會は二十四日、日本橋實聯講堂
に於いて開催、南川理事長を議長
として東部染料商業組合設立に伴

會長振興會譽田會長等就任。
東藥會十七年度總會は十一日淀
橋東京藥學專門學校講堂に於いて
開催、總會に先立ち南方經濟研究
所三吉朋十氏の南方藥材資源と題
する講演を聴取、續いて總會に移
り鍋島會長、萩村顧問、船戸副會
長外會員五十餘名が出席し、一般
會務報告、收支豫算等所定の議事
を終了。

新藥新製劑の配給整備に關する
第四次官民懇談會は十四日厚生省
に於いて開催、厚生省側より宮田
課長、高田事務官、竹内技師等の
各係官、業者側よりは鹽野義三郎
田邊五兵衛氏外十六氏出席し、第
三次懇談會に於ける配給整備問題
に就いて、官廳側、業者側よりそ
れぞれ意見の開陳があつた。

東京殺蟲防臭消毒劑商組合では
工業組合の事業發展に伴ひ、工業
組合一本建てとしこれが發展的解
消を行ふこととなり、これが解散
總會は十五日、兩國一平莊に於い
て開催。白井組長、境野、小松の
兩副會長以下組員百餘名が出席
し、所定の議事を終了したる後、
役員並に功勞者に對し感謝狀を、

ふ同商組の解散決議事項に就いて
協議し、本部商組への加入その他
を決議。
細田部長の南方轉出に伴ふ警視
廳保安衛生部長の後任は二十四日
付をもつて内務事務官永岡文男氏
任命。
神奈川縣藥劑師會は二十五日、
横濱藥劑師會館に於いて定時總會
を開催。清水會長の挨拶の後各方
面の祝辭披露があり、所定の議事
を終了したる後、小賣藥整理、賣
藥營業整理に關する協議事項に移
り、質疑應答、意見交換等あり多
大の成果を得て散會。

東京賣藥製造組合では四月一日
實施の廣告程完納に就いて緊急總
會を二十八日、京橋珍滿本店に開
催し、各本舖並びに幹事藤井龍角
散本舖、來賓として大東亞宣傳聯
盟より出席し、廣告税問題を慎重
協議。
東京府賣藥卸賣業者整備組合で
は二十八日林理事長、國友副理事
長外各理事代表は厚生省を訪問、
宮田藥務課長、高田事務官を、更
に警視廳に於いては岸本衛生課長
松本藥事係長、高野警部と面接し

組合員には記念品を贈つた。
東京藥種貿易商同業組合では十
六日、上野精養軒に於いて第二回
回定時總會を開催、官廳側より來
賓として厚生省高田事務官、東京
府係官、警視廳三雲検査所長、岸
本衛生課長、松本藥事係長、藤森
伊藤各技師、日本橋區長、古田藥
事奉公會理事長、青柳藥同組組長
小西染工業組長等の臨席の下に守
隨組長外役員參集し、昭和十六年
度決算報告、同十七年度收支豫算
役員選任等をそれゝ可決、續い
て第二十四回從業者表彰式を行ひ
勤続三十年以上四名、二十年以上
二十四名、十年以上七十九名の表
彰を行ひ、それゝ記念品、賞狀
等を授與、小泉厚生大臣以下關係
各方面の祝辭披露あつた。

國民醫療法の施行に伴ふ日本醫
療團設立に關し、十六日これが委
員長及委員が任命されたが委員長
には厚生大臣小泉親彦氏が就任、
委員には藥界關係より大口喜六、
河合龜太郎の兩氏の任命をみた。
第一回會合は二十日華族會館に開
催。
東京府賣藥卸業者整備組合では

二十三日の總會の結果を報告、そ
れぞれ陳情。
日本賣藥配給統制株式會社設立
要綱に依り選任せられた左記十四
發起人の第一回發起人會は、二十
八日丸ノ内日本工業クラブに於い
て厚生省宮田藥務課長、高田事務
官臨席の下に開催發起人代表森平
兵衛氏の挨拶の後、要綱に基づき會
社設立に就いて協議。設立發起人
如左。
森平兵衛、小林吉太郎、森下博、三田忠幸
藤田信二、赤橋英二郎、大木良輔、中田勇
吉、長尾政雄、星一、玉置源一郎、石井福
次郎、藤井得三郎、今松辰三郎

新藥新製劑の配給統制に關する
厚生省主催の第三次懇談會は三十
日、厚生省會議室に於いて開催、
第一次、第二次の官民懇談會の結
果に基づき研究懇談を遂げた。この
會談に於いて業者側より意見書を
提出したが、これは大體官民双方
の了解をみた。

東京府新藥新製劑原料配給統制
組合の第二回總會は三十日、日本
橋クラブに於いて開催。來賓とし
て警視廳より松本藥事係長、藤森
技師臨席、守隨理事長、吉岡事務
理事外各理事組合員六十餘名出

十八日林理事長は役員と共に厚生
省を訪問し宮田藥務課長、高田事
務官に會見し、東京府賣藥配給統
制株式會社設立に關する事情を説
明懇談。

東京、大阪兩賣藥工業組合の第
二回賣藥整備打合せ會は二十日上
野精養軒に於いて開催。東京側よ
りは藤井理事長、横出事務理事外
全整備協力委員三十餘名、大阪側
よりは森弘、竹村幸次郎氏外五名
が出席し、懇談を遂げた。

東京、大阪兩賣藥工業組合の賣
藥整備に關する第三回打合せ會は二
十二日、上野精養軒に開催。東京
側より藤井理事長を始め賣藥整備
協力委員二十一名、大阪側より竹
村理事長外五名出席、前日に引續
き熱心なる懇談を遂げた。

東京府衛生縮小賣藥組合聯合會
では二十二日京橋中央亭に於いて
定時總會を開き、事業、決算の報
告事項に引續き役員改選を行つ
た。
東京府乳製品卸商業組合第二回
通常總會は二十二日、京橋中央亭
に於いて來賓として農林省家治事
務官、窪田技師、東京府小田、金

井兩技師、東京市野宗配給係長の
臨席、宮本理事長以下各役員、
組合員四十餘名出席、昭和十六年
度決算報告、同十七年度豫算その
他を審議可決。

東京工業藥品卸小分統制會では
二十三日、日本橋實業講堂に於い
て定時總會を開催。林理事長以下
役員、組合員百餘名出席し林理事
長を議長として議事に入り、現名
稱を東京藥品小分卸同業會と變更
すること等七件の議案について審
議をなし散會。

警視廳主催に依る都下藥業關係
者より賣藥整備に關する直接的な
意見を聴くべき懇談會は、各所屬
の役員、組合員の外、主催側より
松本藥事係長、天野統制部主任、
江口主事補等が出席して左記の通
り懇談會を開催し、多大の成果を
得た。

○十八日 東京賣藥工業組合
東京藥事聯合會
○二十一日 東京藥
業振興會
○二十二日 東京配製賣藥同業
會
○二十三日 賣藥製造卸賣同業會
○二十四日 東京藥業同業組合
○二十五日 東京府藥
師會

記長大河三平、武田化學藥品東京支店長松
岡誠郎
○大阪側委員 西部試製工業組合理事長田
村庄太郎、武田化學藥品株式會社補三郎
株式會社石津作商店石津作次郎、岸田化學
藥品株式會社岸田龍之助

上海邦人生藥同業組合の創立總
會は二十日日本橋クラブに開催。
領警古木經濟主任業者百餘名出席
し規約の審議、役員の選舉等をそ
れぞれ可決、古木經濟主任の訓示
を聴取後散會。初代理事長は高島
尾飯田氏就任。

全國藥粧商業組合聯合會では第
三回通常總會を二十一日、日比谷
松本樓に於いて開催。吉田會長、
鈴木勇副會長各役員を始めとして
全國商業組合代表五十餘名參集、
厚生省より勝屋技師、警視廳より
藤森、細川兩技師の臨席を得て開
會、全國醫藥品小賣商組合聯合會
と名稱を變更するに伴ふ定款變更
その他の附議事項に就いて審議を
遂げ、これに關する當局への陳情
書等を決定散會。

厚生省の藥業統制要綱に基き日
本生藥統制株式會社の創立總會は
二十二日、大阪藤澤友吉商店に於
いて開催され定款承認、取締役、
監査役の選任等をそれぞれ決定し

五月

東部藥料商組では第二回定時總
會を二日、日本橋實業講堂に開催
散會に關する諸議案を審議しそれ
ぞれ可決。役員選舉の結果は全役
員重任。

東部試製工業組合第一回臨時總
會は日本橋クラブに開催。商工省
池邊技師、嵯峨物價局課長、菊地
事務官の臨席を得て開會。守隨理
事長を議長として事業統制委員、
異議採決委員、規格統制委員の選
任その他當面の協議事項に就て審
議を遂げた。

東京北豐島藥粧組合では第十回
通常總會を瀧野川區役所に於いて
開催。昭和十六年度の決算、同十
七年度の豫算等を始め十一件に涉
る議案について審議をなしたる後
商組中央會坂田指導課長より中小
商業者整備に關する講演を聴取し
て後散會。

東京藥粧商業組合聯合會第四回
通常總會は九日、日比谷松本樓に
開催、警視廳山崎技師、細川警部
の臨席を得て吉田會長以下各役員

た。同社は資本金百八十萬圓にて
初代社長には藤澤友吉氏就任。
東京府醫藥品卸會社定時總會は
二十五日、東京藥業事務所に於い
て開催。島居社長、中村事務以下
各役員、組合員出席し、第三期營
業報告、利益金處分等の諸案件に
就いて協議。

東京城北藥粧商業組合第九回通
常總會は二十五日、藏前華道會館
に開催。警視廳より藤森技師、鈴
木警部補、所轄警察係官の臨席の
下に開會、野田理事長を議長とし
て各報告事項あつて後協議事項に
移り當面の諸問題に就て審議をな
し何れも原案可決確定。

全國賣藥業團體聯合會では二十
五日神田事務所にて特別委員團會議
を開催、全國より參集の各委員は
石井會長を中心として厚生省よりの揭
示要綱に依り賣藥の整備統制問題
を協議、各地方の状況等を聴取し
懇談を遂げた。

内地の賣藥整備進捗に伴ひ臺灣
に於いても賣藥整備要綱を製作し
二十七日全島衛生課長、係長會に
於いて發表した。これに依ると全
島一企業體を原則とするも、階梯

出席し、吉田會長を議長として當
面の諸問題について審議をなし、
役員改選等を行ひ散會。同聯合會
今期に於ける配給總額は百四十萬
圓に及ぶ好成绩ぶりを示した。

警視廳保安衛生部衛生課藥事係
賣藥部の阿部徳藏氏は二十一年に涉
る警視廳勤務を十一日付辭令を以
つて勇退。同氏は十七年に涉つて
賣藥關係事務を執られた衛生係の
生字引とさへ云はれた人。

全國地方卸藥業聯合會第二回定
時總會は十四日九ノ内中央亭に開
催。上田會長東代、中村、鶴原の
各副會長以下理事役員、道府縣卸
機關代表者出席の下に開會、賣藥
配給問題に就いて協議を遂げ、會
則一部を變更することを決議して
議事を終了。臨席の厚生省勝屋技
師外來賓等の祝辭あつて後散會。

東京江東藥粧商業組合では第十
回定時總會を本所區役所に開催、
警視廳藤森技師の臨席の下に三森
理事長を始め組合員三百二十餘名
出席し、東京江東醫藥品小賣商業
組合に名稱變更に従ふ定款の變更
その他十七件に涉る諸案件を審議
し來賓の祝辭を受けて後散會。

として一州一企業體とし、臺東廳
花連港廳一企業體に統合すること
となつて居る。

富山縣賣藥工業組合では二十八
日、商工會議所に第三回通常總會
を開催、昭和十六年度剩餘金處分
案を審議し、年五分の配當をなす
ことを決定、その他諸案件を附議
可決。

東京中央藥粧商業組合第十回通
常總會は二十八日、日本クラブに
於いて開催。警視廳藤森技師、高
野警部、所轄警察係官の臨席、組
合員百二十餘名出席、理事長代理
玉井常務理事を議長として諸議案
をそれぞれ審議可決。

藥事奉公會の全體役員會は二十
九日九ノ内中央亭に於いて開催、
大口會長、慶松常任顧問、高橋顧
問、協會副會長以下全役員出席の
下に開會され、一般報告事項の後
事業整備要綱案、醫藥品産業整備
要綱案を協議したところ原案通
り可決、成文の上厚生大臣及企畫
院その他の關係當局へ提出。

東京賣藥工業組合では三十日神
田區役所に於いて臨時總會を開
催。藤井理事長以下役員十二名、

日本醫藥品生産統制會社第二回
定時總會を十五日、日本橋クラブ
に開催。厚生省與新村屬臨席、竹
田社長以下各役員株主等が出席
し定款の一部變更、配當金等をそ
れぞれ審議し散會。

都下有力藥局四百八十七名を會
員とする東京藥局會では十九日、
日比谷松本樓に於いて部長會を開
催中村會長及び伊澤副會長の病氣
事由に因を發し遂に解散と決定
青柳健次氏外四名の職務整理委員
を舉げて社會狀勢に鑑み二十餘年
の歴史を閉ぢることとなつた。

東京賣藥製造組合では定期總會
を日本橋珍滿に開催、堀内相長始
め各當番幹事、組合員四十餘名が
出席し、當番幹事の交替その他當
面の諸問題について協議。

商工省に於いては試藥の重要性
に鑑み生産と配給の圓滑を圖るべ
くその要綱作製に就き協議を遂げ
つゝあつたが、今回統制會社設立
委員會及幹事を銓衡左記の通り決
定。

△東部側委員 東京試製工業組合理事長守
國彦太郎、株式會社國産化學研究所加藤芳
郎、小島化學株式會社小島義忠、小西宗七
商店山田彌太郎、幹事東部試製工業組合

組合員二百二十五名が出席し、厚
生省より發表の賣藥整備要綱案を
めぐつてそれらの立場より質疑
應答の後、議長藤井理事長より賣
藥業整備實施方法案を語りたる
ところ滿場可決、これを關係當局
へ手交することを決定散會。

六月

厚生省では新藥新製劑の公定價
格設定に就いて本格的なる審議を
なすべく準備をすゝめ、新藥新製
劑規格設定委員會を設置非公式な
がら左の委員を囑託とした。
今野健治(東郷技師) 石澤隆平少將、清水
海軍少將、細忠三(東大藥局長)

岡山縣下の賣藥整備は既設の東
亞新藥株式會社を母體とし資本金
十八萬圓を五十萬圓に増資し、同
社の製藥を岡山配製賣藥商組、醫
藥品卸商組、日本賣藥統制組合の
三部門が配給すること、決定、こ
れが認可手續等を終了した。

藥事奉公會では全體役員會に於
いて可決した醫藥品産業整備要綱
並に賣藥整備要綱の兩要綱を三日
四日の兩日河合副會長、古田理事
長同道にて厚生省、企畫院を訪問